陽性者と重症者の推移



各波における特徴 ・オミクロン株BA.5 ・デルタ株に ・オミクロン株 系統による感染拡 よる感染拡大 BA.1/BA.2に 大 よる感染拡大 ・ワクチン効果 ・ワクチンの感染 で高齢者割合 ・アルファ株に ・保育所・学校 予防効果の減弱 低下 よる感染拡大 でのクラスター 20歳代以下の ・オミクロン株BA.5 ・全世代が感染 が増加 ・保育所、学校、 割合 高い 系統/亜系統に ・高齢者施設で ・重症者 少ない 民間事業所で よる感染拡大 クラスターが ・10歳代(16.1%) ・死亡者 少ない のクラスター 多数発生 が最多 ・新規患者数 ・全世代が感染 ・新規患者数 が増加 (最大) 3,990件/日 ・高齢者割合が ・重症者 少ない ・重症者 少ない (最大)23件/日 ・20歳代以下 高い ・新規患者数 · 新規患者数 割合 高い 【陽性者数】 第7波 ・死亡者 多い (最大) 2,351件/日 (最大) 3,036件/日 5,000 ・新規患者数 ・2020年3月3日 ・新規患者数 ・高齢者割合 ・初めて前回の波よ (最大) 392件/日 市内1例目発生 高い (最大) 261件/日 り最大数が下回る ・高齢者割合高い ・死亡者 多い 4.000 ・死亡者 少ない ・新規患者数 第8波 (最大) ・新規患者数 第6波 139件/日 (最大)23件/日 3,000 第1波 第3波 第4波 第5波 第2波 2.000 1,000 20/3/1 20/5/1 20/7/1 20/9/1 20/11/1 21/1/1 21/3/1 21/5/1 21/7/1 21/9/1 21/11/1 22/1/1 22/3/1 22/5/1 22/7/1 22/9/1 22/11/1 23/1/1 23/3/1 23/5/1 ※コメントでの1日最大件数:発表日基準 (4) ※グラフについて 令和4年9月26日まで:確定日基準 令和4年9月27日から:発表日基準 緊急事態宣言等 ①4月7日~5月21日 ②1月14日~2月28日 ③4月25日~6月20日 ④8月20日~9月30日 まん延防止等重点措置 ①4月5日~4月24日 ②6月21日~7月11日 ③8月2日~8月19日 ④1月27日~3月21日

感染拡大の各波の特徴

		第1波	第2波	第3波	第4波
期	刊	令和2年3月3日~ 5月20日	令和2年6月23日~ 9月23日	令和2年9月25日~ 令和3年2月28日	令和3年3月1日~ 6月30日
新	規感染者数	285件	682件	5, 100件	9, 287件
1 🗏	当たり感染者数	3.6件/日	7. 3件/日	32. 5件/日	76.1件/日
1 ⊨	最大新規感染者数	23件	23件	139件	261件
(:	公表日)	令和2年4月11日	令和2年8月8日など	令和3年1月22日	令和3年4月24日
年	給構成	・50歳代(20.0%)が最多 ・高齢者割合が高い (26.7%)	・20歳代(26.0%)が最多 ・20歳代以下割合が高い (41.1%)	・20歳代(17.1%)が最多 ・高齢者割合が高い (33.7%)	・20歳代(16.9%)が最多 ・高齢者割合が高い (30.8%)
	60歳代	9. 1%	5. 1%	10. 1%	9. 6%
高	70歳代	11. 2%	4.7%	10. 1%	9. 5%
齢者	80歳代	4.6%	3.4%	9.0%	7. 9%
	90歳代~	1.8%	2. 5%	4. 5%	3.8%
	計	26. 7%	15. 7%	33. 7%	30. 8%
	10歳代未満	1. 1%	5.0%	3.2%	3.8%
岩年	10歳代	2. 5%	10. 1%	6. 5%	9. 1%
者	20歳代	17. 2%	26. 0%	17. 1%	16. 9%
	計	20. 8%	41. 1%	26. 8%	29. 8%
死	亡者数	12件	3件	185件	374件
ク	ラスター数 :	6件	8件	58件	104件
	保育所・学校	1件	3件	10件	25件
	高齢・障害福祉施設	1件	2件	18件	48件
	病院	2件	1件	14件	16件
	公的機関	2件	0件	2件	1件
	民間事業所	0件	0件	5件	11件
	酒類提供飲食店	0件	2件	5件	2件
	スポーツ・娯楽施設	0件	0件	4件	1件

令和5年5月8日現在

		第5波	第6波	第7波	第8波
期	目	令和3年7月1日~ 12月31日	令和4年1月1日~ 6月22日	令和4年6月23日~ 10月11日	令和4年10月12日~ 令和5年5月8日
新	規感染者数	12, 083件	113, 237件	175, 399件	122, 210件
1 ⊨	当たり感染者数	65.7件/日	654.5件/日	1,580.2件/日	584.7件/日
1 ⊨	最大新規感染者数	392件	2,351件	3,990件	3,036件
(:	公表日)	令和3年8月19日	令和4年2月3日	令和4年8月10日	令和5年1月8日
	岭 構成	・20歳代(24.7%)が最多 ・20歳代以下割合が高い (47.4%)	・10歳代(16.8%)が最多 ・10歳代以下割合が高い (32.9%)	・40歳代(15.9%)が最多 ・10歳未満〜50歳代まで各 世代の割合が同程度	・40歳代(15.7%)が最多
	60歳代	4. 1%	5. 1%	7. 2%	8.0%
高	70歳代	2. 4%	3.7%	5. 2%	6. 1%
齢者	80歳代	1.5%	2. 6%	3.4%	3.9%
	90歳代~	0. 5%	1. 2%	1.4%	1. 4%
	計	8. 5%	12.6%	17. 2%	19. 4%
	10歳代未満	8. 1%	16. 1%	12. 7%	10. 2%
岩年	10歳代	14. 6%	16.8%	13.9%	13. 1%
者	20歳代	24. 7%	15. 2%	13. 9%	14. 1%
	<u>=</u> +	47. 4%	48. 1%	40. 5%	37. 4%
死	亡者数	38件	281件	236件	266件
ク	ラスター数	82件	1,005件	526件	356件
	保育所・学校	35件	747件	172件	_
	高齢・障害福祉施設	12件	187件	285件	271件
	病院	6件	57件	69件	85件
	公的機関	2件	9件	_	_
	民間事業所	23件	5件	_	_
	酒類提供飲食店	4件	0件	_	_
	スポーツ・娯楽施設	0件	0件	_	_

年代別感染者数

令和5年5月8日現在

	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90歳以上	計
第1波	3	7	49	42	51	57	26	32	13	5	285
割合	1.1%	2.5%	17.2%	14.7%	17.9%	20.0%	9.1%	11.2%	4.6%	1.8%	100%
第2波	34	69	177	108	86	101	35	32	23	17	682
割合	5.0%	10.1%	26.0%	15.8%	12.6%	14.8%	5.1%	4.7%	3.4%	2.5%	100%
第3波	165	330	870	561	711	741	517	515	458	232	5,100
割合	3.2%	6.5%	17.1%	11.0%	13.9%	14.5%	10.1%	10.1%	9.0%	4.5%	100%
第4波	353	843	1,571	1,088	1,262	1,301	895	884	735	355	9,287
割合	3.8%	9.1%	16.9%	11.7%	13.6%	14.0%	9.6%	9.5%	7.9%	3.8%	100%
第5波	977	1,770	2,984	1,995	1,944	1,380	498	286	185	64	12,083
割合	8.1%	14.6%	24.7%	16.5%	16.1%	11.4%	4.1%	2.4%	1.5%	0.5%	100%
第6波	18,263	19,073	17,160	16,498	17,217	10,808	5,786	4,139	2,954	1,339	113,237
割合	16.1%	16.8%	15.2%	14.6%	15.2%	9.5%	5.1%	3.7%	2.6%	1.2%	100%
第7波	22,205	24,297	24,397	24,975	27,945	21,333	12,666	9,201	5,948	2,432	175,399
割合	12.7%	13.9%	13.9%	14.2%	15.9%	12.2%	7.2%	5.2%	3.4%	1.4%	100%
第8波	12,502	16,068	17,172	17,000	19,149	16,464	9,830	7,494	4,800	1,731	122,210
割合	10.2%	13.1%	14.1%	13.9%	15.7%	13.5%	8.0%	6.1%	3.9%	1.4%	100%

第1波20/3/3~5/20

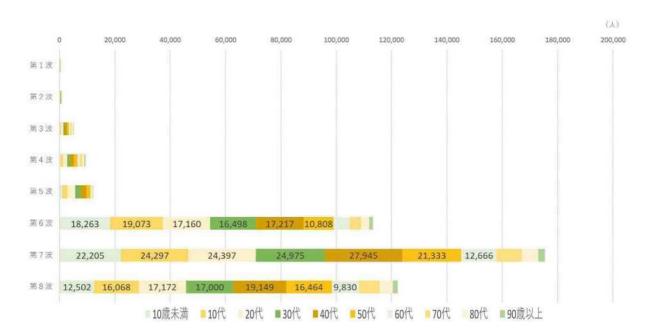
第2波20/6/23-9/23 第3波20/9/25~21/2/28 第4波21/3/1~6/30

第5波21/7/1~12/31 第6波22/1/1~6/22 第7波22/6/23~10/11 第8波22/10/12~23/5/8

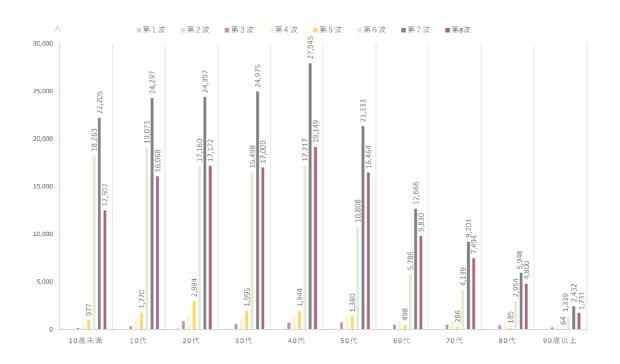
年代別感染者数の割合



各波における年代別感染者数



年代別感染者数の推移



年代・性別の死亡者数

		1~3波	4 波	5 波	6 波	7波	8波	総計
統計		200名	374名	38名	281名	236名	266名	1,395名
20歳代	計		2名				1名	3名
	男性		1名				1名	2名
	女性		1名					1名
30歳代	計		1名		1名	2名		4名
	男性		1名		1名	1名		3名
	女性					1名		1名
40歳代	# +	2名	7名	1名	1名	1名	1名	13名
	男性	2名	6名	1名	1名	1名		11名
	女性		1名				1名	2名
50歳代	計	5名	9名	3名	6名	3名	4名	30名
	男性	5名	7名	2名	3名	3名	3名	23名
	女性		2名	1名	3名		1名	7名
60歳代	計	11名	15名	8名	14名	4名	14名	66名
	男性	10名	10名	6名	11名	4名	10名	51名
	女性	1名	5名	2名	3名		4名	15名
70歳代	計	35名	78名	11名	45名	33名	62名	264名
	男性	23名	51名	7名	30名	24名	43名	178名
	女性	12名	27名	4名	15名	9名	19名	86名
80歳代	2+	141名	261名	15名	214名	193名	184名	1,008名
	男性	68名	116名	5名	103名	88名	95名	475名
	女性	73名	145名	10名	111名	105名	89名	533名
非・未公表	計	6名	1名					7名

- (注釈) ・死亡日基準で集計
- ・年代別、性別の人数は月に1度、第一火曜日に公表
- ・神戸市在住者のみ

市内クラスター発生状況

			1	牛 姜	ķ				
	第1波	第2波	第3波	第4波	第5波	第6波	第7波	第8波	
	R2.3.3~5.20	R2.6.23~9.23	R2.9.25~R3.2.28	R3.3.1~6.30	R3.7.1~12.31	R4.1.1~6.22	R4.6.23~10.11	R4.10.12~R5.5.8	件数合計
保育所・学校	1	3	10	25	35	747	172	0	993
高齢・障害福祉施設	1	2	18	48	12	187	285	271	824
病院	2	1	14	16	6	57	69	85	250
公的機関	2	0	2	1	2	9	0	0	16
民間事業所	0	0	5	11	23	5	0	0	44
酒類提供飲食店	0	2	5	2	4	0	0	0	13
スポーツ・娯楽施設	0	0	4	1	0	0	0	0	5
合計	6	8	58	104	82	1,005	526	356	2,145

変異株の状況

① 令和3年11月29日~令和4年1月30日 (デルタ株 ⇒ オミクロン株への置き換わり)

発生届出日	ゲノム		懸念され	る変異株	
光生油山口	確定件数	デル	タ株	オミク	ロン株
11/29-1/2	35	34	97.1%	1	2.9%
1/3-1/9	156	11	7.1%	145	92.9%
1/10-1/16	350	8	2.3%	342	97. 7%
1/17-1/23	405	2	0.5%	403	99.5%
1/24-1/30	519	2	0.4%	517	99.6%
	1, 465	57	3.9%	1, 408	96.1%

② 令和4年1月31日~令和4年8月28日

(オミクロン株 BA.1 系統 ⇒ BA.2 系統 ⇒ BA.5 系統への置き換わり)

発生	ゲノム			~	ナミクロン	烘			
			<i> / I</i> :				/ /:		/ 1.
届出日	確定件数	BA. 1	系統	BA. 2 矛	糸統	BA.	4系統	BA. 5	系統
1/31-2/27	1,505	1, 485	98. 7%	17	1.1%	0	0%	0	0%
2/28-3/27	807	621	77.0%	186	23.0%	0	0%	0	0%
3/28-4/24	586	143	24.4%	443	75.6%	0	0%	0	0%
4/25-5/29	1, 151	34	3.0%	1, 117	96.6%	0	0%	0	0%
5/30-6/26	618	0	0%	574(7)[1]	92.9%	2	0.3%	42	6.8%
6/27-7/31	1,601	1	0.1%	454 (32)	28.4%	30	1.9%	1, 116	69.7%
8/1-8/28	1,318	0	0%	40(2)	3.0%	9	0.7%	1, 269	96.3%
	7, 586	2, 284	_	2,831 -		41	-	2, 427	_
				(41)[1]					

※BA. 2 系統の()内の数字は BA. 2. 12. 1 系統の内数を、[] 内の数字は BA. 2. 75 系統の内数を表す。

③ 令和4年8月29日~令和5年5月28日 (オミクロン株BA.5系統 ⇒ 亜系統への置き換わり)

ゲノム解析結果について (内訳)

	9/26-10/30	10/31-11/27	11/28-1/1	1/2-1/29	1/30-2/26	2/27-3/26	3/27-4/30	5/1-5/28
ゲノム解析率	1.4%	3.0%	1.3%	1.1%	1.9%	2.0%	2.2%	-
BA.2系統	4	25	134	92	46	14	56	78
BA.2.3.20系統	0	4	15	14	1	0	3	0
BA.2.75系統	1	17	109	76	45	7	16	2
XBB系統	2	3	273	1	0	7	37	76
BA.4系統	0	1	0	0	0	0	0	0
BA.4.6系統	0	1	0	0	0	0	0	0
BA.5系統	135	431	511	309	133	32	17	2
BA.5.1系統	10	15	12	5	2	1	1	0
BA.5.2系統	120	374	384	214	86	23	12	2
BF.5系統	42	129	124	69	9	8	1	0
BF.7系統	1	15	65	49	25	7	10	2
その他のBF系	·統 2	9	12	13	10	2	0	0
BA.5.3系統	5	25	107	84	41	7	3	0
BE系統	1	9	11	2	1	0	0	0
BQ.1系統	4	16	95	81	40	7	3	0
その他のBA.5系統	0	17	8	6	4	1	1	0
ゲノム確定件数	139	457	645	401	179	46	73	80

主な系統の構成割合

	9/26-10/30	10/31-11/27	11/28-1/1	1/2-1/29	1/30-2/26	2/27-3/26	3/27-4/30	5/1-5/28
BA.2.3.20系統	0.0%	0.9%	2.3%	3.5%	0.6%	0.0%	4.1%	0.0%
BA.2.75系統	0.7%	3.7%	16.9%	19.0%	25.1%	15.2%	21.9%	2.5%
XBB系統	1.4%	0.7%	1.4%	0.2%	0.0%	15.2%	50.7%	95.0%
BF.7系統	0.7%	3.3%	10.1%	12.2%	14.0%	15.2%	13.7%	2.5%
BQ.1系統	2.9%	3.5%	14.7%	20.2%	22.3%	15.2%	4.1%	0.0%
BA.5系統 (BQ.1系統、BF7系統を除く)	93.5%	87.5%	54.4%	44.6%	38.0%	39.1%	5.5%	0.0%

ワクチン接種実績

令和5年5月8日現在

												市和3年3万(- H 70 E
満年齢	人口	1回	目	2 🗉	目	3 🗉	目	4 回		5 回	目	オミクロ	ン※3
/向 牛 图7	※ 1	接種人数	接種率	接種人数	接種率	接種人数	接種率	接種人数	接種率	接種人数	接種率	接種人数	接種率
65歳以上	434,491	406,897	93.6%	405,924	93.4%	391,672	90.1%	352,858	81.2%	260,599	60.0%	317,587	73.1%
60-64歳	92,380	83,290	90.2%	83,142	90.0%	76,324	82.6%	58,400	63.2%	27,118	29.4%	53,791	58.2%
50-59歳	221,318	192,461	87.0%	191,891	86.7%	160,748	72.6%	95,230	43.0%	14,589	6.6%	98,204	44.4%
40-49歳	206,959	173,063	83.6%	172,246	83.2%	126,498	61.1%	59,094	28.6%	9,103	4.4%	64,402	31.1%
30-39歳	156,744	124,410	79.4%	123,540	78.8%	84,482	53.9%	31,949	20.4%	5,235	3.3%	37,552	24.0%
20-29歳	155,568	119,792	77.0%	118,632	76.3%	77,098	49.6%	22,926	14.7%	3,631	2.3%	31,541	20.3%
18-19歳	28,249	22,508	79.7%	22,260	78.8%	13,143	46.5%	3,911	13.8%	246	0.9%	7,162	25.4%
16-17歳	26,438	20,409	77.2%	20,229	76.5%	10,620	40.2%	3,348	12.7%	0	0.0%	5,822	22.0%
12-15歳	53,093	27,080	51.0%	26,679	50.2%	14,063	26.5%	4,383	8.3%	0	0.0%	9,007	17.0%
5-11歳	84,825	8,117	9.6%	7,881	9.3%	3,386	4.0%	522	0.6%	0	0.0%	651	0.8%
0-4歳 ※ 2	48,141	1,068	2.4%	1,014	2.3%	751	1.7%	12	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
総計	1,508,206	1,179,095	78.4%	1,173,438	78.0%	958,785	63.8%	632,633	42.1%	320,521	21.3%	625,719	41.6%

^{※1} 人口は令和5年5月5日時点の住民基本台帳人口

^{※2} ワクチン接種の対象は生後6か月以上

^{※3} オミクロン株対応ワクチンの接種回数は3~5回目接種の内数

集団接種会場

		令和34	<u>_</u>					ł	ł	· 1	<u></u>	_							•		Ė	令和5年 (2023年)	2023年)					
		5.A	<u>е</u> В	7月	8月	9月	10月	引 11月	12月	9 1A	引 2月	3月	4月	5月	E9	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1,月	2月	3月	4月	5月	6Д	
	御影公会堂	10						3	30																			
漸凝	東神戸センタービル										5											29						
	ファッションプラザ		26						12		5										25						-	
	JR灘駅		7	31																								_
937		14						3	30		5	25	2															
菜	瀬区民センター											00						25										
	サザンモール																	7	4			29						
	三宮OPA2	10																										_
	サンパル		1					3	30																			
	センタープラザ										22												25					
	ハーバーランド5階																									6	30	
#	神戸市役所24階				10																					9		
	I H D センタービル		22						12		5	4																
	神戸学院大学		22						12		22	11																
	アリストンホテル											17						25										
	キメックセンタービル																				24							
	兵庫区役所	10						3	30		2										25							_
世世	イオンモール神戸南	10						C)	30		2			14														
	神鉄ビル																				9	29						
	北区文化センター(本館)	10		3.													1 24											
÷					10			C	30		5					27												
7	鈴蘭台プラザ																29					29						
	エコールリラ	10																						31		6	30	
単田	長田 長田区文化センター	10						M	0		2											29						
無	須磨区役所	10						CÓ.	30		5											31				6	30	
II (須磨パティオ		56						12		2												25					
	トレーニング室	10	19																									
井	レバンデホール	Z	1					m	0		2	2																
À	トレーニング室+体育館												1			18												
	垂水年金会館					'										22								31		6	30	
	西神中央駅ピル	10																						31				
		10	31																									
E			2	25	2																							
	J A 兵庫六甲西神文化センター			2	7			(r)	0		2											29						
	キャンパススクエア		22	-					12		2												25			6	30	
	東横INN			1 31	-																							_
	ニチイ学館				1		20																					
超品	北部診療所					21	30																					
	神戸市役所24階							4																	27			
	ハーバーランド5階																									11	29	_
十担差	メ 担増 ハーバーランド	25	2	31	H						2	27	_					27				29						
	ノエビアスタジアム	~	1						15		29				19													_

ワクチン接種のスケジュール

令和3年(202	21 年)
3月 1日	専用コールセンターの開設
3月14日	集団接種会場におけるシミュレーション
4月12日	高齢者施設での優先接種を段階的に開始
4月19日	接種券(75 歳以上)の発送
4月20日	予約受付の開始
5月10日	集団接種会場での接種開始
5月17日	個別接種場所(診療所・病院)で接種を順次開始
	接種券の発送(65 歳以上 75 歳未満順次)
5月25日	神戸ハーバーランドセンタービル(歯科医師による接種)で接種開始
5月31日	ノエビアスタジアム神戸で接種開始
6月11日~2	4日 接種券の発送(16歳以上 65歳未満)
6月22日	集団接種会場5会場の追加設置(平日・土曜の午前接種に対応)巡回接種の派遣開
	始
7月 1日	東横 INN 神戸三ノ宮 I で知的障害者・精神障害者等向け接種開始
7月 2日	ファイザー社製ワクチンの供給不足により、全ての接種会場・個別接種場所におけ
	る1回目接種の新規予約受付を停止
7月 6日	ファイザー会場の1回目予約キャンセル(個別接種場所は7月 12 日〜)、モデルナ
	会場への予約振替を実施
7月16日	モデルナ会場で 65 歳以上の新規予約再開(ファイザー会場及び個別接種場所は7月
	26 日予約再開)
7月22日	モデルナ接種会場で基礎疾患がある方への予約再開(ファイザー会場及び個別接種
	場所は7月26日予約再開)
7月26日	64歳以下のキャンセル対象者の予約再開(全ての接種会場・個別接種場所)
7月30日	優先予約対象者(60~64歳の方、高齢・障害施設の従事者、医療実習生等)の予約再
	開(全ての接種会場・個別接種場所)保育所、学校園、児童館等の従事者等の予約
	開始(ノエビアスタジアム)
8月 5日	40 歳~59 歳の方への予約開始(ノエビアスタジアム)配慮を要する方 (知的障害者・
	精神障害者等)の予約再開・会場追加
8月17日	40 歳~59 歳の方への予約開始 (ノエビアスタジアム以外) 19 歳~39 歳の方の予約
	開始(ノエビアスタジアム)
8月24日	19 歳~39 歳の方の予約開始(ノエビアスタジアム以外)
8月27日	妊娠中の方への優先接種予約受付開始(ノエビアスタジアム以外の集団接種会場)
8月30日	12歳~15歳の方の接種券発送
0 0 01 0	こども健康相談窓口(コールセンター)の開設
8月31日	12 歳~18 歳の方の予約開始

9月14日	16 歳~39 歳の若年層向け優先接種の予約開始 (ノエビスタジアム) 及び 11 歳以下
	のこどもの親向け優先接種の予約開始(ノエビスタジアム及び市役所 24 階)
10月21日	公共交通機関の利用が困難な方向けに「こうベワクチンカー」の地域訪問接種予約
	受付開始
10月31日	モデルナ社製ワクチンを使用する集団接種会場及びノエビアスタジアム神戸会場
	(大規模接種会場)での1回目接種終了
11月 4日	学生やお勤めの方向けに接種曜日・時間を拡充、あわせて配慮が必要な方向けに専
	用時間帯を設定(市役所 24 階)
11月22日	追加(3回目)接種用の接種券(第1弾)を発送(約 15,500 人)・予約受付開始
12月 1日	追加(3回目)接種の開始(医療従事者等)
12月12日	モデルナ社製ワクチンを使用する集団接種会場での接種終了
12月15日	ノエビアスタジアム神戸会場(大規模接種会場)での接種終了
12月17日	医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等の3回目接種の接種間隔が8か月から
	6 か月に短縮
	その他の高齢者の3回目接種の接種間隔が8か月から7カ月に短縮(令和4年
	(2022年) 2月以降)
令和 4 年(20	22 年)
1月13日	一般高齢者の3回目接種の接種間隔が7か月から6か月に、その他の者の3回目接
	種の接種間隔が8か月から7カ月に短縮(3月以降)
1月17日	追加(3回目)接種の開始(一般高齢者)
1月29日	市役所 1 号館 24 階会場とノエビアスタジアム神戸会場での接種を再開
2月 5日	集団接種会場 17 か所とハーバーランドセンタービル大規模接種会場での接種を再
	開
	ノエビアスタジアム神戸会場で「接種券なし接種」を開始(~3月7日)
2月28日	ハーバーランドセンタービル会場で「予約なし接種」を開始(~3月 27 日)
3月 1日	小児(5歳~11 歳)への初回(1回目・2回目)接種を開始
3月17日	ノエビアスタジアム神戸会場で「団体接種」の予約受付を開始
3月27日	ハーバーランドセンタービル会場での接種を終了
4月11日	12 歳以上 18 歳未満への接種券(追加接種)の発送を開始
5月15日	イオンモール神戸南店3階会場での接種を終了
5月16日	キャンパス訪問型団体接種を開始
5月17日	センタープラザ会場で夜間接種を開始
5月25日	3回目接種以降の接種間隔が6カ月から5カ月に短縮(ノババックス除く)
5月31日	60 歳以上の方へ追加(4 回目)接種券の発送を開始
6月 8日	こうベワクチンカーによる地域訪問接種(追加接種)を開始(~7月8日)

医療従事者等及び高齢者施設等の従事者への追加(4回目)接種券の発行開始(こ

ノエビアスタジアム神戸会場での接種を終了

6月19日

7月22日

	うべ E-mail 接種券)
7月30日	まちなか接種ステーションを設置(~8月28日)
8月17日	センタープラザ9階会場(中央区)で「予約なし」「接種券なし」の夜間接種を開始(~
	8月31日)
9月 8日	小児(5歳~11 歳)への追加(3回目)接種を開始
9月27日	オミクロン株(BA.1)対応ワクチンの接種を開始
9月29日	大規模接種会場(ハーバーランドセンタービル)を再設置
10月1日	市役所1号館 24 階会場でノババックス社ワクチンの接種を開始
10月3日	50 歳~59 歳の方へのオミクロン株対応ワクチンの接種券発送を開始
10月7日	40 歳~49 歳の方へのオミクロン株対応ワクチンの接種券発送を開始
10月11日	12 歳~39 歳の方へのオミクロン株対応ワクチンの接種券発送を開始
10月21日	3回目接種以降の接種間隔が5カ月から3カ月に短縮(ノババックス除く)
10月25日	オミクロン株(BA.4-5)対応ワクチンの接種を開始
11月17日	生後6か月~4歳(乳幼児)への初回接種用接種券の発送を開始
11月21日	生後6か月~4歳(乳幼児)の接種を開始
令和5年(20	23 年)
1月31日	大規模接種会場(ハーバーランドセンタービル)での接種を終了
2月 1日	集団接種会場を 14 か所から 7 か所に縮小
2月 2日	センタープラザ9階会場で予約なしの夜間接種を開始
3月 1日	集団接種会場を4か所に縮小
4月 1日	集団接種会場を1か所に縮小
3月31日	副反応相談窓口・こども健康相談窓口を閉鎖
4月20日	65 歳以上の方及び5回目接種完了者等に対し、令和5年(2023年)春開始接種の
	接種券発送を開始
5月 8日	令和 5 年春開始接種を開始
5月 9日	集団接種会場5か所での春開始接種を開始

宿泊療養所一覧

(令和5年7月1日現在)

	ニチイ 神戸ポートアイランド センター宿泊棟	東横 INN 神戸三ノ宮駅市役所前	東横 INN 神戸三ノ宮 I
開設日	令和2年4月11日	令和2年8月19日	令和 2 年 12 月 19 日
閉鎖日	令和5年6月30日	令和4年8月1日	令和4年6月10日
定員	30 名(最大値 100 名)	110名	88名
入所者数	(延べ滞在者数) 19,607名 (実入所者数) 3,569名 (過去一日最大) 82名 令和4年1月19日	(延べ滞在者数) 19,136名 (実入所者数) 3,280名 (過去一日最大) 76名 令和3年8月31日	(延べ滞在者数) 11,207名 (実入所者数) 1,922名 (過去一日最大) 82名 令和4年1月18日
運営体制	【医師】中央市民病院、神戸赤十字病院、保健所医師24時間オンコール体制【看護師】24時間常駐/昼間4名・夜間4名【外部委託事務職員】・業務統括昼間1名(夜間オンコール)・生活支援24時間常駐/2名・入退所対応昼間1名【外部委託事務職員】24時間常駐/2名【警備員】24時間常駐/3名	【医師】神戸市医師会、保健所医師24時間オンコール体制【看護師】24時間常駐/昼間4名・夜間3名【外部委託事務職員】・業務統括昼間1名(夜間オンコール)・生活支援24時間常駐/2名・入退所対応昼間1名【警備員】24時間常駐/3名	【医師】神戸市医師会、保健所医師24時間オンコール体制【看護師】24時間常駐/昼間4名・夜間3名【外部委託事務職員】・業務統括昼間1名(夜間オンコール)・生活支援24時間常駐/2名・入退所対応昼間1名【警備員】24時間常駐/3名

	サンルートソプラ 神 戸 アネッサ	神戸ポートタワーホテル	サンルートソプラ神戸
開設日	令和3年8月20日	令和3年9月18日	令和 4 年 1 月 21 日
閉鎖日	令和5年5月8日	令和5年5月8日	令和5年5月8日
定員	138 名	148名	176名
入所者数	(延べ滞在者数) 14,141名 (実入所者数) 2,404名 (過去一日最大) 111名 令和4年1月19日	(延べ滞在者数) 10,616名 (実入所者数) 1,754名 (過去一日最大) 101名 令和4年1月19日	(延べ滞在者数) 12,254名 (実入所者数) 2,055名 (過去一日最大) 95名 令和4年7月31日
運営体制	【医 師】 神戸赤十字病院、保健所医師 24 時間オンコール体制 【看護師】 24 時間常駐/ 昼間 5 名・夜間 4 名 【外部委託事務職員】 ・業務統括 昼間 1 名 (夜間オンコール) ・生活支援 24 時間常駐 /2名 ・入退所対応 昼間 1 名 【警備員】 24 時間常駐/8名	【医 師】 兵庫県災害医療センター、 西神戸医療センター、保健 所医師 24 時間オンコール体制 【看護師】 24 時間常駐/ 昼間 5 名・夜間 4 名 【外部委託事務職員】 ・業務統括 昼間 1 名(夜間オンコール) ・生活支援 24 時間常駐 / 2 名 ・入退所対応 昼間 1 名 【警備員】 24 時間常駐/4 名	【医 師】 神戸市医師会、保健所医師 24 時間オンコール体制 【看護師】 24 時間常駐/昼間 4 名・夜 間 3 名 【外部委託事務職員】 ・業務統括 昼間 1 名 (夜間オンコール) ・生活支援 24 時間常駐 /2 名 ・入退所対応 昼間 1 名 【警備員】 24 時間常駐/6 名

	東横 INN 神戸湊川公園	KOKO HOTEL 神戸三宮	神戸メディケア センタービル 6 階
開設日	令和4年8月29日	令和4年8月30日	令和 4 年 12 月 15 日
閉鎖日	令和5年1月2日	令和5年3月1日	*
定員	86 名	99 名	36 名
入所者数	(延べ滞在者数) 1,123名 (実入所者数) 194名 (過去一日最大) 26名 令和4年12月24日	(延べ滞在者数) 2,874名 (実入所者数) 525名 (過去一日最大) 49名 令和4年12月30日	(延べ滞在者数) 205名(実入所者数) 33名(過去一日最大) 9名令和4年12月28日
運営体制	【医師】 神戸市医師会、保健所医師 24時間オンコール体制 【看護師】 24時間常駐/ 昼間4名・夜間3名 【外部委託事務職員】 ・業務統括 昼間1名(夜間オンコール) ・生活支援 24時間常駐 /2名 ・入退所対応 昼間1名 【警備員】 24時間常駐/6名	【医師】 兵庫県災害医療センター、 保健所医師 24 時間オンコール体制 【看護師】 24 時間常駐/ 昼間 4 名・夜間 3 名 【外部委託事務職員】 ・業務統括 昼間 1 名(夜間オンコール) ・生活支援 24 時間常駐 / 2 名 ・入退所対応 昼間 1 名 【警備員】 24 時間常駐/ 昼間 7 名・夜間 6 名	宿泊療養施設の運営に必要な医療従事者の配置や健康管理業務全般についてポートアイランド病院へ業務委託

※令和5年6月から休止中(入所者発生時に開所)

確保病床の推移

			増床数(うち重症)	病床数(うち重症)
		第1波	_	50 床(16 床)
		7月17日	+20床(-)	70 床(16 床)
令	令和2年度 第2波	7月23日	+30 床(+18 床)	100 床(34 床)
和 2		7月29日	+20床(+ 5床)	120 床(39 床)
年 度		8月 1日	+40床(+2床)	160 床(41 床)
		10月14日	△90 床(△25 床)	70 床(16 床)
020	(2020年度) 第3波	11月5日	+30 床(+18 床)	100 床(34 床)
年 度		11月16日	+20 床(+ 5 床)	120 床(39 床)
		11月19日	+40 床(+ 2 床)	160 床(41 床)
	//X	2月8日	+51床(—)	211 床(41 床)
		3月1日	△22 床(一)	189 床(41 床)
		4月15日	+22 床(一)	211 床(41 床)
		4月19日	+18床(—)	229 床(41 床)
		4月22日	+ 7床(—)	236 床(41 床)
		4月28日	+ 8床(—)	244 床(41 床)
	第	4月30日	+ 4床(—)	248 床(41 床)
	4 波	5月1日	+11床(—)	259 床(41 床)
和和	//	5月7日	+ 8床(—)	267 床(41 床)
4		5月10日	+24 床(+ 5 床)	291 床(46 床)
度		5月21日	+14床(+ 5床)	305 床(51 床)
202		6月22日	△23 床(一)	282 床(51 床)
令和3年度(2021年度)		8月19日	+ 7床(-)	289 床(51 床)
度	第	9月1日	+32床(一)	321 床(51 床)
	第 5 波	9月8日	+23 床(一)	344 床(51 床)
	//	10月4日	△38 床 (△ 4 床)	306 床(47 床)
		12月9日	+31床(—)	337 床(47 床)
	笋	1月28日	+36床(+6床)	373 床(53 床)
	第 6 法	2月18日	+10床(-)	383 床(53 床)
	波	3月4日	+15 床(一)	398 床(53 床)
		6月1日	△40 床 (△ 8 床)	358 床(45 床)
令和	(金)	7月15日	+24 床(+ 2 床)	382 床(47 床)
4	第7次	7月25日	+23 床(+ 6 床)	405 床(53 床)
令和4年度(2022年度)	波	8月12日	+18床(—)	423 床(53 床)
(20		9月1日	+27床(—)	450 床(53 床)
)22\		10月7日	△52 床(△ 8 床)	398 床(45 床)
生	筆	12月15日	+10床(+ 2床)	408 床(47 床)
	第 8 池	12月28日	+25床(+6床)	433 床(53 床)
	波	2月15日	△54 床 (△ 8 床)	379 床(45 床)

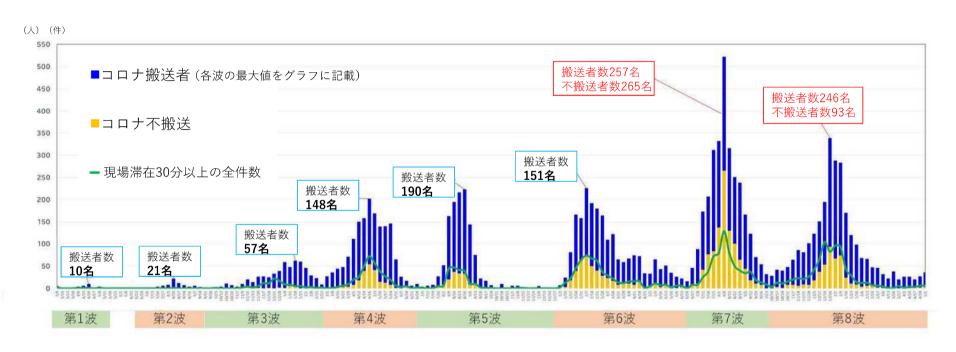
確保済み病床に対する病床占有率の推移

				病床全体	重	重症者用病床
			占有率	使用病床/確保病床	占有率	使用病床/確保病床
	第2	8月19日	5 1 %	61/120 床	2 1 %	8/39 床
令和	2 波	9月23日	2 3 %	28/120 床	5 %	2/39 床
2		10月20日	3 8 %	45/120 床	1 3 %	5/39 床
↑ 令和2 年度		11月18日	65%	78/120 床	4 4 %	17/39 床
	第 3	12月16日	90%	144/160 床	6 9 %	27/39 床
(2020年度)	波	1月13日	96%	154/160 床	95%	37/39 床
年 度		2月 3日	86%	171/200 床	7 1 %	29/41 床
		2月28日	4 6 %	97/211 床	3 7 %	15/41 床
		3月8日	5 7 %	107/189 床	3 7 %	15/41 床
	第 4	4月13日	98%	193/196 床	80%	33/41 床
	波	6月15日	48%	146/305 床	3 5 %	18/51 床
和		7月14日	2 3 %	64/282 床	6 %	3/51 床
令和3年度 令和3年度		7月31日	50%	141/282 床	18%	9/51 床
	第 5	8月31日	9 4 %	272/289 床	69%	35/51 床
202	波	9月24日	49%	169/344 床	4 3 %	22/51 床
(2021年度)		11月20日	3 %	9/306 床	4 %	2/47 床
度	第	1月18日	50%	170/337 床	19%	9/47 床
	6 波	2月15日	86%	319/373 床	7 5 %	40/53 床
	//X	3月25日	49%	196/398 床	36%	19/53 床
		6月28日	1 2 %	44/358 床	7 %	3/45 床
和 和	第 7	7月13日	5 1 %	182/358 床	36%	16/45 床
4 年	波	8月22日	86%	363/423 床	58%	31/53 床
度		9月11日	4 9 %	219/450 床	1 7 %	9/53 床
4年度 (2022年度		10月15日	15%	61/398 床	1 3 %	6/45 床
年	第 8	11月30日	5 2 %	208/398 床	4 2 %	19/45 床
度)	波	12月23日	76%	310/408 床	7 4 %	35/47 床
		2月 1日	4 3 %	186/433 床	4 0 %	21/53 床
		4月4日	8 %	29/379 床	1 3 %	6/45 床

第1波 20/3/3~5/20 第2波 20/6/23~9/23 第3波 20/9/25~21/2/28 第4波 21/3/1~6/30 第5波 21/7/1~12/31 第6波 22/1/1~6/22

第7波 22/6/23~10/11 第8波 22/10/12~23/5/8

(救急対応) コロナ 搬送者・不搬送者数・現場滞在30分以上の件数



※週ごとの合計値

陽性患者 119要請場所

令和2年(2020年)3月1日~令和5年(2023年)5月7日

					要		出動件数(. ,		
要請	年月	自宅		宿泊療養施設		医療	医療機関		高齢者施設等		の他	Ī	i †
			不搬送		不搬送		不搬送		不搬送		不搬送		不搬送
	3月	3	-	-	-	3	-	Ī	-	-	-	6	-
	4月	8		-	-	14	-	ı	-	-	-	22	-
令	5月	-	-	-	-	5	-	ı	-	-	-	5	-
和 2	6月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
年	7月	3	-	-	-	5	-	ı	-	1	-	9	1
2 0	8月	12	-	1	-	22	-	15	1	2	-	52	1
2	9月	4	-	-	-	9	-	-	-	-	-	13	-
0 年)	10月	3	-	-	-	22	-	-	-	-	-	25	-
	11月	15	3	-	-	32	-	2	-	-		49	3
	12月	47	3	3	-	58	-	14	-	5	-	127	3
	小計	95	6	4	-	170	-	31	1	8	-	308	7
	1月	93	10	27	-	68	-	52	1	5	1	245	12
	2月	25	1	3	-	39	-	38	-	2	-	107	1
	3月	74	5	11	1	64	-	24	1	5	1	178	8
令	4月	426	92	27	-	106	-	33	12	20	1	612	105
和 3	5月	446	81	22	-	95	1	82	9	17	3	662	94
年(6月	59	7	8	-	26	-	10	-	5	1	108	8
2	7月	28	4	4	-	10	-	-	-	3	-	45	4
2	8月	543	109	38	-	79	1	8	-	16	2	684	112
年	9月	282	40	42	-	54	-	16	1	9	-	403	41
	10月	7	1	1	-	11	-	6	-	-	-	25	1
	11月	8	-	1	-	4	-	-	-	2	2	15	2
	12月	2	-	-	-	4	-	2	-	-	-	8	_
	小計	1, 993	350	184	1	560	2	271	24	84	11	3, 092	388
	1月	207	62	3	-	41	-	36	8	17	4	304	74
	2月	534	160	9	-	77	4	112	48	29	11	761	223
	3月	305	66	6	-	45	2	78	4	29	1	463	73
令	4月	183	34	2	-	23	1	41	2	17	2	266	39
和 4	5月	137	22	3	-	23	-	36	2	10	-	209	24
年	6月	71	10	-	-	11	-	16	-	6	2	104	12
2 0	7月	592	191	15	-	55	4	109	20	34	2	805	217
2	8月	1, 185	574	5	1	94	12	166	56	98	30	1, 548	673
2 年	9月	349	94	6	-	44	1	100	6	17	1	516	102
Ĭ -	10月	93	6	5	-	20	-	32	-	5	-	155	6
	11月	190	27	8		30	1	84	5	8	1	320	34
	12月	470	148	16	1	76	-	157	21	29	10	748	180
	小計	4, 316	1, 394	78	2	539	25	967	172	299	64	6, 199	1, 657
令和	1月	428	125	10	-	69	1	160	19	24	8	691	153
和 5	2月	77	12	1	-	26	1	51	1	6	-	161	14
年 ?	3月	42	3		-	8	-	28	_	3	_	81	3
0	4月	51	2	3	-	9	-	26	1	7	1	96	4
2 3 年	5月	29	2	1		3	-	1	1	3		37	3
年)	小計	627	144	15	-	115	2	266	22	43	9	1, 066	177
	合計	7, 031	1, 894	281	3	1, 384	29	1, 535	219	434	84	10, 665	2, 229

【市民・事業者に対する主な情報発信】

令和2年(2020年)1月30日~6月5日(第1次検証期間)

【広報紙】

- ・新型コロナウイルス感染症に対する市民の関心の高まりをうけ、令和2年(2020年) 4月号から6月号の3回にかけて新型コロナウイルス関連の表紙にするとともに、5 月・6月号では特集を組み、状況に応じた必要な感染症対策や各種支援策をわかりや すく紹介
- ・表紙と特集面では、デザインも感染状況などの状況に合わせて変更。表紙は、通常時は特集面に合わせた写真を基本的に載せているが、この期間中は最優先に伝えるべき 内容を文字やピクトグラムで表現した。
- ・表紙の情報を主としたチラシ・サイネージ画像・ホームページバナーも併せて制作し、 情報の周知を行った。
- ・特集面以外のページでも、可能な限り新型コロナウイルス対策に結び付く記事の選定 や掲載。また、イベント中止でお知らせ面などのページ面が減る中で、市民に少しで も不安を和らげてもらえる紙面(動物園小特集)を掲載
- ・状況が刻一刻と変わってしまう中で、入稿時から市民の手に届くまでのタイムラグが 課題であった。

4月号(3月23日発行)

・新型コロナウイルス感染症の広がりを受け、表紙面を当初案から変更。基本的な感染症対策、相談窓口に加え、市長からの市民向けメッセージを掲載 中面でも、基本的な感染症対策を掲載

5月号(4月20日発行)

- ・特別号と位置づけ、表紙面と特集面で、市民に向けた行動変容のお願いや、市民・事業者への支援策を掲載
- ・市長の神戸を想うでは「震災以来の危機を乗り越えるために」と題し、市長から市民 の皆さまに向けた直筆メッセージを掲載
- ・他の紙面でも、気分転換につながる家の中でできる簡単な体操の紹介や、中小飲食店や家庭を支援することを目的とした事業者と連携した取組み(Uber EATS)、また医療関係者への感謝を表すための取組み(#LightItBlue)を掲載するなど、支援に関連する記事を紹介

<u>6月号(5月25日発行)</u>

- ・5月号に引き続き特別号第2弾と位置づけ、表紙と特集面4面で新型コロナウイルス 感染症に関するお知らせを行った。
- ・表紙には、今後新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」への移行を見据え、

これからの日常生活を営む上での基本的生活様式の実践例を掲載

・特集面には、「特別定額給付金」の申請方法や「子育て世帯への臨時特別給付金」など の個人向け支援策と、休業要請に応じた事業者への支援やオーナー向け家賃補助など の事業者向け支援策を掲載

【動画】

- ・より多くの市民に発信できるよう、民間事業者等の協力を得て、サイネージをはじめ とするあらゆる媒体で放映
- ・市長が市民に対し、必要な情報のみならず安心や元気を届けるため、市長自らが出演 しメッセージを伝える動画を作成
- ・より多くの市民に注目してもらうため、ヴィッセル神戸、コベルコスティーラーズの 協力を得て、影響力のある選手が登場するコンテンツを作成
- ・外出自粛により家で過ごさなければならない状況下で、家に居ながらも楽しんでもら うために、KOBE TV や TikTok による発信をおこなった。
- ・ホームページのトップ画像と同様に、基礎的な情報をその時々に必要な情報を適宜発信。より関心を持ってもらえるように、音声が発信できるサイネージには音楽を加えた。

YouTube による発信

- ・市長による市民向けメッセージ動画を制作し、YouTube で公開するとともに、市ホームページに掲載し、動画による啓発を行った。(3回)
 - ① 4月13日 緊急事態宣言発令に伴い外出自粛等のお願い
 - ② 4月27日 GW期間中における外出自粛への協力の呼びかけ
 - ③ 5月 7日 家賃助成制度、持続化給付金など民間事業者向け支援について

KOBE_TV による発信(企画調整局つなぐラボ・広報課)

- ・若年層を中心に訴求できるよう、実際にクラスターとなったライブハウスに居合わせ たシンガーソングライターをはじめ、神戸を拠点に活動する若手音楽アーティストに よる外出自粛を促すメッセージを配信し、意識啓発を行った。
- ・神戸ゆかりのアーティストから動画を募集し配信することで、市民への外出自粛の啓 発や在宅しながら気軽にアートを楽しめるコンテンツを提供

TikTok による発信

- ・TikTok と「神戸の魅力発信・地域経済等活性化・新型コロナウイルス感染症対策等に係る事業連携協定」を締結し、第1弾として"#こうべ癒し学び隊"キャンペーンを実施
- ・若年層を含む幅広い世代の市民向けに、家にいながら楽しむことができる動画ならび に教育動画コンテンツを、TikTok上での動画投稿を通じて募集した。

サイネージ・ビジョン・チャージスポットによる発信

(実施内容)

- ・感染症基本対策、外出自粛などホームページのトップ画像と同様の対策基本情報や、 市長から市民に宛てたメッセージ動画や特別定額給付金関連情報を放映
- ・民間事業者の協力を得てヴィッセル神戸、コベルコスティーラーズの選手が登場する、 外出自粛や新しい生活様式についての啓発動画を制作放映

(実施箇所)

- ○市所有のサイネージ(※放映枠を所有)
 - ① Charge SPOT (公共施設 40 か所) ※緊急事態措置に伴う休館施設も含む。
 - ② ミント神戸、神戸空港、さんちか(神戸新聞社所有ビジョン)※
 - ③ BOSビジョン (三宮センター街) ※
 - ④ 谷上駅大型ビジョン
 - ⑤ Uラインビジョン(市営地下鉄 主要駅)
 - ⑥ 新神戸駅大型サイネージ
 - ⑦ Charge SPOT (市営地下鉄駅)
 - ⑧ 車両扉上デジタルサイネージ (トレインビジョン)
 - ※地下鉄の発車案内表示器に、外出自粛の呼びかけメッセージを配信
- ○民間のサイネージ (放映枠について、民間事業者に協力を得た)
 - ⑨ さんちかビジョン(神戸地下街株式会社)
 - ⑩ 神戸国際会館デジタルサイネージ(株式会社神戸国際会館)
 - ① JR 三ノ宮駅デジタルサイネージ(JR 西日本株式会社)
 - ※JR 三ノ宮駅改札口上部サイネージにもホームページのトップ画像を活用

【ポスター・チラシ・掲示板等】

- ・緊急事態宣言を受け、外出自粛のポスターを制作し、区役所、地下鉄駅など公共施設 に掲出。さらに、英・中・ベトナム語版も制作し、同様に掲出(市長室広報課)
- ・市役所1号館のエレベーター内及び1階呼び込みボタン付近に、咳エチケットへの配 慮やエレベーター内での会話抑制等を呼びかける貼り紙を行い、職員を含む来庁者に 対し、感染予防の協力を依頼。結果、分散乗車を意識するようになった。(行財政局庁 舎課)
- ・緊急事態宣言の発令を受け、庁舎出入り口付近に市役所への来庁を控えるようお願いする貼り紙を行った。代表電話番号を記載し、事前連絡してから来庁するように呼びかけたため、不要不急の来庁の抑制につながった。(行財政局庁舎課)
- ・緊急事態宣言発令当初より、各区にて公用車を用いた拡声器による呼びかけていたが、 聴覚だけでなく、視覚にも訴えかけるため、5月8日~21日まで、本庁・各区の公用 車にマグネットシートを張り付けることで不要不急の外出を控えるように呼びかけ た。より通行人の視覚に訴えかけるよう、シンプルかつ分かりやすいデザイン(新型

コロナ対策神戸市支援総合サイトと同様のカラー(白地に紺色)など)とした。 また、緊急事態宣言の発令・解除や運行車両の変更にも対応できるよう、簡単に取り 外しができるマグネットシートを採用。本庁に17台分、各区に3台分のマグネットシ ートを配布し、複数台の公用車にて絶えず呼びかけを行うことで、市民への外出自粛 啓発へとつながった。(行財政局業務改革課)

- ・外出自粛が要請される中で公園利用の増加傾向が見受けられたため、密集・密接の状況が生じやすい公園に、〇と×の写真を使ったわかりやすい啓発看板を設置した。(建設局公園部管理課)
- ・3月に入り、市内でも感染者が確認されたので、さらなる周知のため、買い物で多くの人が集まる市内の商店街・小売市場に、神戸市保健所作成の感染予防ポスターを掲示し、啓発・周知を図った。222団体に送付(経済観光局商業流通課)
- ・例年熱中症の広報へ協力頂いている市営地下鉄全駅・JR 三ノ宮駅・阪神神戸三宮駅内 のスクロール表示板で、熱中症予防を目的に、短い文での注意喚起として「コロナの 影響で外出自粛による暑さへの慣れが見込めないため、特に今年は注意しましょう」 と掲載(消防局救急課)
- ・特別定額給付金の給付決定に伴い、詐欺や悪質商法についての相談が全国で発生し、神戸市でも被害が懸念されたことから注意喚起を行った。高齢者への啓発は、インターネットや SNS による情報発信のみでは不十分であると判断し、コープこうべ 61 店舗、地下鉄全駅でのポスター掲示、市バス・地下鉄全車両への車内広告の掲出、市内ローソン等 24 か所及び老人クラブ連合会 415 単位クラブへチラシ配布し、注意喚起を行った。(消費生活センター)
- ・ホームページでの広報だけでは、区役所への来庁者数の減少に繋がらなかったことから、さらに来庁者に対しても感染予防を意識してもらえるよう外出・来庁自粛要請を区庁舎への看板・ポスター・懸垂幕・横断幕に掲示するだけでなく、感染予防ポスター(手洗い、咳エチケットなど)も区庁舎へ掲示し呼びかけた。(行財政局区役所課・区役所)

【新聞広告】

- ・外出・来庁自粛要請を、主要6紙の新聞折込広告で呼びかけた。(約42万部、4月24日)(行財政局区役所課)
- ・外出自粛等について、新聞広告を利用して啓発した。神戸新聞社の提案により安価で 広告掲載の協力を得て実施。掲載日を指定できない中で、時期に応じた啓発となるよ う特に留意。カラー3段の枠をいかして印象的なデザインとするとともに、詳細情報 についてはQRコードを活用してホームページに誘導するなどの工夫を行った。各回 約16万部(下記③は約30万部)の発行
 - ①神戸新聞4月23日朝刊:STAYHOME+特設サイト周知
 - ②神戸新聞4月27日朝刊:区役所来庁自粛
 - ③神戸新聞4月30日朝刊:医療者応援ファンド+LightItBlue

- ④神戸新聞5月2日 朝刊:ゴールデンウイークにおける外出自粛
- ⑤神戸新聞5月3日 朝刊: STAYHOME+医療従事者への応援(市長室広報課)
- ・中小企業向けの家賃軽減補助制度について、テナント店舗の家賃で悩んでいるオーナーや店舗へ制度利用を促すために、5月29日の神戸新聞朝刊に制度概要を記載した広告の折り込みを実施。インパクトのあるデザインに加え、掲載する情報を必要最小限に絞り、事業者に補助金の制度概要をわかりやすく訴求した。(経済観光局経済政策課)

※折込広告日前後1週間の申請数の比較

折込前 10 日間 (5月 18日~28日) 申請数:631件 折込後 10 日間 (5月 29日~6月7日)申請数:1,021件

【テレビ・ラジオ】

テレビ

- ・月に 1 回市政情報を放映しているサンテレビの「情報スタジアム 4時!キャッチ」で、外出自粛により自宅で過ごす時間が多くなっていたことから、自宅で取り組める内容を紹介
- ・4月の放映(4月30日)では、神戸の学生が考案した簡単に作ることのできるレシピ本「朝食ラブレシピブック」を紹介
- ・5月の放映(5月21日)では、運動不足やフレイル予防につながる「元気!いきいき!!体操」を紹介
- ・こうべっ子@ホーム学習チャンネル「おうち DE まなぼう」の放映広く視聴できるテレビ放送の利用で臨時休業期間の子供たちの家庭学習を支援(教育委員会事務局)
- ・4月8日、28日、6月1日に「情報スタジアム 4時!キャッチ」で、市長の生出演による、市民向けメッセージを発信

(参考)

- ・「4時!キャッチ」 毎週月曜~金曜 16:00~16:55 のうち約5分
- ・月1回程度、市政・イベント情報を放送

<u>ラジオ</u>

・毎週日曜日朝9時から放送の「サンデー神戸」(ラジオ関西)において、3月以降市からのお知らせとして、新型コロナウイルス関連の最新情報や、緊急事態宣言発令下での外出自粛の呼びかけ、特別定額給付金関連情報を発信

(参考) 広報ラジオ番組

- ・ラジオ関西による広報番組・コーナーの放送
- ・「サンデー神戸」 毎週日曜 9:00~9:30

【その他】

アプリ

・公式 Twitter、Facebook、LINE を通じて広報が行われていたが、それらに合わせて、 さらに広く広報を実施するため、ひょうご防災ネットや Yahoo 防災アプリを活用して、 4月15日から7回(週1~2回)、外出自粛・在宅勤務等の感染拡大防止への取り組 みの呼びかけを実施した。

同一内容の発信を繰り返すと利用者によるアプリの削除などの恐れがあり、本来の趣旨である緊急時の災害情報が伝わらなくなる可能性があった。

また、ひょうご防災ネットは兵庫県からの発信もあったため、混乱を招かないよう配慮する必要があった。そのため、本部員会議の後など神戸市の対応方針が決まった時などに、その方向性をわかりやすく伝えるような文面を心がけ、効率的・効果的な発信を心がけた。(危機管理室)

- ・環境省より公表された「新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方」に関するチラシの内容について、4月2日にスマホアプリ「KOBE ぽすと」のプッシュ通知を活用して周知。4月1日時点のアプリダウンロード数は37,080。プッシュ通知を活用し、若年層等に重点的に感染防止の観点を踏まえたごみの排出方法の啓発を行った。(環境局業務課)
- ・イベント情報サイト「ためまっぷ中央」を活用して、外出自粛中の買い物支援のため、 商店街・小売市場で食料品や生活雑貨、飲食の持ち帰り、宅配等が可能な商店街・市 場のお店を検索できるマップを作成。より多くの店舗に登録いただけるように、商店 街・小売市場の組合等を通じて積極的に店舗への声かけを行ったほか、職員から直接 店舗に働きかけた。

市民に対しては、感染拡大防止の観点からお住まい近くの商店街・小売市場の店舗情報を、より広く周知する必要があった。(経済観光局商業流通課)

防災無線・ドローン

- ・人との接触機会を軽減しながら、繁華街や公園など密集のおそれのある場所に対し、 音声による直接的な広報を実施するため、4月17日からは、外出自粛・在宅勤務等の 感染拡大防止への取り組みの呼びかけを休日に防災行政無線により繁華街と公園に 向けて行った。場所ごとに放送内容を変更した。(繁華街:帰宅を促す内容、公園:感 染予防の徹底)
- ・女性の声で落ち着いた調子で音量を絞り込んだ音声を録音し、聞きやすい放送を心が けた。また、実際に密集が発生している場所だけを選択して発信することにより、無 関係な方(外出自粛を実践している方)を苛立たせることなく、効果的な広報を実施 できた。
- ・ドローンに関してはマスコミから多数の問い合わせや現地取材があり、広報効果は大きかった。コロナに関する放送に対して、苦情などのトラブルはなかった。
- ・災害時に用いる情報発信手段を組み合わせることで、市民に対して、通常時とは違い、

強く市民へ働きかける際の情報発信ツールとして有効に機能したと考えられる。(危機管理室)

(防災行政無線の実施場所)繁華街…1日1回(17:30)、JR 主要7駅

(住吉・三ノ宮・元町・神戸・兵庫・新長田・垂水)

公園…1日3回(10:00、11:50、15:00)、

公園等5ヶ所(メリケンパーク、須磨海岸等、サンシャインワーフ、

住吉川河口、HAT なぎさ公園)

・ドローン及び高性能スピーカーを活用し、生田神社上空から、周辺の繁華街に向け、不要不急の外出自粛要請を呼びかけた。(4/17、24、26) ただし、ドローンの聴取可能範囲は広くないので、防災行政無線の聴取困難区域における補完という役割にとどまる。(危機管理室)

パトロール等

・4月下旬から、区役所・建設局・港湾局・消防局が連携し、市内を公用車等でパトロールしながら、外出自粛の呼び掛けを行った。 効率的な啓発を行うため建設局・区役所・港湾局・消防局の役割分担・調整が必要であった。 気象条件や建物の配置、車両の運航速度等により聞こえにくくなることがあった。

(パトロールの実施概要)

区役所…区内全域をパトロール

- ①4月14日から灘区
- ②4月22日から須磨区
- ③4月24日から兵庫区、垂水区、西区
- ④4月27日から東灘区、北区、北神、長田区
- ⑤4月28日から中央区 で毎日実施

建設局…

- ・4月23日から建設局所管の公園約90ヶ所、平日及び休日(隔日)にパトロールを実施して、適切な公園利用ルールを呼びかけた。
- ・また、4月28日から市内6建設事務所の公用車に搭載されている音声再生機能を利用し、外出自粛・区役所への来庁抑制、公園での3密の防止広く市民に呼びかけた。 港湾局…
- ・4月29日から港湾局所管の公園等6ヶ所(メリケンパーク等)、休日に合計14日間 実施
- ・神戸市の対応方針第7弾(4月28日)において、「都市公園は開園継続の一方、大規模公園は5月6日まで駐車場の閉鎖、大規模遊具の利用を一部制限し、ソーシャルディスタンスの確保、密集・密接の利用を避けていただくこと、手洗い、マスク着用などの感染症予防対策の徹底の遵守を要請すること」とされた。
 - GWの期間を含む5月末までの期間の土日祝日に港湾局所管の緑地等のパトロール

を実施。職員2名が巡回し、密な状況などを確認した場合、ソーシャルディスタンスの確保、密集・密接の利用を避けていただくこと、手洗い、マスク着用など感染症予防対策の徹底をいただくよう注意喚起を行った。天気により大きく変化はあったが、密な状況は、あまり見当たらず、マスク着用、ソーシャルディスタンス確保もほぼ図られていた。

消防局…

・4月28日から区役所と重ならない場所・時間帯に毎日実施

SNS

・新型コロナウイルスに便乗した悪質商法や詐欺の情報、学校の臨時休校中に子どもが ゲームや動画配信アプリで知らない間に課金し高額請求された事例の紹介、トイレッ トペーパーなど生活必需品等が品薄になった状況を受け、誤った情報に惑わされて、 食料や医薬品、生活必需品について過度な買いだめや買い急ぎをせず落ち着いた消費 行動をとることなど、新型コロナウイルスに関連した消費者トラブルの拡大、未然防 止のため、フェイスブックによる情報発信、注意喚起を行った。(消費生活センター)

令和2年(2020年)6月1日 ~ 令和5年(2023年)5月8日(第2·3次検証期間)

○感染拡大防止のための取組みを市民・事業者へ周知

・ひょうご防災ネット・Yahoo 防災アプリでの呼びかけ 登録制メール「ひょうご防災ネット」及び「Yahoo 防災アプリ」を活用して、外出自 粛、在宅勤務等の要請を行い、感染拡大防止への取り組みの呼びかけを実施

○広報媒体の活用

・市ホームページ、SNS、広報紙 KOBE、デジタルサイネージの活用や、市長による市民 向けメッセージの動画配信等により、新型コロナウイルス感染症対策やワクチン接種 に関する情報を発信

○事業者・事業所への呼びかけ

・感染拡大を防止するため、業種別ガイドライン等に基づく「感染防止対策の徹底」への 取り組みとして、緊急事態宣言発令や感染状況に応じて、業界団体や企業へ、在宅勤 務や時差出勤の取り組み、外出自粛の要請等を適宜依頼

○神戸市公式 YouTube チャンネルでの呼びかけ

• 「今、できることを~自分からできるコロナ対策を考える」というテーマで医療従事者、大学生、地域、感染した方からのメッセージ配信

- ・「新型コロナワクチンに対する誤解について」として、神戸市看護大学学長からのメッセージ配信
- ・若い世代への接種呼びかけや「接種券なし接種」開始の案内、また、抗原検査キット 配布案内などの市長メッセージ動画を配信

○感染症の知識や正しい行動、ワクチンの効果・安全性についての普及啓発

・動画を作成し、市ホームページやワクチン集団接種会場、YouTube 等を通じて配信を 開始(令和3年(2021年)5月10日から)

○ワクチン接種に関する巡回広報等

最新のワクチン接種に関する情報を市民に提供するため、各区役所・福祉局・建設局・ 水道局・消防局が保有する広報車による巡回広報や、また、ドローンによる呼びかけ、神 戸市営地下鉄、市営バスの車内音声やデジタルサイネージを用いた広報を実施(大規模接 種会場終了に伴い、街宣車でのアナウンスを終了(令和5年(2023年)1月29日))

- ・最新の新型コロナウイルスのワクチン予約方法やワクチン接種会場の情報について 広報車で流しながら、市内を巡回
 - (令和3年5月20日~7月2日)
- ・神戸ハーバーランドセンタービルに設置した、神戸市独自の大規模ワクチン接種会場の運用開始にあわせて、神戸ハーバーランド umie 屋上から、ドローンによるワクチン接種の呼びかけを実施
 - (令和3年5月25日(火)11時30分~、12時30分~(各回15分程度))
- ・ノエビアスタジアム神戸に設置した、神戸市独自の大規模ワクチン接種会場の運用開始にあわせて、ノエビアスタジアム神戸(フットサルコート付近)から、ドローンによるワクチン接種の呼びかけを実施
 - (令和3年5月31日(月)8時50分~、9時50分~(各回10分程度))
- ・ファイザー製ワクチン不足による予約キャンセル等の広報として、集団接種会場、大 規模接種会場で広報車を含めたあらゆる媒体で広報を実施
 - (令和3年7月3日~12日)
- ・IHD センタービル、神戸学院大学ポートアイランド第2キャンパスでの接種会場における予約の空きが見られたため、灘区・中央区にてワクチン接種を促す巡回広報を実施(令和3年8月19日~)
- ・ノエビアスタジアム会場にて16歳~30歳の若年者及び11歳以下の子供がいる家族 に向けてワクチン接種の優先予約枠を設けたため、利用を促す巡回広報を実施。また、 神戸市役所1号館24階にて実施している夜間接種について広報を実施 (令和3年9月17日~)
- ・11 月より北区、西区の出張所にて「こうベワクチンカー」の巡回によるワクチン接種 の実施が決まったため、利用を促す巡回広報を実施
 - (令和3年10月21日~)

・出張所毎の「こうベワクチンカー」の巡回が決まったため、利用を促す巡回広報を実施

(令和3年11月1日~)

- ・高齢者の3回目接種を促す巡回広報を実施 (令和4年(2022年)1月18日~)
- ・ノエビアスタジアム会場にて、接種券なしで接種可能となったため、利用を促す巡回 広報を実施

(令和4年2月4日~)

・ハーバーランド会場にて、予約なしで接種可能となったため、利用を促す巡回広報を 実施

(令和4年2月28日~)

- ・4回目接種を促す巡回広報を実施(令和4年6月13日~)
- ・オミクロン株対応ワクチン接種を促す巡回広報を実施 (令和4年10月19日~)

○ドローンによる呼びかけ

繁華街近隣において、上空からの感染防止対策への呼びかけを行った。

- ・令和3年1月23日(土)、30日(土) 14時、16時の2回実施 繁華街近隣の生田神社会館屋上から呼びかけ
- ・令和3年4月23日(金) 16時~16時20分生田神社会館屋上から呼びかけ
- ・令和3年4月30日(金) 15時、16時の2回実施 神戸国際会館屋上から呼びかけ

○防災行政無線による広報

・緊急事態宣言の発令期間中や、まん延防止等重点措置期間中等において、主要駅や公 園での呼びかけを実施

【繁華街】JR 住吉、灘(六甲道)、三宮、元町、神戸、兵庫、垂水

【公園】メリケンパーク、須磨海岸、サンシャインワーフ、住吉川河口、HAT なぎさ 公園

【実施時期】・令和3年4月26日~6月20日(毎日17時放送)

- ・令和3年6月21日~7月11日(毎日17時放送)※(第2回目 まん延防止等重点措置期間)
- ・令和3年8月2日~8月19日 (毎日17時30分放送)※(第3回目 まん延防止等重点措置)
- ・令和3年8月20日~9月30日(毎日17時30分放送)※(第3回目 緊急事態宣言)

○公用車を活用した見回り

緊急事態宣言の発令期間中や、まん延防止等重点措置期間中等において、公用車を活用 した呼びかけを実施

• 建設局

各区の主要駅や公園等を中心に夜間パトロールを実施。野外で飲酒しているグループ等に対して自粛を呼びかけるともに、公園内においては、飲酒が禁止されている旨、注意喚起(※東遊園地・みなとの森公園等)

・港湾局

集団飲酒等感染リスクの高い行動に対して注意喚起(※須磨海岸・メリケンパーク)

- ・各区役所の広報車で繁華街を中心に広報を実施
- ・消防車両等による市内の駅周辺や繁華街などを中心としたマイク広報を実施

○兵庫県との連携

・県、市合同によるによる感染防止対策の徹底、路上飲み自粛要請活動 神戸市港湾局・兵庫県・兵庫県警が合同で実施(メリケンパーク)

実施期間:緊急事態宣言中(令和3年9月4日~9月30日)

(金曜日:18:00~18:45 土曜日·日曜日:17:00~17:30)

飲食店に対する休業要請等

	令和3年(2021年)	I						
期間	1/12~1/13	1/14~2/7	2/8~2/28	3/1~3/7		3/8~4/4	1	4/5~4/24
措置	県要 請	緊急事	態宣言			県要請		まん延防止等重点措 置
要府	接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店等5時~21時までの営業時間短縮	飲食店の5〜2 業時間短縮 ※酒類の提供 まで	20時までの営 :は11時〜19時	21時までの営	飲食店の5〜2 ※酒類の提供			飲食店の5〜20時まで の営業時間短縮 ※酒類の提供は11時 〜19時まで
期間	令和3年(2021年) 4/25~5/11	5/12~5/31	6/1~6/20	6/21~7/11	7/12~8/1	8/2~19	8/20~9/30	10/1~10/21
措置	緊急事態宣言			まん延防止 等重点措置	県要請	まん延防止 等重点措置	緊急事態宜言	県要請
要請容	【飲食店等】 ・酒類又はガラオケ設備を提供する飲食店等(か)・酒類又はガラオケ設備を提供しない飲食店等と	ラオナク店を含む) への時短要請(!		【飲食店等】 5時で20時の 管維 高性の 19時 ※上日供の ※上日供供 は ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	【飲食店等】 5時~20時30 分の営業時間短縮 酒類の提供時 は平日11 ~19時30分	【飲食店等】の5時~20時短 管業時間短 語類の提供 カラオケ設備の 利用禁止	む)への休業要請 ②時短要請 酒類及びカラオク設 備を提供(利用者 による酒類の店内	・通類提供利用者に 会認資度内持込みを 会むりは 11 時~20 時30 分とす ることを要請 上記以外の店舗 ・5 時~20 時の営業時 問題籍を要請 ・適類提供(利用者に よる哲)は 自粛。ただし「一定の 要件」を満たす場合は 11 時~19 時30 分とす

	令和3年(2021年)				令和4年(2022年)		
期間	10/22~11/25		11/26~12/29	12/3	30~1/12	1/13~1/26	
措置	県要請		県要請	,	県要請	県要請	
要内容	る酒類の店内持込みを含む)の場合は、「一定の要件」(*2)を満たすことを要請同一テーブル4人以内(*1)、短時間(2時間程度以内)での飲食を要請「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨	舗 通時間(21時間(21時間) 短佐頓(年末埃) (*1)を連引者は、 第9時間者は、 1第9時間者は、新型 に対し、 にし、 にし、	対策適正店認証制度」認証店程度以内)での飲食の協力 計は同一テーブル4人以内 非認証店舗】特措法第24条 ーブル4人以内(*1)、短時間 内)での飲食を要請き富むから 恋要件」(*2)を満たすことを ・ナ対策適正店認証」取得の 一プの同一テーブルへの入店 内(同居家族や介助者等を除 等の設置(又は座席の間隔 等の設置(又は座席の間隔 等の設置(又は座席の間隔 の第一テーブルへの入店案 同居家族や介助者等を除く)	度 認証店 活	4人以内(*1)を推 時間程度以内)での 時間配度以内)での 時間配に舗 記画一テープル4人 時間同に時間短度以 要請面持持込みを合 で変請 新型コロナ対 1、取得の 間一テーブル は 1、取得の同一テーブル は でない人内(同居家 を除く)	証」取得の推奨 *1 同居家族や介助者等を除く *2 入店案内は4人まで(同居家族や 介助者等を除く) *3 アクリル板等の設置(又は座席の 間隔(Im以上)の確保)、手指消毒の 徹底、食事中以外のマスク着用の推	
	令和4年(2022年)					令和5年(2023年)	
期間	1/27~3/21		3/23~5/31			6/1~5/7	
措置	まん延防止等重点措置		県要請			県要請	
要内容	【「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗 資業時間短縮で要請(①又は②を選択)① 第 業時間短縮(灌類提供) 利用者による通類の店 含むけは11時〜20時3の分)② 5時〜20時の営 (酒類提供)利用者による通類の店内持込みを 同一テーブル4人以内、短時間(2時間程度以 を要請にだし、ワクチン検査バッケージ・対象 登録店舗で対象者全員検査の活用により 人以上の飲食可) 【上記以外の非認証店舗】5時〜20時の営業時 提供(利用者による) 提供(利用者による) 要請 新型コロナ対策適正店認証」取得の推步 *入店案内は4人まで	等〜21時の登言内持に 高内持に 高内持に 高内持に 高力を 高力での検査・ 高力での検査・ 高力での検査・ 高力での検査・ 高力での検査・ 高力での飲食が、 一方に 一方に 一方に 一方に 一方に 一方に 一方に 一方に	【「新型コロナ対策適正店認識 制同一テーブル4人以外、無程度以内)での削のかの飲食の協力を の非認証店舗門一グループ (*1)、短時間(2時間程度以外 要請酒類提供(利用者による 法を満たすことを要請了強力ととを選請了 を認証、取得の推奨性・通り感 徹底利用者の窓の回避、換気 徹底利用者の窓の回避、強 能成を要請その他感染、対 (相以上)の確保外、手行との設置((相 計事者の紹介を明 ・2 アクリルを確保)、手指法第21条第9項にあ 1、入場案の他の症状のある。 は、一次は 1、入場業の他の症状のある。 は、 1、入場業の他の症状のある。 は、 1、入場業の他の症状のある。 は、 1、手指の消毒設備の消毒 3、手指の消毒。 3、手指の消毒。 4、事業を行う場所の消毒 4、事業を行り場所の消毒 5、確認の確保 4、事業を行り場所の消毒 5、確認の確保 5、年間別がイドライン遵守	時間(2時間) (2時間) 4 (2時間) 4 (1) で類のには、 1 (2時間) 4 (1) で類のには、 1 (2) で類のには、 2 (2) で類のには、 2 (2) で類のには、 2 (2) で類のに、 2 (2) で類のに、 2 (2) で数のに、 3 (2) で数のに、 4 (2	認正古認証基準の 【上記以外の非認言 「油類長供利用者に 「注、「一定の要件」以 (改適正店認証」」 「飲食以外の会話時度 「飲食以外の会話時度 「飲食以外の会話時度 「大事」 「大事」 「大事」 「大事」 「大事」 「大事」 「大事」 「大事」	に店舗】 ころ酒類の店内持込みを含む)の場合 *1)を満たすことを要請「新型コロナ対 みの推奨 の適切なマスク番用の推奨利用者の密 ネなど、業種別ガイドライン等に基づく 要請その他感染対策の徹底(*2)を要 設置(又は座席の間隔(1m以上)の確 成、食事中以外の適切なマスク着用の を第9項に基づく) 方止のための整理・誘導 法のある者の入場の禁止 の設置 の消毒 段置又は利用者の適切な距離の確保	

新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえた主な市有施設の対応経過

		(館内の全施設が7 施設が利用できない	利用可。人数制限等の利用 状態での開館	用制限が	ある場合も含む)				
施設		3 4 5 6 7 1	R2.3		19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8		.4月 11 12 13 14 15 16 17 18 1	9 20 ~ R2.5F
					第1波			緊急事態宣言	
デザイン・クリエイティブ	開館	閉館(オフィス利月	用は可)		27.112				
センター神戸 ふたば学舎	開館	閉館							
丸山コミュニティ・セン	開館	閉館							
9 <u></u> 地域福祉センタ (※)	開館	閉館							
男女共同参画セン	開館	閉館							
ター(あすてっぷ) 婦人会館	開館	閉館							
	開館					·	館(メ	-ル等による問合せ対応可)	
相楽園会館	開館						閉館		
御影公会堂	開館	閉館							
 西公会堂	開館	閉館							
	開館						閉館		
地区体育館(東灘・	開館	閉館							
須磨・垂水・西) ポートアイランドスポー	開館								
<u>ツセンター</u> ワールド記念ホール		Dため1/4~6/30ま	 で閉館						
洞川教育キャンプ場			※屋外施設は利用可				閉館		
自然の家	開館	宿泊施設の閉鎖	※屋外施設は利用可				閉館		
王子スポーツセンター	開館				技場・テニスコートの利用再開		閉館		
神戸アートビレッジセン	開館			※史衣	室は閉鎖		1		
9- 神戸文学館	開館			開館			閉館		
文化ホール 大・中	開館	19374		рожи			閉館		
ホール 文化ホール練習場	開館	開館					POSAL		
スにパール(Mindows) 		閉館							
システィック 文化センター (10	開館								
<u>館)</u> 葺合文化センター	開館								
生田文化会館		閉館							
難区民ホール		閉館							
コミスタこうべ		閉館							
埋蔵文化財センター	開館						IIII deb		
五色塚古墳 風見鶏の館・ラインの	開館	Dom Dom					閉館		
館		閉館 開館		入館時	間帯の設定など感染防止措置を講じ、閲覧	覧室・座席の禁止など―部	閉館		平的交通
中央図書館 地域図書館(10		閉館		サービス	くを制限したうえで開館 F間帯の設定など感染防止措置を講じ、関!		別貼		の貸し仕 し再開 予約図
館)		閉館		サービス	てを制限したうえで開館		別民日		の貸し出
博物館		閉館			感染防止措置を講じたうえで開館	展示替	閉館		
小磯記念美術館		閉館		į	感染防止措置を講じたうえで開館	休館	毘]館 	
ゆかりの美術館		閉館	展示替え休館					閉館	
公民館 総合福祉センター(貸	開館								
会議室)	開館	閉館							
しあわせの村 宿泊施 設・会議室(福祉局)	開館	宿泊施設は営業組	継続、会議室は閉鎖					閉館	

^{- 173 -}

新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえた主な市有施設の対応経過

	開館(館内の全施設が利用可。人数制限等の利用制限がある場合も含む) 一部施設が利用できない状態での開館											
	閉館	利用できない	八大馬 ごの作	HEE .								
施設	18 19 20 21	R2.5		29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8		. 6月 16 17 18	3 19 20 21	22 23 24 25 26 27	28 29 30	R2.7月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1:	
	緊急事態宣言 第1波										第2波	
デザイン・クリエイティブ センター神戸	閉館(オフィ	ス利用は可	.)		開館							
ふたば学舎	閉館				会議利用は可	会議利用は可開館						
丸山コミュニティ・セン ター	開会議利用	用は可			貸会議室・ホール等は利用	用可	開館					
地域福祉センター (※)	館会議利用	間は可						開館 ※	一部の活動を制限			
男女共同参画セン ター (あすてっぷ)	閉館			情報5イフ リー等再開	*ラ 開館(貸会議室は午 前使用不可)	開館						
婦人会館	閉館				一部の貸会議室を再開						開館	
文書館	閉館 (メール等に。	はる問合せ対	応可)	一部サー	ビスを制限して開館					開館		
相楽園会館	閉館	開館	,									
御影公会堂	閉館	S	会議・講習会	会利用のみ	丹開 開館							
西公会堂	閉館					開館						
中央体育館	閉館				開館 ※トレーニング室は彫	閉鎖					開館	
地区体育館(東灘・ 須磨・垂水・西)	閉館				開館 ※トレーニング室	は閉鎖		開館 ※	トレーニング室順次科	再開		
ポートアイランドスポーツセンター	閉館				開館							
ワールド記念ホール	工事のため1	./4~6/30	まで閉館								開館	
洞川教育キャンプ場	閉屋外施設館 ※宿泊旅				宿泊施設・会議室も利用	宿泊施設·会議室も利用可						
自然の家	屋外施設は ※宿泊施設				開館							
王子スポーツセンター	スタジアム・テ 閉鎖	ニスコートは	利用可 ※	更衣室は	開館 ※トレーニング室は閉鎖				開館			
神戸アートビレッジセン	閉館				貸会議室・ホール等は利用	用可		開館				
神戸文学館	閉館				開館							
文化ホール 大・中ホール	閉館				開館							
文化ホール練習場	閉館				開館							
勤労会館	閉館	貸会議室の	は利用可		開館							
文化センター (10館)	閉館	貸会議室	は利用可		ホール・体育施設等も利用	可			ご・音楽室・視聴覚室グ室も利用可	₹•	開館 ※談話室·囲碁将棋室も利用可	
葺合文化センター	閉館	貸会議室(は利用可		開館						開館 ※大ホールは閉館	
生田文化会館	閉館	貸会議室	は利用可		ホール・体育施設等も利用	用可		開館				
灘区民ホール	閉館				貸会議室・ホール等は	利用可		開館				
コミスタこうべ	閉館		_		貸会議室・体育施設等は	利用可					開館	
埋蔵文化財センター	閉館		開館									
五色塚古墳	閉館		開館									
風見鶏の館・ラインの 館	閉館				開館							
中央図書館	予約図書の (5月16日		荆	一部サー	ビス制限して開館		開館					
地域図書館(10	予約図書の (5月16日		荆	一 部サー	ビス制限して開館		開館					
<u>館)</u> 博物館	PB	/ 8/4〜カフェ	営業再開									
小磯記念美術館	朗 館											
ゆかりの美術館	開館 館											
公民館	閉館				一部の貸会議室を再開						開館	
総合福祉センター(貸 会議室)	閉館				開館							
本機主/ しあわせの村 宿泊施 設・会議室(福祉局)	閉館				会議室·宿泊施設(本館·	・宿泊館のみ)利用可						
「以・五成王(恒征河)	MAL HAMINEY THE HAMESTY											

[※]一部の地域福祉センターセンターは上記に関わらず閉館している期間あり。

	開館(館内の全施設が 一部施設が利用できな 閉館	利用可。人数制限等の利用: い状態での開館	制限がある場合も含む)					
施設	R2.7月 ~	R3.1月 _~ R3.2月		R3.3月	R3.4月	R3.5月		
76 DX	第2波	14 15 16 17 25 26 27 28 緊急事態宣言 第3波	1 2 3 4 5 6 7	8 9 10 ~ 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 1 多	~ 5 6 ~ 23 24 まん延防止等重点措置	25 26 ~ 29 30 1 ~ 9 緊急事態宣言		
デザイン・クリエイティブ センター神戸	開館	開館時間を20時までに短縮	開館	או ד כ <i>ו</i> ג	開館時間を20時まで に短縮	閉館		
ふたば学舎	開館	開館時間を20時までに短縮	開館	開館時間を20時まで に短縮	閉館			
丸山コミュニティ・セン ター	開館	開館時間を20時までに短縮	開館		開館時間を20時まで に短縮	閉館		
地域福祉センター (※)	開館 ※一部の活動を制限	時間外の利用を20時までに制限 ※一部の活動を制限	開館 ※一部の活動を	制限	時間外の利用を20時まで 制限※一部の活動を制限			
男女共同参画セン ター(あすてっぷ)	開館	開館時間を20時までに短縮	開館	に短縮				
婦人会館	開館	開館時間を20時までに短縮	開館		開館時間を20時ま に短縮	INJEE .		
文書館	開館					入場整理のうえ一部サービス を制限して開館		
相楽園会館	開館					新型コロナワクチン集団		
御影公会堂	開館					接種会場として利用のため開館 新型コロナワクチン集団		
西公会堂	開館	開館時間を20時までに短縮			明命時間もつの味さる	接種会場として利用のため閉館		
中央体育館 地区体育館(東灘・	開館 ※り、二つが安	開館時間を20時までに短縮	開館時間を21時まで に短縮	開館	開館時間を20時までに短縮	閉館		
型区体育館(果選・ 須磨・垂水・西) ポートアイランドスポー	開館 ※トレーニング室 順次再開	開館時間を20時までに短縮	開館時間を21時まで に短縮 開館時間を21時まで	開館	開館時間を20時まで に短縮 開館時間を20時まで	閉館		
ツセンター	開館	開館時間を20時までに短縮	に短縮	開館	に短縮	閉館		
ワールド記念ホール	開館					閉館		
洞川教育キャンプ場	宿泊施設・会議室も利	用可				閉館		
自然の家	開館		88600±88± 3 4 0±±==		88608±88±308±±=	閉館		
王子スポーツセンター	開館	開館時間を20時までに短縮	開館時間を21時までに短縮	開館	開館時間を20時までに短縮	閉館		
神戸アートビレッジセン ター	開館	開館時間を20時までに短縮	開館時間を21時まで に短縮	開館	開館時間を20時まで に短縮	閉館		
神戸文学館	開館		200		1000mm 100 / n - m t / - m	閉館		
文化ホール 大・中 ホール	開館	開館時間を20時までに短縮	開館時間を21時までに短縮	開館	開館時間を20時までに短縮	閉館		
文化ホール練習場	開館	開館時間を20時までに短縮	開館時間を21時までに短縮	開館	開館時間を20時までに短縮	閉館		
勤労会館	開館	開館時間を20時までに短縮	開館時間を21時まで に短縮	開館	開館時間を20時まで に短縮	閉館		
文化センター(10 <u>館)</u>	開館 ※談話室・囲碁将棋	開館時間を20時までに短縮	開館時間を21時まで に短縮	開館	開館時間を20時まで に短縮	閉館		
葺合文化センター	開館 ※大ホールは閉館	開館時間を20時までに短縮	開館時間を21時まで に短縮	開館	開館時間を20時までに短縮	閉館		
生田文化会館	開館	開館時間を20時までに短縮	開館時間を21時までに短縮	開館	開館時間を20時まで に短縮	閉館		
難区民ホール	開館	開館時間を20時までに短縮	開館時間を21時までに短縮	開館	開館時間を20時まで に短縮	閉館		
コミスタこうべ	開館	開館時間を20時までに短縮	開館		開館時間を20時まで に短縮	閉館		
埋蔵文化財センター	開館					閉館		
五色塚古墳	開館							
風見鶏の館・ラインの <u>館</u>	開館		閉館					
中央図書館	開館					入場整理のうえ一部サービス を制限して開館 入場整理のカスー部サービスを制限して開館(降		
地域図書館(10 館)	開館※84 +フーヴ	三宮図書館の開館時間を 20時までに短縮	開館		三宮図書館の開館時間を20時までに短縮	入場登2002年107年に入る制度して開墾(登 原利用・問数変利用の休止など) ※三宮図書館の開館時間を20時までに短縮		
博物館	開館 ※8/4~カフェ営 夜間開館を中止 開館 業再開 閉館							
小磯記念美術館	開館							
ゆかりの美術館	開館	閉館						
公民館	開館	開館時間を20時までに短縮	開館		開館時間を20時まで に短縮	閉館		
総合福祉センター(貸会議室)	開館					閉館		
しあわせの村 宿泊施 設・会議室(福祉局)	会議室・宿泊施設(本館・宿泊館のみ)利用可 閉館							

[※]一部の地域福祉センターセンターは上記に関わらず閉館している期間あり。

開館(館内の全施設が利用可。人数制限等の利用制限がある場合も含む) 一部施設が利用できない状態での開館 閉館 R3.5月 R3.6月 R3.7月 R3.8月 施設 緊急事態宣言 まん延防止等重点措置 まん延防止等重点措置 第5波 第4波 デザイン・クリエイティブ 閉館 開館時間を17時までに短縮 開館時間を20時までに短縮 開館時間を20時30分までに短縮 開館時間を20時までに短縮 センター神戸 ふたば学舎 閉館 開館時間を17時までに短縮 開館時間を20時までに短縮 開館時間を20時30分までに短縮 開館時間を20時までに短縮 丸山コミュニティ・セン 閉館 開館時間を17時までに短縮 開館時間を20時までに短縮 開館時間を20時30分までに短縮 開館時間を20時までに短縮 9-開館(時間外利用不可) ※一部の活動を制限 時間外の利用を20時までに制限 時間外の利用を20時30分までに制限 ※一部の活動を制限 時間外の利用を20時までに 地域福祉センター (※) 閉館 ※一部の活動を制限 制限 男女共同参画セン 閉館 開館時間を17時までに短縮 開館時間を20時までに短縮 開館時間を20時30分までに短縮 開館時間を20時までに短縮 ター(あすてっぷ) 閉館 開館時間を17時までに短縮 開館時間を20時までに短縮 開館時間を20時30分までに短縮 開館時間を20時までに短縮 婦人会館 入場整理のうえ―部サービスを制限して開館 開館 文書館 相楽園会館 開館 新型コロナワクチン集団接種会場として利用のため関館 御影公会堂 新型コロナワクチン集団接種会場として利用の開館 西公会堂 中央体育館 閉館 開館時間を17時までに短縮 開館時間を20時までに短縮 開館時間を20時30分までに短縮 開館時間を20時までに短縮 地区体育館(東灘・ 閉館 開館時間を17時までに短縮 開館時間を20時までに短縮 開館時間を20時30分までに短縮 開館時間を20時までに短縮 須磨・垂水・西) ポートアイランドスポー 閉館 開館時間を17時までに短縮 開館時間を20時30分までに短縮 開館時間を20時までに短縮 開館時間を20時までに短縮 ツセンター ワールド記念ホール 閉館 開館 洞川教育キャンプ場 閉館 ※施設利用・活動は20時まで ※施設利用・活動は20時30分まで ※施設利用・活動は20時ま 開館 自然の家 閉館 ※施設利用・活動は20時まで 開館時間を20時までに短縮 開館時間を20時30分までに短縮 開館時間を20時までに短縮 王子スポーツセンター 閉館 開館時間を17時までに短縮 ※テニスコート・スタジアムは通常営業 開館時間を20時までに短縮 ※テニスコート・スタジアムは通常営業 開館時間を20時30分までに短縮 ※テニスコート・スタジアムは 開館時間を20時までに短縮 神戸アートビレッジセン 開館時間を17時までに短縮 閉館 ※イベント関係は21時まで ター ※イベント関係は21時まで イベント関係は21時まで 神戸文学館 閉館 開館 文化ホール 大・中 閉館 開館時間を21時までに短縮 ホール 開館時間を20時までに短縮 ※文化ホール利用に付随する利用は21時まで 開館時間を20時までに短縮 ※文化ホール利用に付随す 開館時間を20時までに短縮 開館時間を20時30分までに短縮 開館時間を17時までに短縮 ※文化ホール利用に付随する利用は21時まで 文化ホール練習場 ※文化ホール利用に付随する利用は21 開館時間を20時までに短縮 開館時間を20時30分までに短縮 閉館 開館時間を17時までに短縮 勤労会館 ※イベント関係は21時まで 《イベント関係は21時まで ※イベント関係は21時まで 文化センター(10 開館時間を20時までに短縮 開館時間を20時30分までに短縮 開館時間を20時までに短縮 閉館 開館時間を17時までに短縮 ※イベント関係は21時まで イベント関係は21時まで イベント関係は21時まで 開館時間を20時30分までに短縮 開館時間を20時までに短縮 開館時間を20時までに短縮 閉館 開館時間を17時までに短縮 葺合文化センター ※イベント関係は21時まで ※イベント関係は21時まで ※イベント関係は21時まで 開館時間を20時までに短縮 開館時間を20時30分までに短縮 開館時間を20時までに短縮 閉館 開館時間を17時までに短縮 生田文化会館 ※イベント関係は21時まで 《イベント関係は21時まで イベント関係は21時まで 開館時間を20時までに短縮 開館時間を20時30分までに短縮 開館時間を20時までに短縮 灘区民ホール 閉館 開館時間を17時までに短縮 ※イベント関係は21時まで ※イベント関係は21時まで ※イベント関係は21時まで コミスタこうべ 閉館 開館時間を17時までに短縮 開館時間を20時までに短縮 開館時間を20時30分までに短縮 開館時間を20時までに短縮 埋蔵文化財センター 閉館 開館 五色塚古墳 風見鶏の館・ラインの 閉館 開館時間を9時30分~17時30分に短縮 開館 館 入場整理のうえ―部サービスを制限して開館 入場整理のうえ―部サービスを制限して開館 中央図書館 (座席利用・閲覧室利用の休止など) 入場整理のうえ一部サービスを制限して開館(座席利用・閲覧室利用 の休止など)※三宮図書館の開館時間を20時までに短縮 (座席の半減・対面朗読休止など) 地域図書館(10 入場整理のうえ一部サービスを制限して開館 ※三宮図書館の開館時間を20時までに短縮 入場整理のうえ一部サービスを制限して開館 ス場整理のうえ一部サービスを制限して開館 三宮図書館の開館時間を20時30分までに短縮 ※三宮図書館の開館時間を20時までに短 館) 閉館 夜間開館を中止 博物館 開館 小磯記念美術館 閉館 開館 ゆかりの美術館 閉館 開館 公民館 閉館 開館時間を17時までに短縮 開館時間を20時までに短縮 開館時間を20時30分までに短縮 開館時間を20時までに短縮 総合福祉センター(貸 閉館 開館 会議室) しあわせの村 宿泊施

閉館 宿泊施設を閉鎖、会議室のみ利用可

開館

設·会議室(福祉局) の地域福祉センターセンターは上記に関わらず閉館している期間あり

	開館(館内の全施設が利用可。人数制限等の利用制限が一部施設が利用できない状態での開館	ある場合も含む)				
施設	閉館 R3.8月 R3.9月	R3.10月	R3.11月	R3.11月16日以降は		
	20	1 ~ 21	22 ~ 31 1 ~ 15	欄外の注釈を参照		
デザイン・クリエイティブ センター神戸	第5波開館時間を20時までに短縮	開館				
ふたば学舎	開館時間を20時までに短縮	開館	1			
丸山コミュニティ・セン	開館時間を20時までに短縮	開館		1		
ター 地域福祉センター (※)	時間外の利用を20時までに制限 ※一部の活動を制限	時間外の利用を21時までに 制限 ※一部の活動を制限	1			
男女共同参画センター (あすてっぷ)	開館時間を20時までに短縮	開館	1			
婦人会館	開館時間を20時までに短縮	開館	1			
文書館	入場整理のうえ一部サービスを制限して開館	開館		1		
相楽園会館	開館	·		1		
御影公会堂	新型コロナワクチン集団接種会場として利用のため閉館			1		
西公会堂	開館]		
中央体育館	開館時間を20時までに短縮	開館		1		
地区体育館(東灘・ 須磨・垂水・西)	開館時間を20時までに短縮	開館		1		
ポートアイランドスポーツ センター	開館時間を20時までに短縮	開館		1		
ワールド記念ホール	開館			1		
洞川教育キャンプ場	閉館 ※施設利用・活動は20時まで	開館 ※施設利用・活動は21時まで	開館			
自然の家	開館 ※施設利用・活動は20時まで	開館 ※施設利用・活動は21時まで	開館			
王子スポーツセンター	開館時間を20時までに短縮 ※テニスコート・スタジアムは通常営業	開館				
神戸アートビレッジセン ター	開館時間を20時までに短縮 ※イベント関係は21時まで	開館時間を21時までに短縮	開館			
神戸文学館	開館		'	1		
文化ホール 大・中 ホール	開館時間を21時までに短縮		開館	1		
文化ホール練習場	開館時間を20時までに短縮 ※文化ホール利用に付随する利用は21時まで	開館時間を21時までに短縮	開館	1		
勤労会館	開館時間を20時までに短縮 ※イベント関係は21時まで	開館				
文化センター (10 館)	開館時間を20時までに短縮 ※イベント関係は21時まで	開館		1		
葺合文化センター	開館時間を20時までに短縮 ※イベント関係は21時まで	開館		1		
生田文化会館	開館時間を20時までに短縮 ※イベント関係は21時まで	開館		1		
灘区民ホール	開館時間を20時までに短縮 ※イベント関係は21時まで	開館		1		
コミスタごうべ	開館時間を20時までに短縮	開館		1		
埋蔵文化財センター	開館			1		
五色塚古墳	開館			1		
風見鶏の館・ラインの館	開館時間を9時30分~17時30分に短縮	開館		1		
中央図書館	入場整理のうえ一部サービスを制限して開館 (座席利用・閲覧室利用の休止など)	開館		1		
地域図書館(10 館)	入場整理のうえ一部サービスを制限して開館 ※三宮図書館の開館時間を20時までに短縮	開館		1		
博物館	開館 工事のため閉館			1		
小磯記念美術館	開館			1		
ゆかりの美術館	開館					
公民館	開館等間を20時までに短縮 開館					
総合福祉センター(貸 会議室)	開館			1		
しあわせの村 宿泊施	開館			1		
設・会議室(福祉局)※一部の地域福祉センターセン	 -/ターは上記に関わらず閉館している期間あり			1		

[※]予加・19-11月16日以降は次のル〜5のCAD)

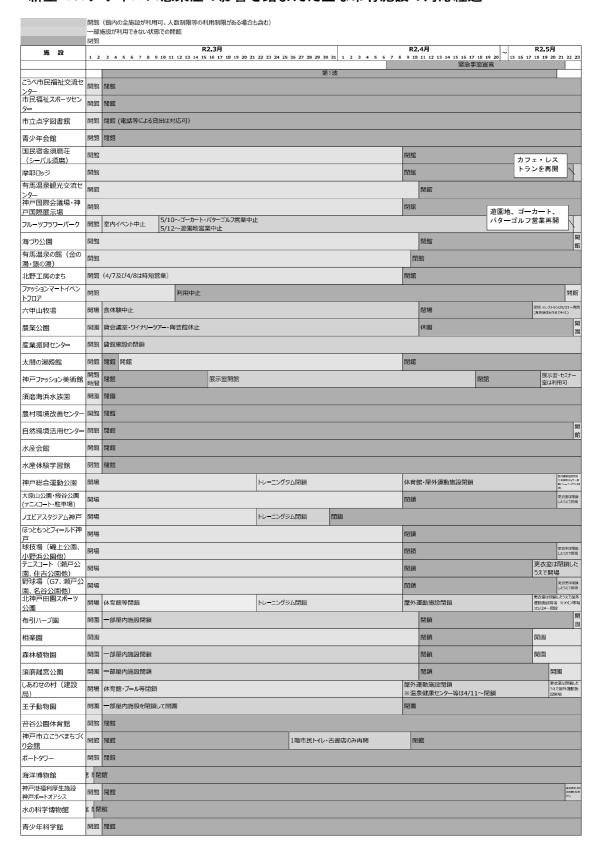
① 相楽園会館は、希和4年1月27日~3月21日の間、レストランの営業時間を21時までに短縮。

② 創影公会堂は、新型コロナワクチン集団接種会場として利用のため、令和3年11月16日から令和4年2月1日まで開館。2月2日か5一郎の資室を再開。2月21日か5全館の資室を再開。。

③ 孤足男の蛇鹿・ラインの蛇は、令 和4年1月27日~3月21日の地、開館時間を10時~17時に短縮。

④ 一部施設については、上記に関わらず、戦員の感染により閉館している期間あり。

⑤ ① 一名のほかには新型コロナウイルス感染症対策を埋曲とした閉館や時間制限はない。



	開館(館内の全施設が 一部施設が利用できない 閉館		川用制限がある場合も含む)				
施設	R2.5月 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6		2 .6月 5 16 17 18 19 20 2	1 22 23 24 25 26 27 28 29 30	R2 1 2 3 4 5 6 7 8	. 7月 9 10 11 12 13 14 15 16	6 17 ~ R3.1月 ~ 2/ 14 15 16 17 25
	2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 3.		0 7 10 11 12 10 11		1 12 13 14 15 16 17 16 17 50	第2波	2 10 11 12 13 17 10 1	緊急事態宣言 第3波
こうべ市民福祉交流セ	閉館	開館				2170.00		2777.2
ンター 市民福祉スポーツセン ター	閉館				体育館利用可		プール営業開始	開館 ※ジムも利用可
市立点字図書館	閉館	ß	liei				'	
青少年会館	閉館	開館(音楽室は利用	不可)		B	7 file		開館時間を20 時までに短縮
国民宿舎須磨荘	館館				9	開館(R3.3.31閉館)		
摩耶ロッジ	カフェ・レストランを再開	宿泊を再開(大浴場)	:状況によって利用不可期	間を設定)				カフェ・レストラン の開館時間を
有馬温泉観光交流セ ンター	開館館							1112/11 31-7-0
神戸国際会議場・神 戸国際展示場	閉館	開館						開館時間を20 時までに短縮
フルーツフラワーパーク	遊園地、ゴーカート、パター	-ゴルフ営業再開 開館						
海づり公園	開館							
有馬温泉の館(金の 湯・銀の湯)	開館館							開館時間を20 時までに短縮
北野工房のまち	閉館 開館(時短営業)	開館						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
ファッションマートイベン トフロア	開館							
六甲山牧場	開場※レストランは5/23~再	5開(食体験は6/8まで中)) 開場					1/13~2/10の平日は冬季臨時
農業公園	開館							
産業振興センター	貸館施設の閉鎖	開館						開館時間を20 時までに短縮
太閤の湯殿館	開館館	•						
神戸ファッション美術館	展示室・セミナー室は利用	ヨゴ ギャラリー・ホー.	も利用可	開館				開館時間を20 時までに短縮
須磨海浜水族園	閉館 開園							_
農村環境改善センター	開	開館						開館時間を20 時までに短縮
自然環境活用センター	開館							
水産会館	開 好会英宝は利用可 開館							
水産体験学習館	開館館							
神戸総合運動公園	屋外運動施設開場※体育館は6	6/5~再開(トレーニング室は開	叫) 開場					開館時間を20 時までに短縮
大原山公園・掖谷公園 (テニスコート・駐車場)	更衣室は閉鎖したうえで開場	開場						開館時間を20 時までに短縮
ノエビアスタジアム神戸	閉館	開場						利用時間を20 時までに短縮
ほっともっとフィールド神 戸	閉館	開場						
球技場(磯上公園、 小野浜公園他)	更衣室は閉鎖したうえで開場	開場						開館時間を20 時までに短縮
テニスコート (瀬戸公 園、住吉公園他)	更衣室は閉鎖したうえで 開場	開場						開館時間を20 時までに短縮
野球場(G7、瀬戸公園、名谷公園他)	更衣室は閉鎖したうえで開場	開場						開館時間を20 時までに短縮
北神戸田園スポーツ公園	東京王山附紀と757王第74章 新聞 開幕。8メイン集書が22~開館 開発							
布引ハーブ園	門羽							
相楽園	開園							
森林植物園	開園							
須磨離宮公園	開園							
しあわせの村 (建設 局)	更衣室は閉鎖したうえで屋外運動施設 開場※馬事公務は5/19~再開	屋内施設 (プール・ジ 除く) を含め開場	ム等を 開場 ※ブールは	6/17~開場				開館時間を20 時までに短縮
王子動物園	閉館	屋内施設(一部除<)	含め開園					
苔谷公園体育館	閉館	開館						開館時間を20 時までに短縮
神戸市立こうべまちづく り会館	閉館	開館						開館時間を20 時までに短縮
ポートタワー	閉館	館 開館 飲食店利用を						
海洋博物館	閉館	開館 貸会議室利用 を20時まで に						
神戸港福利厚生施設 神戸ポートオアシス	貸会議室の利用再開(夜間除く)	会議室の利用再開(で 開館 に短縮						
水の科学博物館	閉館	** 敷地の屋外のみ開	放※市内市立小学校夏6	木み期間(7/23~8	5/17)は館内テーマシアターのみ事	前予約制で限定開放		閉館 (10月1 日~) ※廃止
青少年科学館	閉館	プラネタリウム館のみ再	H			開館		20時以降のイベントの中止

	開館(館内の全施設が利用 一部施設が利用できない状態 閉館		等の利用制限がある場	合も含む)							
施設	1/ 17 25 26 27 28 1 2 3 4 緊急事態宣言	5 6 7 8	R3.3月 9 10 ~ 22 23 24 25	26 27 28 29 30 31	R3.4月 1 ~ 5 6	.延防止等重点措置	25 26	~ 29 30 1 ~ 10 1	R3.5月 11 12 13 ~ : 緊急事態宣言	R3.6月 31 1 ~	
こうべ市民福祉交流セ	第3波					第4波	閉館		開館		
ンター 市民福祉スポーツセン タ ー	開館 ※ジムも利用可				開食に短	宮時間を20時まで 豆縮	閉館		開館時間を17時までに短縮	開館時間を 20時までに 短縮	
市立点字図書館	開館								<u>'</u>	T/M/U	
青少年会館	開館時間を20 開館					官時間を20時まで	閉館		開館時間を17時までに短縮	開館時間を 20時までに	
国民宿舎須磨荘	時までに短縮 開館 (R3.3.31閉館)				閉館※廃」					短縮	
(シーバル須磨) 摩耶ロッジ	カフェ・レストラン カフェ・レスト		間を21時までに短縮		閉館※廃』						
有馬温泉観光交流セ	の開館時間を (R3.3.31 開館	閉館)			POIAL PARTY	-	閉館		開館		
ンター 神戸国際会議場・神	明命は明なつ				- 0	開館時間を20時			開館		
戸国際展示場	時までに短縮					までに短縮	閉館				
フルーツフラワーパーク	開館 開館時間を20時						一部防	包設営業中止	開館		
海づり公園	開館までに短縮					88.600±88.600±	閉館		BBQ施設を閉鎖		
有馬温泉の館(金の 湯・銀の湯)	開館時間を21時までに短	縮	開館			開館時間を20時 までに短縮	閉館		開館時間を19時までに短縮 20時まで 短縮		
北野工房のまち	時短営業 ※3月の土日は通	常営業	B8	館					開館時間を18時までに短縮 ※土日は閉館		
ファッションマートイベン トフロア	開館 1/13~2/10の平 は冬季臨時休業	B									
六甲山牧場	開場						閉場		開場		
農業公園	開館						休園		開場		
産業振興センター	開館時間を20 開館時間を 時までに短縮 に短縮	21時まで 開	ir			開館時間を20時 までに短縮	会議	室、ホール休止	会議室利用を19時までに短縮 会議室程 を20時ま		
太閤の湯殿館	開館					S CICXEMH	閉館		※ホールは21時まで 開館	に短縮	
神戸ファッション美術館	開館時間を20 開館時間を21時まで 日日日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本								開館時間を17時30分までに短縮	セミナー室利用を20時ま	
須磨海浜水族園	時までに短縮 開館		nu				閉館		※ホールは21時まで 開園	でに独語	
		99	b6				нацы			開館時間を	
農村環境改善センター	開館時間を20時までに短縮	開	46 						開館時間を17時までに短縮	20時までに 短縮	
自然環境活用センター	開館					閉館		開園	延長利用を		
水産会館	開館						閉館		延長利用を19時までに制限 20時まで		
水産体験学習館	開館						閉館	then the part All	開館	m 開館時間を	
神戸総合運動公園	開館時間を20 開館時間を 時までに短縮 に短縮	(H)	場			開館時間を20時 までに短縮		を設を閉鎖 を設は無観客で開館	開館時間を屋外施設19時、屋内施設 17時までに短縮	20時までに 短縮	
大原山公園・掖谷公園 (テニスコート・駐車場)	開館時間を20 開館時間を 時までに短縮 に短縮	[H]	1 55			開館時間を20時 までに短縮	屋外加	を 能設は無観客で開館	開館時間を19時までに短縮	開期時間を 20時までに 短縮	
ノエビアスタジアム神戸	利用時間を20時 利用時間 に短縮	おを21まで 開	場				7.7	ポーツクラブ休業	開館		
ほっともっとフィールド神 戸	開館								•		
球技場 (磯上公園、 小野浜公園他)	開館時間を20 開館時間を 時までに短縮 に短縮	21時まで 開	場			開館時間を20時 までに短縮	無観器	客で開館	開館時間を19時までに短縮	開館時間を 20時までに 短縮	
テニスコート(瀬戸公	開館時間を20 開館時間を 時までに短縮 に短縮	21時まで 開				開館時間を20時 までに短縮	無観客で開館 開館時間を19時までに短縮		開館時間を19時までに短縮	開館時間を 20時までに	
園、住吉公園他) 野球場(G7、瀬戸公	開館時間を20 開館時間を	21時まで 開	場			開館時間を20時	無観客で開館 開館時間を19時までに短縮			短縮 開館時間を 20時までに	
園、名谷公園他) 北神戸田園スポーツ	時までに短縮 に短縮 開館時間を20 開館時間を	21時まで 開	場			までに短縮 開館時間を20時		を閉鎖 を別を閉鎖	開館時間を19時までに短縮	短縮 間鎖時間を 20時までに	
公園 布引ハーブ園	時までに短縮				までに短縮	屋外放閉館	を設は無観客で開館	開館	短縮		
相楽園	PRISE						開館				
									開館		
森林植物園	開館										
須磨離宮公園 しあわせの村 (建設	開館 開館時間を20 開館時間を21時まで				開館時間を20時			開館 開館 開館 日本	開館時間を		
局)	時までに短縮(に短縮	即	場			までに短縮		重動施設は無観客で開館	開始が前を座外組成15時、屋内組成17時までに対 総、キャンプ場等は閉鎖	20時までに 短縮	
王子動物園	屋内施設(一部除く)含め開		開園				閉園				
苔谷公園体育館	開館時間を20時までに短縮			閉館		開館時間を17時まで短縮	開館				
神戸市立こうべまちづく り会館	開館時間を20 時までに短縮 開館 開館 貸室、4F利用を20 でに短縮			時ま	閉館	貸室利用を17時まで、4F利用を18時までに短縮	身 貸室、4F利 用を200号ま でに短縮				
ポートタワー	開館時間を20時 飲食店利用を21時までに短縮 開館時間を20時			閉館							
海洋博物館	開館 開館 開館 開館 開館 開館 開館 開館				閉館 開館時間を17時30分までに短縮			開館			
神戸港福利厚生施設	開館時間を20時まで 田倉堂				閉館 開館時間を17時までに短縮						
神戸ポートオアシス 水の科学博物館	に短縮 閉館(R2.10月1日~)※	廃止									
青少年科学館	20時以降のイ 開館						閉館		開館		
ロシャ付す婚	ペントの中止						dates		DIJAG		

	開館(館内の全施設が利用可。人数制限等 一部施設が利用できない状態での開館 閉館	······		
施設	R3.6月 ~ 20 21 ~ 30 2 緊急事態宣言 まん延防止等重点措置	R3.7月 ~ 11 12 ~ 17 ~ 21 22 ~ 31 1	まん延防止等重点措置 緊急事態宣言	R3.10月 ~ 27 ~ 30 1
こうべ市民福祉交流セ	第4波		第5波	
ンター 市民福祉スポーツセン 9ー	開館時間を20時までに短縮	開館時間を20時30分までに短縮	開館時間を20時までに短縮	開館
, 市立点字図書館	開館			
青少年会館	開館時間を20時までに短縮	開館時間を20時30分までに短縮	開館時間を20時までに短縮	開館
国民宿舎須磨荘	閉館(R3.4.1~)※廃止			
<u>(シーパル須磨)</u> 撃耶ロッジ	閉館(R3.4.1~)※廃止			
	開場			
/ター 申戸国際会議場・神	開場			
三国際展示場 フルーツフラワーパーク	開場			
毎づり公園	BBQ施設を 開館			
毎フリン公園 有馬温泉の館(金の	闭與	884001881+2001-2011-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	BRASSHERR+ OARS + TrickSide	開館時間を2
P. 98 (NP)	開館時間を20時までに短縮 開館時間を 18時までに 開館	開館時間を20時30分までに短縮	開館時間を20時までに短縮	時までに短縮
比野工房のまち ファッションマートイベン	Touga Cic			
トフロア	開場			
六甲山牧場	開場			
農業公園	開場	△巻空利田+20時20八+7月标 韓	A禁☆和田+300++*(Fkay)s	
産業振興センター	会議室利用を20時までに短縮 ※ホールは21時まで	会議室利用を20時30分までに短縮 ※ホールは21時まで	会議室利用を20時までに短縮 ※ホールは21時まで	開館
太閤の湯殿館	開場			
神戸ファッション美術館	セミナー室利用を20時までに短縮 ※ホールは21時まで	セミナー室利用を20時30分までに短縮 ※ホールは21時まで	セミナー室、ホール利用を20 セミナー室利用を20時までに短縮 時までに短縮 ※ホールは21時まで	開館
頂磨海浜水族園	開場			
農村環境改善センター	開館時間を20時までに短縮	開館時間を20時30分まで短縮	開館時間を20時までに短縮	開館
自然環境活用センター	開場			
水産会館	延長利用を20時までに制限	延長利用を20時30分までに制限	延長利用を20時までに制限	開館
水産体験学習館	開場			
神戸総合運動公園	開館時間を20時までに短縮	開館時間を20時30分までに短縮	開館時間を20時までに短縮	開館
大原山公園・掖谷公園 (テニスコート・駐車場)	開館時間を20時までに短縮	開館時間を20時30分までに短縮	開館時間を20時までに短縮	開館
	開場			
ほっともっとフィ ー ルド神	開場			
球技場(磯上公園、	開館時間を20時までに短縮	開館時間を20時30分までに短縮	開館時間を20時までに短縮	開館
小野浜公園他) テニスコート (瀬戸公	開館時間を20時までに短縮	開館時間を20時30分までに短縮	開館時間を20時までに短縮	開館
園、住吉公園他) 野球場(G7、瀬戸公	開館時間を20時までに短縮	開館時間を20時30分までに短縮	開館時間を20時までに短縮	開館
<u>園、名谷公園他)</u> 北神戸田園スポーツ	開館時間を20時までに短縮	開館時間を20時30分までに短縮	開館時間を20時までに短縮	開館
公園 布引ハーブ園	開場	3337.00		17744
11月1ハーノ園 相楽園	開場			
	開場			
森林植物園				
須磨離宮公園 しあわせの村(建設	開場 図師研究を20時までに短縮 開館時間を20時までに短縮	Black Black Colt 2077 to 12 1/2	PR4合はURAとつのは土力(=/元マウ	BROOM
司)	キャンプ場等は開始	開館時間を20時30分までに短縮	開館時間を20時までに短縮	開館
王子動物園	閉館 開園			
苔谷公園体育館 神戸市立こうべまちづく	開場		I	
0会館	貸室、4F利用を20時までに短縮	貸室、4F利用を20時30分までに短縮	貸室、4F利用を20時までに短縮	開館 リニューアル工事のため休
ポートタワー	閉館 開館時間を20時までに短縮	開館時間を20時30分までに短縮	開館時間を20時までに短縮	館
	開館			
神戸港福利厚生施設 神戸ポートオアシス	開館時間を 17時までに 開館時間を20時までに短縮	開館時間を20時30分までに短縮	開館時間を20時までに短縮	開館
水の科学博物館	閉館(R2.10月1日~)※廃止			
青少年科学館	開館			

4171		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	開館(館内の全施設が利用可。人	
	一部施設が利用できない状態での開 閉館	PE .
施設	R3.10月 R3.11月	R3.11月16日以降は 個外の注釈を参照
		THE TO THE COM
こうべ市民福祉交流セ	第5波	
ンター 市民福祉スポーツセン		
9-	開館	
市立点字図書館	開館	
青少年会館	開館	
国民宿舎須磨荘	閉館(R3.4.1~)※廃止	
(シーバル須磨) 摩耶ロッジ	閉館(R3.4.1~)※廃止	
有馬温泉観光交流セ		
ンター	開館	
神戸国際会議場·神 戸国際展示場	開館	
フルーツフラワーパーク	開館	
海づり公園	開館	
有馬温泉の館(金の	開館時間を 21時までに 開館	
湯・銀の湯)	知道	
北野工房のまち ファッションマートイベン	開館	
トフロア	開館	
六甲山牧場	開館	
農業公園	開館	
産業振興センター	開館	
太閤の湯殿館	開館	
神戸ファッション美術館	開館	
須磨海浜水族園	開館	
農村環境改善セン ター	開館	
自然環境活用センター	開館	
水産会館	開館	
水産体験学習館	開館	
神戸総合運動公園 大原山公園・掖谷公園	開館	
(テニスコート・駐車場)	開館	
ノエビアスタジアム神戸	開館	
ほっともっとフィールド神 戸	開館	
球技場(磯上公園、	開館	
小野浜公園他) テニスコート (瀬戸公	開館	
園、住吉公園他) 野球場(G7、瀬戸公		
園、名谷公園他) 北神戸田園スポーツ	開館	
公園	開館	
布引ハーブ園	開館	
相楽園	開館	
森林植物園	開館	
須磨離宮公園	開館	
しあわせの村(建設		
局)	開館	
王子動物園	開館	
苔谷公園体育館	開館	
神戸市立こうべまちづく り会館	開館	
ポートタワー	リニューアル工事のため休館	
海洋博物館	(R3.9月27日~) 開館	
海洋 博物 貼 神戸港福利厚生施設		
神戸ボートオアシス	開館	
水の科学博物館	閉館(R2.10月1日~)※廃止	
青少年科学館	開館	
※令和3年11月16日以降は	次の①、②のとおり	1

[※]令和3年11月16日以降は次の①、②のとおり
②一部施設については、上記に関わらず、職員の感染により皆能している明問あり。
② ①のほかには新型コロナウイルス感染症対策を理由とした聴能や時間制限はなし。

新型コロナウイルス感染症対策における神戸市における対応方針

令和2年2月28日

神戸市においては、未だ感染事例は確認されていないが、今般の政府方針を踏まえ、子どもたちを市民ぐるみ・地域ぐるみで守るとともに、関係機関の連携・協力により、共働き家庭等の子どもの保育環境を確保しつつ、感染防止のために以下の措置を講ずることとする。

1 学校教育施設について(教育委員会)

3月3日(火)から3月15日(日)まで、市立の小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校を臨時休業とする。

あわせて、市立図書館、公民館、博物館等の社会教育施設については、3月3日 (火)から3月15日(日)まで閉館する。

市立幼稚園については、家庭で保育できない幼児について預かることとする。

私立幼稚園については、家庭で保育できない幼児について預かる対応を要請する。

2. 保育園等について

市立、私立とも、臨時休業は行わないが、感染防止の観点から可能な限り家庭保育を要請する。

3. 学童保育について

3月3日(火)から、通常の長期休暇と同様、午前中からの保育を実施することとするが、限られた空間での感染防止の観点から、小学校3年生以下の児童を対象とする。

これら学童保育にあたる職員を確保するため、職員の人件費について、市単独で特例加算及び民間施設に対する特別補助等の措置を講ずる。

小学校4年生以上の家庭で保育することができない児童は、該当の小学校において、預かる。

4. 企業等への緊急要請について

子どもを養育する従業員、職員で必要がある者に配慮し、休暇の取得、在宅勤務 等が可能となるよう緊急の対応を求める。

5 その他の市有施設について

屋内における感染防止の観点から、地域福祉センター、区民・勤労市民センター、地域体育館、ポートアイランドスポーツセンター、勤労会館、美術館、水族園、青少年会館、こべっこランド等については、3月3日(火)から3月15日(日)まで閉館する。 王子動物園、有料公園等については、原則として、屋内施設部分を閉鎖して開園する。

6. その他民間施設等について

感染防止の観点から、特に重症化するリスクの高い高齢者等が集まる施設や場については、市の方針を踏まえた対応を要請する。

7. 補正予算の編成

上記を含む新型コロナウイルス感染症対策に必要な予算について、早急に補正予 算を編成し、今議会に追加提案を行う。

新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 ―第2弾―

令和2年3月11日

神戸市においては、これまでに9例(兵庫県発表分を合わせると10例)の新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」という。)患者が発生した。今後、当分の間、市民、企業、関係機関等の協力を得ながら、さらなる感染拡大防止に向けて、最大限の努力を継続する。

一方、この感染症との戦いは世界的な流行拡大を踏まえると、短期間で終息することが 見通せない状況であることから、感染拡大防止に努めながらも、子どもたちの居場所づく り、市民の暮らし、経済活動等をできる限り回復・維持していく努力も必要である。

このため、本市として以下の措置を講ずることとする。

1. 感染拡大防止への取り組み

神戸市内においても感染症患者が増加傾向にあるとともに、感染症患者クラスターの発生が濃厚な状況にある。これまでの感染拡大防止の取り組みを進めながら、国のクラスター対策の専門家の知見も活用しながら、保健所を中心とした関係組織の持てる力を

- * クラスターが新たなクラスターを生み出すことを防ぐ
- * 重症化した患者、あるいはそのリスクの高い患者に対し、適切な医療を確保することに集中投下することが必要である。

あわせて、市民の皆様に対し、集団感染を防ぐため、

- ① 換気が悪い、不特定多数の人が密集して過ごす空間は避けましょう
- ② 風诵しの良い空間づくりを心がけましょう。

また、引き続き、感染症対策の3つの基本

- ① こまめな手洗いをしよう
- ② 咳エチケットに努めよう
- ③ 発熱等の風邪症状の時は外出を控えよう

を守っていただき、冷静な行動を呼びかける。

2. 学校園について(教育委員会)

3月15日(日)までとしていた市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校の臨時休業を、下記のとおり春休み開始まで延長する。

- 3月19日(木)まで 高等専門学校
- 3月23日(月)まで 高等学校
- 3月25日(水)まで 幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校

ただし、児童生徒の生活状況を把握するとともに、春季休業中の指導等を行うため、登

校前の検温の徹底、感染防止対策に十分に配慮した上で、3月17日(火)から小学校、中学校において分散登校(この登校は授業日ではないため、必ず登校させるものではない。) を実施する。

(小・中学校の分散登校日)

- 3月17日 小1・小4
- 3月18日 小2 小5 中1
- 3月19日 小3 小6 中2

※ただし、小規模校等については上記と異なる場合がある。

その際、小学校においては、登校児童全員(分散登校日に指定された学年)に通常献立の給食、中学校においては給食申込者(分散登校日に指定された学年)のみ給食を提供する。これらの給食の食材費は公費負担とする。

特別支援学校では、小集団でも感染リスクが高いため、分散登校は実施しないが、年度 末までに1回の登校をお願いする。

市立幼稚園については、引き続き、家庭で保育できない幼児について、預かることとする。 私立幼稚園については、引き続き、家庭で保育できない幼児について、預かる対応を要 請する。

3. 社会教育施設(教育委員会)、その他市有施設等について

閉館中の市立図書館については、3月17日(火)から開館する。ただし、年代区分による 入館時間帯の設定(協力依頼)など感染防止のための必要な措置を講じた上、閲覧室・座 席の利用の禁止など一部サービスを制限し、館内滞在時間を30分以内とする。

神戸市立博物館及び美術館については、団体による来館など密集した観覧の禁止、接触する展示物の撤去など感染防止の必要な措置を講じた上、3月17日(火)から開館する。

神出自然教育園については、子どもたちの野外活動の場の確保の観点から、3月17日 (火)より開園する。

その他の市内施設については、原則としてこれまでと同様の措置を3月25日(水)まで継続する。

4. 保育園等について

市内施設において感染例が発生したことから、体調不良者について出勤・登園させない 措置をさらに徹底したうえで、引き続き、市立、私立とも、臨時休業は行わない。あわせて、 感染防止の観点から可能な限り家庭保育を要請する。

5. 学童保育について

体調不良者について出勤・来所させない措置をさらに徹底したうえで、春休みまでは引き 続き、通常の長期休暇と同様、午前中からの保育を実施することとする。 学童保育にあた る職員確保に資する特別加算、教員のサポート派遣についても継続して実施する。

- 3年生以下 午前中から学童保育で預かり
- 4年生以上 学校で受入、放課後、必要な場合は学童保育で預かり

6. 企業等への要請について

引き続き、子どもを養育する従業員、職員で必要がある者に配慮し、休暇の取得、在宅勤務等が可能となるよう対応を求める。

7 経済対策について

中小・小規模事業者に対する経営等相談窓口「ひょうご・神戸経営相談センター」を産業振興センターに設置し、融資制度をはじめ各種相談を実施するとともに、新型コロナウイルス対策のための「経営円滑化貸付」を通じて、引き続き、市内事業者の資金調達を支援する。

また、国の緊急対策においても、「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」による金利の引き下げや中小・小規模事業者等に対する実質的な無利子・無担保の資金繰り支援、雇用調整助成金の特例措置の拡大など、各種支援策が打ち出されており、状況に応じてこれら施策を効果的に活用する。

8. 屋外活動を通じた児童の居場所の確保

3月10日(火)~3月31日(火)までのうち、市立学校の臨時休業期間及びこれに準じる 措置が終了するまでの期間、地域・NPO等が行う子ども向けプログラムの支援(3月10日 より市ホームページで受け付け開始済)を行い、神戸の資源を活用した屋外活動による児 童の安全な居場所確保を進める。

その他公園等を活用した屋外プログラムも3月31日まで実施する。

9. イベント等について

3月25日(水)までの市主催イベント等について、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討し、不要不急のものについては開催を延期・中止する。

10. 予算措置について

上記について、追加で必要な予算については、既存予算や予備費等により迅速・柔軟に 対応する。

新型コロナウィルス感染症対策における神戸市の対応方針 ―第3弾―

令和2年3月23日

兵庫県内や近接する大阪府内においても新型コロナウィルス感染症の患者数が増加しており、神戸市内でも複数の小規模患者クラスターが発生している。

こうした患者数の動向や、政府の専門家会議による「新型コロナウィルス感染症対策の 状況分析・提言」(令和2年3月19日)を踏まえ、爆発的な感染拡大(オーバーシュート)が 神戸市で発生することがないよう、感染拡大防止に向けて最大限の努力を継続する。

一方で、感染拡大のリスクが低いと考えられる活動については、子どもたちの居場所づく りを進めるとともに、市民の暮らし、経済活動等をできる限り維持していく努力も続ける。 このため、本市としてこれまでの措置に加え、以下の措置を講ずることとする。

1. 感染拡大防止及び医療確保への取り組み

既に発生済みの2か所の小規模患者クラスターについて、濃厚接触者や施設利用者への健康観察を徹底し、新たなクラスターを発生させないよう、封じ込めに全力を傾注する。必要な措置が完了したことが確認できたクラスターについては、風邪等の有症者の利用を禁止したうえで、施設の再開等を進める。

今後、患者数が増加することも想定し、重症化した患者、あるいはそのリスクの高い患者 に対し、適切な医療を確保するため、高水準の医療サービスを提供する市内の医療機関と の連携調整を強化する。

風邪等の症状がある方は、まず自宅で経過を見ていただき、症状が長く続く方やその心配がある方は、市の相談窓口への相談をしていただく。

海外からの帰国者の感染事例が全国的に増加していることから、帰国者に対し、風邪症状の時は外出を控えていただくとともに、不安がある場合は市の相談窓口への積極的な相談を呼びかける。

2. 市民に対する呼びかけの徹底

全国の感染事例においては、風邪症状が出ながらも仕事を続け、結果的にほかの方を 感染させてしまった例が少なくないことから、「風邪症状が出たら休む」ことを社会全体で徹 底いただく。

これまでクラスターの発生が確認されたのは、①換気の悪い密閉空間、②人が密集していた、③近距離での会話や発声が行われた、という3つの条件が同時に重なった場であることを踏まえ、こうした条件が重なる空間への外出やイベントの開催は避けていただく。これらについて、市の広報媒体を通じ、市民に対する呼びかけを徹底する。

- 186 -

3. 市有施設について

市立図書館、博物館、美術館については、現行の感染防止のための方策を徹底しながら、開館を継続する。

その他の市有施設については、原則としてこれまでと同様の措置を3月31日(火)まで継続する。

4. イベント等について

3月31日(火)までの市主催イベント等については、不要不急のものについて開催を延期・中止する。

都市公園においては、花見期間中は、一般花見客の来園・食事は妨げないが、飲酒の禁止を要請する。また、滞留防止のため、露天等の出店は不可とする。

新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 ―第4弾―

令和2年3月30日

神戸市においては、小規模患者クラスターとなっていた認定こども園とデイケア施設が無事再開できることとなり、3月29日現在では、市内在住の33名の患者のうち、18名の治癒確認がされたところである。しかしながら、昨日、新たに確認された5件の感染者のうち、3名は海外からの帰国者であり、世界の感染者数が70万人を超える中で、全国的にも海外からの感染者流入に対する懸念が高まっている。

東京都や大阪府においては、感染経路が不明な感染者が増加し、特に東京都については「感染爆発の重大局面」にあるとされている。また、3月26日には「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく政府対策本部が設置、今後の展開によっては、政府による「緊急事態宣言」が発令されうる状況となっている。

我が国におけるまん延状況が予断を許さない中、引き続き、神戸市内で爆発的な感染拡大が発生することがないよう、感染拡大防止に向けて最大限の努力を継続する。あわせて、新学期からの学校再開に向けての準備をはじめ、市民の暮らし、経済活動等をできる限り維持していく努力も続ける。

このため、本市としてこれまでの措置に加え、以下の措置を講ずることとする。

1. 感染拡大防止及び医療確保への取り組み

新たな患者クラスターの発生を防止するため、積極的疫学調査や濃厚接触者の健康観察を徹底する。

海外からの帰国者の感染事例が全国的に増加していることから、帰国者に対し、入国から14日間は、不要不急の外出を控えていただくとともに、不安がある場合は市の相談窓口への積極的な相談を呼びかけることとし、企業や大学等を通じた周知を徹底する。

今後、患者数が増加することも想定し、重症化した患者、あるいはそのリスクの高い患者 に対し、兵庫県とも必要な連携を図りながら、適切な医療が確保できる体制を構築する。

2. 学校園について(教育委員会)

新年度における市立の学校園における教育活動の再開(入学式開催を含む)については、政府の対応方針や近隣の感染拡大の状況をさらに見極め、4月6日までに改めて判断する。

学校園の現場においては、教育活動の再開が決定された場合、速やかにその実施が可能となるよう所要の準備を進める。

- 187

また、再開が決定された場合、以下の措置を徹底することとする。

- ① 3月24日付文部科学事務次官通知により示された学校再開ガイドラインを踏まえ、 児童生徒等及び教職員について、毎朝の検温及び風邪症状の有無についての確認 を徹底するほか、感染防止のために十分な措置を講ずる。
- ② 入学式、始業式、離任式、着任式については、感染症対策を徹底した上で、簡素化して実施する。
- ③ 万一、児童生徒等又は教職員が感染者になった場合については、直ちに当該学校 園を臨時休業とするなど、感染拡大防止のための万全の措置を講ずる。

3. 市有施設等について

市立図書館、博物館、美術館については、現行の感染防止のための方策を徹底しながら、開館を継続する。

その他の市有施設については、原則としてこれまでと同様の措置を4月13日まで継続する。

神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場等における5月31日までの利用について、新型コロナ感染症の影響により予約をキャンセルする場合、当該キャンセル料を全額免除する。

市が関与する喫煙所のうち、感染拡大の可能性があるものについては、屋内屋外を問わず、当分の間、閉鎖する。

4. イベント等について

4月13日までの市主催イベント等については、不要不急のものについて開催を延期・中止するとともに、その他の大規模な屋内イベントについては、開催の自粛を呼びかける。

5月に予定されている第50回神戸まつりについては、その開催を1年間延期する。

都市公園においては、花見期間中は、一般花見客の来園は妨げないが、飲酒の禁止を 要請する。また、滞留防止のため、露天等の出店は不可とする。

5. 経済対策について

中小・小規模事業者からの相談に対応する相談窓口「ひょうご・神戸経営相談センター」 等において、融資制度をはじめ各種相談を兵庫県等と協力して平日・休日問わず実施する。 あわせて要件緩和等を行った「経営円滑化貸付」等の各種融資を通じて、市内事業者の資 金調達を支援するほか、「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」など国や県市等が実 施する各種支援策について十分な周知を図る。

6. 緊急雇用対策について

3月25日から募集を開始した「内定を取り消された新卒者向け」の会計年度任用職員(100名)に加え、「ひとり親家庭で、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方」を対象とした会計年度任用職員を100名採用することとし、今後、速やかに募集を開始する。

7. 屋外活動を通じた児童の居場所の確保

地域・NPO 等が行う子ども向けプログラムの支援を行うことにより、神戸の資源を活用した屋外活動による児童の安全な居場所確保事業を進めているが、同事業の助成対象期間を3月31日(火)から春休み(4月7日(火))まで延長する。

その他公園等を活用した屋外プログラムも3月31日(火)から春休み(4月7日(火))まで延長する。

8. あいさつ回りの自粛

市役所及び市外郭団体における新年度の異動に伴うあいさつ回りについては、行わないこととする。

神戸市内の企業・団体に対しても、同様の取り扱いを呼びかける。

新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 ―第5弾―

令和2年4月3日

4月1日、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(以下、「提言」という、)を取りまとめ、地域ごとのまん延の状況を判断する際に考慮すべき指標等が示された。

本市において、今後の対応方針を定めるため、現時点におけるこれら指標等を分析したところ、以下のとおりである。

(新規確定患者数) 図1及び図2参照

神戸市在住者では、昨日までに38名(市外発表分6名を含む)の感染者が確認され、このうち20名が既に治癒確認済みであり、18名(うち、重症は3名)が入院中となっている。このうち、神戸市発表分32名について、確定日別に示したものが図1であり、それぞれの発病日(感染者からの聞き取りにより何らかの症状が最初に出た日)別に示したものが図2である。発病日ベースで見ると神戸市内においては、毎日0~3名程度ずつ、継続的に感染者が発生しているものの、1週間前と比較して大幅な増加は確認されない。

(リンクが不明な新規確定患者数)

これまでの積極的疫学調査の結果、神戸市発表分32名のうち、30名について何らかの疑わしい感染ルートが判明している。このため、感染ルートが全く不明であるのは2名程度にとどまり、その数が増えているという状況にはない。

(帰国者・接触者外来の受診者数) 図3参照

受診者数のこれまでのピークは、大阪のライブハウス関連の案件が多かった3月13日であり、その後の増減はあるが、最近1週間の受診者数が増えている状況にはない。

(相談表の数項目) 図4及び図5参照

帰国者・接触者外来受診を指示された件数のピークは、大阪のライブハウス関連の案件が多かった3月13日であり、最近1週間はゼロの日もあるなど増えている状況にはない。

医療機関からの相談件数のこれまでのピークは、3 月 24 日であり、最近 1 週間の相談 件数が増えている状況にはない。

(PCR 検査等の件数及び陽性率) 図6参照

これまでの PCR 検査数 448 件のうち、陽性は 32 件で陽性率は 7.1%である。 クラスタ

一が発生して濃厚接触者の検査を行うと陽性率が上がるなどの傾向があるが、この 1 週間で陽性率が大きく変化しているという状況にはない。

以上のことから、現時点では神戸市は、提言における「感染確認地域」に該当する、と評価する

この評価に関しては、新たな感染者発生状況を踏まえ、兵庫県とも密接な連携をとりつつ、随時見直すこととする。

この評価を踏まえ、以下のとおりの措置を講ずることとする。

1. 神戸市における医療提供体制の確保

4月1日に開催された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、重症者を 優先した医療提供体制の確保を図っていく必要があること、軽症者には自宅療養以外に施 設での宿泊の選択肢も用意すべきであることが示されている。

現在、重症患者は3名だが、医療機関との協議により、重症者に対応した約50床の確保の目途が立っている。今後も、高度医療に対応できる医療機関と協議し、重症患者対応病床の確保に向けて努力していく。

また、患者が大幅に増えた場合、軽症者は原則自宅療養となるが、宿泊ができる施設の確保に向けて具体的に協議を行う。

2. 市民への呼びかけ

「感染確認地域」であるとの評価を前提に、提言を踏まえ、市民に以下の行動変容を呼びかける。

- ① 人の集まる場所や「3つの密」を徹底的に回避してください。特に、
 - 屋内で50名以上が集まる集会・イベントへの参加は控えてください。
 - 人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことを避けてください。
 - **・ カラオケ・ライブハウスへの出入りを控えてください。**
 - 夜間から早朝にかけて営業しているバー、ナイトクラブなど、接客を伴う飲食店業への出入りを控えてください。
 - ジム、卓球など呼気が激しくなる室内運動の場面で集団感染が生じていることも踏まえた対応をしてください。
- ② 東京都及び大阪府は、「感染拡大警戒地域」と評価されていることから、これらの地域との不要不急の往来を避けてください。

- 189

3. 市立学校園の再開と今後の対応(教育委員会)

市立学校園については、教育活動を再開するための所要の準備を進めることとするが、 市長として一斉臨時休業の継続を要請するかどうかについては、政府の動向や近接する エリアにおける感染拡大の状況等を見極めたうえ、4月6日に判断する。

4 社会福祉施設等の利用

全国的に社会福祉施設等において規模の大きいクラスターが発生しており、提言においても「福祉施設での通所サービスなどの一時利用を制限(中止)する」等の対応が求められている。

万一、これらの施設でクラスターが発生した場合でも、他の施設に新たなクラスターを生み出すことなく、また、サービスの休止を招くことがないよう、複数の通所系サービスを利用されている高齢者、障害者に対し、できる限り利用先を1か所に限るよう呼びかけを行う。社会福祉施設等に対しても、同様の要請を行うほか、さらなる感染防止のための方策の徹底を依頼する。

5 市有施設の扱い

市立図書館、博物館、美術館については、現行の感染防止のための方策を徹底しながら、開館を継続する。その他の市有施設については、原則としてこれまでと同様の措置を4月30日まで継続する。

6. イベント等の開催

5月31日まで、市主催イベント等については、不要不急のものについて開催を延期・中止するとともに、屋内に50名以上が集まる会議や集会は開催しない。

5月31日までの間、屋内に50名以上が集まるイベント等については、開催の自粛を呼びかける。

●地域ごとのまん延の状況を判断する際に考慮すべき指標等(国の対策本部第25回資料より)

図1 神戸市在住の感染者発生状況(確定日ベース)

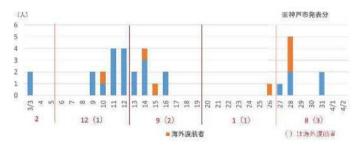


図2 神戸市在住の感染者発生状況 (発病日ベース)

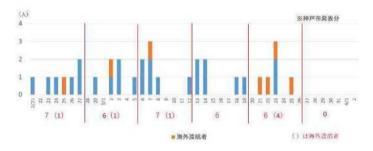


図3 帰国者・接触者外来の受診者数

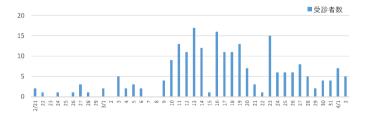


図4 帰国者・接触者相談センターから帰国者・接触者外来受診を指示された件数(373件)

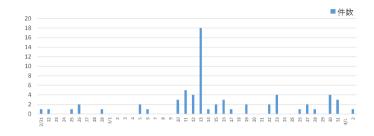


図5 医療機関から帰国者・接触者相談センターへの相談件数の推移

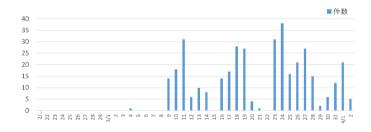


図6 PCR 検査等の件数及び陽性率

PCR 検査 (環保研) 448 件 う5陽性 32 件 (陽性率 7.1%)



神戸市立学校園の臨時休業等について

(新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 ―第5弾(追加)―)

令和2年4月6日

神戸市では、新型コロナウイルス感染症対策の感染拡大防止のため、3月3日から市立 学校園を臨時休業し、春季休業を含めると1か月以上にわたり子どもたちが学校に通えない状況が続いている。4月は子どもたちにとって進学、進級する重要な節目にあたることから、学校園での教育活動の再開を目指し、その準備を行ってきた。

しかしながら、直近の一週間、東京都や大阪府においては感染者が急増し、その中でも 感染リンクが不明な方が非常に多くなってきている。

神戸市は、4月3日の対応方針で示した通り、国の専門家会議の提言における「感染確認地域」にとどまるものと考えられるが、4月4日には新たに10代の感染者が確認され、4月5日には現時点でリンク不明な感染者が複数発生している。

これらの感染者数は、1~2週間前の感染の状況を示すものであること、東京都や大阪府と神戸市との間の人の往来が多いことを踏まえれば、急激な感染拡大が、神戸市に波及してくる可能性を十分考慮しなければならない。

このため、さらなる感染拡大防止の観点から、5月6日までの間、市立学校園を臨時休業するとともに、子どもたちの居場所を確保するため、以下の措置を追加することとする。

1. 不要不急の外出等の自粛

感染拡大防止のために市立学校園を臨時休業することにより、子どもたちと子どもたちのいるご家庭に我慢を強いていることを十分ご理解いただき、できるだけ早期に感染拡大を収束させ、学校再開にもつなげていくことができるよう、市民一人ひとりが自らだけでなく、他人に感染させないために必要な行動を強くお願いする。

このため、市民の皆さまに対し、不要不急の外出や会合、家族以外の大人数での会食などを行わないようお願いする。

また、子どもたちがカラオケや繁華街などに出入りすることがないよう、強く自制を求める とともに、保護者の皆さまにも協力をお願いする。

大学生など若年層が屋内で飲食などをともにすることにより無自覚に感染拡大が発生した事例を踏まえ、大人数でのコンパや歓迎会などを主催したり参加したりすることがないようお願いする。

東京都、大阪府との間の不要不急の往来の自粛とともに、これらのエリアから通勤などにより止むを得ず往来される場合も、人混みには立ち寄らないなど感染防止のための行動をお願いする。

2. 市立学校園の臨時休業

市立学校園について、5月6日まで臨時休業する。

入学式の実施は見合わせ、保護者同伴の入学時説明会を実施する。始業式は実施しない。

臨時休業中の生活状況の把握や学習指導を行うため、感染防止に万全の措置を講じた 上で、学年ごとに半日程度の登校日を設け、分散登校を実施し、給食を公費で実施する (小学校においては希望者のみ)。なお、登校しない場合であっても欠席扱いにはしない。 臨時休業中の部活動は行わない。

3 幼稚園について

市立幼稚園について、やむを得ない事情で家庭により保育できない幼児に限り預かる対応を行う。

私立幼稚園について、やむを得ない事情で家庭により保育できない幼児に限り預かる対応を要請する。

4. 保育園等について

市立、私立とも、臨時休業は行わないが、感染防止の観点から可能な限り家庭保育を強 く要請する。なお、保育料は日割り計算による。

5. 学童保育について

4月8日から、やむを得ない事情で家庭により保育できない小学校3年生以下の児童に限り、通常の長期休暇と同様、午前中からの保育を実施する。

やむを得ない事情で家庭により保育できない小学校4年生以上の児童は、該当の小学校 において預かるが、学童保育については可能な限り家庭保育を強く要請する。

6. 企業等への要請

子どもを養育する従業員、職員で必要がある者に配慮し、休暇の取得、在宅勤務等が可能となるよう緊急の対応を引き続き求める。

新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 ―第6弾― 〜政府による緊急事態宣言発令を受けて〜

令和2年4月8日

「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下、「法」という。)に基づく政府の「緊急事態宣言」が発令され、5月6日までの間、兵庫県が緊急事態措置を実施すべき区域として公示された。

これを受けて本市においては、直ちにこれまでの対策本部を改組し、法に基づく「新型コロナウイルス感染症 神戸市対策本部」を設置した。

我が国において初めて経験する事態に直面することとなったが、神戸市としては引き続き、感染拡大防止と適切な医療・救急体制の確保を最優先としながら、市民に対する迅速かつ正確な情報提供、安定的な生活確保などに全庁体制で取り組む。

市民の皆さまにおかれては、デマや噂話に惑わされることなく、正確な情報に基づき、これまで以上に感染拡大防止のための冷静な行動をとっていただくよう強くお願いする。

今後は、法に基づく「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」(令和2年4月7日)に定める緊急事態措置について必要な対応を行うほか、本市として当面、以下の措置を講ずることとする。

1 「新型コロナウイルス感染症対策 最優先宣言」

「新型コロナウイルス感染症対策 最優先宣言」を発し、市役所が持てる資源を新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、適切な医療・救急体制の確保、市民の生活や秩序の安定、公共インフラの安定的提供などに集中させる一方、緊急性の低い業務については、当面実施を見合わせる。

直ちに、保健所支援班(当面は 100 名規模)、広報特命班(10 名規模)、データ解析チーム(10 名規模)を設置する。

職員の在宅勤務を大幅に拡充するとともに、新型コロナウイルス対策に関連しない対外的な会議や会合の開催、出席は、原則禁止する。

市役所及び区役所等への来庁を極力控えるよう市民へ呼びかけるとともに、営業や挨拶などを目的とした来庁をお断りする。

市役所及び区役所のロビーについて、椅子を撤去するなどにより密集や滞留を避ける工 夫を行う。

2. 不要不急の外出等の自粛要請

感染拡大防止のためには、人と人との接触をできる限り減らすことが重要であり、8割程 度の接触機会の低減を目指すこととし、市民に対して以下について要請する。

- ① 生活の維持に必要な場合を除き、みだりに家から外出しないこと
- ② 東京、大阪などの人口密集地との不要不急の往来を行わないこと
- ③ 通勤などにより②のエリアとやむを得ず往来する場合も、人混みには立ち寄らない など感染防止のための行動をとること
- ④ 夜間から早朝にかけて営業し接客を伴う飲食店、カラオケなどの利用をしないこと
- (5) 不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動をしないこと
- ⑥ 不要不急の会合や家族以外の大人数での会食などを行わないこと
- (7) 「三つの密」(密閉・密集・密接)が重なる懸念のある集会・イベントに参加しないこと
- ⑧ 食料、医薬品、生活必需品について、無用な買いだめ、買い占めを行わず、冷静な 行動をとること

3 感染者数のリアルタイム公表の導入

現在は、PCR検査で陽性反応が出た後、主治医等による「感染症発生届」が保健所に提出されてから、入院のための移送、入院時の諸手続きや所要の検査を経た後、保健師の個別聞き取りによる積極的疫学調査を行い、それらの情報を整理した上で、感染者が発生したことを公表している。このため、保健所が覚知してから、公表までに1~2日程度の遅れが生じている。

今後、感染者の急増も懸念され、さらに積極的疫学調査に時間を要する可能性もある一方、神戸市内で新たな感染者がどのくらい発生したかについて、できる限りリアルタイムで公表することが、最新の感染拡大の状況を市民と情報共有する上で重要である。

このため、明日以降、毎日 12 時までに「感染症発生届」が出された件数、性別、年代の一覧表を 14 時までに報道機関に提供するとともに、市ホームページで公表することとする。

その後、感染者のうち、新たなクラスター発生が懸念されるものについて優先的に積極的疫学調査を行い、必要な情報を随時公表する。

その他の感染者に関する情報についても、調査や取りまとめの状況に応じ、随時公表する。

4. 電話相談体制の強化

「帰国者・接触者相談センター」を「新型コロナウイルス専用健康相談窓口」に統合し、 24 時間の電話相談体制を強化する。

生活ひっ追など市民の暮らしに関する相談については、区役所等に「暮らし相談窓口」を 設置し、土日・休日を含む毎日9時から 17 時 30 分までの間、電話相談できる体制を構築 する

中小・小規模事業者からの相談に対応する相談窓口「ひょうご・神戸経営相談センター」 等において、融資制度をはじめ各種相談を兵庫県等と協力して平日・休日問わず、引き続き実施する。

5. 市有施設等について

市立図書館、博物館、美術館、神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場、 市役所展望ロビーなど現在、開館している屋内の市有施設については、4月9日から5月6 日まで開館する。

王子動物園、都市公園内のテニスコート、野球場などの運動施設についても同様に閉鎖 する.

開園する都市公園においては、人と近接する利用を控えるよう呼びかけるとともに、飲食 の禁止を要請する。

その他の市有施設については、現行の閉鎖等の措置を5月6日まで延長する。

6. イベント等について

5月6日までの間、市主催イベントや会議等については、開催を延期・中止するとともに、 その他のイベントについても、開催の自粛を強く呼びかける。 新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 一第7弾—

令和2年4月28日

4月7日に「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「法」という。) に基づく政府の「緊急事態宣言」が発令され、本市が緊急事態措置を実施すべき 区域とされてから3週間となる。

本市においては、「新型コロナウイルス感染症対策 最優先宣言」を発し、市役所が持てる資源を感染拡大防止等に集中させるとともに、市民や事業者に対して「人と人との接触機会の8割削減」を実現するための外出自粛への協力を求めてきた。

この結果、外出自粛については、中心市街地については週末を中心に 8 割削減が概ね実現した一方、平日については目標水準に達していない。感染者数についても、一定数の発生が継続しているほか、複数の医療機関において院内感染が発生するなど予断を許さない状況にある。

また、この感染症の影響で多くの個人や事業者が経済的な困難に直面していることから、市民の生活と神戸経済を守るため、国や県の施策と連携を図りながら、支援策を講ずる必要がある。

このため、本市として当面、以下の措置を講ずることとする。

1 医療提供体制の確保

現在、病院や宿泊療養施設に入院・入居している患者数は132人である。今後のさらなる感染拡大の可能性を十分考慮し、さらなる病床の確保に努め、今月中に市内の医療機関に約120床を確保するとともに、入院後、軽症あるいは無症状であることが確認された患者の宿泊療養施設についても現在のニチイ学館(100室)に加え、新たにホテルパールシティ神戸(200室)の運用を4月30日から開始する。

短期間に感染症患者が急増する場合には、入院調整に時間を要する場合も想定されることから、ホテルパールシティ神戸については、軽症・無症状者についての「入院前の滞在施設」としても活用し、できる限り患者の自宅待機が発生しないような運用体制を構築する。

特に重要となる重症者(現在、10人)の病床については、中央市民病院を中心に最大50床確保することとする。

感染リスクと隣り合わせで働く医療従事者に対する感謝の気持ちを表すための「こうべ医療者応援ファンド」や「#LightItBlue」などの活動を促進するとともに、医療従事者や感染者、その家族に対する不当な偏見や差別を防止するための啓発を進める。

2 外出自粛のさらなる徹底

感染拡大防止のためには、人と人との接触機会を8割削減する必要がある。これまでの取組みにより、休日を中心に中心市街地の外出抑制は概ね8割程度達成できている一方、商店街やスーパー、公園においては、平常時よりも人出が多くなっている場所もあることから、さらなる外出自粛の徹底とともに、人と人との距離の確保が必要である。

特にゴールデンウィーク期間中、帰省や旅行、観光地などへの移動や外出を行わないよう、県や県内の市町と連携し、市民に強く呼び掛ける。

また、平日については、外出自粛が十分ではないことから、さらなる在宅勤務 (テレワーク) やローテーション勤務などへの取り組みを強く要請する。

区役所への来庁は控え、やむを得ない場合も来庁前に電話をするよう求める。

3 市立学校園の臨時休業

市立学校園について、5月31日まで臨時休業期間を延長する。

児童生徒が登校できない期間が長期化することから、休業期間中の家庭学習 を支援する取り組みや児童生徒の生活状況等の把握、相談体制の確保に一層努 める。

休業期間中、長期に渡って給食が中止されている状況をふまえ、経済的に配慮を要する就学援助世帯(生活保護世帯を除く)への食品送付を緊急援助として実施する。

幼稚園、小学校、義務教育学校前期課程について、医療従事者や警察、消防、 介護等社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方など真に止むを得ない場合に限り受入れを行う「特別受け入れ」の実施期間を5月31日ま で延長する。

4 保育所 学童保育施設等の特別保育の延長

保育所・認定こども園・地域型保育事業・学童保育施設について、医療従事者 や警察、消防、介護等社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な 方など真にやむを得ない場合に限り受入れを行う「特別保育」の実施期間を5月 31日まで延長する。

5. 高齢者施設、障害者施設等における感染防止の徹底

重症化するリスクの高い高齢者、障害者に関する施設について、感染防止対策の厳重な徹底を改めて確認するとともに、通所・短期入所サービス利用者については、複数の事業所を利用しないなど可能な限り利用の自粛を要請する。

6. 経済対策の実施

4月20日に閣議決定された「特別定額給付金(仮称)」事業について、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援につなげるため、5月中の申請書送付及び給付開始を目指す。

経済活動の急速な縮小により疲弊している市内事業者を全力で支援するため、 特に緊急を要するものを補正予算(第1弾)として編成する。 (主なもの)

- ①休業要請等を行った中小法人及び個人事業主を対象にした「経営継続支援金」 を県と協調して実施する
- ②ビルオーナーによる中小企業の店舗の家賃軽減を促すため最大 200 万円を補助する
- ③中小企業が事業継続や売上向上のために行う新たな取り組みに対して最大 100万円を補助する

7. 市有施設・都市公園の扱い

現在、閉鎖・閉館している市有施設については、その扱いを 5 月 31 日まで延長する。

都市公園については、開園は継続するが、大規模公園については5月6日まで駐車場を閉鎖するとともに大型遊具の利用を一部制限する。また、公園の利用にあたっては、わかりやすい表示とともに以下の遵守を要請する。

- ①人と人との距離を十分にとっていただき、散歩や軽い運動程度に止めること
- ②長時間同じ場所に留まることや家族以外での飲食をせず、密集・密接となる利用を避けていただくこと
- ③手洗いやマスク着用などの感染予防対策を徹底すること

8. イベント等について

5月31日までの間、市主催イベントや会議等については、開催を延期・中止するとともに、その他のイベントについても、開催の自粛を強く呼びかける。

9 市営地下鉄 市バスの減便

休日における利用減少の状況を踏まえ、さらなる往来自粛を促すため、5月2日から当分の間、土日祝日における運行本数について、市営地下鉄は概ね2割、市バスは主要6路線で概ね4割の減便を行うとともに、観光客のご利用が多い路線(25系統)については約5割の減便を行う。

平日については、減便を行わない。

新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 ―第7弾(改訂)―

令和2年5月15日

「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「法」という。)に基づく 政府の「緊急事態宣言」について、昨日、緊急事態措置を実施すべき区域が変更 されたが、兵庫県については、引き続き、「特定警戒都道府県」として5月31日 までの間、対象区域とされている。

本市における感染状況を見ると、5月以降、新規感染者数(確定日別)が数名にとどまっているほか、その感染経路についても判明している。これまでの市民・事業者等の外出自粛の成果によるものと評価される一方、感染の再拡大を防ぐためにも、これまでの感染拡大防止のための取組みを継続していくとともに、市民の健康的な生活を維持するための対応も必要である。

このため、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針及び兵庫県の「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が変更されたことを踏まえ、4月28日に決定した対応方針第7弾の一部を以下のとおり修正する。

3. 市立学校園の臨時休業

市立学校園について、5月31日まで臨時休業期間を延長する。

児童生徒が登校できない期間が長期化することから、休業期間中の家庭学習を支援する取り組みや児童生徒の生活状況等の把握、相談体制の確保に一層努める。登校可能日を5月20日から29日の間に2回設定し、希望する児童生徒に対し、感染防止対策を徹底したうえで、学習状況等の確認や学習指導を行う。

休業期間中、長期に渡って給食が中止されている状況をふまえ、経済的に配慮を要する就学援助世帯(生活保護世帯を除く)への食品送付を緊急援助として実施する。

幼稚園、小学校、義務教育学校前期課程について、医療従事者や警察、消防、 介護等社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方など真に止むを得ない場合に限り受入れを行う「特別受け入れ」の実施期間を5月31日ま で延長する。

7. 市有施設 都市公園の扱い

現在、閉鎖・閉館している市有施設のうち、市立図書館については、閉鎖を継続するが、5月16日から予約図書の貸出しのみを行う。

195 -

博物館、美術館については、感染防止に十分な措置を講じたうえで、5月19日から、その利用を一部再開する。

また、有料都市公園等について、5月18日より順次、開園する。屋外運動施設についても、更衣室等は閉鎖のうえ、5月18日から順次再開していく。

各区の文化センター、地域福祉センター等の貸会議室については、利用方法を限定するなど感染防止に十分な措置を講じたうえで、5月19日から順次その利用を一部再開する。

その他の市有施設については、現行の閉鎖等の措置を5月31日まで延長する。

新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 ―第8弾―

令和2年5月22日

「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「法」という。)」に基づく政府の緊急事態宣言に関し、昨日、本市を含む兵庫県については緊急事態措置を実施すべき区域から除外された。

市内の感染者の新規発生は、5月14日以降再陽性等4件を除くとゼロが継続しており、直近1週間における人口10万人当たりの感染者数も0.26人と、政府が示す基準を大きく下回っているほか、入院患者数も最大時(4月25日)の140人から32人へと大きく減少するなど本市における感染拡大は収まりつつある。これは懸命の医療活動はもとより、外出自粛や経済活動の制約などにご協力ご尽力いただいた全ての皆さまの努力の成果であり、心より感謝申し上げたい。

一方、新型コロナウイルス感染症については、今後、再度の感染拡大に備えた 息の長い、持続的な対策が必要であることに十分留意するとともに、基本的な感 染対策の継続など新しい生活様式の定着を図りながら、市民生活・経済活動をで きる限り回復させていくことが必要である。

このため、本市として当面、以下の措置を講ずることとする。

1 医療提供体制・検査体制の確保

新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大に十分対応することができるよう、ICUなどの重症者病床(34 床)を含む病床(120 床)を確保するほか、軽症あるいは無症状の患者に対応するための宿泊療養施設についても引き続き確保するなど万全の準備を進める。

医療機関や高齢者・障害者施設など感染クラスターが発生するリスクの高い施設については、感染防止策の徹底とともに、施設内での感染発生等の早期の覚知・対応体制を構築する。

市中の新たな感染拡大の兆しを早期に把握するため、市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関の設置や市医師会による検査センターの設置等により、一日最大 450 検体を超える PCR 検査体制を確保し、必要な PCR 検査を継続的に実施するとともに、国の動向等を踏まえ、抗原検査による迅速診断の活用、抗体検査による市内の感染状況の把握についても関係機関と連携しながら検討を行う。

今後、高齢者を中心に気温上昇に伴う熱中症の増加が懸念されるが、十分な水 分補給や冷房使用を呼びかけるなど熱中症予防対策に万全を期す。また、それに より医療救急体制の安定にもつなげていく。 医療従事者や感染者、その家族に対する不当な偏見や差別を防止するための啓発を進める。

2. 感染拡大予防の取り組みの周知

「3つの密」を避ける、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」といった基本的な感染対策など、感染拡大を予防するための「新しい生活様式」の定着が図られるよう市民・事業者に呼びかける。

在宅勤務を引き続き推進するとともに、職場に出勤する場合でも、ローテーション勤務、時差出勤等人との接触を低減する取り組みの推進や業種毎のガイドラインに沿った、職場における感染防止のための取り組みを呼びかける。

3. 市立学校園の再開

市立学校園の臨時休業は5月31日までとし、6月1日から感染防止対策を徹底した上で再開する。再開当初2週間(特別支援学校は4週間)は、慣らし期間を設定し、分散登校を実施する。

臨時休業中に実施できなかった授業時数の確保のため、夏季休業期間等を短縮し授業日を設定するとともに、時間割編成の工夫や行事の見直しを行う。なお、夏季休業期間は下記のとおりとする。

- 幼稚園 : 7月22日から8月23日まで

小学校 義務教育学校前期課程 特別支援学校

: 7月23日から8月17日まで

· 中学校 · 義務教育学校後期課程 · 高等学校

: 8月1日から8月17日まで

- 高等専門学校: 8月11日から8月30日まで

4 保育所 学童保育施設等の通常保育の再開

保育所・学童保育施設等については、5月31日まで特別保育を継続するが、 保護者の勤務再開などにより保育が必要となる児童については、特別保育の対象とする。

6月1日からは可能な限り家庭保育を要請しつつ、段階的に通常運営へ移行する。

5. 社会福祉施設等の利用

高齢者・障害者施設等については、複数の通所系サービスを利用されている高齢者・障害者に対し、家族の介護の状況も考慮しつつ、利用先を1か所に限るよう呼びかけを行うなど、引き続き、感染防止のための取り組みの徹底を依頼する。

6. 経済対策の実施

補正予算(第1弾)で編成した事業を順次実施し、経済活動の急速な縮小により疲弊している市内事業者への早期支援を全力で進める。

(主なもの)

- ① オーナーによる中小企業の店舗の家賃軽減を促すための「店舗家賃負担軽減補助金(最大200万円)」について、5月19日から申請受付を開始(オンライン申請は5月29日から)。
- ②中小企業が事業継続や売上向上のために行う新たな取り組みに対する「チャレンジ支援補助金(最大100万円)」について、5月19日から相談受付を開始。申請受付は6月8日に開始。

また、持続化給付金については、市内事業者に周知徹底し、確実に受給できるよう全力で支援する。

今後も、必要な予算措置を迅速に講じ、感染症拡大予防のための新しい生活様式の徹底等、社会の変化に対応した効果的な事業者支援に取り組む。

7 市有施設等の再開

市立図書館については、感染防止のため必要な措置を講じた上、閲覧室・座席の利用の禁止、30分以内の館内滞在、年代区分による入館時間帯の設定など当分の間サービスの一部を制限して5月29日から開館するとともに、その後、段階的にサービス制限の緩和を進める。

なお、博物館・美術館については、当面の間、現在の対応を継続する。

屋外運動施設における更衣室等及び屋内運動施設については、5月31日までは、閉鎖を継続するとともに、感染防止のため必要な措置を講じた上、サービスの一部を制限して6月1日以降、順次再開するための検討を進める。

神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場については、感染防止のため必要な措置を講じた上、6月1日から、100人以下、かつ収容人員の半分以下の利用に限って利用を再開する。

その他の市有施設については、感染防止のため必要な措置を講じた上、サービスの一部を制限して5月23日以降、順次再開する。

8. イベント等について

市主催イベントや会議等については、5月31日までの間、開催を延期・中止するとともに、6月1日以降当分の間、以下の基準に合致するものに限り実施する。

- ・ 屋内のイベント・会議等のうち、感染防止のため必要な措置を講じた上で 100人以下、かつ収容人員の半分以下の参加人数であるもの
- 屋外のイベント・会議等のうち、感染防止のため必要な措置を講じた上で、

. 197

200人以下、かつ人と人との距離(できるだけ2m)を十分に確保できるもの

その他のイベントや会議等についても、当分の間、同様の基準での開催を呼びかけるとともに、全国的かつ大規模な催物等の開催については、中止又は延期を要請する。

9. 市営地下鉄・市バスの通常運行再開

土日祝日における運行について、市営地下鉄・市バスについて、減便を終了し、 5月23日から市営地下鉄・市バスともにすべての路線で通常のダイヤに戻して 運行する。

10. 庁内勤務体制等について

引き続き、在宅勤務やフレックスタイム制等、人との接触を低減する取り組みを推進するとともに、各職場における感染予防対策の徹底を図る。

また、今後の感染再拡大や複合災害に備え、必要な備蓄物資の確保を図る。

―新型コロナウイルス感染症警戒期における神戸市の対応方針―

令和2年5月27日

「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「法」という。)」に基づ く政府の緊急事態宣言が5月25日に解除された。

今回の新型コロナウイルス感染症は未だ不明な点も多く、治療法やワクチンも確立していないことから、今後も感染拡大のリスクが存在する。このため、感染状況等を継続的に監視するとともに、再度の感染拡大期に備え、医療提供体制の確保など万全の準備を進めることが必要である。

一方で、これからの感染警戒期においては、「新しい生活様式」を定着させながら、市民生活や経済活動をできる限り回復させなければならない。

このため、緊急事態宣言の解除後においても、本市においては、新たに「神戸市 with コロナ対応戦略」を策定し、神戸市の施策のあり方を「with コロナ」の時代に対応したものへと転換させていくとともに、「神戸市新型コロナウイルス感染症警戒本部」を設置し、必要な警戒体制を維持・継続することとし、当面、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大期に十分対応することができるよう、最大でICUなどの重症者病床を含む病床 (120 床) を確保できる体制を構築するほか、軽症あるいは無症状の患者に対応するための宿泊療養施設についても必要室数が速やかに確保できるようにするなど万全の準備を進める。

また、市民からの電話相談に対応するための「新型コロナウイルス専用健康相談窓口」を継続して設置することとするほか、帰国者・接触者外来における感染症が疑われる患者への外来医療をはじめ、市中の医療機関との緊密な連携による適切な医療提供体制を維持する。

あわせて、感染症以外の疾患等に対する医療機能の確保にも努める。

今後、高齢者を中心に気温上昇に伴う熱中症の増加が懸念されるが、新型コロナウイルス感染症の医療救急体制を確保するためにも、これまでよりもさらに徹底した熱中症予防対策が必要となる。このため、市長を本部長とする神戸市熱中症対策本部を設置するとともに、「神戸市熱中症警戒宣言」を発出し、十分な水分補給や冷房使用の徹底した呼びかけ、公共施設における給水機の設置、学校におけるスポットクーラーの増設などの対策を講ずる。

また、医療従事者や感染者、その家族に対する不当な偏見や差別を防止するための啓発を進めるとともに、相談体制を整備する。

2 サーベイランス 情報収集体制の確保

市中の新たな感染拡大の兆しを早期に把握するため、市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関の設置や市医師会による検査センターの設置等により、一日最大 450 検体を超える PCR 検査体制を確保し、これまでの検査対象に加え、重症化、院内感染予防のための積極的 PCR 検査を行える体制を構築する。あわせて、国の動向等を踏まえ、抗原検査による迅速診断の活用の検討を行う。

これまでの市内の感染状況を把握するため、抗体検査についても関係機関と連携しながら検討を進める。

医療機関や高齢者・障害者施設など感染クラスターが発生するリスクの高い 施設については、感染防止策の徹底とともに、施設内での感染発生等の早期の覚 知・対応体制を構築する。

3. 感染拡大予防の取り組みの周知

「3つの密」を避ける、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」といった基本的な感染対策など、感染拡大を予防するための「新しい生活様式」の定着が図られるよう市民・事業者に呼びかける。

在宅勤務を引き続き推進するとともに、職場に出勤する場合でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取り組みの推進や業種毎のガイドラインに沿った、職場における感染防止のための取り組みを呼びかける。

4 市立学校園の再開

市立学校園については、6月1日から感染防止対策を徹底した上で再開する。 再開当初2週間(特別支援学校は4週間)は、慣らし期間を設定し、分散登校を 実施する。

臨時休業中に実施できなかった授業時数の確保のため、夏季休業期間等を短縮し授業日を設定するとともに、時間割編成の工夫や行事の見直しを行う。なお、夏季休業期間は下記のとおりとする。

- 幼稚園 : 7月22日から8月23日まで

· 小学校 · 義務教育学校前期課程 · 特別支援学校

: 7月23日から8月17日まで

中学校。義務教育学校後期課程。高等学校

:8月1日から8月17日まで

- 高等専門学校: 8月11日から8月30日まで

5 保育所 学童保育施設等の通常保育の再開

保育所・学童保育施設等については、6月1日から可能な限り家庭保育を要請しつつ、6月中旬をめどに通常運営へ移行する。

6 経済対策の実施

補正予算(第1弾)で編成した事業を順次実施し、経済活動の急速な縮小により疲弊している市内事業者への早期支援を全力で進める。

(主なもの)

- ① オーナーによる中小企業の店舗の家賃軽減を促すための「店舗家賃負担軽減補助金(最大200万円)」について、5月19日から申請受付を開始(オンライン申請は5月29日から)。
- ②中小企業が事業継続や売上向上のために行う新たな取り組みに対する「チャレンジ支援補助金(最大100万円)」について、5月19日から相談受付を開始。申請受付は6月8日に開始。

また、持続化給付金については、市内事業者に周知徹底し、確実に受給できるよう全力で支援する。

今後も、国の補正予算に対応し、市としても新型コロナウイルス感染症対策補 正予算(第2弾)を速やかに編成し、感染症拡大予防のための新しい生活様式の 徹底等、社会の変化に対応した効果的な事業者支援に取り組む。

7 市有施設等の再開

市立図書館については、5月29日から、感染防止のため必要な措置を講じた上、閲覧室・座席の利用の禁止、30分以内の館内滞在、年代区分による入館時間帯の設定など当分の間サービスの一部を制限して開館する。さらに6月16日から、利用人数を制限した閲覧室の利用や新聞・最新号雑誌の閲覧再開など全館でサービス制限を緩和する。

博物館・美術館については、当面の間、現在の対応を継続するが、順次サービス制限の緩和を進める。

屋内運動施設等については、感染防止のため必要な措置を講じた上、サービスの一部を制限して6月1日から順次再開する。

神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場については、感染防止のため必要な措置を講じた上、6月1日から、100人以下、かつ収容人員の半分以下の利用に限って利用を再開するとともに、6月19日からは、この制限を1,000人以下、かつ収容人員の半分以下に緩和する。その後、感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、イベント開催制限の段階的緩和の目安(別紙1参照)を踏まえ、制限のさらなる緩和を検討する。

- 199 -

その他の市有施設については、感染防止のため必要な措置を講じた上、サービスの一部を制限して5月23日以降、順次再開する。

8. イベント等について

市主催イベントや会議等については、6月1日から以下の基準に合致するものに限り実施する。

- ・ 屋内のイベント・会議等のうち、感染防止のため必要な措置を講じた上で 100人以下、かつ収容人員の半分以下の参加人数であるもの
- 屋外のイベント・会議等のうち、感染防止のため必要な措置を講じた上で、 200人以下、かつ人と人との距離(できるだけ2m)を十分に確保できる もの

また、6月19日からは、この制限を以下の基準に緩和する。

- ・ 屋内のイベント・会議等のうち、感染防止のため必要な措置を講じた上で 1,000 人以下、かつ収容人員の半分以下の参加人数であるもの
- 屋外のイベント・会議等のうち、感染防止のため必要な措置を講じた上で、 1,000人以下、かつ人と人との距離(できるだけ2m)を十分に確保できるもの

その後、感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、イベント開催制限の段階的緩和の目安 (別紙 1 参照)を踏まえ、制限のさらなる緩和を検討する。

その他のイベントや会議等についても、同様にイベント開催制限の段階的緩和の目安を踏まえた開催を呼びかけるとともに、各段階の一定規模以上の催し物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。

9 市営地下鉄 市バスの運行

市営地下鉄・市バスについて、業種毎に定められた新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインを踏まえ、感染防止対策を講じる。

10. 庁内勤務体制等について

web 会議や在宅勤務、フレックスタイム制のさらなる活用など、人との接触を 低減する取り組みを継続するとともに、各職場における感染予防対策の徹底を 図る。

また、今後の感染再拡大や複合災害に備え、必要な備蓄物資の確保を図るほか、市民への備蓄品の準備を呼びかける。

災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ 感染予防の徹底を図るほか、配慮を要する避難者の不安解消を図るため、妊産婦 や重症心身障害者等が避難所に代えてホテル等宿泊施設へ避難する場合の宿泊 費助成制度を新設する。 新型コロナウイルス感染症警戒期における神戸市の対応方針 ―(追加)―

令和2年7月9日

政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく令和2年7月8日付け事務連絡「7月10日以降における都道府県の対応について」(以下、「事務連絡」という。)」及び兵庫県の「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、5月27日に決定した対応方針に、以下の対応を追加する。

7. 市有施設等の再開

神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場については、感染防止のため必要な措置を講じた上、7月10日から7月31日までの間は、収容人員の制限を5,000人以下、かつ収容人員の半分以下に緩和する。

催物等の開催にあたっては、事務連絡を踏まえた対応を図る。

8. イベント等について

市主催イベントや会議等については、7月10日から7月31日までの間は、開催制限を以下の基準に緩和する。

- ・ 屋内のイベント・会議等のうち、感染防止のため必要な措置を講じた上で 5,000 人以下、かつ収容人員の半分以下の参加人数であるもの
- 屋外のイベント・会議等のうち、感染防止のため必要な措置を講じた上で、 5,000人以下、かつ人と人との距離(できるだけ2m)を十分に確保できるもの

イベント等の開催にあたっては、事務連絡を踏まえた対応を図る。

新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 ―第9弾(改訂)―

令和2年8月31日

政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく令和2年8月24日付け事務連絡「9月1日以降における催物の開催制限等について」(以下、「事務連絡」という。)」及び兵庫県の「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、7月31日に決定した対応方針を,以下のとおり改訂する。

7. 市有施設等の対応

神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場、その他市有施設について、 感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するな ど、感染防止のために必要な措置を講じた上、収容人員の制限を 5,000 人以下、 かつ収容人員の半分以下とすることを、当面9月末まで継続する。

なお、主催者に対して、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントについては、兵庫県に事前に相談するように促す。

8. イベント等

市主催イベントや会議等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上、当面9月末まで以下の対応を継続する。

- 屋内、屋外ともに 5,000 人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保するできること(できるだけ2m)。

なお、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントについては、兵庫県に事前に相談する。

新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 ―第9弾(改定)―

(令和2年7月31日決定) (令和2年8月31日改定) 令和2年9月18日改定

政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく令和2年9月11日付け事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」(以下、「事務連絡」という。)」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、7月31日に決定した対応方針を、以下のとおり改定する。

7. 市有施設等の対応

神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場、その他市有施設について、 感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するな ど、感染防止のために必要な措置を講じた上で、9月19日から当面11月末まで 以下の対応を行う。

- ①人数上限の目安
- ・収容人数 10,000 人超の場合、収容人数の 50%
- ・収容人数 10,000 人以下の場合、5,000 人
- ②収容率の目安
- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の 100%以内
- 大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内
- ①及び②の条件を満たすほか、事務連絡を踏まえた対応を行う。

なお、主催者に対して、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントについては、兵庫県に事前に相談するように促す。

8. イベント等

市主催イベントや会議等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上、9月19日から当面11月末まで以下の対応を行う。

- ①人数上限の目安
- 収容人数 10,000 人超の場合、収容人数の 50%
- 収容人数 10,000 人以下の場合、5,000 人
- ②収容率の目安
- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の 100%以内
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内
- ①及び②の条件を満たすほか、事務連絡を踏まえた対応を行う。

なお、主催者に対して、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントについては、兵庫県に事前に相談するように促す。

新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 ―第9弾(改定)―

(令和2年 7月31日決定) (令和2年 8月31日改定) (令和2年 9月18日改定) 令和2年11月19日改定

新型コロナウイルス感染症について、北海道や東京、大阪をはじめ、全国的に 感染者の増加が見られ、本市においても、クラスターが発生するなど、急速に新 規感染者が増加している状況となっている。

本市においては、「神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、感染拡大への対応を図ってきたところであるが、感染拡大に伴う医療提供体制への負荷を過大にしないためにも、引き続き、拡大期に対応した医療・検査・相談体制を確保していくとともに、市民・事業者への基本的な感染予防対策の徹底を改めて呼びかけるなどの対応を行うこととし、国及び県の動向も踏まえ、7月31日に決定した対応方針を、以下のとおり改定する。

1. 医療提供体制の確保

本市において、今回の感染が拡大した9月25日以降は、発生患者数も多く、 重症化リスクが高い高齢者層での感染割合も高いことから、これまで以上に医療提供体制への負担が大きくなる恐れがあり、予断を許さない状況である。

今後の感染拡大に十分に対応することができるよう、患者の最大推計値に対応する約 160 床を、感染症指定医療機関である中央市民病院及び適切な感染予防策がとれる市内医療機関の連携のもと確保する。また、軽症あるいは無症状の患者に対応するための宿泊療養施設について、引き続き必要室数を確保する。

インフルエンザ流行期の相談・診療体制のために、神戸市医師会と連携の上、発熱・せき等の診療を行う医療機関(診療所・病院)を確保(11月18日現在、234医療機関)し、市民が適切に相談・診療を受けることができる医療提供体制を提供する。

帰国者・接触者外来と神戸市電話相談窓口等については、引き続き継続して行う。

感染者、その家族や、医療従事者に対する不当な偏見や差別を防止するための 啓発を進めるとともに、相談体制を継続する。また、偏見や差別を生む主な理由 として、間違った認識によるものが多いことから、新型コロナウイルス感染症についての正しい情報を市民に伝えるため、ホームページなどで発信を行う。

2. 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用等により、一日最大662検体の PCR 検査体制を確保しており、今後体制を強化(医師会検査センターでのドラブスルー方式の導入)し、12月には、682検体の検査体制とする。

症状がある者や濃厚接触者に加え、医療機関、福祉施設並びに学校園においては、感染拡大防止の観点から、積極的に PCR 検査を行える体制を構築している。あわせて、医療機関では積極的に抗原検査を活用し迅速に診断を行う。

また、インフルエンザ流行期を踏まえ、検査資源を最大限・効果的に活用しながら、クラスターの防止と医療提供体制の安定的な確保のために、特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対して積極的に PCR 検査を実施する (11月25日~)。

さらに、酒類を提供する飲食店に対して実施しているPCR検査を、地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくために、今後は「基本的に店名は公表しない」こととして、積極的に検査申し込みができようにする。

3. 感染拡大防止の取り組みの周知

クラスターの発生状況では、6 月 23 日から9 月 23 日までは保育所や学校における発生が増えたが、9 月 25 日以降では、酒類提供飲食店での発生のほか、これまでになかった民間事業所や娯楽施設等での発生が増加している。このように様々な場所で発生しているクラスターの多様化を踏まえて、基本的な対策の徹底を「保健所からの3つのお願い」として、市民・事業者に対して呼びかける。

(3つのお願い)

- 1. 人の集まる場所では、冬でも窓を開け、換気を心がけましょう
- 2. マスクの着用と、きちんと手洗い手指消毒(特に指先)
- 3. 熱がなくても、せきなどの症状があれば外出を控え、仕事を休みましょう。

また、国では、これまでのクラスター分析で得られた知見から、以下の5つの 場面で感染のリスクが高まるとしており、あわせて市民・事業者に対して注意喚 起を行う。

(5つの場面)

- 1. 飲酒を伴う懇親会等
- 2. 大人数や長時間におよぶ飲食
- 3. マスクなしでの会話
- 4. 狭い空間での共同生活
- 5. 休憩室、更衣室など、仕事での休憩時間に入った時の居場所の切り替わり

その他、以下の感染拡大防止の取り組みの周知を引き続き行う。

- ①日頃から3つの「密」(密閉、密集、密接)が発生する場所を徹底して避けること
- ②大声を出す行動(飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦で大声を出すなど)を行わないこと
- ③業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策(換気、人数制限など)がなされていない施設等への出入りを控えること
- ④在宅勤務を引き続き推進するとともに、職場に出勤する場合でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取り組みの推進すること
- ⑤業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策 を徹底すること
- ⑥施設・イベント等での「兵庫県新型コロナ追跡システム」の積極的な登録および市民への QR コード読み込みの呼びかけを実施するほか、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を呼びかけること

4. 市立学校園

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察など、感染拡大 防止の取り組みを徹底したうえで教育活動を行っていく。

感染者が発生した学校園においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して 自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる 感染拡大を防止する。

5 保育所 学童保育施設等

体調不良者について出勤・登園等させないなど、各施設における感染拡大防止 の取り組みを徹底したうえで運営を継続する。

感染者が発生した施設においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して自 宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感 染拡大を防止する。

- 203

6. 社会福祉施設等

各施設に対して、感染防止対策の徹底を図るとともに、感染者が発生した場合を想定した対応方針をあらかじめ確認しておくよう周知する。

感染者が発生した施設においては、濃厚接触者や健康観察者に対して自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

さらに、インフルエンザ流行期を踏まえ、クラスターの防止と医療提供体制の安定的な確保のために、特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対して積極的に PCR 検査を実施する (11月25日~)。【再掲】

7 市有施設等の対応

神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場、その他市有施設について、 感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するな ど、感染防止のために必要な措置を講じた上で、当面来年2月末まで以下の対応 を継続する。

①人数上限の目安

- 収容人数 10,000 人超の場合、収容人数の 50%
- 収容人数 10,000 人以下の場合、5,000 人

②収容率の目安

- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の100%以内
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内
- ①及び②の条件を満たすほか、事務連絡を踏まえた対応を行う。

なお、主催者に対して、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントについては、兵庫県に事前に相談するように 促す。

8. イベント等

市主催イベントや会議等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上、当面来年2月末まで以下の対応を継続する。

①人数上限の目安

- 収容人数 10,000 人超の場合、収容人数の 50%
- 収容人数 10,000 人以下の場合、5,000 人

②収容率の目安

- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の 100%以内
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内
- ①及び②の条件を満たすほか、事務連絡を踏まえた対応を行う。

なお、主催者に対して、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントについては、兵庫県に事前に相談するように 促す。

9. 庁内勤務体制

在宅勤務制度やフレックスタイム制等の活用を推進するほか、発熱がなくと もせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

また、感染拡大期に適切に対応するため、庁内における必要な部門への応援を随時強化する。

10. 備蓄物資の確保等

感染再拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。

新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 ―第 10 弾―

令和2年12月17日

新型コロナウイルス感染症について、全国の感染者数は高止まりの傾向が続き、様々な指標からみて感染拡大地域が広がりつつあり、本市においても、複数のクラスターが発生するなど、新規感染者が連日多数発生する状況が続いている。

重症化リスクが高い高齢者層での感染割合も高く、医療提供体制への負担も 非常に大きくなっており、予断を許さない状況となっている。

年末年始に人々の交流を通じて感染が拡大すると、今以上に医療提供体制の 負担が大きくなる恐れがある。

年末年始に向けて、市民の生命・健康を守るため、また、医療崩壊を防ぐため、本市における医療・検査・相談体制を確保していくとともに、市民・事業者へ年末年始を静かに過ごすための取組みの呼びかけを行うこととし、国及び県の方針も踏まえ、本市として当面、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

本市において、今回の感染が拡大した9月25日以降は、発生患者数も多く、 重症化リスクが高い高齢者層での感染割合も高いことから、感染が拡大すると、 今以上に医療提供体制の負担が大きくなる恐れがあり、予断を許さない状況で ある。

今後の感染拡大に十分に対応することができるよう、160 床に加え、さらに 25 床増やし全体で 185 床を、市内医療機関の連携のもと確保する。また、軽症あるいは無症状の患者に対応するための宿泊療養施設について、新たに 3 カ所目となる施設を 12 月 19 日に開設予定であり、必要室数を確保する。

インフルエンザ流行期の相談・診療体制のために、神戸市医師会と連携の上、発熱・せき等の診療を行う医療機関 (診療所・病院)を確保 (12 月 16 日現在、234 医療機関) し、市民が適切に相談・診療を受けることができる医療提供体制を確保する。

感染者、その家族や、医療従事者に対する不当な偏見や差別を防止するための 啓発を進めるとともに、相談体制を継続する。また、偏見や差別を生む主な理由 として、間違った認識によるものが多いことから、新型コロナウイルス感染症に ついての正しい情報を市民に伝えるため、ホームページなどで発信(10月22日~)を行う。

2. 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用等により、一日最大682検体のPCR検査体制を確保する。

症状がある者や濃厚接触者に加え、医療機関、福祉施設並びに学校園においては、感染拡大防止の観点から、積極的に PCR 検査を行える体制を構築している。

さらに、検査資源を最大限・効果的に活用しながら、クラスターの防止と医療 提供体制の安定的な確保のために、以下の積極的検査を実施する。

- ①特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接 介護等を行う職員に対して PCR 検査を実施(11月25日~)
- ②高齢者・障害者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対して PCR 検査を実施(12月1日~)。
- ③地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、 酒類を提供する飲食店に対する PCR 検査を実施 (8月20日~)。

3. 感染拡大防止の取り組みの周知

市民・事業者に対して、以下の取組みについて呼びかける。

<年末年始の過ごし方>

- ①忘年会・新年会を開催する場合は、なるべく普段から一緒にいる人と少人数で、感染防止対策を徹底した上で行うこと。
- ②成人式へは、体調が悪い人は参加を控えるとともに、会場やその周囲では密 集しないこと。また、式典の前後には飲食を控えること。
- ③初詣については、混雑する時期を避けること。
- ④年末年始の帰省にあたっては、休暇を分散して取得するなど、混雑する時期を避けること。

<基本的感染防止対策>

- ①東京、大阪など、感染拡大地域への不要不急の往来を自粛すること。
- ②日頃から3つの「密」(密閉、密集、密接)が発生する場所を徹底して避けること。
- ③業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策(換気、人数制限など)がなされていない施設等への出入りを控えること。
- ④在宅勤務や、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を 低減する取り組みの更なる推進を図るほか、職場における健康管理を改めて

徹底いただくとともに、年末年始の休暇の分散取得を促進すること。

- ⑤業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策 を徹底すること。
- ⑥施設・イベント等での「兵庫県新型コロナ追跡システム」の積極的な登録および市民への QR コード読み込みの呼びかけを実施するほか、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を呼びかけること。

<保健所からのお願い(年末年始の市民への呼びかけ)>

年末年始は、忘年会やクリスマス、正月等従来は人が集まる機会の増える時期であるが、感染拡大防止の観点から、大人数での会食を避け、自宅で過ごすよう呼びかけるとともに、感染症基本対策として以下の3つの心掛けをお願いする。

- ①家族などで集まるときは、寒くても、窓を開けて換気を心掛けましょう。
- ②混雑が予想される場所にお出かけの際は、必ずマスクをし、こまめに、特に 指先を意識した手洗い・消毒をしましょう。
- ③熱がなくても咳などの症状があれば、お出かけは控え、家の中でもマスクを しましょう。

<5つの場面の注意喚起>

- 1. 飲酒を伴う懇親会等
- 2. 大人数や長時間におよぶ飲食
- 3. マスクなしでの会話
- 4 狭い空間での共同生活
- 5. 休憩室、更衣室など、仕事での休憩時間に入った時の居場所の切り替わり

4. 市立学校園

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察など、感染拡大 防止の取り組みを徹底したうえで教育活動を行っていく。

感染者が発生した学校園においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して 自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる 感染拡大を防止する。

5 保育所 学童保育施設等

体調不良者について出勤・登園等させないなど、各施設における感染拡大防止 の取り組みを徹底したうえで運営を継続する。

感染者が発生した施設においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して自 宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感 染拡大を防止する。

6. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染防止対策を徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案 の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②面会は、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底するとともにオンライン面会等を活用すること。
- ③原則、年末年始の直接面会、外泊、外出の自粛。
- ④マスクや消毒液など衛生資材の2か月分の使用量を確保すること。

特に年末年始は施設において必要量を備蓄しておくこと。

また、クラスターの防止と医療提供体制の安定的な確保のために、特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対する積極的 PCR 検査を引き続き実施し、さらに、高齢者・障害者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対して検査を実施する。【再掲】

7. 市有施設等の対応

神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場、その他市有施設について、 感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するな ど、感染防止のために必要な措置を講じた上で、当面来年2月末まで以下の対応 を継続する。

- ①人数上限の目安
- 収容人数 10,000 人紹の場合、収容人数の 50%
- 収容人数 10,000 人以下の場合、5,000 人
- ②収容率の目安
- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の 100%以内
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内
- ①及び②の条件を満たすほか、事務連絡を踏まえた対応を行う。

なお、主催者に対して、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントについては、兵庫県に事前に相談するように 促す。

8. イベント等

市主催イベントや会議等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上、当面来年2月末まで以下の対応を継続する。

- ①人数上限の目安
- 収容人数 10.000 人超の場合、収容人数の 50%
- 収容人数 10,000 人以下の場合、5,000 人
- ②収容率の目安
- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の 100%以内
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内
- ①及び②の条件を満たすほか、事務連絡を踏まえた対応を行う。

なお、主催者に対して、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントについては、兵庫県に事前に相談するように 促す。

9. 庁内勤務体制

在宅勤務制度やフレックスタイム制等の活用を積極的に活用するほか、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の 徹底を図る。

また、感染拡大期<mark>の状況</mark>に適切に対応するため、庁内における必要な部門への応援を更に強化する。

10. 備蓄物資の確保等

感染再拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。

新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 ―第 11 弾―

令和3年1月9日

「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下、「法」という。)」に基づく政府の「緊急事態宣言」が発出され、首都圏の1都3県(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)が緊急事態措置を実施すべき区域として公示された。

これを受けて本市においては、直ちにこれまでの対策本部を改組し、法に基づく「神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。

また、関西圏における直近の感染拡大状況を踏まえ、兵庫県においては、京都府及び大阪府と連携し、政府に対して、緊急事態宣言の発出を要請することとなったほか、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市の阪神間4市に対して、飲食店等に対する営業時間短縮の要請が行われることとなった。

本市においても、新規感染者が長期間にわたり連日多数発生しており、このままでは、本市の医療提供体制が限界を超えてしまう状況となっている。

今ここで感染拡大を食い止め、市民の生命・健康を守るとともに、医療崩壊を防ぐため、引き続き、医療・検査・相談体制を確保していくとともに、新型コロナウイルス感染症対策を最優先とした対応を行っていくこととし、国及び県の方針も踏まえ、当面、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

本市において、今回の感染が拡大した9月25日以降は、発生患者数も多く、重症化リスクが高い高齢者層での感染割合も高い。現在確保できている160床に加え、さらに25床増やし全体で185床の病床確保に向けて調整中ではあるが、医療提供体制(病床)は既に限界にきている。冬場には、例年、脳卒中や心疾患の患者が増加することもあり、このままの状況が続けば本市の医療提供体制が限界を超えてしまうという状況を踏まえ、市民・事業者に対し、「不要不急の人混みの多い場所への外出」は避けること、また、「大人数での会食」を控えるように要請する。

インフルエンザ流行期の相談・診療体制のために、神戸市医師会と連携の上、発熱・せき等の診療を行う医療機関(診療所・病院)を確保(1月8日現在、235 医療機関)し、市民が適切に相談・診療を受けることができる医療提供体制を引き続き確保する。 感染者、その家族や、医療従事者に対する不当な偏見や差別を防止するための 啓発を進めるとともに、相談体制を継続する。また、偏見や差別を生む主な理由 として、間違った認識によるものが多いことから、新型コロナウイルス感染症に ついての正しい情報を市民に伝えるため、ホームページなどで発信(10 月 22 日 ~)を行う。

2. 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用等により、一日最大682検体のPCR検査体制を確保する。

症状がある者や濃厚接触者に加え、医療機関、福祉施設並びに学校園においては、感染拡大防止の観点から、積極的に PCR 検査を行える体制を構築している。

さらに、検査資源を最大限・効果的に活用しながら、クラスターの防止と医療 提供体制の安定的な確保のために、以下の積極的検査を実施する。

- ①特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接 介護等を行う職員に対して PCR 検査を実施(11月25日~)
- ②高齢者・障害者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対して PCR 検査を実施(12月1日~)。
- ③地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、 酒類を提供する飲食店に対する PCR 検査を実施 (8月20日~)。

3. 感染拡大防止の取り組み

市民・事業者に対して、以下の取組みについての呼びかけ等を実施する。

<基本的感染防止対策>

- ①「不要不急の人混みの多い場所への外出」は避けること。また、「大人数で の会食」は控えること。
- ②市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続き のオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ③日頃から3つの「密」(密閉、密集、密接)が発生する場所を徹底して避けること。
- ④業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策(換気、人数制限など)がなされていない施設等への出入りを控えること。
- ⑤在宅勤務や、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を 低減する取り組みの更なる推進を図るほか、職場における健康管理を改めて 徹底いただくこと。
- ⑥業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策

を徹底すること。

- ⑦施設・イベント等での「兵庫県新型コロナ追跡システム」の積極的な登録および市民への QR コード読み込みの呼びかけを実施するほか、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を呼びかけること。
- ⑧感染リスクの高い飲食の場面において効果的な感染防止対策として実施される飲食店等に対する営業時間短縮要請に協力し、兵庫県とともに協力事業者に対する支援を実施すること。

<保健所からのお願い>

感染拡大防止の観点から、感染症基本対策として引き続き、以下の3つの心掛けをお願いする。また、5つの場面についての注意喚起を行う。

- (1)家族などで集まるときは、寒くても、窓を開けて換気を心掛けましょう。
- ②混雑が予想される場所にお出かけの際は、必ずマスクをし、こまめに、特に 指先を意識した手洗い・消毒をしましょう。
- ③熱がなくても咳などの症状があれば、お出かけは控え、家の中でもマスクを しましょう。

(5つの場面の注意喚起)

- 1. 飲酒を伴う懇親会等
- 2. 大人数や長時間におよぶ飲食
- 3. マスクなしでの会話
- 4. 狭い空間での共同生活
- 5. 休憩室、更衣室など、仕事での休憩時間に入った時の居場所の切り替わり

4. 市立学校園

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室 等の換気など、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで、学習活動や学校行事 等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒の学びを保障していく。

感染者が発生した学校園においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して 自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる 感染拡大を防止する。

5 保育所 学童保育施設等

感染経路の遮断(手指消毒、マスク着用、換気の徹底)及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を 継続する。 感染者が発生した施設においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して自 宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感 染拡大を防止する。

6. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案 の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②ガウンや手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な 利用を行い、感染予防を徹底すること
- ③面会については、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底するとともに オンライン面会等を活用し、できる限り、直接面会を自粛すること。
- ④原則、利用者の外泊、外出を自粛すること。
- ⑤マスクや消毒液など衛生資材の2か月分の使用量を確保すること。

特に、訪問・通所系サービスの提供にあっては、必要不可欠なサービスの継続 を維持しつつ、感染拡大を防止するため、サービス提供の必要性を十分考慮する こと。

また、クラスターの防止と医療提供体制の安定的な確保のために、特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対する積極的 PCR 検査を引き続き実施し、さらに、高齢者・障害者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対して検査を実施する。【再掲】

7. 市有施設等の対応

神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場、その他市有施設について、 感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するな ど、感染防止のために必要な措置を講じた上で、当面2月末まで以下の対応を継 続する。

- ①人数上限の目安
- 収容人数 10,000 人超の場合、収容人数の 50%
- ・収容人数 10,000 人以下の場合、5,000 人
- ②収容率の目安
- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の100%以内
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

①及び②の条件を満たすほか、事務連絡を踏まえた対応を行う。

なお、主催者に対して、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントについては、兵庫県に事前に相談するように 促す。

8. イベント等

市主催イベントや会議等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上、当面2月末まで以下の対応を継続する。

①人数上限の目安

- 収容人数 10,000 人超の場合、収容人数の 50%
- ・ 収容人数 10,000 人以下の場合、5,000 人
- ②収容率の目安
- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の100%以内
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内
- ①及び②の条件を満たすほか、事務連絡を踏まえた対応を行う。

なお、主催者に対して、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントについては、兵庫県に事前に相談するように 促す。

9. 庁内勤務体制

出動削減の取り組みをより一層促進するため、在宅勤務制度やフレックスタイム制等の更なる活用を図るほか、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出動を控えるなど、感染予防対策の徹底を図るとともに、感染拡大地域への不要不急の出張を控える。

また、医療・検査・相談体制の確保をはじめ、コロナ感染症対策を最優先に、 庁内における必要な部門への応援を行う。

10. 備蓄物資の確保等

感染再拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。

新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 一第12 弾一

令和3年1月14日

「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下、「法」という。)」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に、兵庫県を含む7府県が追加された。

本市においても、新規感染者が多数発生する状況が継続しており、重症化リスクの高い高齢者層の感染割合も高く、病床がひつ迫し、医療提供体制も非常に厳しい状況となっている。

この状況を乗り越え、市民のみなさまの生命・健康を守るため、また、医療崩壊を防ぐため、医療・検査・相談体制の確保をはじめ、新型コロナ感染症対策を最優先とすることとし、感染拡大防止のため、全庁挙げて対応にあたっていく。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として当面、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

本市において、今回の感染が拡大した9月25日以降は、発生患者数も多く、重症化リスクが高い高齢者層での感染割合も高い。現在確保できている160床はほぼ満床であり、医療提供体制(病床)は既に限界にきている。さらに25床増やし全体で185床の病床確保に向けて調整中ではあるが、現状では確保は難しい。これ以上のコロナ病床を確保するためには、救急や通常医療を縮小する必要がある。

冬場には、例年、脳卒中や心疾患の患者が増加することもあり、このままの状況が続けば本市の医療提供体制が限界を超えてしまい、「助かる命も助からない」 状況となる。この状況を踏まえ、「医療崩壊」を避けるためには、市民一人ひとりの自覚、努力、行動が必要である。

インフルエンザ流行期の相談・診療体制のために、神戸市医師会と連携の上、発熱・せき等の診療を行う医療機関 (診療所・病院) を確保 (1月 13 日現在、235 医療機関) し、市民が適切に相談・診療を受けることができる医療提供体制を引き続き確保する。

感染者、その家族や、医療従事者に対する不当な偏見や差別を防止するための 啓発を進めるとともに、相談体制を継続する。また、偏見や差別を生む主な理由 として、間違った認識によるものが多いことから、新型コロナウイルス感染症に ついての正しい情報を市民に伝えるため、ホームページなどで発信(10 月 22 日 ~)を行う。

2. 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用等により、一日最大682検体の PCR 検査体制を確保する。

症状がある者や濃厚接触者に加え、医療機関、福祉施設並びに学校園においては、感染拡大防止の観点から、積極的に PCR 検査を行える体制を構築している。

さらに、検査資源を最大限・効果的に活用しながら、クラスターの防止と医療 提供体制の安定的な確保のために、以下の積極的検査を実施する。

- ①特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接 介護等を行う職員に対して PCR 検査を実施(11月25日~)
- ②高齢者・障害者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入 所者及び直接処遇従事者の全員に対して PCR 検査を実施 (12 月 1 日~)。
- ③地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、 酒類を提供する飲食店に対する PCR 検査を実施 (8月20日~)。

3. 感染拡大防止の取り組み

市民・事業者に対して、以下の取組みについての呼びかけ等を実施する。<mark>周知・呼びかけにあたっては、様々な広報媒体を活用し、市民に対して具体的行動を呼びかける取り組みを行う。</mark>

<基本的感染防止対策>

- ①「不要不急の人混みの多い場所への外出」は徹底して避けること。特に、20 時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること。
- ②「大人数での会食」は徹底して避けること。また、少人数での飲食の場合でも、食事中は会話を控えるとともに、できるだけ距離をとるよう、呼びかけること。
- ③市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続き のオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ④日頃から3つの「密」(密閉、密集、密接)が発生する場所を徹底して避けること。
- ⑤業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策(換気、人数制限など)がなされていない施設等への出入りを控えること。
- ⑥国及び県の方針に基づき、在宅勤務や、ローテーション勤務、時差出勤、自 転車通勤等、人との接触を低減する取り組みの更なる推進を図るほか、職場 における健康管理を改めて徹底いただくこと。
- ⑦業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策 を徹底すること。
- ⑧施設・イベント等での「兵庫県新型コロナ追跡システム」の積極的な登録お

よび市民への QR コード読み込みの呼びかけを実施するほか、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を呼びかけること。

<保健所からのお願い>

感染拡大防止の観点から、感染症基本対策として引き続き、以下の3つの心掛けをお願いする。また、5つの場面についての注意喚起を行う。

- ①家族などで集まるときは、寒くても、窓を開けて換気を心掛けましょう。
- ②混雑が予想される場所にお出かけの際は、必ずマスクをし、こまめに、特に 指先を意識した手洗い・消毒をしましょう。
- ③熱がなくても咳などの症状があれば、お出かけは控え、家の中でもマスクを しましょう。

(5つの場面の注意喚起)

- 1 飲酒を伴う懇親会等
- 2. 大人数や長時間におよぶ飲食
- 3 マスクなしでの会話
- 4. 狭い空間での共同生活
- 5. 休憩室、更衣室など、仕事での休憩時間に入った時の居場所の切り替わり

4 市立学校園

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室等の換気など、感染拡大防止の取り組みを引き続き徹底するとともに、感染リスクの高い教育活動については、さらに感染症への警戒度を高めた対策を実施する。

学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続するとともに、感染不 安等により登校が困難な児童生徒や、感染者の発生による自宅待機のために登 校できない児童生徒等に対して、オンラインによる個別面談・指導や授業ライブ 配信等を実施することにより、児童生徒の学びを保障していく。

感染者が発生した学校園においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して 自宅待機や POR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる 感染拡大を防止する。

5 保育所 学童保育施設等

感染経路の遮断(手指消毒、マスク着用、換気の徹底)及び体調不良者について出動・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を 継続する。

感染者が発生した施設においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して自

宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

6 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事 案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、 廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底することともに、2 か月分 の使用量を確保すること。
- ③面会についてはオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止すること。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。
- ④原則、利用者の外泊、外出を自粛すること。
- ⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出 の自粛等を徹底すること。

特に、訪問・通所系サービスの提供にあっては、必要不可欠なサービスの継続を維持しつつ、感染拡大を防止するため、サービス提供の必要性を十分考慮すること

また、クラスターの防止と医療提供体制の安定的な確保のために、特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対する積極的 PCR 検査を引き続き実施し、さらに、高齢者・障害者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対して検査を実施する。【再掲】

7. 経済対策について

緊急事態宣言の発令に伴う飲食店等への営業時間短縮要請等により影響を受ける市内事業者に対する支援を兵庫県とともに実施する。

また国における各種支援策の動向や効果をふまえながら、引き続き緊急事態 宣言下における経済・雇用情勢をふまえた効果的な事業者支援策を実施していく。

8. 市有施設等の対応

神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場、その他市有施設について、 感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するな ど、感染防止のために必要な措置を講じた上で、1月14日から2月7日までの 間、屋内、屋外ともに人数上限 5,000 人、かつ、屋内にあっては収容率 50%以下、屋外にあっては人と人との距離を十分に確保する(できるだけ 2m)ことを新たな基準とし、利用時間を 20 時までに短縮する。

ただし、既予約分については 20 時以降の利用の自粛を要請し、新規予約については夜間利用の受付を停止する。

なお、主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベントや会議等 については、兵庫県に事前に相談するように促す。

9. イベント等

1月14日から2月7日までの間、市主催イベントや会議等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上、20時までに終了するとともに、屋内、屋外ともに人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人と人との距離を十分に確保する(できるだけ2m)ことを新たな基準とする。ただし、チケット販売等を行っている場合は以下の取扱いとする。

- ・1月17日以前にチケット販売開始されるイベント等 上記基準を適用しない。ただし、1月18日からは上記基準を超過するチケットの新規販売を停止する。
- 1月 18 日以後にチケット販売開始されるイベント等 上記基準を適用する。

なお、主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベントについて は、兵庫県に事前に相談するように促す。

10. 庁内勤務体制

新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、必要な行政機能を維持することを前提として、在宅勤務等により出勤者の削減に最大限取り組むとともに、在宅勤務の利用が困難な場合においては、フレックスタイム制の活用により接触機会を低減する。また、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

また、医療・検査・相談体制の確保をはじめ、コロナ感染症対策を最優先に、 庁内における必要な部門への応援を行う。

11. 備蓄物資の確保等

感染再拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。

新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 -第12 弾(改定) -

(令和3年1月14日決定) 令和3年2月5日改定

「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下、「法」という。)」に基づく緊急事態措置を実施すべき期間が、兵庫県を含む10都府県で延長された。

本市においては、減少傾向はみられるものの、未だ感染者数は多く、病床は依然としてひっ迫し、医療提供体制は非常に厳しい状況が続いている。

引き続き、市民のみなさまの生命・健康を守るため、また、医療崩壊を防ぐため、新型コロナウイルス感染症対策を最優先とし、医療・検査・相談体制の確保をはじめ、感染拡大防止のため、全庁挙げて対応にあたっていく。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として当面、以下の措置を講ずることとする。

1 医療提供体制の確保

本市で確保していた 160 床がほぼ満床の状態が続き、医療提供体制(病床)が ひっ迫する状況にあったことから、市民病院の通常医療を制限し 28 床を追加で コロナ病床としたほか、民間病院の協力により 23 床増床することで、2 月 8 日 時点で 211 床の病床を確保する。

病床占有率を下げ、通常医療も含めた医療提供体制を維持するためには、市民 一人ひとりの自覚、努力、行動が必要であり、「助かる命も助からない」状況と ならないよう、市民への働きかけを継続する。

また、入院の優先度の高い患者への対応を強化し、重症化リスクの高い人への 入院調整に注力するため、当面の間、一定の条件を設けて自宅療養を実施する。 (1月21日~)

新型コロナウイルスが疑われる場合の相談・診療体制のために、神戸市医師会と連携の上、診療を行う医療機関(診療所・病院)を確保(2月3日現在、235 医療機関)し、市民が適切に相談・診療を受けることができる医療提供体制を引き続き確保する。

感染者、その家族や、医療従事者に対する不当な偏見や差別を防止するための 啓発を進めるとともに、相談体制を継続する。また、偏見や差別を生む主な理由 として、間違った認識によるものが多いことから、新型コロナウイルス感染症に ついての正しい情報を市民に伝えるため、ホームページなどで引き続き発信を 行う。

2. 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用等により、一日最大682検体のPCR検査体制を確保する。 症状がある者や濃厚接触者に加え、医療機関、福祉施設並びに学校園においては、感染拡大防止の観点から、積極的にPCR検査を行える体制を構築している。

さらに、検査資源を最大限・効果的に活用しながら、クラスターの防止と医療 提供体制の安定的な確保のために、以下の積極的検査を引き続き実施する。

- ①特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接 介護等を行う職員に対して PCR 検査を実施(11月25日~)
- ②高齢者・障害者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対して PCR 検査を実施 (12月1日~)。
- ③地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、 酒類を提供する飲食店に対する PCR 検査を実施 (8月20日~)。

3. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンに関して、医師会や病院等との連携により、個別接種及び集団接種を迅速かつ円滑に行える体制を構築する。

また、接種率向上や迅速なワクチン接種に向け、必要な人員体制等を確保するなど、全庁を挙げて取り組みを進める。

4. 感染拡大防止の取り組み

市民・事業者に対して、以下の取組みについての呼びかけ等を実施する。周知・呼びかけにあたっては、引き続き、様々な広報媒体を活用し、市民に対して具体的行動を呼びかける取り組みを継続・徹底して行う。

<基本的感染防止対策>

- ①「日中も含めた人出の多い場所への外出・移動」は徹底して避けること。特に、20 時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること。
- ②「大人数での会食」は徹底して避けること。また、通常の食事でも会話はせず、距離をとること。

特に、最近の感染事例から、下記の事項について注意喚起を強化する。

- ○家族や友人などと一緒に飲食(小休憩含む)する場合。
- ・真正面を避け、斜め向かいに離れて座る。 横並びや真正面に座る際は、1メートル以上の距離をとる。
- ・食事中は会話せず、会話は食事後にマスクを着用してから行う。
- ③市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続きのオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。

- ④日頃から3つの「密」(密閉、密集、密接)が発生する場所を徹底して避けること。
- ⑤業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策(換気、人数制限など)がなされていない施設等への出入りを控えること。
- ⑥国及び県の方針に基づき、在宅勤務や、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取り組みの更なる推進を図るほか、職場における健康管理を改めて徹底いただくこと。
- ⑦業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策 を徹底すること。
- ⑧施設・イベント等での「兵庫県新型コロナ追跡システム」の積極的な登録および市民へのQRコード読み込みの呼びかけを実施するほか、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を呼びかけること。

<保健所からのお願い>

感染拡大防止の観点から、感染症基本対策として引き続き、以下の3つの心掛けをお願いする。また、5つの場面についての注意喚起を行う。

- ①家族などで集まるときは、寒くても、窓を開けて換気を心掛けましょう。
- ②混雑が予想される場所にお出かけの際は、必ずマスクをし、こまめに、特に 指先を意識した手洗い・消毒をしましょう。
- ③熱がなくても咳などの症状があれば、お出かけは控え、家の中でもマスクを しましょう。

(5つの場面の注意喚起)

- 1. 飲酒を伴う懇親会等
- 2. 大人数や長時間におよぶ飲食
- 3. マスクなしでの会話
- 4 狭い空間での共同生活
- 5. 休憩室、更衣室など、仕事での休憩時間に入った時の居場所の切り替わり

5. 市立学校園

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室等の換気など、感染拡大防止の取り組みを引き続き徹底するとともに、感染リスクの高い教育活動については、さらに感染症への警戒度を高めた対策を実施する。

学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続するとともに、感染不安等により登校が困難な児童生徒や、感染者の発生による自宅待機のために登校できない児童生徒等に対して、オンラインによる個別面談・指導や授業ライブ

配信等を実施することにより、児童生徒の学びを保障していく。

感染者が発生した学校園においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して 自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる 感染拡大を防止する。

6 保育所 学童保育施設等

感染経路の遮断(手指消毒、マスク着用、換気の徹底)及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を 継続する。

感染者が発生した施設においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して自 宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感 染拡大を防止する。

7 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事 案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、 廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底することともに、2 か月分 の使用量を確保すること。
- ③面会についてはオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止すること。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。
- ④原則、利用者の外泊、外出を自粛すること。
- ⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出 の自粛等を徹底すること。

特に、訪問・通所系サービスの提供にあっては、必要不可欠なサービスの継続を維持しつつ、感染拡大を防止するため、サービス提供の必要性を十分考慮すること。

また、クラスターの防止と医療提供体制の安定的な確保のために、特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対する積極的 PCR 検査を引き続き実施し、さらに、高齢者・障害者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対して検査を実施する。【再掲】

8. 経済対策について

緊急事態宣言の発令に伴う飲食店等への営業時間短縮要請や外出自粛要請等により影響を受ける市内事業者を幅広く支援するため、2月補正予算を編成する。また国における各種支援策の動向等を注視しながら、引き続き経済・雇用情勢をふまえた効果的な事業者支援策を実施していく。

(主なもの)

- ①営業時間短縮や外出自粛要請等の影響により、売上が減少している中小事業者を対象に「家賃負担軽減緊急一時金(家賃サポート緊急一時金)」の支援(最大50万円)を実施する。
- ②営業時間短縮の要請に応じた飲食店を対象にした「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を県と協調して実施する。

9. 市有施設等の対応

神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場、その他市有施設について、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上で、当面3月7日までの間、屋内、屋外ともに人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人と人との距離を十分に確保する(できるだけ2m)こととし、利用時間を20時までとする。

既予約分については 20 時以降の利用の自粛を要請し、新規予約については夜間利用の受付を停止する。

なお、主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベントや会議等 については、兵庫県に事前に相談するように促す。

10. イベント等

当面3月7日までの間、市主催イベントや会議等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上、20 時までに終了するとともに、屋内、屋外ともに人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人と人との距離を十分に確保する(できるだけ2m)こととする。ただし、チケット販売等を行っている場合は以下の取扱いとする。

- ・2月5日以前にチケット販売開始された2月8日以降のイベント等 上記基準を適用せず、以下の①、②の基準による。ただし、2月6日からは 上記基準を超過するチケットの新規販売を停止する。
- 2月6日以後にチケット販売開始されるイベント等 上記基準を適用する。

(2月5日以前にチケット販売開始された2月8日以降のイベント等にかか

る基準)

- ①人数上限の目安
- 収容人数 10,000 人超の場合、収容人数の 50%
- 収容人数 10,000 人以下の場合、5,000 人

②収容率の月安

- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の 100% 以内
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

なお、主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベントについては、兵庫県に事前に相談するように促す。

11. 全庁を挙げた体制整備

コロナ感染症対策を最優先に、医療・検査・相談体制の確保やワクチン接種体制の整備など、全庁横断的に必要な部門への応接体制を迅速に構築する。

また、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、必要な行政機能を維持することを前提として、在宅勤務等により出勤者の削減に最大限取り組むとともに、在宅勤務の利用が困難な場合においては、フレックスタイム制等の活用により接触機会を低減する。発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

12. 備蓄物資の確保等

感染再拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をは じめ感染予防の徹底を図る。 新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 -第13 弾-

令和3年3月1日決定

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下、「法」という。)」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域から、兵庫県を含む6府県が除外された。

本市においても、これまでの市民・事業者のみなさまのご協力により、新規感 染者数が減少傾向にあるほか、医療提供体制も徐々に改善してきている。

一方、兵庫県内でも継続的に感染が確認されている変異株の影響を注視していく必要がある中、年度末及び年度初めの恒例行事での会食等を通じた感染再拡大(リバウンド)を防ぐために、今後も、感染拡大防止の取り組みを継続していく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として当面、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

緊急事態宣言中は、医療提供体制の危機的な状況に対応するため、市民病院の通常医療を制限するなどし、211 床の病床を確保した。新型コロナウイルス感染症患者の減少及び緊急事態宣言の解除を受け、市民病院の通常医療の制限により臨時的に拡大していたコロナ受入病床を段階的に一般病床に戻し、入院・手術等の通常医療の制限を一部解除する。

医療提供体制を維持するためには、市民一人ひとりの自覚、努力、行動が必要である。再び病床がひっ迫し、「助かる命も助からない」 状況とならないよう、市民への働きかけを継続する。

また、新型コロナウイルスが疑われる場合の相談・診療体制のために、神戸市 医師会と連携の上、診療を行う医療機関(診療所・病院)を確保(2月28日現 在、240医療機関)し、市民が適切に相談・診療を受けることができる医療提供 体制を引き続き確保する。

さらに、感染者、その家族や、医療従事者に対する不当な偏見や差別を防止するための啓発を進めるとともに、相談体制を継続する。また、偏見や差別を生む主な理由として、間違った認識によるものが多いことから、ホームページなどで引き続き発信を行うとともに新たに動画作成を行い、新型コロナウイルス感染症やワクチンについての正しい情報を市民に伝えていく。

2. 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用等により、一日最大682検体のPCR検査体制を確保する。

症状がある者や濃厚接触者に加え、医療機関、福祉施設並びに学校園においては、感染拡大防止の観点から、積極的に PCR 検査を行える体制を構築している。

さらに、検査資源を最大限・効果的に活用しながら、クラスターの防止と医療 提供体制の安定的な確保のために、以下の積極的検査を引き続き実施する。

- ①特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接 介護等を行う職員に対して PCR 検査を実施(11月25日~)
- ②高齢者・障害者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対して PCR 検査を実施 (12 月 1 日~)。
- ③地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、 酒類を提供する飲食店に対する PCR 検査を実施 (8月20日~)。

3. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院者を減少させ医療提供体制を守るための、コロナ対策の切り札である。

接種体制については、医師会・民間病院協会・薬剤師会と合同で「神戸市新型コロナワクチン接種連携本部」を発足しており、個別接種及び集団接種を迅速かつ円滑に行える体制を構築していく。

「神戸市新型コロナワクチン接種コールセンター」を開設(3月1日)し、市民の疑問や不安に幅広く対応していくほか、「ワクチン集中調整センター」の指示のもと、各区役所に設置する「ワクチン供給拠点」から接種先に迅速かつ円滑にワクチンの配送を行う。

迅速なワクチン接種に向け、必要な人員体制等を確保するなど、全庁を挙げて 取り組みを進める。

4. 感染再拡大(リバウンド)防止の取り組み

兵庫県内でも継続的に感染が確認されている変異株の影響を注視していく必要がある中、年度末及び年度初めの恒例行事での会食等を通じた感染再拡大(リバウンド)を防ぐために、市民・事業者に対して、以下の取組みについての呼びかけ等を実施する。周知・呼びかけにあたっては、若年層にも有効な SNS・YouTube などの広報媒体も最大限活用し、市民に対して具体的行動を呼びかける取り組みを一層徹底して行う。

<基本的感染防止対策>

- ①「大人数での会食は控える」こと。また、「少人数の食事でも会話を控え、 距離をとる」こと。
 - 真正面を避け、斜め向かいに離れて座る。

横並びや真正面に座る際は、1メートル以上の距離をとる。

また、国の分科会が提示する、下記の事項を踏まえ、注意喚起を行う。

- ・会食の参加者を「いつも近くにいる4人まで」に絞る(同居家族は除く)。
- ・食事の際は、深酒・大声を避けて短時間で済ませる。
- ②年度末年度初めに向けて、卒業旅行、謝恩会、歓送迎会は控え、花見は宴会 抜きで行うこと。
- ③市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続き のオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ④日頃から3つの「密」(密閉、密集、密接)が発生する場所を徹底して避けること。
- ⑤業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策(換気、人数制限など)がなされていない施設等への出入りを控えること。
- ⑥国及び県の方針に基づき、在宅勤務や、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取り組みを継続するほか、職場における健康管理を引き続き徹底いただくこと。
- ⑦業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底すること。
- ⑧施設・イベント等での「兵庫県新型コロナ追跡システム」の積極的な登録および市民へのQRコード読み込みの呼びかけを実施するほか、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を呼びかけること。

<5つの場面の注意喚起>

上記と合わせ、国の分科会が提示する、感染リスクが高まる「5つの場面」について、注意喚起を行う。

- 1 飲酒を伴う懇親会等
- 2. 大人数や長時間におよぶ飲食
- 3. マスクなしでの会話
- 4 狭い空間での共同生活
- 5. 休憩室、更衣室など、仕事での休憩時間に入った時の居場所の切り替わり

5. 市立学校園

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室

等の換気など、感染拡大防止の取り組みを引き続き徹底するとともに、感染リスクの高い教育活動について、感染症への警戒度を高めた対策を引き続き実施する。

学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続するとともに、感染不 安等により登校が困難な児童生徒や、感染者の発生による自宅待機のために登 校できない児童生徒等に対して、オンラインによる個別面談・指導や授業ライブ 配信等を実施することにより、児童生徒の学びを保障していく。

感染者が発生した学校園においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して 自宅待機や POR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる 感染拡大を防止する。

6 保育所 学童保育施設等

感染経路の遮断(手指消毒、マスク着用、換気の徹底)及び体調不良者について出動・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を 継続する。

感染者が発生した施設においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して自 宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感 染拡大を防止する。

7 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事 案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、 廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底することともに、2 か月分 の使用量を確保すること。
- ③面会についてはオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止すること。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。
- ④原則、利用者の外泊、外出を自粛すること。
- ⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出 の自粛等を徹底すること。

特に、訪問・通所系サービスの提供にあっては、必要不可欠なサービスの継続を維持しつつ、感染拡大を防止するため、サービス提供の必要性を十分考慮すること。

また、クラスターの防止と医療提供体制の安定的な確保のために、特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対する積極的 POR 検査を引き続き実施し、さらに、高齢者・障害者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対して検査を実施する。【再掲】

8 経済対策について

緊急事態宣言の発令に伴う飲食店等への営業時間短縮要請や外出自粛要請等により影響を受け、厳しい経営状況にある市内事業者を幅広く支援するため、各種支援事業を順次進める。また国における各種支援策の動向等を注視しながら、引き続き経済・雇用情勢をふまえた効果的な事業者支援策を実施していく。(主なもの)

- ①営業時間短縮や外出自粛要請等の影響により、売上が減少している中小事業者を対象に「家賃負担軽減緊急一時金(家賃サポート緊急一時金)」の支援(最大50万円)を実施する。
- ②営業時間短縮の要請に応じた飲食店を対象にした「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を県と協調して実施する。
- ③飲食店での消費喚起及び非接触のキャッシュレス決済普及のため、中小規模の飲食店を対象にQRコード®を利用した支払いに対する市独自のポイント環元キャンペーンを実施する。
- ④売上が減少している中小事業者を対象に事業所税の減免(1か月相当分)を 実施する。

9. 市有施設等の対応

神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場、その他市有施設について、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上で、3月1日から3月7日までの間、屋内、屋外ともに人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人と人との距離を十分に確保する(できるだけ2m)こととし、利用時間を21時までとする。

既予約分については 21 時以降の利用の自粛を要請し、新規予約については 21 時を超える利用の受付を停止する。

なお、主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベントや会議等 については、兵庫県に事前に相談するように促す。

10. イベント等

3月1日から3月7日までの間、市主催イベントや会議等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上、21時までに終了するとともに、屋内、屋外ともに人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人と人との距離を十分に確保する(できるだけ2m)こととする。

なお、主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベントについて は、兵庫県に事前に相談するように促す。

11. 全庁を挙げた体制整備

コロナ感染症対策を最優先に、医療・検査・相談体制の確保やワクチン接種体制の整備など、全庁横断的に必要な部門への応援体制を引き続き確保する。

また、引き続き、在宅勤務等により出勤者の削減に積極的に取り組むとともに、 在宅勤務の利用が困難な場合においては、フレックスタイム制等の活用により 接触機会を低減する。発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控 えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

12. 備蓄物資の確保等

感染再拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。

新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 -第 13 弾改定-

(令和3年3月1日決定) 令和3年3月5日改定

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、3月1日に決定した対応方針を、以下のとおり改定する。

9. 市有施設等の対応

神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場、その他市有施設について、 感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するな ど、感染防止のために必要な措置を講じた上で、3月8日から3月21日までの 間、以下の①及び②の条件を満たすほか、国の事務連絡を踏まえた対応を行う。

①人数上限の目安

- 収容人数 10,000 人超の場合、収容人数の 50% (最大 10,000 人)
- ・収容人数 10,000 人以下の場合、5,000 人

②収容率の目安

- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の 100% 以内
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

なお、主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベントや会議等については、兵庫県に事前に相談するように促す。

10. イベント等

市主催イベントや会議等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上で、3月8日から3月21日までの間、9①及び9②の条件を満たすほか、国の事務連絡を踏まえた対応を行う。ただし、チケット販売等を行っている場合は以下の取扱いとする。

- 【3月5日以前にチケット販売開始されたイベント等】
- 9①及び9②の基準を適用しない。ただし、3月6日以降は、9①及び9② の基準を超過するチケットの新規販売を停止する。
- 【3月6日以降にチケット販売開始されるイベント等】
- 9①及び9②の基準を適用する。

なお、主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベントについて は、兵庫県に事前に相談するように促す。

新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 -第13 弾-

(令和3年3月 1日決定) (令和3年3月 5日改定) 令和3年3月19日改定

新型コロナウイルス感染症について、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」 (以下、「法」という。)」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域から兵庫県が 除外されて以降、感染再拡大(リバウンド)防止対策に取り組んできた。

1日あたりの新規感染者数は2月22日~28日は一桁台に減少したが、その後再び増加し、現状、本市においては1日あたり20人~30人程度の新規感染者が発生しており、病床使用率は増加傾向にあり、入院調整は厳しさを増しており、医療提供体制は予断を許さない状況となってきている。

感染者増加による感染再拡大(リバウンド)が危惧される状況となっているため、卒業・花見などの行事や、多くの人の移動を伴う年度末を控えて、改めて必要な感染防止対策を再徹底する必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、3月1日に決定した対応方針を、以下のとおり改定する。

1 医療提供体制の確保

1日あたりの新規感染者数は、現在20人~30人程度となっているが、日々の新規感染者について濃厚接触者の割合は少なく、全くの新規の割合が高くなっている。そのため、有症状で入院となる方が多いことから、一時は50%を切った病床使用率も3月18日時点で75%となり、再びステージ4(病床使用率50%以上)となっている。特に重症患者は過去最大の18人となっている。

また、介護を要する高齢者の感染者も多く、入院時に多くのスタッフが必要となっている。そのため、入院調整は厳しさを増しており、医療提供体制は予断を 許さない状況となってきている。

これ以上に感染者数が増加し、もし病床がひっ迫した場合に備えて、市民病院機構に対して、市民病院における「通常医療の制限による更なるコロナ病床確保」の準備の要請をした。

このような状況を踏まえて、年度末を控えて、感染拡大防止のために、市民・ 事業者に対して、改めて感染防止対策の徹底を行う。

また、新型コロナウイルスが疑われる場合の相談・診療体制のために、神戸市

医師会と連携の上、診療を行う医療機関(診療所・病院)を確保(3月18日現在、247医療機関)し、市民が適切に相談・診療を受けることができる医療提供体制を引き続き確保する。

さらに、感染者、その家族や、医療従事者に対する不当な偏見や差別を防止するための啓発を進めるとともに、心のケアの相談体制を継続する。また、偏見や差別を生む主な理由として、間違った認識によるものが多いことから、ホームページなどで引き続き発信を行うとともに新たに動画作成を行い、新型コロナウィルス感染症やワクチンについての正しい情報を市民に伝えていく。

2. 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用等により、一日最大682検体のPCR検査体制を確保している。

また、症状がある者や濃厚接触者に加え、医療機関、福祉施設並びに学校園等においては、感染拡大防止の観点から、積極的に PCR 検査を行える体制を構築しており、今後も継続する。

加えて、新たにプール方式を活用することにより、サーベイランス検査体制を 強化する。

【積極的検査の実施について】

- ① 特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対して PCR 検査を実施 (2020 年 11 月 25 日~) 更に、プール方式の活用により、対象施設を拡大するとともに、検査期間を短縮し、1) クラスター化の防止による医療提供体制の安定的確保、2)変異株を含めたサーベイランス検査体制の強化による感染拡大防止を図る。
- ② 高齢者・障害児・者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対して PCR 検査を実施(2020 年 12 月 1 日~)。
- ③ 地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、 酒類を提供する飲食店に対する PCR 検査を実施 (2020 年 8 月 20 日~)。

3. 変異株検査

変異株のサーベイランス・拡大防止を行うため、保健所による積極的な検体収 集、環境保健研究所における高度なゲノム解析を引き続き実施する。また、変異 株の状況について、市民に定期的に正確な情報発信を行う。

4. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院者を減少させ医療提供体制を守るための、コロナ対策の切り札である。

接種体制については、医師会・民間病院協会・薬剤師会と合同で「神戸市新型コロナワクチン接種連携本部」を発足しており、個別接種及び集団接種を迅速かつ円滑に行える体制の構築を進めるとともに、4月12日より高齢者施設から段階的にワクチン接種を開始する。

「神戸市新型コロナワクチン接種コールセンター」を開設(2021年3月1日) し、市民の疑問や不安に幅広く対応していくほか、「ワクチン集中調整センター」の指示のもと、各区役所に設置する「ワクチン供給拠点」から接種先に迅速かつ円滑にワクチンの配送を行う。

迅速なワクチン接種に向け、必要な人員体制等を確保するなど、全庁を挙げて取り組みを進める。

5. 感染再拡大(リバウンド)防止の取り組み

感染再拡大(リバウンド)を防ぐため、改めて年度末及び年度初めの恒例行事での会食等を通じた感染再拡大(リバウンド)を防ぐために、市民・事業者に対して、以下の取組みについての呼びかけ等を実施する。周知・呼びかけにあたっては、若年層にも有効な SNS・YouTube などの広報媒体も最大限活用し、市民に対して具体的行動を呼びかける取り組みを一層徹底して行う。

<基本的感染防止対策>

- ①「大人数での会食は控える」こと。また、「少人数の食事でも会話を控え、 距離をとる」こと。
- 真正面を避け、斜め向かいに離れて座る。 横並びや真正面に座る際は、1メートル以上の距離をとる。

また、国の分科会が提示する提言を踏まえた注意喚起を行う。

- ②年度末年度初めに向けて、卒業旅行、謝恩会、歓送迎会は控え、花見は宴会 抜きで行うこと。
- ③市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続きのオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ④日頃から3つの「密」(密閉、密集、密接)が発生する場所を徹底して避けること。
- ⑤業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策(換気、人数制限など)がなされていない施設等への出入りを控えること。
- ⑥国及び県の方針に基づき、在宅勤務や、ローテーション勤務、時差出勤、自 転車通勤等、人との接触を低減する取り組みを継続するほか、職場における 健康管理を引き続き徹底いただくこと。
- ⑦業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策 を徹底すること。感染対策にあたっては、室内換気にあたっての二酸化炭 素濃度の測定等、国の分科会が提示する方法も踏まえ、対応すること。

⑧施設・イベント等での「兵庫県新型コロナ追跡システム」の積極的な登録および市民へのQRコード読み込みの呼びかけを実施するほか、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を呼びかけること。

<5つの場面の注意喚起>

上記と合わせ、国の分科会が提示する、感染リスクが高まる「5つの場面」について、注意喚起を行う。

- 1 飲酒を伴う懇親会等
- 2. 大人数や長時間におよぶ飲食
- 3. マスクなしでの会話
- 4. 狭い空間での共同生活
- 5. 休憩室、更衣室など、仕事での休憩時間に入った時の居場所の切り替わり

6. 市立学校園

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室 等の換気など、感染拡大防止の取り組みを引き続き徹底するとともに、感染リス クの高い教育活動について、感染症への警戒度を高めた対策を引き続き実施す る

学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続するとともに、感染不安等により登校が困難な児童生徒や、感染者の発生による自宅待機のために登校できない児童生徒等に対して、オンラインによる個別面談・指導や授業ライブ配信等を実施することにより、児童生徒の学びを保障していく。

感染者が発生した学校園においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して 自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる 感染拡大を防止する。

7 保育所 学童保育施設等

感染経路の遮断(手指消毒、マスク着用、換気の徹底)及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を 継続する。

感染者が発生した施設においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して自 宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感 染拡大を防止する。

8. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事 案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、 廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底することともに、2 か月分 の使用量を確保すること。
- ③面会についてはオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止すること。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。
- ④原則、利用者の外泊、外出を自粛すること。
- ⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出 の自粛等を徹底すること。

特に、訪問・通所系サービスの提供にあっては、必要不可欠なサービスの継続を維持しつつ、感染拡大を防止するため、サービス提供の必要性を十分考慮すること。

また、クラスターの防止と医療提供体制の安定的な確保のために、高齢者・障害児・者施設で行っている職員の定期的な PCR 検査を拡充し、対象施設を拡大するとともに、検査期間を短縮し、サーベイランス体制を強化する。【再掲】

9 経済対策について

緊急事態宣言の発令に伴う飲食店等への営業時間短縮要請や外出自粛要請等により影響を受け、厳しい経営状況にある市内事業者を幅広く支援するため、各種支援事業を順次進める。また国における各種支援策の動向等を注視しながら、引き続き経済・雇用情勢をふまえた効果的な事業者支援策を実施していく。

(主なもの)

- ①営業時間短縮や外出自粛要請等の影響により、売上が減少している中小事業者を対象に「家賃負担軽減緊急一時金(家賃サポート緊急一時金)」の支援(最大50万円)を実施する。
- ②営業時間短縮の要請に応じた飲食店を対象にした「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を県と協調して実施する。
- ③飲食店での消費喚起及び非接触のキャッシュレス決済普及のため、中小規模の飲食店を対象にQRコード®を利用した支払いに対する市独自のポイント 還元キャンペーンを実施する。
- ④売上が減少している中小事業者を対象に事業所税の減免(1か月相当分)を 実施する。

10. 市有施設等の対応

神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場、その他市有施設について、 感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するな ど、感染防止のために必要な措置を講じた上で、3月31日までの間、以下の① 及び②の条件を満たすほか、国の事務連絡を踏まえた対応を行う。

①人数上限の目安

- 収容人数 10 000 人紹の場合、収容人数の 50% (最大 10 000 人)
- 収容人数 10,000 人以下の場合、5,000 人

②収容率の目安

- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の 100% 以内
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

なお、主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベントや会議等については、兵庫県に事前に相談するように促す。

11. イベント等

市主催イベントや会議等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上で、3月31日までの間、10①及び10②の条件を満たすほか、国の事務連絡を踏まえた対応を行う。

なお、主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベントについて は、兵庫県に事前に相談するように促す。

12. 全庁を挙げた体制整備

コロナ感染症対策を最優先に、医療・検査・相談体制の確保やワクチン接種体制の整備など、全庁横断的に必要な部門への応援体制を引き続き確保する。

また、引き続き、在宅勤務等により出勤者の削減に積極的に取り組むとともに、 在宅勤務の利用が困難な場合においては、フレックスタイム制等の活用により 接触機会を低減する。発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控 えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

13 備蓄物資の確保等

感染再拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。

- 221 -

新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 -第13 弾改定-

(令和3年3月 1日決定) (令和3年3月 5日改定) (令和3年3月19日改定) 令和3年3月30日改定

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、3月1日に決定した対応方針を、以下のとおり改定する。

10. 市有施設等の対応

神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場、その他市有施設について、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上で、4月21日までの間、以下の①及び②の条件を満たすほか、国の事務連絡を踏まえた対応を行う。

①人数上限の目安

- 収容人数 10,000 人超の場合、収容人数の 50% (最大 10,000 人)
- ・収容人数 10,000 人以下の場合、5,000 人

②収容率の目安

- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の 100% 以内
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

なお、主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベント等について は、兵庫県に事前に相談するように促す。

11. イベント等

市主催イベントや会議等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上で、4月21日までの間、10①及び10②の条件を満たすほか、国の事務連絡を踏まえた対応を行う。

なお、主催者に対して、参加者が1,000人を超えるようなイベント等については、兵庫県に事前に相談するように促す。

令和3年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」-第1弾-

令和3年4月1日決定

新型コロナウイルス感染症について、本市の直近状況は、新規感染者が増加し、 感染再拡大(リバウンド)の状況となっている。

市内のコロナ受入れ病床の使用率は 92.1% (3月31日現在)とひっ迫し、入院調整が困難な状況となり、医療提供体制は危機的な状況である。

このような状況の中、市民の生命・健康を守るため、また、医療崩壊を防ぐため、新型コロナ感染症対策を最優先として全庁を挙げて取り組み、感染拡大防止及び医療提供体制の確保に取り組んでいく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として当面、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

新規感染者数は、3月以降増加傾向にあり、現在1日あたり約50人~90人程度となっている。さらに変異株の確認数が増加し、新規感染者に占める割合は高くなってきている。変異株の患者の退院には2回の PCR 検査による陰性確認が必要なため、在院日数が増加につながっている。このことが大きな要因となって、病床使用率は92.1%(3月31日現在)とひっ迫し、入院調整が困難な状況となり、医療提供体制は危機的な状況となっている。

このような状況に対応するため、西神戸医療センター・西市民病院において、通常医療(入院・手術等)を大幅に制限することにより、臨時的に新型コロナ患者の受入病床(22床)を拡大し、211床(現在189床)を確保することとした。

さらに、コロナ治癒後の転院受入可能病院リスト(56病院)をコロナ受入病院に配布するとともに、治癒後の患者が速やかに転院調整出来るよう支援を行い、稼働病床の確保を行う。

感染拡大を防止するためには、まず、市民一人ひとりの自覚のある行動が必要である。これ以上感染が拡大し、「助かる命も助からない」状況とならないよう、市民への働きかけを改めて徹底する。

また引き続き、新型コロナウイルスが疑われる場合の相談・診療体制のために、 神戸市医師会と連携の上、診療を行う医療機関(診療所・病院)を確保(3月31 日現在、247 医療機関)し、市民が適切に相談・診療を受けることができる体制 を確保する。

さらに、感染者、その家族や、医療従事者に対する不当な偏見や差別を防止するための啓発を進めるとともに、心のケアの相談体制を継続する。また、偏見や差別を生む主な理由として、間違った認識によるものが多いことから、ホームページなどで引き続き発信を行うとともに動画等を活用し、新型コロナウイルス感染症やワクチンについての正しい情報を市民に伝えていく。

2. 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大 1,300 検体の PCR 検査体制を確保している。

また、症状がある者や濃厚接触者に加え、医療機関、福祉施設並びに学校園等においては、感染拡大防止の観点から、国の定める基準以上に積極的に PCR 検査を行える体制を構築しており、今後、さらに強化を行う。

【積極的検査の実施について】

- ① 特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対して PCR 検査を実施(2020 年 11 月 25 日~)。 更に、プール検査の活用により施設検査を強化し、感染拡大・クラスター防止対策の強化を図る。
- ② 高齢者、障害児・者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対して PCR 検査を実施(2020 年 12 月 1 日~)。
- ③ 地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、 酒類を提供する飲食店に対する PCR 検査を実施 (2020 年 8 月 20 日~)。

3. 変異株への対応

感染力の増加や免疫効果の低下に影響する懸念があるといわれている変異株について、保健所による積極的な検体収集、健康科学研究所における高度なゲノム解析を実施し、早期発見・早期対応による感染拡大・クラスター防止を強化する。また、変異株の状況について、市民に定期的に正確な情報発信を行う。

4 ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院者を減少させ医療提供体制を守るための、コロナ対策の切り札である。

接種体制については、医師会・民間病院協会・薬剤師会と合同で「神戸市新型コロナワクチン接種連携本部」を発足しており、迅速かつ円滑に行える体制の構

築を進め、集団接種会場 1 2 ヵ所、個別接種会場約 580 か所 (3月 15 日時点) を確保しており、身近な接種場所である個別接種会場についてはさらなる確保 に向けて調整を行う。

「神戸市新型コロナワクチン接種コールセンター」を開設(2021年3月1日) するとともに、ホームページでの情報発信の充実を行い、市民の疑問や不安に幅広く対応していく。

また、「ワクチン集中調整センター」の指示のもと、各区役所に設置する「ワクチン供給拠点」から接種先に迅速かつ円滑にワクチンの配送を行う。

高齢者接種については、現在、ワクチンの供給量が限られていることから、まず高齢者施設から段階的にワクチン接種を開始する(4月12日~)。

迅速なワクチン接種に向け、必要な人員体制等を状況に応じて柔軟に確保するなど、全庁を挙げて全力で取り組みを進める。

5. 感染拡大防止の取り組み

これ以上の感染拡大を防ぐため、感染症神戸モデル (保健所による平時からの施設への感染対策指導などの取組み)を強化して、各保健センター保健師を1名増員して指導体制を強化し、施設訪問・研修などによる感染対策指導を徹底し、感染拡大・クラスター化防止を強化する。

また、市民・事業者に対して、若年層にも有効な SNS などの広報媒体も最大限活用し、具体的でわかりやすい事例や対策を紹介し、感染防止対策の徹底を改めて求める。

≪最重点感染防止対策≫

神戸市として、特に市民にお願いすることは、「マスク」と「距離」

- ① マスクを外して会話をしない。
- ② 食事などで会話するときは、
- 1m以上距離をとる。
- 斜めに座る。横に並ぶ場合は、一つ席を空ける。
- 大声を出さない。

これまで対応方針に定めていた「基本的感染防止対策」のうち、上記 2 点を「最重点感染防止対策」として、市民への周知を徹底する。

また、昨日(3/31) 公開した、屋外のバーベキューやカラオケ喫茶など、身近な 感染リスクを紹介したウェブページを活用し、改めて感染リスクとその対策に ついて、周知を進めていく。

(参考)

<基本的感染防止対策>

①「大人数での会食は控える」こと。また、「通常の食事中でも会話を控え、

距離をとる」こと。

・真正面を避け、斜め向かいに離れて座る。 横並びや真正面に座る際は、1メートル以上の距離をとる。 また、国の分科会が提示する提言を踏まえた注意喚起を行う。

- ②歓送迎会は控え、花見は宴会抜きで行うこと。
- ③市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続きのオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ④日頃から3つの「密」(密閉、密集、密接)が発生する場所を徹底して避けること。
- ⑤業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策(換気、人数制限など)がなされていない施設等への出入りを控えること。
- ⑥国及び県の方針に基づき、在宅勤務や、ローテーション勤務、時差出勤、自 転車通勤等、人との接触を低減する取り組みを継続するほか、職場における 健康管理を引き続き徹底いただくこと。
- ⑦業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策 を徹底すること。感染対策にあたっては、室内換気にあたっての二酸化炭 素濃度の測定等、国の分科会が提示する方法も踏まえ、対応すること。
- ⑧施設・イベント等での「兵庫県新型コロナ追跡システム」の積極的な登録および市民への QR コード読み込みの呼びかけを実施するほか、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を呼びかけること。

<5つの場面の注意喚起>

上記と合わせ、国の分科会が提示する、感染リスクが高まる「5つの場面」について、注意喚起を行う。

- 1 飲酒を伴う懇親会等
- 2 大人数や長時間におよぶ飲食
- 3. マスクなしでの会話
- 4 狭い空間での共同生活
- 5. 休憩室、更衣室など、仕事での休憩時間に入った時の居場所の切り替わり

6. 市立学校園

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室等の換気など、感染拡大防止の取り組みを引き続き徹底するとともに、感染リスクの高い教育活動について、感染症への警戒度を高めた対策を引き続き実施する。

学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続するとともに、感染不安等により登校が困難な児童生徒や、感染者の発生による自宅待機のために登校できない児童生徒等に対して、オンラインによる個別面談・指導や授業ライブ

配信等を実施することにより、児童生徒の学びを保障していく。

感染者が発生した学校園においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して 自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる 感染拡大を防止する。

7 保育所 学童保育施設等

感染経路の遮断(手指消毒、マスク着用、換気の徹底)及び体調不良者について出動・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を 継続する。

感染者が発生した施設においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して自 宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感 染拡大を防止する。

8. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事 案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、 廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底することともに、2か月分 の使用量を確保すること。
- ③面会についてはオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止すること。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。
- ④原則、利用者の外泊、外出を自粛すること。
- ⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出 の自粛等を徹底すること。

特に、訪問・通所系サービスの提供にあっては、必要不可欠なサービスの継続を維持しつつ、感染拡大を防止するため、サービス提供の必要性を十分考慮すること。

また、高齢者・障害児・者施設で行っている職員の定期的な PCR 検査を拡充 し、対象施設を拡大するとともに、検査期間を短縮し、<mark>感染拡大・クラスター防</mark> 止対策の強化を図る。【再掲】

9 経済対策について

緊急事態宣言の発令に伴う飲食店等への営業時間短縮要請や外出自粛要請等 により影響を受け、厳しい経営状況にある市内事業者を幅広く支援するため、各 - 224 -

種支援事業を順次進める。また国における各種支援策の動向等を注視しながら、 引き続き経済・雇用情勢をふまえた効果的な事業者支援策を実施していく。 (主なもの)

- ①営業時間短縮や外出自粛要請等の影響により、売上が減少している中小事業者を対象に「家賃負担軽減緊急一時金(家賃サポート緊急一時金)」の支援(最大50万円)を実施する。
- ②営業時間短縮の要請に応じた飲食店を対象にした「新型コロナウイルス感 染症拡大防止協力金」を県と協調して実施する。
- ③飲食店での消費喚起及び非接触のキャッシュレス決済普及のため、中小規模の飲食店を対象にQRコード®を利用した支払いに対する市独自のポイント還元キャンペーンを実施する。
- ④売上が減少している中小事業者を対象に事業所税の減免(1か月相当分)を 実施する。

10. 市有施設等の対応

神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場、その他市有施設について、 感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するな ど、感染防止のために必要な措置を講じた上で、4月21日までの間、以下の① 及び②の条件を満たすほか、国の事務連絡を踏まえた対応を行う。

①人数上限の目安

- 収容人数 10,000 人超の場合、収容人数の 50% (最大 10,000 人)
- ・収容人数 10,000 人以下の場合、5,000 人

②収容率の目安

- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の 100% 以内
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

なお、主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベント等については、兵庫県に事前に相談するように促す。

11. イベント等

市主催イベントや会議等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上で、4月21日までの間、10①及び10②の条件を満たすほか、国の事務連絡を踏まえた対応を行う。

なお、主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベント等について は、兵庫県に事前に相談するように促す。

12. 全庁を挙げた体制整備

コロナ感染症対策を最優先に、医療・検査・相談体制の確保やワクチン接種体制の整備など、全庁横断的に必要な部門への応援体制を引き続き確保する。

また、引き続き、在宅勤務等により出勤者の削減に積極的に取り組むとともに、 在宅勤務の利用が困難な場合においては、フレックスタイム制等の活用により 接触機会を低減する。発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控 えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

13. 備蓄物資の確保等

感染再拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。

令和3年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」-第1弾改定-

(令和3年4月1日決定) 令和3年4月5日改定

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下、「法」という。)」に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域に、兵庫県を含む3府県が指定され、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市の阪神間4市が対象地域とされた。

新型コロナウイルス感染症について、本市の直近状況は、新規感染者が増加し、 感染再拡大(リバウンド)の状況となっている。

市内のコロナ受入れ病床の使用率は 90%を超えるなどひっ迫し、入院調整が困難な状況となり、医療提供体制は危機的な状況である。

このような状況の中、市民の生命・健康を守るため、また、医療崩壊を防ぐため、新型コロナ感染症対策を最優先として全庁を挙げて取り組み、感染拡大防止及び医療提供体制の確保に取り組んでいく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、4月1日に決定した対応方針を、以下のとおり改定する。

10. 市有施設等の対応

神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場、その他市有施設について、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上で、5月5日までの間、利用時間を20時までとするとともに、以下の①及び②の条件を満たすほか、国の事務連絡を踏まえた対応を行う。

既予約分については 20 時以降の利用の自粛を要請し、新規予約については 20 時以降の利用の受付を停止するものとする。

①人数上限の目安

5.000 人

②収容率の目安

- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の 100% 以内
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

なお、主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベント等については、兵庫県に事前に相談するように促す。

11. イベント等

市主催イベントや会議等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上で、5月5日までの間、20時までに終了するとともに、10①及び10②の基準を満たすほか、国の事務連絡を踏まえた対応を行う。ただし、チケット販売等を行っている場合は以下の取扱いとする。

【4月5日以前にチケット販売開始されたイベント等】

上記基準を適用しない。ただし、4月6日からは上記基準を超過するチケットの新規販売を停止する。

【4月6日以後にチケット販売開始されるイベント等】 上記基準を適用する。

なお、主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベント等について は、兵庫県に事前に相談するように促す。 令和3年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」-第2弾-

令和3年4月24日決定

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下、「法」という。)」に基づく政府の「緊急事態宣言」が発出され、兵庫県を含む4都府県が、緊急事態措置を実施すべき区域として公示された。

本市においても、新規感染者の爆発的な急増によりコロナ受入病床がひっ迫 し、医療提供体制はこれまでにないほど危機的な状況となっている。

この難局を乗り越え、「助かる命を助けるため」にも、医療・検査・相談体制 の確保を始め、新型コロナウイルス感染症対策を最優先として全庁を挙げて、感 染拡大防止に取り組んでいく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として当面、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

爆発的な感染者数の急増を受け、4月23日現在で病床使用率は84%、入院率は10%となっており、自宅療養者数は199人、入院待機者数も1599人と大きく増加している。また、入院調整中の自宅待機者において、毎日およそ40人程度の救急搬送を必要とする方が発生しているが、30人程度は、その日中に搬送出来ずに、翌日に持ち越しとならざる得なくなっている。残念ながら入院調整のため自宅待機中であった患者の死亡事例も3名発生している。

医療崩壊が目前まで迫る危機的な状況となっており、これまでコロナ受入病 床として 211 床を確保していたが、この難局に対応するため、西神戸医療センターにおいて、さらに通常医療(入院・手術等)を制限することにより、受入病 床 9 床を拡大することとした。

また、神戸市第二次救急病院協議会の緊急臨時総会において、本市の危機的な 状況について報告し、会員の各医療機関にさらなる受入病床の確保を要請する とともに、地域の基幹病院に対して、個別訪問による受入要請を行った。

その結果、新規受入2病院を含む8病院(公的2、民間6)から受入病床の拡大について申し出があり、4月22日時点で43床を確保し、順次受入を開始している(5月10日には受入病床263床を確保予定)。

コロナ治癒後の転院受入可能病院リスト (70 病院) をコロナ受入病院に配布するとともに、治癒後の患者が速やかに転院調整出来るよう支援を行い、稼働病床の確保を行う。

さらに、急増している入院調整中の自宅待機者等に対し、できる限り受診 (電話や往診)の機会が増えるよう、神戸市医師会及び神戸市薬剤師会の協力 による健康観察等の軽症者への支援を行う(297医療機関。4月23日~)。ま た、市民病院機構では、患者の重症化を防止するため、特にSpO₂が低い方への 往診等(抗炎症薬(ステロイド)の処方や酸素投与等)を実施(4月23日か ら)。

診療所等の民間医療機関についても往診等を開始している。

感染拡大を防止するためには、まず、市民一人ひとりの自覚のある行動が必要である。これ以上感染が拡大し、「助かる命も助からない」状況とならないよう。市民への働きかけを改めて徹底する。

また引き続き、新型コロナウイルスが疑われる場合の相談・診療体制のために、神戸市医師会と連携の上、診療を行う医療機関(診療所・病院)を確保(4月24日現在、247医療機関)し、市民が適切に相談・診療を受けることができる体制を確保する。

さらに、感染者、その家族や、医療従事者に対する不当な偏見や差別を防止するための啓発を進めるとともに、心のケアの相談体制を継続する。また、偏見や差別を生む主な理由として、間違った認識によるものが多いことから、ホームページなどで引き続き発信を行うとともに動画等を活用し、新型コロナウイルス感染症やワクチンについての正しい情報を市民に伝えていく。

2. 積極的疫学調査等の重点化

感染者数の爆発的な急増により、保健所業務が著しく増大し、新規感染者への 対応が難しくなってきていることから、積極的疫学調査の対象を患者、同居家族、 高齢者・障害者施設に絞り、自宅療養者の健康管理を重点的に行う。

3. 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大 1,300 検体の PCR 検査体制を確保している。

また、医療機関、福祉施設並びに学校園等においては、感染拡大防止の観点から、国の定める基準以上に積極的に PCR 検査を行える体制を構築している。

【積極的検査の実施について】

- ① 特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対して PCR 検査を実施(2020 年 11 月 25 日~)。 更に、プール検査の活用により施設検査を強化し、感染拡大・クラスター防止対策を強化(2021 年 4 月 1 日~)。
- ② 高齢者、障害児・者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対して PCR 検査を実施(2020 年 12 月 1 日~)。
- ③ 地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、 酒類を提供する飲食店に対する PCR 検査を実施 (2020 年 8 月 20 日~)。

4. 変異株への対応

感染力の増加や免疫効果の低下に影響する懸念があるといわれている変異株について、保健所による積極的な検体収集、健康科学研究所における高度なゲノム解析を実施し、早期発見・早期対応による感染拡大・クラスター防止を強化する。また、変異株の状況について、市民に定期的に正確な情報発信を行う。

5. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院者を減少させ医療提供体制を守るための、コロナ対策の切り札である。

接種体制については、医師会・民間病院協会・薬剤師会と合同で「神戸市新型コロナワクチン接種連携本部」を発足しており、迅速かつ円滑に行える体制の構築を進め、集団接種会場12ヵ所、個別接種会場約734か所(4月15日時点)を確保しており、身近な接種場所である個別接種会場についてはさらなる確保に向けて調整を行う。

「神戸市新型コロナワクチン接種コールセンター」を開設(2021年3月1日) するとともに、ホームページでの情報発信の充実を行い、市民の疑問や不安に幅広く対応していく。

また、「ワクチン集中調整センター」の指示のもと、各区役所に設置する「ワクチン供給拠点」から接種先に迅速かつ円滑にワクチンの配送を行う。

高齢者接種については、現在、ワクチンの供給量が限られていることから、まず高齢者施設から段階的にワクチン接種を開始する(4月12日~)。

迅速なワクチン接種に向け、必要な人員体制等を状況に応じて柔軟に確保するなど、全庁を挙げて全力で取り組みを進める。

施設入所者以外の高齢者については、5月10日より順次接種を開始する予定であり、75歳以上の方には、接種券を4月19日に発送済(65歳以上75歳未満の方は5月17日に発送予定)。

75 歳以上の方への予約受付開始以降、コールセンターへの電話、接種予約サイトへのアクセスが集中しつながりにくくなる状況が続いていることから、

- ①コールセンターの受付体制の強化
- ②接種予約サイトの受付機能の強化
- ③新型コロナワクチン接種申込お助け隊の配置延長・拡大配置
- により予約受付体制を強化する。

6. 感染拡大防止の取り組み

市民・事業者に対して、以下の取組みについての呼びかけ等を行う。

<基本的感染防止対策>

- ①日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること。特に、20 時以降の不要不急の外出を自粛するとともに、混雑している場所を避けて行動すること。
- ②感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請 に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。
- ③不要不急の都道府県間の移動は、極力控えること。
- ④路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起を行うこと。
- ⑤国及び県の方針に基づき、職場への出勤について、在宅勤務 (テレワーク) 活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減を徹底すること。
- ⑥市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続き のオンライン申請の精極的活用を呼びかけること。
- (7)3つの「密」(密閉、密集、密接)が発生する場所を徹底して避けること。
- ⑧業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策(換気、人数制限など)がなされていない施設等への出入りを避けること。
- ⑨業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策 を徹底すること。感染対策にあたっては、室内換気にあたっての二酸化炭 素濃度の測定等、国の分科会が提示する方法も踏まえ、対応すること。
- ⑩施設・イベント等での「兵庫県新型コロナ追跡システム」の積極的な登録および市民への QR コード読み込みの呼びかけを実施するほか、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を呼びかけること。

これ以上の感染拡大を防ぐため、感染症神戸モデル (保健所による平時からの施設への感染対策指導などの取組み)を強化して、各保健センター保健師を1名 増員して指導体制を強化し、施設訪問・研修などによる感染対策指導を徹底し、感染拡大・クラスター化防止を強化する。

≪最重点感染防止対策≫

感染者の8割程度は、十分な距離をとらず、マスクを外して会話したことが原因で感染している。

神戸市として、特に市民にお願いすることは、「マスク」と「距離」

- ① マスクを外して会話をしない。
- ② 食事などで会話するときは、
- 1m以上距離をとる。
- 斜めに座る。横に並ぶ場合は、一つ席を空ける。
- 大声を出さない。

これまで対応方針に定めていた「基本的感染防止対策」のうち、上記2点を「最 重点感染防止対策」として、市民への周知を徹底する。

また、3月31日に公開した屋外のバーベキューやカラオケ喫茶など、身近な 感染リスクを紹介したウェブページを活用し、改めて感染リスクとその対策に ついて、周知を准めていく。

<5つの場面の注意喚起>

上記と合わせ、国の分科会が提示する、感染リスクが高まる「5つの場面」について、注意喚起を行う。

- 1 飲酒を伴う懇親会等
- 2. 大人数や長時間におよぶ飲食
- 3. マスクなしでの会話
- 4 狭い空間での共同生活
- 5. 休憩室、更衣室など、仕事での休憩時間に入った時の居場所の切り替わり

7. 市立学校園

警戒度をこれまでより高めて感染防止対策のさらなる徹底を行い、学習活動 や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障して いく。

感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生 徒等に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンライン授業等を実施 する

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室 等の換気、給食及び昼食時の感染防止対策など、感染拡大防止の取り組みを引き 続き徹底する。

感染者が発生した学校園においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して 自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる 感染拡大を防止する。

8 保育所 学童保育施設等

感染経路の遮断(手指消毒、マスク着用、換気の徹底)及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続する。なお、休業等により可能な家庭に対して、家庭保育の協力を呼びかける。

感染者が発生した施設においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して自 宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感 染拡大を防止する。

9. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事 案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、 廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の 使用量を確保すること。
- ③面会についてはオンライン面会等を活用し、原則、直接面会については、緊急の場合を除き中止すること。
- ④利用者の外泊、外出を自粛すること。
- ⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出 の自粛等を徹底すること。

特に、訪問・通所系サービスの提供にあっては、必要不可欠なサービスの継続を維持しつつ、感染拡大を防止するため、サービス提供の必要性を十分考慮すること。

また、対象施設を拡大するとともに検査期間を短縮した高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な PCR 検査について継続実施し、感染拡大・クラスター防止対策の強化を図る。【再掲】

10. 経済対策について

本年1月の緊急事態宣言に続き、3月にはまん延防止等重点措置が適用されるなど、市内事業者は長期間に渡り大きな影響を受けてきた。さらにこの度の緊急事態宣言の発令により、市内事業者の経営状況は一層厳しい局面を迎えている。

このような市内事業者を幅広く支援するため、国や県における各種支援策の 動向等を注視しながら、引き続き経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援 策を実施していく。

また、現在実施中の各種支援施策についても関係機関との連携を一層強化し、

速やかな支給手続き等に努める。

(現在実施中の主な支援施策)

①新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

<対象事業者>

兵庫県が要請した2月8日から3月31日までの時短営業に応じた飲食店 事業者

②家賃負担軽減緊急一時金(家賃サポート緊急一時金)

<対象事業者>

一時支援金 (国の支援策) や①の協力金を受給し、かつ事業のために市内 に建物 (店舗、事務所、工場、作業場、倉庫等) を賃借している事業者

③事業所税減免制度

<対象事業者>

緊急事態宣言の発令に伴う飲食店の時短営業や外出自粛要請により、売り上げが大幅に減少した中小事業者(資本金1億円以下の法人等)

11. 市有施設等の対応

4月25日から5月11日までの間、博物館、集客施設、屋内の運動施設(※) 等について休館する。

ただし、神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場、文化センター等については、無観客での開催・運営及び主催者のみの利用や社会生活の維持に必要な催物の利用は可とする。また、屋外の運動施設についても同様の対応とする。なお、図書館については、入場整理のうえ、開館時間を20時までとする。

都市公園のうち王子動物園、有料公園等は閉鎖する。開園する都市公園では、 飲酒を禁止する。また、しあわせの村温泉健康センター、風見鶏の館、六甲山牧 場、農業公園等についても閉鎖する。

その他市有施設についても、国の事務連絡を踏まえ、休館・閉鎖又は主催者の みの利用や社会生活の維持に必要な催物の利用に限る。

※中体連・高体連等の公式戦については、感染防止対策を徹底したうえで、 無観客での利用は可とする。

12. イベント等

4月25日から5月11日までの間、市主催イベントや会議、講座等については、原則として、開催を延期・中止するとともに、開催する場合は、オンラインで行う。

その他のイベントや会議、講座等については、兵庫県対処方針を踏まえた対応 を呼びかける。

13. 市営地下鉄・市バスの減便

市営地下鉄については、西神・山手線で平日の夜間減便を継続しているが、加えて、4月29日から当面の間、土日祝日の22時以降のダイヤを概ね2割程度減便するとともに、4月28日から当面の間、平日の終電を約30分繰り上げる。

海岸線については、平日、土日祝日ともに夜間減便を実施しており、現状の取 組みを継続する。

市バスについては、4月1日のダイヤ改正において一部減便を実施しているが、4月29日から当面の間、主要系統における土日祝日の運行本数をさらに減便し、ダイヤ改正前に比較して概ね2割程度の減便とする。

また、六甲ケーブル下・摩耶ケーブル下への急行便は4月29日から平日も含め当面の間運体する。

14 全庁を挙げた体制整備

コロナ感染症対策を最優先に、医療・検査・相談体制の確保やワクチン接種体制の整備など、全庁横断的に必要な部門への応援体制を引き続き確保する。

また、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、必要な行政機能を維持することを前提として、在宅勤務の活用により出勤者の削減に<mark>最大限</mark>取り組むとともに、在宅勤務の利用が困難な場合においては、フレックスタイム制等の活用により接触機会の低減を図る。加えて、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

15. 備蓄物資の確保等

感染再拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をは じめ感染予防の徹底を図る。 令和3年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」-第2弾改定-

令和3年4月24日決定 令和3年5月10日改定

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下、「法」という。)」に基づく緊急事態措置を実施すべき期間が、5月31日まで延長されることとなった。

本市においては、新規感染者数は高止まりし、多数の新規感染者が連日発生している。コロナ受入病床はひつ迫し、入院調整は日ごとにさらに悪化が進んでいる状況であり、医療提供体制はこれまでにも増して危機的な状況に悪化し限界の状況となっている。

自宅で亡くなる方を一人でも少なくし、「助かる命を助けるため」に、引き続き、医療(自宅待機者への往診・電話診療を含む)・検査・相談体制の確保を始め、新型コロナウイルス感染症対策を最優先として全庁を挙げて、できることにはすべて取り組み、感染拡大防止・医療提供体制の確保に全力で取り組んでいく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、この第 4 波から市民を守るために、本市として5月 12 日から5月 31 日までの間、以下の措置を講ずることとする。

1 医療提供体制の確保

爆発的な感染者数の急増を受け、5月9日現在で病床使用率は93%、入院率は10%となっており、自宅療養者数は333人、入院待機者数も1734人(うち指定外医療機関、福祉施設で療養中253名)と大きく増加している。また、入院調整中の自宅待機者において、すぐに救急搬送すべき状態の方(経皮的動脈血酸素飽和度SP0290%未満)が毎日80~100人発生しているが、入院できるのは10~20名程度であり、それ以外は翌日に持ち越しとならざるを得なくなっている。残念ながら入院調整のため自宅待機中であった患者の死亡事例も4名発生している。また、年代別の感染者数では、直近2週間において30代以下が40.6%を占めており、若年層を中心に発生患者数が増えている。第4波に入ってから40

代以下の死亡事例も6名(40代3名,30代以下3名。正式公表調整中のものを含む)発生するなど、若い世代で重症化するケースも増加している。

医療崩壊が目前まで迫る危機的な状況となっており、これまでコロナ受入病 床として 211 床を確保していたが、この難局に対応するため、西神戸医療セン ターにおいて、さらに通常医療(入院・手術等)を制限することにより、受入病 床9床を拡大し、220 床を確保することとした。

また、神戸市第二次救急病院協議会の緊急臨時総会において、本市の危機的な 状況について報告し、会員の各医療機関にさらなる受入病床の確保を要請する とともに、地域の基幹病院などに対して、個別訪問による受入要請を行った。

その結果、新規受入2病院を含む11病院(公的4,民間7)から受入病床の拡大について申し出があり、5月10日時点でさらに71床(うち神戸大学医学部附属病院にて重症病床5床)を拡大し、291床(うち重症病床46床)を確保する

コロナ治癒後の転院受入可能病院リスト (71 病院) をコロナ受入病院に配布するとともに、治癒後の患者が速やかに転院調整出来るよう支援を行い、稼働病床の確保を行う。

さらに、急増している入院調整中の自宅待機者等に対し、できる限り受診 (電話や往診)の機会が増えるよう、市民病院機構では、患者の重症化を防止 するため、特にSp02が低い方への往診等(抗炎症薬(ステロイド)の処方や酸 素投与等)を実施(4月23日から)する。また、診療所等の民間医療機関についても往診等を実施する。さらに、神戸市医師会及び神戸市薬剤師会の協力による健康観察等の軽症者への支援を行う(297医療機関。4月23日~)。(5月8日現在 訪問診療・電話診療279件)

感染拡大を防止するためには、まず、市民一人ひとりの自覚のある行動が必要である。「助かる命を助ける」ため、市民への働きかけを改めて徹底する。

また引き続き、新型コロナウイルスが疑われる場合の相談・診療体制のために、神戸市医師会と連携の上、診療を行う医療機関(診療所・病院)を確保(5月7日現在、247医療機関)し、市民が適切に相談・診療を受けることができる体制を確保する。

さらに、感染者、その家族や、医療従事者に対する不当な偏見や差別を防止するための啓発を進めるとともに、心のケアの相談体制を継続する。

また、偏見や差別を生む主な理由として、間違った認識によるものが多いことから、正しい情報を市民に伝えるために、感染症の知識や正しい行動、ワクチンの効果・安全性について普及啓発する動画を作成し、5月10日から市ホームページやワクチン集団接種会場、YouTube等を通じて配信を開始した。さらに、神戸市公式 YouTube チャンネルで「今、できることを~自分からできるコロナ対策

を考える」というテーマで医療従事者・大学生・地域からのメッセージ動画を配信(5月9日現在で約15万回再生)する。

近日中に、感染患者の実体験をホームページにて音声データで発信し、新型コロナの恐ろしさを正しく理解してもらい、感染防止対策の徹底、リスクの高い行動の自粛を強く呼びかけていく。

2. 積極的疫学調査等の重点化

感染者数の爆発的な急増により、保健所業務が著しく増大し、新規感染者への対応が難しくなってきていることから、当面の間、積極的疫学調査の対象を患者、同居家族、高齢者・障害者施設に絞り、自宅療養者の健康管理を重点的に行う。

3 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大 1,300 検体の PCR 検査体制を確保している。

また、医療機関、福祉施設並びに学校園等においては、感染拡大防止の観点から、国の定める基準以上に積極的に PCR 検査を行える体制を構築している。

【積極的検査の実施について】

- ① 特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対して PCR 検査を実施(2020 年 11 月 25 日~)。 更に、プール検査の活用により施設検査を強化し、感染拡大・クラスター防止対策を強化(2021 年 4 月 1 日~)。
- ② 高齢者、障害児・者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対して PCR 検査を実施(2020 年 12 月 1 日~)。
- ③ 地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、 酒類を提供する飲食店に対する PCR 検査を実施 (2020 年 8 月 20 日~)。

4 変異株への対応

感染力の増加や免疫効果の低下に影響する懸念があるといわれている変異株について、保健所による積極的な検体収集、健康科学研究所における高度なゲノム解析を実施し、早期発見・早期対応による感染拡大・クラスター防止を強化する。また、変異株の状況について、市民に正確な情報発信を行う。

5. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院者を減少させ医療提供体制を守るための、コロナ対策の切り札である。

接種予約に関して、75歳以上の方の受付開始(4月20日)当初、コールセンターへの電話、予約サイトへのアクセスが集中しつながりにくくなる状況が発生したが、予約サイトの受付機能の強化、お助け隊の拡充配置、コールセンターの受付体制の強化によって状況は改善され、既に50%以上の方の予約が完了している。5月17日からは65歳以上75歳未満の方への接種券を送付するが、予約の殺到による混乱を避けるため、2歳刻みで段階的に発送する。

接種については、4月12日から高齢者入所施設(2施設)で開始し、300人に対して1回目の接種が完了。施設入所者以外の高齢者に対しては、5月10日から集団接種会場での接種を開始し、17日から準備の整った個別接種施設(診療所・病院)での接種を開始する。

神戸市医師会・神戸市民間病院協会・神戸市薬剤師会と合同で発足した「神戸市新型コロナワクチン接種連携本部」について、5月7日には神戸市歯科医師会が新たに参画し、歯科医師による大規模接種会場でのワクチン接種を行うこととなった。集団接種会場・個別接種会場に加え、この大規模接種会場を5月下旬から設置することで、ワクチン接種を迅速に進め、高齢者接種の7月末終了を目指す。

また、ワクチン接種はこれまで経験したことのない複雑かつ膨大な事務を伴う事業であり、接種率向上や迅速な接種に向け、全庁挙げた協力体制が必要であることから、4月27日に「神戸市新型コロナワクチン庁内対策本部」を設置し、ワクチン接種に係る庁内体制を強化した。

予約・接種の状況

<接種状況>

医療従事者の接種状況(5月6日現在)

- 約33,000人が1回目接種済(約54%)
- 約14,000人が2回目接種済(約23%)

高齢者の接種状況(5月10日現在)

- 15 施設で 1,490 人が 1 回目接種済
- 1施設で20人が2回目接種

<予約状況>(5月10日現在)

- 133,971 人が予約済(約56%)

うち 21, 118 件がお助け隊のサポートによる予約(上記の約 16%)

6. 感染拡大防止の取り組み

市民・事業者に対して、以下の取組みについての呼びかけ等を行う。

<基本的感染防止対策>

- ①日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること。特に、20 時以降の不要不急の外出を自粛するとともに、混雑している場所を避けて行動すること。
- ②感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請 に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。
- ③不要不急の都道府県間の移動は、極力控えること。
- ④路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起を行うこと。
- ⑤国及び県の方針に基づき、職場への出勤について、在宅勤務 (テレワーク) 活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減を徹底すること。
- ⑥市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続き のオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ⑦3つの「密」(密閉、密集、密接)が発生する場所を徹底して避けること。
- ⑧業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策(換気、人数制限など)がなされていない施設等への出入りを避けること。
- ⑨業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策 を徹底すること。感染対策にあたっては、室内換気にあたっての二酸化炭 素濃度の測定等、国の分科会が提示する方法も踏まえ、対応すること。
- ⑩施設・イベント等での「兵庫県新型コロナ追跡システム」の積極的な登録および市民への QR コード読み込みの呼びかけを実施するほか、新型コロナウィルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を呼びかけること。

これ以上の感染拡大を防ぐため、感染症神戸モデル (保健所による平時からの施設への感染対策指導などの取組み)を強化して、各保健センター保健師を1名 増員して指導体制を強化し、施設訪問・研修などによる感染対策指導を徹底し、感染拡大・クラスター化防止を強化する。

≪最重点感染防止対策≫

感染者の8割程度は、十分な距離をとらず、マスクを外して会話したことが原因で感染している。

神戸市として、特に市民にお願いすることは、「マスク」と「距離」

- ① マスクを外して会話をしない。
- ② 食事などで会話するときは、

- 1m 以上距離をとる。
- 斜めに座る。横に並ぶ場合は、一つ席を空ける。
- 大声を出さない。

これまで対応方針に定めていた「基本的感染防止対策」のうち、上記2点を「最重点感染防止対策」として、市民への周知を徹底する。

また、3月31日に公開した屋外のバーベキューやカラオケ喫茶など、身近な 感染リスクを紹介したウェブページを活用し、改めて感染リスクとその対策に ついて、周知を進めていく。

<5つの場面の注意喚起>

上記と合わせ、国の分科会が提示する、感染リスクが高まる「5つの場面」について、注意喚起を行う。

- 1 飲酒を伴う懇親会等
- 2. 大人数や長時間におよぶ飲食
- 3. マスクなしでの会話
- 4. 狭い空間での共同生活
- 5. 休憩室、更衣室など、仕事での休憩時間に入った時の居場所の切り替わり

7. 市立学校園

警戒度をこれまでより高めて感染防止対策のさらなる徹底を行い、学習活動 や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障して いく。

感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒等に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンライン授業等を実施する。

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室 等の換気、給食及び昼食時の感染防止対策など、感染拡大防止の取り組みを引き 続き徹底する。

感染者が発生した学校園においては、必要に応じて自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

8 保育所 学童保育施設等

感染経路の遮断(手指消毒、マスク着用、換気の徹底)及び体調不良者について出動・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続する。なお、休業等により可能な家庭に対して、家庭保育の協力を呼びかける。

感染者が発生した施設においては、必要に応じて自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

9. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事 案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、 廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の 使用量を確保すること。
- ③面会についてはオンライン面会等を活用し、原則、直接面会については、緊急の場合を除き中止すること。
- ④利用者の外泊、外出を自粛すること。
- ⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出 の自粛等を徹底すること。

特に、訪問・通所系サービスの提供にあっては、必要不可欠なサービスの継続を維持しつつ、感染拡大を防止するため、サービス提供の必要性を十分考慮すること。

また、対象施設を拡大するとともに検査期間を短縮した高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な PCR 検査について継続実施し、感染拡大・クラスター防止対策の強化を図る。【再掲】

10. 経済対策について

本年1月の緊急事態宣言に続き、3月にはまん延防止等重点措置が適用されるなど、市内事業者は長期間に渡り大きな影響を受けてきた。さらにこの度の緊急 事態宣言の発令により、市内事業者の経営状況は一層厳しい局面を迎えている。

このような市内事業者を幅広く支援するため、国や県における各種支援策の動向等を注視しながら、引き続き経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を実施していく。

また、現在実施中の各種支援施策についても関係機関との連携を一層強化し、速やかな支給手続き等に努める。

(現在実施中の主な支援施策)

①新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

<対象事業者>

兵庫県が要請した2月8日から3月31日までの時短営業に応じた飲食店 事業者

②家賃負担軽減緊急一時金(家賃サポート緊急一時金)

<対象事業者>

一時支援金(国の支援策)や①の協力金を受給し、かつ事業のために市内 に建物(店舗、事務所、工場、作業場、倉庫等)を賃借している事業者

③事業所税減免制度

<対象事業者>

緊急事態宣言の発令に伴う飲食店の時短営業や外出自粛要請により、売り上げが大幅に減少した中小事業者(資本金1億円以下の法人等)

11 市有施設等の対応

5月12日から5月31日までの間、市有施設は、19時までの開館とし、兵庫県の対処方針に沿って対応する。

なお、文化センター及び屋内の運動施設等は開館時間を 17 時まで、博物館等は 17 時 30 分までとする。自然の家等の野外活動施設は引き続き休園とする。

都市公園等については、有料公園は開園するが、王子動物園及び一部施設の閉鎖は継続するとともに、園内での飲酒や大人数での食事は禁止する。

社会生活の維持に必要な催物の利用については、この限りでない。

図書館については、入場整理のうえ、引き続き開館時間を20時までとする。

神戸文化ホール、神戸国際会議場及び神戸国際展示場等のイベント関連施設については開館時間を21時までとし、入場整理や感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど必要な措置を講じた上で開館する。

12. イベント等

5月12日から5月31日までの間、上記施設も含めた市内におけるイベント等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど必要な措置を講じた上で21時までに終了するとともに、人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下、収容定員が設定されていない場合は、人と人との距離を十分に確保する(1m)ことを基準とする。ただし、5月12日までにチケットが販売された催物については、この限りではない。

主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベントについては、開催要件 や感染防止対策等について、必ず兵庫県に事前に相談を求める。

- 234

13. 市営地下鉄・市バスの減便

現在実施している市営地下鉄及び市バスの減便、市営地下鉄西神・山手線の終 電繰上げを当面の間継続する。

(参考) 現在の実施内容

1. 市営地下鉄

【西神•山手線】

- 平日、土日祝日 22 時以降のダイヤを概ね 2 割程度減便
- 平日の終電を約30分繰り上げ

【海岸線】

- ・平日、土日祝日 22 時以降のダイヤを概ね 2 割程度減便 2 市バス
- 主要系統(2,7,16,36,64,92系統)の土日祝日の運行本数を、4月1日ダイ ヤ改正前に比較して概ね2割程度減便
- 25 系統 (三宮バスターミナル―森林植物園) の土日祝日の運行本数を約 5 割減便
- ・六甲ケーブル下・摩耶ケーブル下への急行便を運休

14. 全庁を挙げた体制整備

災害対応時と同様に新型コロナウイルス感染症対策、特にワクチン接種体制の整備に取り組む必要があり、職員が一丸となり、全庁を挙げて必要な部門への体制を強化する。

また、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、必要な行政機能を維持することを前提として、在宅勤務の活用により出勤者の削減に最大限取り組むとともに、在宅勤務の利用が困難な場合においては、フレックスタイム制等の活用により接触機会の低減を図る。加えて、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

15. 備蓄物資の確保等

感染再拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。

令和3年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」-第2弾改定-

令和3年4月24日決定令和3年5月10日改定令和3年5月31日改定

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下、「法」という。)」に基づく緊急事態措置を実施すべき期間が、6月20日まで再延長されることとなった。

本市においては、新規感染者数は減少傾向にあるものの、病床は厳しい状況であり、通常医療を制限せざるを得ない状況が続き、予断を許さない状況である。この厳しい医療提供体制を改善していくためには、新規感染者数を更に減少させることが必要不可欠である。

「助かる命を助けるため」に、引き続き、医療・検査・相談体制の確保・ワクチン接種の迅速化をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策を最優先として全庁を挙げて、できることにはすべて取り組み、感染拡大防止・医療提供体制の確保に全力で取り組んでいく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、この第 4 波から市民を守るために、本市として6月1日から6月20日までの間、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

5月30日現在で病床使用率は78%,入院率は27%となっており,自宅療養者数は149人,入院待機者数は409人(うち指定外医療機関,福祉施設で療養中117名)となっている。これまでは、入院調整中の自宅待機者について、すぐに救急搬送すべき状態の方(経皮的動脈血酸素飽和度SP0290%未満)についても入院できない状況が続いていたが、新規感染者数の減少と共に状況は一定改善傾向にある。しかしながら、病床はひっ迫し、医療提供体制は依然として予断を許さない状況が継続している。

これまでコロナ受入病床として 211 床を確保していたが、この難局に対応するため、西神戸医療センターにおいて、さらに通常医療(入院・手術等)を制限することにより、受入病床9床を拡大し、220 床を確保することとした。

また、神戸市第二次救急病院協議会の緊急臨時総会において、本市の危機的な 状況について報告し、会員の各医療機関にさらなる受入病床の確保を要請する とともに、地域の基幹病院などに対して、個別訪問による受入要請を行った。

その結果、新規受入3病院を含む13病院(公的5,民間8)から受入病床の拡大について申し出があり、5月21日時点でさらに85床(うち神戸大学医学部附属病院にて重症病床5床)を拡大し、現時点では305床(うち重症病床51床)

を確保している。

コロナ治癒後の転院受入可能病院リスト (72 病院) をコロナ受入病院に配布するとともに、市内の3次救急医療機関に入院していた重症患者の転院受入れを行う市内医療機関に対し、1人1日あたり 25,000 円を補助することで、治癒後の患者が速やかに転院出来るよう支援を行い、稼働病床の確保を行う。

さらに、市民病院機構では、入院調整中の自宅待機者等に対し、患者の重症 化を防止するため、特にSp02が低い方への往診等(抗炎症薬(ステロイド)の 処方や酸素投与等)を実施(4月23日から)する。また、診療所等の民間医療 機関についても往診等を実施する。さらに、神戸市医師会及び神戸市薬剤師会 の協力による健康観察等の軽症者への支援を行う(297医療機関。4月23日 ~)。(5月27日現在 訪問診療・雷話診療581件)

感染拡大を防止するためには、まず、市民一人ひとりの自覚のある行動が必要である。「助かる命を助ける」ため、市民への働きかけを改めて徹底する。

また引き続き、新型コロナウイルスが疑われる場合の相談・診療体制のために、神戸市医師会と連携の上、診療を行う医療機関(診療所・病院)を確保(5月30日現在、247医療機関)し、市民が適切に相談・診療を受けることができる体制を確保する。

さらに、感染者、その家族や、医療従事者に対する不当な偏見や差別を防止するための啓発を進めるとともに、心のケアの相談体制を継続する。

また、偏見や差別を生む主な理由として、間違った認識によるものが多いことから、正しい情報を市民に伝えるために、感染症の知識や正しい行動、ワクチンの効果・安全性について普及啓発する動画を作成し、5月10日から市ホームページやワクチン集団接種会場、YouTube 等を通じて配信を開始した。さらに、神戸市公式 YouTube チャンネルで「今、できることを~自分からできるコロナ対策を考える」というテーマで医療従事者・大学生・地域からのメッセージ動画を配信(5月30日現在で約32万回再生)する。

近日中に、感染患者の実体験をホームページにて音声データで発信し、新型コロナの恐ろしさを正しく理解してもらい、感染防止対策の徹底、リスクの高い行動の自粛を強く呼びかけていく。

5. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院者を減少させ医療提供体制を守るための、コロナ対策の切り札である。2月5日に神戸市新型コロナワクチン接種連携本部(神戸市・神戸市医師会・神戸市民間病院協会・神戸市薬剤師協会)を設置、5月7日に神戸市歯科医師会も参画。

接種予約に関して、75歳以上の方の受付開始(4月20日)当初、コールセンターへの電話、予約サイトへのアクセスが集中しつながりにくくなる状況が発生したが、予約サイトの受付機能の強化、お助け隊の拡充配置、コールセンターの受付体制の強化によって状況は改善されている。

5月17日からは65歳以上75歳未満の方への接種券を送付し、予約の殺到に

よる混乱を避けるため、2歳刻みで段階的に発送してきた。65歳未満の方への接種券については、6月11日から6月24日までに対象者全員に順次発送する。

接種については、4月12日から高齢者入所施設(2施設)で開始し、300人に対して1回目の接種が完了。施設入所者以外の高齢者に対しては、5月10日から集団接種会場での接種を開始し、17日から準備の整った個別接種施設(診療所・病院)での接種を開始している。

また、歯科医師による大規模接種会場をハーバーランドセンタービルに設置 し、5月25日からワクチン接種を実施。さらに、楽天グループ、神戸大学医学部 附属病院、東京慈恵会医科大学などをはじめとした産学官の連携により、大規模 接会場をノエビアスタジアム神戸に設置し、5月31日からワクチン接種を実施。

集団接種会場・個別接種会場に加え、この大規模接種会場を設置することで、 ワクチン接種を迅速に進め、高齢者接種の7月中旬終了を目指す。

さらに集団接種会場を複数確保するとともに、必要な人材(医師・看護師・薬剤師)を大々的公募により確保し、できる限り早く神戸市民への接種が完了することに全庁を挙げて取り組む(4月27日~「神戸市新型コロナワクチン庁内対策本部」設置)。

予約・接種の状況

<接種状況>

医療従事者の接種状況(5月28日現在)

- 約43,000人が1回目接種済(約72%)
- 約32,000人が2回目接種済(約53%)

高齢者の接種状況(5月28日現在)

- 約56,000人が1回目接種済(約13%)
- 約400人が2回目接種済(0.1%)

<高齢者の予約状況>(5月28日現在)

- 約220 000 人が予約済(約50%)
- うち約 40,000 件がお助け隊のサポートによる予約(上記の約 18%)

11. 市有施設等の対応

6月1日から6月 20 日までの間、市有施設は、20 時までの開館とし、兵庫県の対処方針に沿って対応する。(既予約分についても 20 時以降の利用の自粛を要請。社会生活の維持に必要な催物の利用については、この限りでない。)

自然の家等の野外活動施設、王子動物園及び都市公園の一部施設は引き続き休園、閉鎖とする。

都市公園等については、園内での飲酒や大人数での食事は禁止する。

神戸文化ホール、神戸国際会議場及び神戸国際展示場等のイベント関連施設については開館時間を21時までとし、入場整理や感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど必要な措置を講じた上で開館する。

236

12. イベント等

6月1日から6月 20 日までの間、上記施設も含めた市内におけるイベント等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど必要な措置を講じた上で 21 時までに終了するとともに、人数上限 5,000 人、かつ、収容率 50%以下、収容定員が設定されていない場合は、人と人との距離を十分に確保する(1m)ことを基準とする。ただし、5月 31 日までにチケットが販売された催物については、この限りではない。

主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベントについては、開催要件や感染防止対策等について、必ず兵庫県に事前に相談を求める。

14. 全庁を挙げた体制整備

ワクチン接種を迅速かつ円滑に進めるために万全の体制を確保する必要があるため、緊急性の低い業務は当面の間見合わせるなど業務執行体制の構築に努め、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症対策への応援体制の確保を最優先とする。

また、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、必要な行政機能を維持することを前提として、在宅勤務の活用により出勤者の削減に最大限取り組むとともに、在宅勤務の利用が困難な場合においては、フレックスタイム制等の活用により接触機会の低減を図る。加えて、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

令和3年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」-第3弾-

令和3年6月18日決定

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下、「法」という。)」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域から、9 都道府県が除外され、兵庫県においては、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に移行し、神戸市を含む県内 15 市町が対象地域とされた。

本市においては、市民・事業者のみなさまの感染拡大防止の取組みへのご協力 により、新規感染者数が減少し、医療提供体制も改善に向かっている。

今後も、変異株の影響を注視しながら、引き続き、医療・検査・相談体制の確保・ワクチン接種の迅速化をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策を最優先として全庁を挙げて取り組み、感染拡大防止・医療提供体制の確保に全力で取り組んでいく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県の方針」を踏まえ、本市として6月21日から7月11日までの間、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

6月 17 日現在で病床使用率は 43.0%、入院率は 57.0%となっており、自宅療養者数は 31 人、入院待機者数は 37 人 (うち指定外医療機関、福祉施設で療養中 12 名) となっている。新規感染者数が減少し、医療提供体制も改善に向かっている。

(病床の確保)

- コロナ受入病床:305 床(うち重症病床51 床)(6月17日現在)
- ・コロナ治癒後の転院受入可能病院(73病院)を確保、コロナ受入病院にリストを配布
- ・3次救急医療機関からの隔離解除基準を満たした重症患者の転院受入れ医療機関への支援:1人1日あたり25、000円を補助。
- 熱中症予防の啓発:熱中症による救急搬送や病床運営体制の圧迫を防止

再度の感染拡大を防止するため、市民一人ひとりの自覚のある行動について、市民への働きかけを徹底する。

- ・新型コロナウイルスが疑われる場合の相談・診療体制のために、神戸市医師会と連携の上、診療を行う医療機関(診療所・病院)を確保(6月14日時点、248医療機関)し、市民が適切に相談・診療を受けることができる体制を確保。
- ・感染者、その家族や、医療従事者、さらにはワクチン接種ができない方に対する不当な偏見や差別を防止するための啓発を進めるとともに、心のケアの相談体制を継続。
- ・偏見や差別を生む主な理由として、間違った認識によるものが多いことから、正しい情報を市民に伝えるために、感染症の知識や正しい行動、ワクチンの効果・安全性について普及啓発する動画を作成し、5月10日から市ホームページやワクチン集団接種会場、YouTube等を通じて配信を開始。
- ・神戸市公式 YouTube チャンネルで「今、できることを~自分からできるコロナ 対策を考える」というテーマで医療従事者・大学生・地域・感染患者からのメッセージ動画を配信(6月17日現在で約32万回再生)。
- ・6月1日から新型コロナの恐ろしさを正しく理解してもらい、感染防止対策の 徹底、リスクの高い行動の自粛を呼びかけるため、感染患者の実体験をホーム ページにて音声データで配信。

2. 積極的疫学調査等の実施

再度の感染拡大を未然に防ぐため、患者、同居家族、高齢者・障害者施設を対象に積極的疫学調査を実施するとともに、自宅療養者の健康管理を行う。また、高齢者・障害者施設では、感染拡大・患者の重症化を起こしやすいため、引き続きクラスター対策を強化していく。

3. 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大 1,300 検体の PCR 検査体制を確保している。

また、医療機関、福祉施設並びに学校園等においては、感染拡大防止の観点から、国の定める基準以上に積極的に PCR 検査を行える体制を構築している。

【積極的検査の実施について】

① 特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対して PCR 検査を実施(2020 年 11 月 25 日~)。 更に、プール検査の活用により施設検査を強化し、感染拡大・クラスター 防止対策を強化(2021年4月1日~)。

- ② 高齢者、障害児・者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対して PCR 検査を実施(2020 年 12 日 1 日 ~).
- ③ 地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、 酒類を提供する飲食店に対する PCR 検査を実施 (2020 年 8 月 20 日~)。

4. 変異株への対応

感染力の増加や免疫効果の低下に影響する懸念があるといわれている変異株について、保健所による積極的な検体収集、健康科学研究所における高度なゲノム解析を実施し、早期発見・早期対応による感染拡大・クラスター防止を強化する。また、変異株の状況について、市民に正確な情報発信を行う。

5. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院者を減少させ医療提供体制を守るための、コロナ対策の切り札である。

4月19日から75歳以上の方に、5月17日から65歳以上75歳未満の方へ順次接種券を発送してきた。65歳未満の方への接種券については、6月11日から6月24日までに接種対象の市民に順次発送している。

接種については、現在、集団接種会場(市内13か所)、個別接種会場(病院・診療所等:約800機関)、大規模接種会場(ハーバーランドセンタービル、ノエビアスタジアム神戸の2か所)にて実施している。

さらに、6月22日からは集団接種会場を新たに5か所増設し、7月中にはさらに7か所増設する。そのために必要な人材(医師・看護師・薬剤師)を大々的な公募により確保する。

できる限り迅速に神戸市民へのワクチン接種が進むように全庁を挙げて取り 組む。

接種の状況

接種率: 1回目 20,7% (兵庫県:8,9%、全国:11,5%)

2回目 6.6% (兵庫県: 2.0%、全国: 2.7%)

(令和3年6月16日までに報告があった接種実績)

6. 感染拡大防止の取り組み

①感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。

- ②不要不急の都道府県間の移動は、極力控えること。
- ③路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起を行うこと。
- ④国及び県の方針に基づき、職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク) 活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減を徹底すること。
- ⑤市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続き のオンライン申請の精極的活用を呼びかけること。
- ⑥3つの「密」(密閉、密集、密接)が発生する場所を徹底して避けること。
- ⑦業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策(換気、人数制限など)がなされていない施設等への出入りを避けること。
- ⑧業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底すること。感染対策にあたっては、室内換気にあたっての二酸化炭素濃度の測定等、国の分科会が提示する方法も踏まえ、対応すること。
- ⑨施設・イベント等での「兵庫県新型コロナ追跡システム」の積極的な登録および市民へのQRコード読み込みの呼びかけを実施するほか、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を呼びかけること。

再度の感染拡大を防ぐため、感染症神戸モデル(保健所による平時からの施設への感染対策指導などの取組み)を強化して、各保健センター保健師を 1 名増員して指導体制を強化し、施設訪問・研修などによる感染対策指導を徹底し、感染拡大・クラスター化防止を強化する。

≪最重点感染防止対策≫

感染者の8割程度は、十分な距離をとらず、マスクを外して会話したことが原因で感染している。

神戸市として、特に市民にお願いすることは、「マスク」と「距離」

- マスクを外して会話をしない。
- ② 食事などで会話するときは、
- 1m 以上距離をとる。
- 斜めに座る。横に並ぶ場合は、一つ席を空ける。
- 大声を出さない。

これまで対応方針に定めていた「基本的感染防止対策」のうち、上記2点を「最重点感染防止対策」として、市民への周知を徹底する。

また、屋外のバーベキューやカラオケ喫茶など、身近な感染リスクを紹介した ウェブページを活用し、改めて感染リスクとその対策について、周知を進めてい く。

<5つの場面の注意喚起>

上記と合わせ、国の分科会が提示する、感染リスクが高まる「5つの場面」について、注意喚起を行う。

- 1. 飲酒を伴う懇親会等
- 2. 大人数や長時間におよぶ飲食
- 3. マスクなしでの会話
- 4. 狭い空間での共同生活
- 5. 休憩室、更衣室など、仕事での休憩時間に入った時の居場所の切り替わり

7 市立学校園

引き続き感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら 教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。

感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒等に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンライン授業等を実施する。

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室 等の換気、給食及び昼食時の感染防止対策など、感染拡大防止の取り組みを引き 続き徹底する。

感染者が発生した学校園においては、必要に応じて自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

8 保育所 学童保育施設等

感染経路の遮断(手指消毒、マスク着用、換気の徹底)及び体調不良者について出動・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を 継続する。

感染者が発生した施設においては、必要に応じて自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

9. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事 案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、 廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の 使用量を確保すること。

- ③面会についてはオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止すること。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。
- ④原則、利用者の外泊、外出を自粛すること。
- ⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出 の自粛等を徹底すること。

特に、訪問・通所系サービスの提供にあっては、必要不可欠なサービスの継続を維持しつつ、感染拡大を防止するため、サービス提供の必要性を十分考慮すること。

また、高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な PCR 検査についてはワクチン接種が進捗するまでの間は継続実施し、感染拡大・クラスター防止対策を継続する。

10. 経済対策について

本年1月以降、度重なる緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用 などにより、市内事業者への影響は拡大・長期化している。

このような市内事業者を幅広く支援するため、各種支援策に取り組むとともに、経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を国・県に求めていく。

また、現在実施中の各種支援策については関係機関との連携を一層強化し、速やかな支給手続きに努める。

(現在実施中の市の主な支援施策)

①家賃負担軽減緊急一時金(家賃サポート緊急一時金)

<対象事業者>

一時支援金(国の支援策)や県の協力金を受給し、かつ事業に供する建物 (店舗、事務所、工場、作業場、倉庫等)を市内に賃借している事業者 ※補助対象者を拡大し、申請期限を延長

②事業所税減免制度

<対象事業者>

緊急事態宣言の発令に伴う飲食店の時短営業や外出自粛要請により、売り上げが大幅に減少した中小事業者(資本金1億円以下の法人等)

11. 市有施設等の対応

6月 21 日から7月 11 日までの間、神戸文化ホール、神戸国際会議場及び神戸国際展示場等のイベント関連施設については 21 時までの開館とし、その他市有施設は 20 時までとする。また、自然の家等の野外活動施設、王子動物園は再開する。都市公園等については、園内での飲酒は禁止する(飲食店内を除く)。

なお、以下の①及び②の条件を満たすほか兵庫県の方針に沿って対応する。(既 予約分についても20時以降の利用の自粛を要請。社会生活の維持に必要な催物の 利用については、この限りでない。)

①人数上限の目安

5,000 人

②収容率の目安

- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の 100%以内
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の 50%以内

12. イベント等

6月 21日から7月 11 日までの間、上記施設も含めた市内におけるイベント等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど必要な措置を講じた上で 21 時までに終了するとともに、11①及び 11②の基準を満たすほか、兵庫県の方針に沿って対応する。ただし、6月 20 日までにチケットが販売された催物については、この限りではない。

主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベントについては、開催要件 や感染防止対策等について、必ず兵庫県に事前に相談を求める。

13 市営地下鉄・市バスの減便

現在実施している市営地下鉄及び市バスの減便については当面の間継続し、市営地下鉄西神・山手線の終電繰上げは6月20日をもって終了する。

(参考)

〇6月21日以降も継続して実施するもの

市営地下鉄(西神・山手線及び海岸線)

・平日、土日祝日 22 時以降のダイヤを概ね 2 割程度減便

市バス

- 主要系統(2,7,16,36,64,92系統)の土日祝日の運行本数を、4月1日ダイヤ改正前に比較して概ね2割程度減便
- ・六甲ケーブル下・摩耶ケーブル下への急行便を運休
- ○6月20日をもって終了するもの

市営地下鉄(西神 山手線)

平日の終電を約30分繰り上げ

14. 全庁を挙げた体制整備

ワクチン接種を迅速かつ円滑に進めるために万全の体制を確保する必要があるため、緊急性の低い業務は当面の間見合わせるなど業務執行体制の構築に努め、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症対策への応援体制の確保を最優先とする。

また、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、必要な行政機能を維持することを前提として、引き続き在宅勤務の活用により出勤者の削減に取り組むとともに、在宅勤務の利用が困難な場合においては、フレックスタイム制等の活用により接触機会の低減を図る。加えて、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

15. 備蓄物資の確保等

感染再拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。

令和3年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」-第3弾(改定) 抜粋

令和3年7月9日決定

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下、「法」という。)」に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域から、兵庫県を含む5道府県が除外された。

本市においては、医療提供体制は改善されたが、新規感染者数は下げ止まりつつある。

変異株の拡大が懸念される中、首都圏においては新規感染者数が増加傾向に あるなど、新たな感染拡大の波が押し寄せる可能性は十分に考えられる。

感染再拡大を防止するため、今後も引き続き、医療・検査・相談体制の確保、 ワクチン接種の円滑な推進をはじめ、全庁挙げて感染症対策に取り組んでいく 必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」及び「兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として7月12日から7月31日までの間、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

7月8日現在で病床使用率は 25.9%、入院率は 57.0%となっており、自宅療養者数は9人、入院待機者数は23人 (うち指定外医療機関、福祉施設で療養中0名)となっている。新規感染者数が減少し、医療提供体制も改善に向かっている。

(病床の確保)

- コロナ受入病床: 282 床(うち重症病床 51 床)(7月8日現在)※6/22 以降の病床数について通常医療を再開するため 305 床から 282 床に変更した。
- ・コロナ治癒後の転院受入可能病院(73病院)を確保、コロナ受入病院にリストを配布
- 3次救急医療機関からの隔離解除基準を満たした重症患者の転院受入れ医療 機関への支援: 1人1日あたり25、000円を補助
- ・熱中症予防の啓発:熱中症による救急搬送や病床運営体制の圧迫を防止 再度の感染拡大を防止するため、市民一人ひとりの自覚のある行動につい て、市民への働きかけを徹底する。

- ・新型コロナウイルスが疑われる場合の相談・診療体制のために、神戸市医師会と連携の上、診療を行う医療機関(診療所・病院)を確保(7月8日時点、248 医療機関)し、市民が適切に相談・診療を受けることができる体制を確保。
- ・感染者、その家族や、医療従事者、さらにはワクチン接種ができない方に対する不当な偏見や差別を防止するための啓発を進めるとともに、心のケアの相談体制を継続。
- ・偏見や差別を生む主な理由として、間違った認識によるものが多いことから、正しい情報を市民に伝えるために、感染症の知識や正しい行動、ワクチンの効果・安全性について普及啓発する動画を作成し、市ホームページやワクチン集団接種会場、YouTube等を通じて配信。
- ・神戸市公式 YouTube チャンネルで「今、できることを~自分からできるコロナ 対策を考える」というテーマで医療従事者・大学生・地域・感染患者からのメッセージ動画を配信(7月8日現在で約34万回再生)。
- ・新型コロナの恐ろしさを正しく理解してもらい、感染防止対策の徹底、リスク の高い行動の自粛を呼びかけるため、感染患者の実体験をホームページにて 音声データで配信。

2 積極的疫学調査等の実施

感染者数の爆発的な急増に伴い、4月25日より積極的疫学調査の対象を患者、同居家族、高齢者・障害者施設に絞り、自宅療養者の健康管理を重点的に行った。 現在、感染者数の減少を受け、再度、積極的疫学調査の対象を広げ、幅広い感染者の調査を実施している。また、高齢者・障害者施設では、感染拡大・患者の重症化を起こしやすいため、引き続きクラスター対策を強化していく。

3. 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大 1,300 検体の PCR 検査体制を確保している。

また、医療機関、福祉施設並びに学校園等においては、感染拡大防止の観点から、国の定める基準以上に積極的に PCR 検査を行える体制を構築している。

【積極的検査の実施について】

①特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接 介護等を行う職員に対して PCR 検査を実施 (2020 年 11 月 25 日~)。 更に、プール検査の活用により施設検査を強化し、感染拡大・クラスター防 止対策を強化 (2021 年 4 月 1 日~)。

- ②高齢者、障害児・者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設 の入所者及び直接処遇従事者の全員に対して PCR 検査を実施 (2020 年 12 月 1 日~)。
- ③地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、 酒類を提供する飲食店に対する PCR 検査を実施 (2020 年 8 月 20 日~)。

5. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院者を減少させ医療提供体制を守るための、コロナ対策の切り札である。

4月19日から75歳以上の方に、5月17日から65歳以上75歳未満の方へ順次接種券を発送してきた。65歳未満の方への接種券については、6月11日から6月24日までに接種対象の市民に順次発送した。

接種については、5月10日から順に、集団接種会場(市内13か所)、個別接種会場(病院・診療所等:約800機関)、大規模接種会場(ハーバーランドセンタービル、ノエビアスタジアム神戸の2か所)にて実施。

さらに、6月22日からは集団接種会場を新たに5か所増設した。

6. ファイザー社製ワクチンの不足に伴う対応

ファイザー社製ワクチンについて、6月以降、神戸市の希望量に対して、国からの供給量が半分以下となっており、予約数に応じた接種を円滑に実施することが極めて困難な状況となった。また、7月下旬に配分されるワクチンについても、希望量を大幅に下回ることが判明。このため、2回目接種に必要なワクチンの確保を最優先に、1回目接種の新規予約受付の一時停止及び予約のキャンセルの緊急的な対応をとることとした。

【ファイザー・モデルナ社製ワクチンを使用する1回目接種の新規予約受付の 一時停止】

全ての接種場所(個別接種医療機関、施設接種、巡回接種、配慮が必要な方のための接種会場、集団及び大規模接種会場)において、7月2日から1回目接種の新規予約の受付を一時的に停止。

【ファイザー社製ワクチンを使用する接種会場における全での 1 回目接種予約のキャンセル】

①集団接種会場・大規模接種会場において、7月6日以降の1回目接種予約を全てキャンセル。

なお、65 歳以上の方については、モデルナ社製ワクチンを使用する集団接種 会場の予約の振り替えを受け付ける。予約の振替は、7月8日以降、各区役所 - 242

等に配置したお助け隊及びコールセンター(予約振替専用番号)にて対応。

②個別接種医療機関・施設接種の1回目接種予約のキャンセル

個別接種医療機関・施設接種について、7月12日以降の1回目接種の予約についてキャンセル。なお、個別接種医療機関のキャンセル対象者のうち、65歳以上の方については、モデルナ社製ワクチンを使用する集団接種会場の予約を受け付けるほか、個別接種機関においてファイザー社製ワクチンの供給により接種可能となった際に、改めて予約の受付を再開。

【7月5日以降の一般予約開始の一時停止】

7月5日以降の予約受付を予定していた 16歳~60歳未満の方、小学校などの教職員、学童保育の指導員など優先接種対象の方への一般予約について、当面の間、受付開始を延期。また、7月21日に発送を予定していた12~15歳の方の接種券の発送も延期。

今後、7月下旬のファイザー社製ワクチンの供給量・供給時期を確認の上、8月上旬から1回目接種の予約を段階的に再開する予定としている。

接種の状況

接種率: 1回目 33.6% (兵庫県: 24.6%、全国: 22.4%)

2回目 18.9% (兵庫県:11.6%、全国:11.8%)

(令和3年7月7日までに報告があった接種実績)

11. 経済対策について

本年1月以降、度重なる緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用 などにより、市内事業者への影響は拡大・長期化している。

このような市内事業者を幅広く支援するため、各種支援策に取り組むととも に、経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を国・県に求めていく。

また、現在実施中の各種支援策については関係機関との連携を一層強化し、速やかな支給手続きに努める。

(現在実施中の市の主な支援施策)

①家賃負担軽減緊急一時金(家賃サポート緊急一時金)

<対象事業者>

一時支援金・<mark>月次支援金</mark>(国の支援策)や<mark>県の</mark>協力金を受給し、かつ事業 に供する建物(店舗、事務所、工場、作業場、倉庫等)を市内に賃借して いる事業者

※補助対象者を拡大し、申請期限を延長

②事業所税減免制度

く対象事業者>

緊急事態宣言の発令に伴う飲食店の時短営業や外出自粛要請により、売り上げが大幅に減少した中小事業者(資本金1億円以下の法人等)

12. 市有施設等の対応

7月12日から7月31日までの間、多数利用の市有施設については20時30分までの開館とする。ただし、イベント開催にあたっては、13.イベント等の対応とする。

都市公園等については、園内での飲酒は禁止する(飲食店内を除く)。

なお、以下の①及び②の条件を満たすほか兵庫県の方針に沿って対応する。 (既予約分についても 20 時 30 分以降の利用の自粛を要請。社会生活の維持に必要な催物の利用については、この限りでない。)

①人数上限の目安

5,000 人以下、又は収容定員の 50%以内 (≦10,000 人) のいずれか大きい方 ②収容率の日安

- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の 100%以内
- 大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

13 イベント等

7月 12 日から7月 31 日までの間、上記施設も含めた市内におけるイベント等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど必要な措置を講じた上で21 時までに終了するとともに、12①及び12②の基準を満たすほか、兵庫県の方針に沿って対応する。ただし、7月11日までにチケットが販売された催物については、この限りではない。

主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベントについては、開催要件や感染防止対策等について、必ず兵庫県に事前に相談を求める。

令和3年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」-第3弾(改定)

令和3年6月18日決定令和3年7月9日改定令和3年7月30日改定

新型コロナウイルス感染症について、首都圏だけでなく関西圏をはじめ多くの地域で新規感染者数が増加しており、感染拡大が懸念される状況で、兵庫県についても、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下、「法」という。)」に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定された。

本市においても、新規感染者数が増加傾向となっており、夏休みによる人出の 増加が見込まれること、デルタ株をはじめとした変異株による感染が増加して いることなど、第5波の感染急拡大が懸念され、今後も予断を許さない状況にあ る。

感染拡大を防止するため、今後も引き続き、医療・検査・相談体制の確保、ワクチン接種の円滑な推進をはじめ、全庁挙げて感染症対策に取り組んでいく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として8月1日から8月31日までの間、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

7月30日現在で病床使用率は45.7%、うち重症者用病床使用率は15.7%、入院率は27.5%となっており(コロナ受入病床:282床(うち重症病床51床))、自宅療養者数は45人、入院待機者数は184人(うち指定外医療機関、福祉施設で療養中0名)となっている。新規感染者数はまん延防止等重点措置が解除された7月12日以降、増加傾向にあり、7月30日は70人に達している。現時点で医療提供体制がひつ迫する状況にはないものの、変異株の感染拡大等により新規感染者数の増加が続くと、病床がひつ迫することが懸念される。

第5波では、「早期診療による重症化防止」、「転院促進による病床の確保」のために、以下の対応を行う。

- ①宿泊療養施設における医師の体制強化
- ②症状悪化の可能性がある自宅療養者に対する早期の受診の実施
- ③コロナ治癒後の転院の促進

2. 感染症神戸モデルの強化

クラスター化を防ぐため、各保健センター保健師を 1 名増員し感染症神戸モデル (保健所による平時からの施設への感染対策指導などの取組み)を強化した。施設訪問・研修などによる感染対策指導を徹底するとともに、過去にクラスターが発生したワクチン未接種の施設を重点的に巡回し感染対策状況の確認及び再発予防に向けての助言を実施。

3. 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大 1,300 検体の PCR 検査体制を確保している。

また、医療機関、福祉施設並びに学校園等においては、感染拡大防止の観点から、国の定める基準以上に積極的に PCR 検査を行える体制を構築している。

【積極的検査の実施について】

- ①特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接 介護等を行う職員に対して PCR 検査を実施 (2020 年 11 月 25 日~)。 更に、プール検査の活用により、感染拡大・クラスター防止対策を強化 (2021 年 4 月 1 日~)。検査頻度を 2 週間に1回から1週間に1回に変更し定期検 査を強化 (7 月 26 日~)。
- ②高齢者、障害児・者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設 の入所者及び直接処遇従事者の全員に対して PCR 検査を実施 (2020 年 12 月 1 日~)。
- ③地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、 酒類を提供する飲食店に対する PCR 検査を実施 (2020 年 8 月 20 日~)。

4. 変異株への対応

感染力の増加や免疫効果の低下に影響する懸念があるといわれている変異株について、保健所による積極的な検体収集、健康科学研究所における高度なゲノム解析を実施し、早期発見・早期対応による感染拡大・クラスター防止を強化する。また、変異株の状況について、市民に正確な情報発信を行う。

5. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院者を減少させ医療提供体制を守るための、コロナ対策の切り札である。 5月10日から接種を開始した。

ファイザー社製ワクチンについて、6月以降、供給量が不足したため、7月から2回目接種に必要なワクチンの確保を最優先に、1回目接種の新規予約受付の一時停止及び予約のキャンセルの緊急的な対応を行った。

7月下旬以降、ファイザー社製ワクチンの供給量・供給時期を確認の上、接種の予約を段階的に再開。

【接種の状況】

接種率: 1回目 39.5% (兵庫県: 35.1%、全国: 33.3%) 2回目 33.7% (兵庫県: 25.2%、全国: 23.1%) (令和3年7月29日までに報告があった接種実績)

6 感染拡大防止の取り組み

【市民・事業者に対する基本的感染防止対策の呼びかけ】

<基本的感染防止対策>

- ①不要不急の感染拡大地域への移動は控えること。
- ②路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起を行うこと。
- ③国及び県の方針に基づき、職場への出勤について、在宅勤務 (テレワーク) 活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減を徹底すること。
- ④市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続き のオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ⑤3つの「密」(密閉、密集、密接)が発生する場所を徹底して避けること。
- ⑥業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策(換気、人数制限など)がなされていない施設等への出入りを避けること。
- ⑦業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策 を徹底すること。感染対策にあたっては、室内換気にあたっての二酸化炭 素濃度の測定等、国の分科会が提示する方法も踏まえ、対応すること。
- ⑧施設・イベント等での「兵庫県新型コロナ追跡システム」の積極的な登録および市民への QR コード読み込みの呼びかけを実施するほか、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を呼びかけること。

【最重点感染防止対策の推進】

感染者の8割程度は、十分な距離をとらず、マスクを外して会話したことが 原因で感染している。

神戸市として、特に市民にお願いすることは、「マスク」と「距離」

(1) マスクを外して会話をしない。

- ② 食事などで会話するときは、
 - 1m以上距離をとる。
 - 斜めに座る。横に並ぶ場合は、一つ席を空ける。
 - 大声を出さない。

これまで対応方針に定めていた「基本的感染防止対策」のうち、上記2点を 「最重点感染防止対策」として、市民への周知を徹底する。

【5つの場面の注意喚起】

最重点感染防止対策と合わせ、国の分科会が提示する、感染リスクが高まる「5つの場面」について、注意喚起を行う。

- 1. 飲酒を伴う懇親会等
- 2. 大人数や長時間におよぶ飲食
- 3. マスクなしでの会話
- 4. 狭い空間での共同生活
- 5. 休憩室、更衣室など、仕事での休憩時間に入った時の居場所の切り替わり

7. 市立学校園

引き続き感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら 教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。

感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒等に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンライン授業等を実施する。

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室 等の換気、給食及び昼食時の感染防止対策など、感染拡大防止の取り組みを引き 続き徹底する。

感染者が発生した学校園においては、必要に応じて自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

8 保育所 学童保育施設等

感染経路の遮断(手指消毒、マスク着用、換気の徹底)及び体調不良者について出動・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を 継続する。

感染者が発生した施設においては、必要に応じて自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

9. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事 案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、 廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の 使用量を確保すること。
- ③面会についてはオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止すること。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。
- ④原則、利用者の外泊、外出を自粛すること。
- ⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出 の自粛等を徹底すること。

高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な PCR 検査については ワクチン接種が進捗するまでの間は継続実施し、感染拡大・クラスター防止対 策を継続する。

10. 経済対策について

度重なる緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用などにより、市 内事業者への影響は拡大・長期化している。

このような市内事業者を幅広く支援するため、各種支援策に取り組むとともに、経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を国・県に求めていく。

また、現在実施中の各種支援策については関係機関との連携を一層強化し、速やかな支給手続きに努める。

(現在実施中の市の主な支援施策)

①家賃負担軽減緊急一時金(家賃サポート緊急一時金)

<対象事業者>

一時支援金・月次支援金(国の支援策)や県の協力金を受給し、かつ事業 に供する建物(店舗、事務所、工場、作業場、倉庫等)を市内に賃借して いる事業者

※補助対象者を拡大し、申請期限を延長

②事業所税減免制度

<対象事業者>

緊急事態宣言の発令に伴う飲食店の時短営業や外出自粛要請により、売

り上げが大幅に減少した中小事業者(資本金1億円以下の法人等)

11. 市有施設等の対応

8月2日から8月 31 日までの間、多数利用の市有施設については 20 時までの開館とする。ただし、イベント開催にあたっては、12. イベント等の対応とする。

都市公園等については、園内での飲酒は禁止する。

なお、以下の①及び②の条件を満たすほか兵庫県の方針に沿って対応する。(既 予約分についても 20 時以降の利用の自粛を要請。社会生活の維持に必要な催物の 利用については、この限りでない。)

①人数上限の目安

5 000 人

②収容率の目安

- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の100%以内
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

(なお、8月1日については、令和3年7月9日決定によるものとする。)

12 イベント等

8月2日から8月31日までの間、上記施設も含めた市内におけるイベント等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど必要な措置を講じた上で21時までに終了するとともに、11①及び11②の基準を満たすほか、兵庫県の方針に沿って対応する。

主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベントについては、開催要件 や感染防止対策等について、必ず兵庫県に事前に相談を求める。

(なお、8月1日については、令和3年7月9日決定によるものとする。)

13. 市営地下鉄・市バスの減便

現在実施している市営地下鉄及び市バスの減便については、感染再拡大防止の観点から、当面の間、現行の対応を継続する。

(参考) 現行の対応

市営地下鉄(西神・山手線及び海岸線)

・平日、土日祝日 22 時以降のダイヤを概ね 2 割程度減便 市バス

- 主要系統(2,7,16,36,64,92 系統)の土日祝日の運行本数を、4月1日ダイヤ改正前に比較して概ね2割程度減便
- ・六甲ケーブル下・摩耶ケーブル下への急行便を運休

- 246

14. 全庁を挙げた体制整備

ワクチン接種を迅速かつ円滑に進めるために万全の体制を確保する必要があるため、緊急性の低い業務は当面の間見合わせるなど業務執行体制の構築に努め、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症対策への応援体制の確保を最優先とする。

また、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、必要な行政機能を維持することを前提として、引き続き在宅勤務の活用により出勤者の削減に取り組むとともに、在宅勤務の利用が困難な場合においては、フレックスタイム制等の活用により接触機会の低減を図る。加えて、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

15 備蓄物資の確保等

感染再拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をは じめ感染予防の徹底を図る。 令和3年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」-第4弾

令和3年8月20日決定

新型コロナウイルス感染症について、全国的にほぼ全ての地域で新規感染者 数が急速に増加しており、これまでに経験したことのない感染拡大となってい る。

兵庫県についても、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下、「法」という。)」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に指定された。

本市においても、デルタ株への置き換わりが進む中で、新規感染者数が急増しており、医療提供体制は予断を許さない状況にある。

これ以上の感染拡大を防止するため、医療提供体制の確保、ワクチン接種の円滑な推進をはじめ、全庁挙げて感染症対策に取り組んでいく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として8月20日から9月12日までの間、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

8月19日現在で病床使用率は87%、うち重症者用病床使用率は69%、入院率は12%となっており(コロナ受入病床:289床(うち重症病床51床))、自宅療養者数は670人、入院待機者数は980人(うち指定外医療機関、福祉施設で療養中7名)となっている。新規感染者数はまん延防止等重点措置が適用された8月2日以降も急速に増加している。

第5波の感染者急拡大に対応するため、市民病院の通常医療制限、市内医療機関からの申し出によるコロナ受入病床の増床を行い、321床を確保する。

さらに、「早期診療による重症化防止」、「転院促進による病床の確保」のため に、以下の対応を行う。

- ①宿泊療養施設の強化
 - ・医療的ケア体制の拡充
 - ・抗体カクテル療法の実施
 - 4か所目の新設
- ②症状悪化の可能性がある自宅療養者に対する早期の受診の実施
 - 自宅療養者フォローアップチームの設置等
- ③コロナ治癒後の転院の促進
 - 重症者のコロナ治癒後の転院促進の支援等

2. 感染症神戸モデルの強化

クラスター化を防ぐため、各保健センター保健師を 1 名増員し感染症神戸モデル (保健所による平時からの施設への感染対策指導などの取組み)を強化した。施設訪問・研修などによる感染対策指導を徹底するとともに、過去にクラスターが発生したワクチン未接種の施設を重点的に巡回し感染対策状況の確認及び再発予防に向けての助言を実施。

3 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大 1,300 検体の PCR 検査体制を確保している。

また、医療機関、福祉施設並びに学校園等においては、感染拡大防止の観点から、国の定める基準以上に積極的に PCR 検査を行える体制を構築している。

【積極的検査の実施について】

- ①特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接 介護等を行う職員に対して PCR 検査を実施 (2020 年 11 月 25 日~)。 更に、プール検査の活用により、感染拡大・クラスター防止対策を強化 (2021 年4月1日~)。検査頻度を 2 週間に 1 回から 1 週間に 1 回に変更し定期検 査を強化 (7月 26日~)。
- ②高齢者、障害児・者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設 の入所者及び直接処遇従事者の全員に対して PCR 検査を実施 (2020 年 12 月 1 日~)。
- ③地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、 酒類を提供する飲食店に対する PCR 検査を実施(2020 年 8 月 20 日~)。

4. 変異株への対応

感染力の増加や免疫効果の低下に影響する懸念があるといわれている変異株について、保健所による積極的な検体収集、健康科学研究所における高度なゲノム解析を実施し、早期発見・早期対応による感染拡大・クラスター防止を強化する。また、変異株の状況について、市民に正確な情報発信を行う。

5. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院者を減少させ医療提供体制を守るための、コロナ対策の切り札である。

現在、ワクチン接種が進んでいる高齢者の新規感染・重症者の割合は激減している一方、20歳・30歳代の感染者数や40歳・50歳代での重症化割合が増大し

19 歳以上については迅速に接種を進めており、12 歳から 18 歳については8 月 31 日に予約・接種を開始する。

【接種の状況】

接種率: 1回目 45.2% (兵庫県: 42.7%、全国: 41.9%) 2回目 37.3% (兵庫県: 33.6%、全国: 32.1%) (令和3年8月17日までに報告があった接種実績)

6 感染拡大防止の取り組み

【市民・事業者に対する基本的感染防止対策の呼びかけ】

<基本的感染防止対策>

- ①不要不急の感染拡大地域への移動は控えること。
- ②外出時には混雑した場所や時間を避けて行動すること。
- ③路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起を行うこと。
- ④国及び県の方針に基づき、職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク) 活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減を徹底すること。
- ⑤市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続き のオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ⑥3つの「密」(密閉、密集、密接)が発生する場所を徹底して避けること。
- ⑦業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策(換気、人数制限など)がなされていない施設等への出入りを避けること。
- ⑧業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策 を徹底すること。感染対策にあたっては、室内換気にあたっての二酸化炭 素濃度の測定等、国の分科会が提示する方法も踏まえ、対応すること。
- ⑨施設・イベント等での「兵庫県新型コロナ追跡システム」の積極的な登録および市民への QR コード読み込みの呼びかけを実施するほか、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を呼びかけること。
- ⑩新型コロナウイルスへの感染がもたらす本人・ご家族への負担を正しく理解してもらう工夫を図り、基本的感染防止対策の徹底、感染リスクの高い行動の自粛を、市民・事業者に呼びかけていくこと。

【最重点感染防止対策の推進】

感染者の8割程度は、十分な距離をとらず、マスクを外して会話したことが 原因で感染している。

神戸市として、特に市民にお願いすることは、「マスク」と「距離」

- ① マスクを外して会話をしない。
- ② 食事などで会話するときは、
 - 1m 以上距離をとる。
 - 斜めに座る。横に並ぶ場合は、一つ席を空ける。
 - 大声を出さない。

これまで対応方針に定めていた「基本的感染防止対策」のうち、上記2点を 「最重点感染防止対策」として、市民への周知を徹底する。

【5つの場面の注意喚起】

最重点感染防止対策と合わせ、国の分科会が提示する、感染リスクが高まる「5つの場面」について、注意喚起を行う。

- 1 飲酒を伴う懇親会等
- 2 大人数や長時間におよぶ飲食
- 3. マスクなしでの会話
- 4. 狭い空間での共同生活
- 5. 休憩室、更衣室など、仕事での休憩時間に入った時の居場所の切り替わり

7. 市立学校園

警戒度をこれまでより高めて感染防止対策のさらなる徹底を行い、学校行事等の延期・中止や学習活動の実施方法をより一層工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。

教育活動を行うにあたっては、感染等により登校できない児童生徒や感染不 安等により登校が困難な児童生徒等に対して、1人1台の学習用パソコンを活用 したオンライン授業等を実施する。

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室 等の換気、給食及び昼食時の感染防止対策など、感染拡大防止の取り組みを引き 続き徹底する。

感染者が発生した学校園においては、必要に応じて自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

8 保育所 学童保育施設等

感染経路の遮断(手指消毒、マスク着用、換気の徹底)及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続する。なお、休業等により可能な家庭に対して、家庭保育の協力を呼びかける。

感染者が発生した施設においては、必要に応じて自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

9 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事 案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、 廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の 使用量を確保すること。
- ③面会についてはオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止すること。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。
- ④利用者の外泊、外出を自粛すること。
- ⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出 の自粛等を徹底すること。

高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な PCR 検査については ワクチン接種が進捗するまでの間は継続実施し、感染拡大・クラスター防止対 策を継続する。

10. 経済対策について

度重なる緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用などにより、市 内事業者への影響は拡大・長期化している。

このような市内事業者を幅広く支援するため、各種支援策に取り組むととも に、経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を国・県に求めていく。

また、現在実施中の各種支援策については関係機関との連携を一層強化し、速やかな支給手続きに努める。

(現在実施中の市の主な支援施策)

①家賃負担軽減緊急一時金(家賃サポート緊急一時金)

く対象事業者>

一時支援金・月次支援金(国の支援策)や県の協力金を受給し、かつ事業 に供する建物(店舗、事務所、工場、作業場、倉庫等)を市内に賃借して いる事業者

②事業所税減免制度

く対象事業者>

緊急事態宣言の発令に伴う飲食店の時短営業や外出自粛要請により、令 和3年1~3月の売り上げが大幅に減少した中小事業者(資本金1億円 以下の法人等)

- 249

11. 市有施設等の対応

8月 20 日から9月 12 日までの間、多数利用の市有施設については、20 時までの 開館とする。ただし、イベント開催にあたっては、12. イベント等の対応とする。

都市公園等については、園内での飲酒は禁止する。

なお、以下の①及び②の条件を満たすほか、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の兵庫県・国の方針に基づき対応する。(既予約分についても 20 時以降の利用の自粛等を要請。社会生活の維持に必要な催物の利用については、この限りでない。)

①人数上限の目安

5,000 人

②収容率の目安

収容定員の50%以内

12. イベント等

8月 20 日から9月 12 日までの間、上記施設も含めた市内におけるイベント等については、11①及び11②の条件を満たすとともに、21 時までに終了する。

業種別ガイドライン等に則した感染防止策や、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の兵庫県・国の方針に基づき対応する。

主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベントについては、開催要件 や感染防止対策等について、必ず兵庫県に事前に相談を求める。

13. 市営地下鉄・市バスの減便

兵庫県から交通事業者に対する要請に基づき、現在実施している市営地下鉄・市バスの減便等の取り組みに加え、市営地下鉄西神・山手線において8月23日から当面の間、平日の終電を約30分繰り上げる。

【現行】

市営地下鉄(西神・山手線及び海岸線)

■ 平日、土日祝日 22 時以降のダイヤを概ね 2 割程度減便

市バス

- ・主要系統(2,7,16,36,64,92系統)の土日祝日の運行本数を、4月1日ダイヤ改正前に比較して概ね2割程度減便
- 六甲ケーブル下・摩耶ケーブル下への急行便を運休

【8月23日から追加】

市営地下鉄西神・山手線

■ 平日の終電を約30分繰り上げ

(前回の緊急事態宣言期間中と同じダイヤ)

14. 全庁を挙げた体制整備

ワクチン接種を迅速かつ円滑に進めるために万全の体制を確保する必要があるため、緊急性の低い業務は当面の間見合わせるなど業務執行体制の構築に努め、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症対策への応援体制の確保を最優先とする。

また、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、必要な行政機能を維持することを前提として、引き続き在宅勤務の活用により出勤者の削減に取り組むとともに、在宅勤務の利用が困難な場合においては、フレックスタイム制等の活用により接触機会の低減を図る。加えて、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

15. 備蓄物資の確保等

感染拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。

令和3年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」-第4弾-改定

令和3年8月20日決定令和3年9月10日改定

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下、「法」という。)」に基づく緊急事態措置を実施すべき期間が、9月30日まで延長されることとなった。

本市においては、依然として非常に多くの新規感染者数の発生が継続しており、医療提供体制は予断を許さない状況にある。

引き続き、感染拡大を防止し、市民の生命・健康を守るため、医療提供体制の 確保、ワクチン接種の円滑な推進をはじめ、全庁挙げて感染症対策に取り組んで いく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として9月13日から9月30日までの間、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

9月9日現在で病床使用率は85%、うち重症者用病床使用率は69%、入院率は13%となっており(コロナ受入病床:344床(うち重症病床51床))、自宅療養者数は840人、療養先調整中は708人(うち指定外医療機関、福祉施設で療養中3名)となっている。

第5波の感染者急拡大に対応するため、市民病院の通常医療制限、市内医療機関からの申し出によるコロナ受入病床の増床を行い、344床を確保している。

さらに、「早期診療による重症化防止」、「転院促進による病床の確保」のため に、以下の対応を行う。

- ①宿泊療養施設の強化
 - 医療的ケア体制の拡充
 - 5か所目の増設
- ②自宅療養者への早期対応体制を強化
 - 自宅療養者フォローアップチーム及びフォローアップ本部の設置
- ③抗体カクテル療法の促進
 - ■中央市民病院 抗体カクテル療法センターの設置
- 4コロナ治癒後の転院の促進
 - 重症者のコロナ治癒後の転院促進の支援等

2. 感染症神戸モデルの強化

クラスター化を防ぐため、各保健センター保健師を 1 名増員し感染症神戸モデル (保健所による平時からの施設への感染対策指導などの取組み)を強化した。施設訪問・研修などによる感染対策指導を徹底するとともに、過去にクラスターが発生したワクチン未接種の施設を重点的に巡回し感染対策状況の確認及び再発予防に向けての助言を実施。

3. 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大 1,300 検体の PCR 検査体制を確保している。

また、医療機関、福祉施設並びに学校園等においては、感染拡大防止の観点から、国の定める基準以上に積極的に PCR 検査を行える体制を構築している。

【積極的検査の実施について】

- ①特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接 介護等を行う職員に対して PCR 検査を実施 (2020 年 11 月 25 日~)。 更に、プール検査の活用により、感染拡大・クラスター防止対策を強化 (2021 年 4 月 1 日~)。検査頻度を 2 週間に 1 回から 1 週間に 1 回に変更し定期検 査を強化 (7 月 26 日~)。
- ②高齢者、障害児・者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設 の入所者及び直接処遇従事者の全員に対して PCR 検査を実施 (2020 年 12 月 1 日~)。
- ③地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、 酒類を提供する飲食店に対する PCR 検査を実施(2020 年 8 月 20 日~)。

4. 変異株への対応

感染力の増加や免疫効果の低下に影響する懸念があるといわれている変異株について、保健所による積極的な検体収集、健康科学研究所における高度なゲノム解析を実施し、早期発見・早期対応による感染拡大・クラスター防止を強化する。また、変異株の状況について、市民に正確な情報発信を行う。

5. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院者を減少させ医療提供体制を守るための切り札である。

現在、ワクチン接種が進んでいる高齢者の新規感染・重症者の割合は激減している一方、20歳・30歳代の感染者数や40歳・50歳代での重症化割合が増大し

ている。8月31日には接種対象となる12歳以上の全市民の接種を開始しており、着実にワクチン接種を進めるとともに、ワクチンの効果・有効性について積極的に発信していく。

【接種の状況】

接種率: 1回目 59.6% (兵庫県: 54.5%、全国: 54.0%) 2回目 45.5% (兵庫県: 43.2%、全国: 42.9%) (令和3年9月8日までに報告があった接種実績)

6. 感染拡大防止の取り組み

【市民・事業者に対する基本的感染防止対策の呼びかけ】 <基本的感染防止対策>

- ①不要不急の感染拡大地域への移動は控えること。
- ②外出時には混雑した場所や時間を避けて行動すること。
- ③路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起を行うこと。
- ④国及び県の方針に基づき、職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク) 活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減を徹底すること。
- ⑤市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続き のオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ⑥3つの「密」(密閉、密集、密接)が発生する場所を徹底して避けること。
- ⑦業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策(換気、人数制限など)がなされていない施設等への出入りを避けること。
- ⑧業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底すること。感染対策にあたっては、室内換気にあたっての二酸化炭素濃度の測定等、国の分科会が提示する方法も踏まえ、対応すること。
- ⑨施設・イベント等での「兵庫県新型コロナ追跡システム」の積極的な登録および市民への QR コード読み込みの呼びかけを実施するほか、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を呼びかけること。
- ⑩新型コロナウイルスへの感染がもたらす本人・ご家族への負担を正しく理解してもらう工夫を図り、基本的感染防止対策の徹底、感染リスクの高い行動の自粛を、市民・事業者に呼びかけていくこと。

【最重点感染防止対策の推進】

(1) 新型コロナワクチン接種

ワクチンを2回接種した後に感染した感染者は極めて少なく、万が一、感染 した場合でも、相当重い基礎疾患がない限り、ほぼ無症状であることが多い。 更には、第5波でクラスターが発生した施設では、最初の感染者はワクチン 未接種であることが殆どである。

このようなワクチン接種の効果を踏まえ、接種を希望する場合には出来るだけ早く接種を受けていただくよう市民に要請していく。

(2)「マスク」と「距離」

本市の新規感染者数はこれまでにないペースで急増しており、医療のひっ迫 を防ぐためには、引き続き、市民一人ひとりの自覚、感染防止対策の徹底が必 要。

- ○感染者の8割の方が「マスク」と「距離」が徹底できず、
 - 同僚とのランチ
- 休憩室、更衣室での会話
- 喫煙所での会話
- ・路上での飲食

などが原因で感染している。

- ○特に、市民への最重点感染防止対策として、「マスク」と「距離」を強く要 請。
- マスクを外して会話をしない。
- マスクを外すときは、
- 1メートル以上距離をとる。

大声を出さない。

7. 市立学校園

警戒度をこれまでより高めて感染防止対策のさらなる徹底を行い、学校行事 等の延期・中止や学習活動の実施方法をより一層工夫しながら教育活動を継続 し、児童生徒等の学びを保障していく。

教育活動を行うにあたっては、感染等により登校できない児童生徒や感染不 安等により登校が困難な児童生徒等に対して、1人1台の学習用パソコンを活用 したオンライン授業等を実施する。

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室 等の換気、給食及び昼食時の感染防止対策など、感染拡大防止の取り組みを引き 続き徹底する。

感染者が発生した学校園においては、必要に応じて自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

8 保育所 学童保育施設等

感染経路の遮断(手指消毒、マスク着用、換気の徹底)及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を

継続する。なお、休業等により可能な家庭に対して、家庭保育の協力を呼びかける。

感染者が発生した施設においては、必要に応じて自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

9. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事 案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、 廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の 使用量を確保すること。
- ③面会についてはオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止すること。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。
- ④利用者の外泊、外出を自粛すること。
- ⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出 の自粛等を徹底すること。

高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な PCR 検査については ワクチン接種が進捗するまでの間は継続実施し、感染拡大・クラスター防止対 策を継続する。

10. 経済対策について

度重なる緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用などにより、市 内事業者への影響は拡大・長期化している。

このような市内事業者を幅広く支援するため、各種支援策に取り組むとともに、経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を国・県に求めていく。

また、現在実施中の各種支援策については関係機関との連携を一層強化し、速やかな支給手続きに努める。

(現在実施中の市の主な支援施策)

①家賃負担軽減緊急一時金(家賃サポート緊急一時金)

<対象事業者>

一時支援金・月次支援金(国の支援策)や県の協力金を受給し、かつ事業 に供する建物(店舗、事務所、工場、作業場、倉庫等)を市内に賃借して いる事業者

②事業所税減免制度

く対象事業者>

緊急事態宣言の発令に伴う飲食店の時短営業や外出自粛要請により、令和3年1~3月の売り上げが大幅に減少した中小事業者(資本金1億円以下の法人等)

11 市有施設等の対応

9月13日から9月30日までの間、多数利用の市有施設については、20時までの開館とする。ただし、イベント開催にあたっては、12.イベント等の対応とする。

都市公園等については、園内での飲酒は禁止する。

なお、以下の①及び②の条件を満たすほか、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の兵庫県・国の方針に基づき対応する。(既予約分についても 20 時以降の利用の自粛等を要請。社会生活の維持に必要な催物の利用については、この限りでない。)

①人数上限の目安

5.000 人

②収容率の月安

収容定員の 50%以内

12. イベント等

9月13日から9月30日までの間、上記施設も含めた市内におけるイベント等については、11①及び11②の条件を満たすとともに、21時までに終了する。

業種別ガイドライン等に則した感染防止策や、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の兵庫県・国の方針に基づき対応する。

主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベントについては、開催要件や感染防止対策等について、必ず兵庫県に事前に相談を求める。

13. 市営地下鉄・市バスの減便

現在実施中の市営地下鉄・市バスの減便及び、市営地下鉄西神・山手線の終電繰上げについては、当面の間、現行の取組みを継続する。

【現行】

○市営地下鉄

(西神・山手線及び海岸線)

平日、土日祝日22時以降のダイヤを概ね2割程度減便

(西神・山手線のみ)

平日の終電を約30分繰り上げ

○市バス

- 主要系統(2,7,16,36,64,92系統)の土日祝日の運行本数を、4月1日ダイヤ改正前に比較して概ね2割程度減便
- ・六甲ケーブル下・摩耶ケーブル下への急行便を運休

14. 全庁を挙げた体制整備

ワクチン接種を迅速かつ円滑に進めるとともに、保健所を中心とした新型コロナウイルス感染症対応を着実に行うために万全の体制を確保する必要があるため、緊急性の低い業務は当面の間見合わせるなど業務執行体制の構築に努め、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症対策への応援体制の確保を最優先とする。

また、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、必要な行政機能を維持することを前提として、引き続き在宅勤務の活用により出勤者の削減に取り組むとともに、在宅勤務の利用が困難な場合においては、フレックスタイム制等の活用により接触機会の低減を図る。加えて、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

15. 備蓄物資の確保等

感染拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要 数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をは じめ感染予防の徹底を図る。 令和3年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」-第5弾

令和3年9月29日決定

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下、「法」という。)」に基づく政府の緊急事態宣言が解除され、本市を含む兵庫県についても、緊急事態措置を実施すべき区域から除外された。

本市においても、市民・事業者のみなさまの感染拡大防止の取り組みへのご協力により、医療提供体制は改善に向かっている。

今後も引き続き、ワクチン接種の取組みを推進するとともに、必要な医療提供 体制の確保、感染拡大防止の取り組みを継続することで、感染対策と日常生活を 両立させる取り組みを進めていく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として10月1日から10月21日までの間、以下の措置を講ずることとする。

1 医療提供体制の確保

9月 28 日現在で病床使用率は 43%、うち重症者用病床使用率は 20%、入院率は 32%となっており (コロナ受入病床:344 床 (うち重症病床51 床))、自宅療養者数は 131 人、療養先調整中は83 人 (うち指定外医療機関、福祉施設で療養中0名) となっている。

第5波の感染者急拡大に対応するため、市民病院の通常医療制限、市内医療機関からの申し出によるコロナ受入病床の増床を行い、344床を確保している。

引き続き、医療提供体制の安定確保を図るとともに、早期対応による重症化防止のため、以下の対応を行う。

- ①宿泊療養施設の強化
 - 医療的ケア体制の拡充
- ②自宅療養者への早期対応体制の強化
- 自宅療養者フォローアップチーム及びフォローアップ本部の設置
- ③抗体カクテル療法の促進
- ■中央市民病院 抗体カクテル療法センターの設置
- ④コロナ治癒後の転院の促進
 - 重症者のコロナ治癒後の転院促進の支援等

2. 感染症神戸モデルの強化

クラスター化を防ぐため、各保健センター保健師を 1 名増員し感染症神戸モデル (保健所による平時からの施設への感染対策指導などの取組み)を強化した。施設訪問・研修などによる感染対策指導を徹底するとともに、過去にクラスターが発生したワクチン未接種の施設を重点的に巡回し感染対策状況の確認及び再発予防に向けての助言を実施。

3. 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大 1,300 検体の PCR 検査体制を確保している。

また、医療機関、福祉施設並びに学校園等においては、感染拡大防止の観点から、国の定める基準以上に積極的に PCR 検査を行える体制を構築している。

【積極的検査の実施について】

- ①特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接 介護等を行う職員に対して PCR 検査を実施 (2020 年 11 月 25 日~)。 更に、プール検査の活用により、感染拡大・クラスター防止対策を強化 (2021 年4月1日~)。検査頻度を 2 週間に1回から1週間に1回に変更し定期検 査を強化 (7月26日~)。
- ②高齢者、障害児・者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設 の入所者及び直接処遇従事者の全員に対して PCR 検査を実施(2020 年 12 月 1日~)。
- ③地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、 酒類を提供する飲食店に対する PCR 検査を実施 (2020 年 8 月 20 日~)。

4. 変異株への対応

感染力の増加や免疫効果の低下に影響する懸念があるといわれている変異株について、保健所による積極的な検体収集、健康科学研究所における高度なゲノム解析を実施し、早期発見・早期対応による感染拡大・クラスター防止を強化する。また、変異株の状況について、市民に正確な情報発信を行う。

5. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院者を減少させ医療提供体制を守るための切り札である。

現在、ワクチン接種が進んでいる高齢者の新規感染・重症者の割合は激減している一方、20歳・30歳代の感染者数や40歳・50歳代での重症化割合が増大し

ている。8月31日には接種対象となる12歳以上の全市民の接種を開始しており、着実にワクチン接種を進めるとともに、ワクチンの効果・有効性について積極的に発信していく。

【接種の状況】

接種率:1回目 67.6% (兵庫県:63.0%、全国:62.6%) 2回目 56.3% (兵庫県:52.3%、全国:52.2%) (令和3年9月27日までに報告があった接種実績)

6. 感染拡大防止の取り組み

【市民・事業者に対する基本的感染防止対策の呼びかけ】 <基本的感染防止対策>

- ①外出時には混雑した場所や時間を避けて行動すること。
- ②路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起を行うこと。
- ③国及び県の方針に基づき、職場への出勤について、在宅勤務 (テレワーク) や時差出勤の活用等により、柔軟な働き方を推進すること。
- ④市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続き のオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ⑤3つの「密」(密閉、密集、密接)が発生する場所を徹底して避けること。
- ⑥業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策(換気、人数制限など)がなされていない施設等への出入りを避けること。
- ⑦業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底すること。
- ⑧施設・イベント等での「兵庫県新型コロナ追跡システム」の積極的な登録および市民への OR コード読み込みの呼びかけを実施するほか、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を呼びかけること。
- ⑨新型コロナウイルスへの感染がもたらす本人・ご家族への負担を正しく理解してもらう工夫を図り、基本的感染防止対策の徹底、感染リスクの高い行動の自粛を、市民・事業者に呼びかけていくこと。

【最重点感染防止対策の推進】

(1) 新型コロナワクチン接種

ワクチンを2回接種した後に感染した感染者は極めて少なく、万が一、感染した場合でも、相当重い基礎疾患がない限り、ほぼ無症状であることが多い。 更には、第5波でクラスターが発生した施設では、最初の感染者はワクチン 未接種であることが殆どである。

このようなワクチン接種の効果を踏まえ、接種を希望する場合には出来るだ

け早く接種を受けていただくよう市民に要請していく。

(2)「マスク」と「距離」

医療のひっ迫を防ぐためには、引き続き、市民一人ひとりの自覚、感染防止 対策の徹底が必要。

- ○感染者の8割の方が「マスク」と「距離」が徹底できず、
 - 同僚とのランチ
 - 休憩室、更衣室での会話
 - 喫煙所での会話
 - ■路上での飲食

などが原因で感染している。

- ○特に、市民への最重点感染防止対策として、「マスク」と「距離」を強く要請。
- マスクを外して会話をしない。
- マスクを外すときは、
- 1メートル以上距離をとる。

大声を出さない。

7. 市立学校園

引き続き感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら 教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。

教育活動を行うにあたっては、感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒等に対して、1人1台の学習用パソコンを活用したオンライン授業等を実施する。

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室 等の換気、給食及び昼食時の感染防止対策など、感染拡大防止の取り組みを引き 続き徹底する。

感染者が発生した学校園においては、必要に応じて自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

8 保育所 学童保育施設等

感染経路の遮断(手指消毒、マスク着用、換気の徹底)及び体調不良者について出動・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を 継続する。

感染者が発生した施設においては、必要に応じて自宅待機や POR 検査を実施 することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

9 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事 案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、 廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の 使用量を確保すること。
- ③面会についてはオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止すること。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。
- 4原則、利用者の外泊、外出を自粛すること。
- ⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出 の自粛等を徹底すること。

高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な PCR 検査については ワクチン接種が進捗するまでの間は継続実施し、感染拡大・クラスター防止対 策を継続する。

10 経済対策について

度重なる緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用などにより、市 内事業者への影響は拡大・長期化している。

このような市内事業者を幅広く支援するため、各種支援策に取り組むととも に、経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を国・県に求めていく。

また、現在実施中の各種支援策については関係機関との連携を一層強化し、速 やかな支給手続きに努める。

(現在実施中の市の主な支援施策)

①家賃負担軽減緊急一時金(家賃サポート緊急一時金)

※11 月頃より再拡充予定

<対象事業者>

一時支援金・月次支援金(国の支援策)や県の協力金を受給するなど売上 げが大幅に減少しており、かつ事業に供する建物(店舗、事務所、工場、 作業場、倉庫等)を市内に賃借している事業者

②事業所税減免制度

<対象事業者>

緊急事態宣言の発令に伴う飲食店の時短営業や外出自粛要請により、令和3年1~3月の売り上げが大幅に減少した中小事業者(資本金1億円以下の法人等)

256

11. 市有施設等の対応

10月1日から 10月 21 日までの間、多数利用の市有施設については、21 時までの 開館とする。

都市公園等については、園内での飲酒は禁止する。

なお、以下の①及び②の条件を満たすほか、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の兵庫県・国の方針に基づき対応する。(既予約分についても 21 時以降の利用の自粛等を依頼。社会生活の維持に必要な催物の利用については、この限りでない。)

- ①人数上限の日安
- ●収容人数 10,000 人超の場合、収容人数の 50 %(最大 10 000 人)
- ■収容人数 10,000 人以下の場合、5,000 人
- ②収容率の目安
- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の 100%以内
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

12. イベント等

10月1日から 10月 21日までの間、上記施設も含めた市内におけるイベント等については、11①及び 11②の条件を満たすとともに、21時までに終了することを求める。業種別ガイドライン等に則した感染防止策や、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の兵庫県・国の方針に基づき対応する。

主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベントについては、開催要件や感染防止対策等について、必ず兵庫県に事前に相談を求める。

13. 市営地下鉄・市バスの減便

市営地下鉄西神・山手線で実施している平日の終電繰上げは、10月1日(金)の実施をもって終了とする。

市営地下鉄西神・山手線及び海岸線で実施している 22 時以降の夜間減便は、 兵庫県の時短要請にあわせ、当面の間継続する。

市バスの主要系統における土曜・日祝の昼間時間帯の減便及び、六甲ケーブル 下・摩耶ケーブル下への急行便の運休は終了とし、10月2日(土)より通常ダイヤとする。

14. 全庁を挙げた体制整備

新型コロナウイルス感染症対応を着実に行うために引き続き万全の体制を確保する必要があるため、緊急性の低い業務は当面の間見合わせるなど業務執行体制の構築に努め、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症対策への応援体制の確保を最優先とする。

また、引き続き在宅勤務やフレックスタイム制等の活用により接触機会の低減を図る。加えて、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

15. 備蓄物資の確保等

感染拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要 数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をは じめ感染予防の徹底を図る。 令和3年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」-第5弾(改定)

抹妝

令和3年9月29日決定令和3年10月20日改定

新型コロナウイルス感染症については、本市においても、市民・事業者のみなさまの感染拡大防止の取り組みへのご協力により、医療提供体制は改善傾向が 継続している。

今後も引き続き、ワクチン接種の取組みを推進するとともに、必要な医療提供 体制の確保、感染拡大防止の取り組みを継続することで、感染対策と日常生活を 両立させる取り組みを進めていく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として10月22日から当面の間、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

10月19日現在で病床使用率は10%、うち重症者用病床使用率は6%(コロナ受入病床:306床(うち重症病床47床))、自宅療養者数は27人、療養先調整中は27人となっている。

緊急事態宣言の解除及び感染患者数の減少を受け、市民病院においては通常 医療の制限を解除している。また、市内医療機関の協力によりコロナ受入病床 306 床を確保している。

今後の感染拡大に備えて、医療提供体制の安定確保を図るとともに、自宅療養・宿泊療養における早期対応による重症化防止の体制確保を行う。

また、新型コロナウイルス感染症の治療・療養後にも、倦怠感や息苦しさなどの一部の症状がみられる場合があることから、後遺症に悩まれている方への相談窓口として11月1日より「後遺症相談ダイヤル」を設置する。

3. 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大 1,300 検体の PCR 検査体制を確保している。

また、医療機関、福祉施設並びに学校園等においては、感染拡大防止の観点から、国の定める基準以上に積極的に PCR 検査を行える体制を構築している。

【積極的検査の実施について】

- ①特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接 介護等を行う職員に対して PCR 検査を実施 (2020 年 11 月 25 日~)。 更に、プール検査の活用により、感染拡大・クラスター防止対策を強化 (2021 年 4 月 1 日~)。検査頻度を 2 週間に 1 回から 1 週間に 1 回に変更し定期検 査を強化 (7 月 26 日~)。
- ②高齢者、障害児・者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設 の入所者及び直接処遇従事者の全員に対して PCR 検査を実施 (2020 年 12 月 1 日~)。
- ③地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、 飲食店に対する PCR 検査を実施(2020 年 8 月 20 日~)。

9. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事 案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、 廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の 使用量を確保すること。
- ③面会については原則としてオンライン面会等を活用し、直接面会を実施する 場合は、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。
- ④利用者の不要不急の外泊、外出を自粛すること。外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策を徹底すること。
- ⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出 の自粛等を徹底すること。

高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な PCR 検査については、 引き続き実施し、感染拡大・クラスター防止対策を継続する。

11. 市有施設等の対応

10月22日以降、多数利用の市有施設については、以下の①及び②の条件を満たすほか、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の兵庫県・国の方針に基づき対応する。(既予約分についても以下の①及び②の条件を満たさない利用の自粛等を要請。社会生活の維持に必要な催物の利用については、この限りでない。)

①人数上限の目安

-5,000 人以下、又は収容定員の 50%以内(10 月 30 日までは、上限 10,000 人) のいずれか大きい方

- 258

②収容率の目安

- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の 100%以内
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

12 イベント等

10月22日以降、上記施設も含めた市内におけるイベント等については、11①及び11②の条件を満たすほか、業種別ガイドライン等に則した感染防止策や、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の兵庫県・国の方針に基づき対応する。

主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベントについては、開催要件 や感染防止対策等について、必ず兵庫県に事前に相談を求める。

13 市営地下鉄・市バスの減便

市営地下鉄西神・山手線及び海岸線で実施している 22 時以降の夜間減便は、 10月24日をもって終了とし、10月25日より通常ダイヤによる運行を行う。 (市バスの減便は既に終了し10月2日より通常ダイヤで運行) 令和3年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」-第5弾(改定)

抜粋

令和3年9月29日決定 令和3年10月20日改定 令和3年11月26日改定

新型コロナウイルス感染症については、引き続き、ワクチン接種の取組みを推進するとともに、必要な医療提供体制の確保、感染拡大防止の取り組みを継続することで、感染対策と日常生活を両立させる取り組みを進めていく必要がある。このため、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として11月26日から当面の間、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

11月25日現在で病床使用率は4%、うち重症者用病床使用率は4%(コロナ受入病床:306床(うち重症病床47床))、自宅療養者数は8人、療養先調整中は5人となっている。

現在、市内医療機関の協力によりコロナ受入病床306床を確保している。 今後の感染拡大に備えて、病床の確保を図るとともに、早期対応による重新

今後の感染拡大に備えて、病床の確保を図るとともに、早期対応による重症化 防止の強化を行う。

- (1) 病床の確保
- 国の病床確保方針を踏まえて、兵庫県と連携し、更なる病床確保を行う。
- 感染拡大時は通常医療の制限による入院病床の確保を実施する。
- (2) 早期対応による重症化防止の強化
- ① 自宅療養者への早期対応体制の強化
- 外来受入医療機関の拡充(15→20 医療機関)
- ② 宿泊療養施設の強化
- 〇入所受入れの拡大
- ・無症状者でもハイリスクの方は、医療者による 24 時間健康観察体制の 整った、個室に入所のうえ、安心して療養
- 感染状況を踏まえ、更なる宿泊療養施設を確保
- ○酸素投与設備の設置(11月末までに順次設置)
- ・入所者の入院調整中に酸素投与が必要となった場合に備えて、大きな流量の酸素供給設備を3施設で55名分設置

また、新型コロナウイルス感染症の治療・療養後にも、倦怠感や息苦しさ

などの一部の症状がみられる場合があることから、後遺症対策として、①後 遺症相談ダイヤルの開設(11月1日~)や②後遺症の実態調査(12月~1月) を行う。

2. 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大 1,300 検体の PCR 検査体制を確保している。

また、医療機関、福祉施設並びに学校園等においては、感染拡大防止の観点から、国の定める基準以上に積極的に PCR 検査を行える体制を構築している。

【積極的検査の実施について】

①特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接 介護等を行う職員に対して PCR 検査を実施(2020年11月25日~)。

更に、プール検査の活用により、感染拡大・クラスター防止対策を強化(2021年4月1日~ワクチン2回接種まで)。検査頻度を2週間に1回から1週間に1回に変更し定期検査を強化(7月26日~)。

3回目のワクチン接種終了まで検査を再開(2021年11月1日~)。

- ②学校園、福祉施設において、陽性患者が発生した場合、濃厚接触者の有無に関わらずクラス又はフロアの全員に対して PCR 検査を実施(2020 年 12 月 1 日~)。
- ③地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、 「酒類を提供する飲食店を対象とした PCR 検査」について、飲食店全般(酒類の提供の有無にかかわらず)へ対象を拡大(2021年11月1日~)。

3. 変異株ゲノムサーベイランス体制

神戸市健康科学研究所において、市内の医療機関等から収集した陽性検体について、ウイルス量が多い陽性検体は、全件をゲノム解析し、新たな変異株を監視している。また、ウイルス量が少ない陽性検体は、免疫を逃れる変異をモニタリングするため E484K(①)スクリーニング PCR 検査を実施しており、早期発見・早期対応による感染拡大・クラスター防止を強化する。

4. 保健所の強化

感染拡大時にも円滑な患者対応ができるよう保健所を強化する。

- ・患者データ管理アプリの導入等による新型コロナ対応業務のデジタル化 (11月1日から順次導入)
- ・事前質問票入力システムの導入による積極的疫学調査のスピードアップ (12 月上旬予定)

・自宅療養者夜間コールセンターの設置による、夜間電話対応の一元化 (感染拡大時)

5. 外国人の方への相談対応の強化

留学・ビジネスなどで短期滞在されている外国人の方に言語のハードルをなくして、症状の相談や検査を受けやすくするための専用相談ダイヤルを設置し、無料の PCR 検査を実施する。(12 月下旬~1 月下旬開始予定)

6. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院者を減少させ医療提供体制を守るための切り札である。

11月21日時点で接種対象人口の82%の方が2回接種を終えており、希望される方の接種は、10月末でほぼ終えている。

感染拡大防止及び重症化予防のため、18歳以上の2回目接種完了者に対して 追加接種(3回目接種)を実施する。

追加(3回目)接種用の接種券は、11月22日に第1弾を発送した。今後、2回目接種終了後8か月経過した日を目途に毎週接種券を発送し、1・2回目接種と同様、追加接種についても着実に進める。

10. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事 案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、 廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の 使用量を確保すること。
- ③面会については、面会者からの感染を防ぐことと家族等とのつながりや交流が心身の健康に与える影響について考慮すること。具体的には感染の発生状況、面会者及び利用者の体調、ワクチン接種歴、検査結果等を考慮し、直接面会を含めた対応を検討すること。直接面会を実施する場合は、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。
- ④利用者の外泊、外出については、感染拡大防止と家族等とのつながりや交流が心身の健康に与える影響について考慮すること。

外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策を徹底 すること。

⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出 の自粛等を徹底すること。 - 260 -

高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な PCR 検査については、 引き続き実施し、感染拡大・クラスター防止対策を継続する。

12. 市有施設等の対応

11月26日以降、多数利用の市有施設等については、業種別ガイドライン等に即した感染防止策や、兵庫県・国の方針に基づき対応する。

13. イベント等

11月26日以降、上記施設も含めた市内におけるイベント等については、以下の①及び②の条件を満たすほか、業種別ガイドライン等に則した感染防止策や兵庫県・国の方針に基づき対応する。

①人数上限

■5,000 人又は収容定員の 50%のいずれか大きい方

②収容率

- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の 100%以内
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

なお、参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントについて、感染防止安全計画を策定し、兵庫県による確認等を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を 100%(「大声なし」が前提)とする。

令和3年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」-第6弾

令和4年1月21日決定

新型コロナウイルス感染症について、全国でオミクロン株への急速な置き換わりが進むとともに、新規感染者が急速に増加しており、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域に1都15県が指定されている。

本市においても、第5波を大きく上回る勢いで感染が拡大している。感染者の 多くが軽症・無症状者である一方で、中等症・重症者の割合が低くとも患者数が 増加することで、医療提供体制等がひっ迫する恐れが懸念される。

引き続き、ワクチン接種の取組みを推進するとともに、必要な医療提供体制の 確保、感染拡大防止の取り組みの継続など、全庁挙げて感染症対策に取り組んで いく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として1月21日から当面の間、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

1月 20 日現在で病床使用率は 61%、うち重症者用病床使用率は 23% (コロナ受入病床: 337 床 (うち重症病床 47 床))、自宅療養者数は 1632 人、療養先調整中は 1594 人となっている。

今後の感染拡大に備えて、病床の確保を図るとともに、早期対応による重症化 防止の強化を行う。

- (1) 病床の確保
- 国の病床確保方針を踏まえて、兵庫県と連携し、更なる病床確保を行う。
- ・感染拡大時は通常医療の制限による入院病床の確保を実施する。

(最大 411 床 (うち重症病床 53 床) を確保)

- (2) 早期対応による重症化防止の強化
- ① 自宅療養者への早期対応体制の強化
- 外来受入医療機関の拡充(15→20 医療機関)。
- ② 宿泊療養施設の強化
- 〇入所受入れの拡大
- ・感染拡大に伴い、1月21日より更なる宿泊療養施設の運用を開始(6 施設目)。

○酸素投与設備の設置(設置済)

・入所者の入院調整中に酸素投与が必要となった場合に備えて、大きな流量の酸素供給設備を3施設で55名分設置。

また、新型コロナウイルス感染症の治療・療養後にも、倦怠感や息苦しさなどの一部の症状がみられる場合があることから、後遺症対策として、①後遺症相談ダイヤルの開設(11 月 1 日~)や②後遺症の実態調査(12 月~1月)を行っている。

2. 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大 1,300 検体の PCR 検査体制を確保している。

また、医療機関、福祉施設並びに学校園等においては、感染拡大防止の観点から、国の定める基準以上に積極的に PCR 検査を行える体制を構築している。

さらに、日本滞在歴が5年以内の外国人で日本語での電話相談が困難な方を対象に、「外国人検査相談コールセンター」を設置し、症状の相談や無料のPC R検査の案内を行う(1月24日より開始)。

【積極的検査の実施について】

①特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接 介護等を行う職員に対して PCR 検査を実施 (2020 年 11 月 25 日~)。

更に、プール検査の活用により、感染拡大・クラスター防止対策を強化(2021年4月1日~ワクチン2回接種まで)。検査頻度を2週間に1回から1週間に1回に変更し定期検査を強化(7月26日~)。

3回目のワクチン接種終了まで検査を再開(2021年11月1日~)。

- ②学校園、福祉施設において、陽性患者が発生した場合、濃厚接触者の有無に関わらずクラス又はフロアの全員に対して PCR 検査を実施(2020年12月1日~)。
- ③地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、 「酒類を提供する飲食店を対象とした PCR 検査」について、飲食店全般(酒類の提供の有無にかかわらず)へ対象を拡大(2021年11月1日~)。

3. 変異株ゲノムサーベイランス体制

神戸市健康科学研究所において、11月29日より国に先駆けオミクロン株に対するゲノムサーベイランス体制を強化しており、市内の医療機関等から収集した陽性検体について、オミクロン株および新たな変異株を、早期発見・早期対応できる体制を整備している。

4 保健所の強化

- ・自宅療養者夜間コールセンターの設置による、夜間電話対応の一元化。 (感染拡大時:1月12日より開始)
- 保健師の遅出勤務導入により、勤務体制を整備。

(感染拡大時:1月12日より開始)

- さらに想定を超える感染者数に対応するため、事務職員の兼務応援などにより体制を強化。
- 積極的疫学調査の重点化

新規感染者急増に伴い、自宅療養者の健康管理を重点的に行うため、以下の範囲で積極的疫学調査を行う(1月17日~)。

- 患者調査: 雷話 ※必要に応じて訪問
- 濃厚接触者対応:同居者のみ
- 職場調査(クラスター対応):入所施設のみ

5. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院者を減少させ医療提供体制を守るための切り札である。

令和4年1月17日時点で接種対象人口の84%の方が2回接種を終えており、 令和3年12月からは、さらなる感染拡大防止及び重症化予防のため、18歳以上 の2回目接種完了者に対して追加接種(3回目接種)を開始している。

追加接種についてもできるだけ早く円滑に接種を受けていただけるよう、国の方針に基づき接種券を前倒しして発送するとともに、速やかに接種を受けていただけるよう体制を充実する。

6 感染拡大防止の取り組み

【市民・事業者に対する基本的感染防止対策の呼びかけ】

<基本的感染防止対策>

- ①国及び県の方針に基づき、職場への出勤について、在宅勤務 (テレワーク) や時差出勤の活用等により、柔軟な働き方を推進するほか、事業継続計画の 実施準備及び計画に基づく取組みを行うこと。
- ②市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続き のオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ③3つの「密」(密閉、密集、密接)が発生する場所を徹底して避けること。
- ④業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策(換気、人数制限など)がなされていない施設等への出入りを避けること。
- ⑤業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策 を徹底すること。
- ⑥新型コロナウイルスへの感染がもたらす本人 ご家族への負担を正しく理

解してもらう工夫を図り、基本的感染防止対策の徹底、感染リスクの高い 行動を控えるよう、市民・事業者に呼びかけていくこと。

【最重点感染防止対策の推進】

(1) 新型コロナワクチン接種

新型コロナワクチンの接種は、追加 (3回目)接種をした場合の方が接種しない場合よりも新型コロナウイルスに感染する人や重症化する人が少ないことが報告されている。

このようなワクチン接種の効果を踏まえ、接種を希望する場合には出来るだけ早く接種を受けていただくよう市民に要請していく。

(2)「マスク」と「距離」

医療のひっ迫を防ぐためには、引き続き、市民一人ひとりの自覚、感染防止 対策の徹底が必要。

- ○感染者の8割の方が「マスク」と「距離」が徹底できず、
- 同僚とのランチ
- ・休憩室、更衣室での会話
- 喫煙所での会話
- ・路上での飲食

などが原因で感染している。

- ○特に、市民への最重点感染防止対策として、「マスク」と「距離」を強く要 : 請。
- マスクを外して会話をしない。
- マスクを外すときは、

1メートル以上距離をとる。 大声を出さない。

7. 市立学校園

感染防止対策のさらなる徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら 教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。

教育活動を行うにあたっては、感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒等に対して、1人1台の学習用パソコンを活用したオンライン授業等を実施する。

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室 等の換気、給食及び昼食時の感染防止対策など、感染拡大防止の取り組みを引き 続き徹底する。

感染者が発生した学校園においては、必要に応じて自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

8. 保育所 学童保育施設等

感染経路の遮断(手指消毒、マスク着用、換気の徹底)及び体調不良者について出動・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を 継続する。

感染者が発生した施設においては、必要に応じて自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

9 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。特に若者による感染拡大が続いていることに鑑み、それらとのかかわりのある従事者において感染防止策をこれまで以上に徹底すること。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事 案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、 廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の 使用量を確保すること。
- ③面会については原則としてオンライン面会等を活用し、直接面会を実施する 場合は、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。
- ④利用者の不要不急の外泊、外出を自粛すること。外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策を徹底すること。
- ⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出 の自粛等を徹底すること。

高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な PCR 検査については、 引き続き実施し、感染拡大・クラスター防止対策を継続する。

10. 経済対策について

長引くコロナ禍により、市内の幅広い事業者の経営環境に影響が生じている。 このような市内事業者を幅広く支援するため、各種支援策に取り組むととも に、経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を国・県に求めていく。

また、市内事業者の実態把握に努め、国・県の支援策を十分に見極めた上で、本市として実施すべき経済対策についての検討を進める。

11. 市有施設等の対応

11月26日以降、多数利用の市有施設等については、業種別ガイドライン等に即した感染防止策や、兵庫県・国の方針に基づき対応する。

12. イベント等

11月26日以降、上記施設も含めた市内におけるイベント等については、以下の①及び②の条件を満たすほか、業種別ガイドライン等に則した感染防止策や兵庫県・国の方針に基づき対応する。

①人数上限

-5.000 人又は収容定員の 50%のいずれか大きい方

②収容率

- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の 100%以内
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

なお、参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントについて、感染防止安全計画を策定し、兵庫県による確認等を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を 100%(「大声なし」が前提)とする。

13. 全庁を挙げた体制整備

あらかじめ業務の優先順位を付け、緊急性の低いものについては当面の間実施を見合わせるなど、新型コロナウイルス感染症対策への応援体制確保を最優先に、引き続き全庁を挙げ、万全の体制を確保するとともに、職員に感染者や濃厚接触者が発生した場合でも市民サービスに支障が生じないよう、必要な業務体制を構築する。

また、引き続き在宅勤務やフレックスタイム制等を積極的に活用し、接触機会の低減を図る。加えて、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

14. 備蓄物資の確保等

感染拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要 数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。

令和3年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」−第6弾(改定) 【抜粋】

令和4年1月21日決定令和4年1月26日改定

新型コロナウイルス感染症について、全国でオミクロン株への急速な置き換わりが進むとともに、新規感染者が急速に増加しており、兵庫県においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定された。

本市においても、第5波を大きく上回る勢いで感染が拡大している。感染者の 多くが軽症・無症状者である一方で、中等症・重症者の割合が低くとも患者数が 増加することで、医療提供体制等がひっ迫する恐れが懸念される。

引き続き、ワクチン接種の取組みを推進するとともに、必要な医療提供体制の確保、感染拡大防止の取り組みの継続など、全庁挙げて感染症対策に取り組んでいく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として1月27日から2月20日末での間、以下の措置を講ずることとする。

1 医療提供体制の確保

1月 25 日現在で病床使用率は 65%、うち重症者用病床使用率は 26% (コロナ受入病床:337床(うち重症病床47床))、自宅療養者数は 4805人、療養先調整中は 2656人となっている。

感染が急拡大する中、病床の確保を図るとともに、早期対応による重症化防止 の強化を行う。

- (1) 病床の確保
- 国の病床確保方針を踏まえて、兵庫県と連携し、更なる病床確保を行う。
- ・感染拡大時は通常医療の制限による入院病床の確保を実施する。

(最大 411 床 (うち重症病床 53 床)を確保)

- (2) 早期対応による重症化防止の強化
- ① 自宅療養者への早期対応体制の強化
- 外来受入医療機関の拡充(15→20 医療機関)。
- ② 宿泊療養施設の強化
- 〇入所受入れの拡大
- ・感染拡大に伴い、1月21日より更なる宿泊療養施設の運用を開始(6 施設目)。

〇酸素投与設備の設置(設置済)

・入所者の入院調整中に酸素投与が必要となった場合に備えて、大きな流量の酸素供給設備を3施設で55名分設置。

また、新型コロナウイルス感染症の治療・療養後にも、倦怠感や息苦しさなどの一部の症状がみられる場合があることから、後遺症対策として、①後遺症相談ダイヤルの開設(11 月 1 日~)や②後遺症の実態調査(12 月~1月)を行っている。

2. 検査体制の確保

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大 1,300 検体の PCR 検査体制を確保している。

また、医療機関、福祉施設並びに学校園等においては、感染拡大防止の観点から、国の定める基準以上に積極的に PCR 検査を行える体制を構築している。

さらに、日本滞在歴が5年以内の外国人で日本語での電話相談が困難な方を対象に、「外国人検査相談コールセンター」を設置し、症状の相談や無料のPC R検査の案内を行う(1月24日より開始)。

【積極的検査の重点化について】

第6波における感染者数の急増に対応し、濃厚接触者の検査を優先させるために、積極的検査の対象を、重症化リスクの高い施設に重点化することとし、1月26日より、当面の間、以下の通りに変更する。

- ・感染者と同居する濃厚接触者
- 高齢者、障害児・者の施設での積極的検査対象者

8 保育所 学童保育施設等

感染経路の遮断(手指消毒、マスク着用、換気の徹底)及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続する。なお、休業等により可能な家庭に対して、家庭保育の協力を呼びかける。

感染者が発生した施設においては、必要に応じて自宅待機を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

11. 市有施設等の対応

令和3年 11月 26日以降、多数利用の市有施設等については、業種別ガイドライン等に即した感染防止策や、兵庫県・国の方針に基づき対応する。

12. イベント等

令和4年1月27日から2月20日までの間、上記施設も含めた市内におけるイベント等については、以下の①及び②の条件を満たすほか、業種別ガイドライン等に則した感染防止策や兵庫県・国の方針に基づき対応する。

①人数上限

•5.000 人

②収容率

- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の 100%以内
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

なお、参加人数が 5,000 人超のイベントについて、感染防止安全計画を策定し、兵庫県による確認を受けた場合、人数上限は 20,000 人かつ収容率の上限を 100% (「大声なし」が前提)とする。さらに、対象者全員検査を実施した場合は、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。

十人・初至コロナノイルへ心未近月末に6517の神)川

令和3年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」-第6弾(改定)

令和4年1月21日決定令和4年1月26日改定令和4年2月18日改定

抜粋

新型コロナウイルス感染症について、全国でオミクロン株への急速な置き換わりが進むとともに、新規感染者の増加が続き、兵庫県においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき期間が延長された。

本市においては、これまでの感染の波と比べて感染者数が著しく急増しており、医療提供体制をはじめ、予断を許さない状況である。

引き続き、ワクチン接種の取組みを推進するとともに、必要な医療提供体制の確保、感染拡大防止の取り組みの継続など、全庁挙げて感染症対策に取り組んでいく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として2月21日から3月6日までの間、以下の措置を講ずることとする。

1 医療提供体制の確保

2月 18 日現在で病床使用率は 81%、うち重症者用病床使用率は 62% (コロナ受入病床: 383 床 (うち重症病床 53 床))、自宅療養者数は 20,967 人、療養先調整中は 5.044 人となっている。

感染が急拡大する中、病床の確保を図るとともに、早期対応による重症化防止 の強化を行う。

(1) 病床の確保

- 国の病床確保方針を踏まえて、兵庫県と連携し、更なる病床確保を行う。
- さらなる感染拡大時は通常医療の制限による入院病床の確保を実施する。
 (最大 419 床 (うち重症病床 53 床)を確保)

(2) 外来医療ひっ迫への対応

①検査キット等でコロナ陽性の結果となった場合の保健所での診断開始 新型コロナウイルス感染症検査キット等で陽性の結果となった場合 は、これまでの医療機関受診による確定診断に加えて、2月16日より、 条件を満たす場合※には神戸市保健所においても確定診断を実施。 ※薬事承認されている検査キット等で検査をし、陽性判定となった 神戸市居住者のうち、症状が軽く重症化リスクの低い方。

②疑似症診断の開始

同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断を実施。

③外国人検査相談コールセンターの開設

言語のハードルをなくし、症状の相談や検査を受けやすくするため、 日本滞在歴が5年以内の外国人で日本語での電話相談が困難な方を対 象に症状の相談、無料の PCR 検査の案内を実施。

- (3) 早期対応による重症化防止の強化
- (1) 自宅療養者への早期対応体制の強化
- ・外来受入医療機関の拡充(15→20 医療機関)。
- ・日中の電話診療、往診の実施に加え、夜間・休日での電話・オンライン 診療、往診の実施。
- ② 宿泊療養施設の強化
- 〇入所受入れの拡大

感染拡大に伴い、1月21日より更なる宿泊療養施設の運用を開始(6 施設日)。

○酸素投与設備の設置(設置済)

入所者の入院調整中に酸素投与が必要となった場合に備えて、大きな流量の酸素供給設備を3施設で55名分設置。

○酸素投与が必要な要介護者等の受け入れ施設としての活用 2月5日より、ニチイ神戸ポートアイランドセンターを、酸素投与が 必要な要介護者等を受け入れ、一時的に対処する施設として活用。

2. 保健所業務の重点化

新規感染者が急増する中、療養者の重症化防止および適切なフォローアップを行うため、以下の保健所業務について重点化を実施。

①調査の重点化

重症化リスクの高い対象者への支援にさらなる重点化を行うため、積極的 疫学調査は、2月5日から重症化リスクのない方への調査を当面の間、停止。 ②検査の重点化

陽性患者が発生した学校園のクラス全員に対する検査及び感染の疑いのある方が利用した飲食店への検査については、高齢者、障害児・者の施設への検査を重点化するため、1月26日から当面の間、停止。

また、市が実施する濃厚接触者の検査は、重症化リスクの高い対象者への 支援に重点化するため、2月5日から濃厚接触者への検査を当面の間、停止。 ※ただし、有症状者は医療機関を受診いただく。

- 265

- 266

③健康観察の重点化

自宅療養中に症状が悪化した患者への対応と新規感染者への対応に重点化するため、原則として、症状が悪化した患者本人から連絡があった場合のみ保健所による健康観察を行う。

ただし、高齢者や重症化リスクの高い患者等については、引き続き、健康 観察を実施する。

④自宅療養フォローアップセンターの設置

区保健センターが重症化リスクのある自宅療養者の健康観察に重点化する とともに、重症化リスクの低い患者への速やかな相談対応を維持するため、 これまで区保健センターで行っていた軽症患者等からの相談を2月4日から 本庁で集約。

3. 変異株ゲノムサーベイランス体制

神戸市健康科学研究所において、ゲノムサーベイランス体制を既に整備しており、市内の医療機関等から収集した陽性検体について、全ゲノム解析を実施し、新たな変異株や変異株の動向を監視し、早期発見・早期対応を行う。

4. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院者を減少させ医療提供体制を守るための切り札である。

令和3年12月からは、さらなる感染拡大防止及び重症化予防のため、18歳以上の2回目接種完了者に対して追加接種(3回目接種)を開始しており、特に感染が急増している厳しい状況を踏まえ、集団・大規模接種会場20会場を設置し、接種体制を整えている。

接種券については、国の方針を踏まえ、2回目接種から6ヶ月後となるように、前倒しして順次発送している。

更には、ノエビアスタジアム会場で接種券無し接種を2月末まで実施するとともに、3月から5~11歳への小児接種を開始できるよう、2月28日及び3月7日に接種券を発送する予定である。

※2回目接種の実績:接種対象人口の85%

3回目接種の実績:接種対象人口の16% (令和4年2月17日時点)

11. イベント等

令和4年1月 27 日から3月6日までの間、上記施設も含めた市内におけるイベント等については、以下の①及び②の条件を満たすほか、業種別ガイドライン等に則した感染防止策や兵庫県・国の方針に基づき対応する。

①人数上限

•5.000 人

②収容率

- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の 100%以内
- 大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

なお、参加人数が 5,000 人超のイベントについて、感染防止安全計画を策定し、兵庫県による確認を受けた場合、人数上限は 20,000 人かつ収容率の上限を 100%(「大声なし」が前提)とする。さらに、対象者全員検査を実施した場合は、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。

2

抜粋

令和3年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」-第6弾(改定)

令和4年1月21日決定令和4年1月26日改定令和4年2月18日改定令和4年2月18日改定令和4年3月4日改定

新型コロナウイルス感染症について、兵庫県においては、新型インフルエンザ 等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき期間が延長されることとなった。

本市においては、依然として、新規感染者が非常に多く発生しており、医療提供体制をはじめ、予断を許さない状況である。

引き続き、ワクチン接種の取組みを推進するとともに、必要な医療提供体制の 確保、感染拡大防止の取り組みの継続など、全庁挙げて感染症対策に取り組んで いく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として3月7日から3月21日までの間、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

3月4日現在で病床使用率は77%、うち重症者用病床使用率は53% (コロナ受入病床:398 床 (うち重症病床53 床))、自宅療養者数は8,204 人、療養先調整中は2.057 人となっている。

感染が急拡大する中、病床の確保を図るとともに、早期対応による重症化防止 の強化を行う。

(1) 病床の確保

- 国の病床確保方針を踏まえて、兵庫県と連携し、更なる病床確保を行う。
- ・さらなる感染拡大時は通常医療の制限による入院病床の確保を実施する。 (最大 434 床(うち重症病床 53 床)を確保)

(2) 外来医療ひっ迫への対応

①検査キット等でコロナ陽性の結果となった場合の保健所での診断開始 新型コロナウイルス感染症検査キット等で陽性の結果となった場合 は、これまでの医療機関受診による確定診断に加えて、2月16日より、 条件を満たす場合※には神戸市保健所においても確定診断を実施。 ※薬事承認されている検査キット等で検査をし、陽性判定となった 神戸市居住者のうち、症状が軽く重症化リスクの低い方。

②疑似症診断の開始

同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断を実施。

③外国人検査相談コールセンターの開設 言語のハードルをなくし、症状の相談や検査を受けやすくするため、 日本滞在歴が5年以内の外国人で日本語での電話相談が困難な方を対 象に症状の相談、無料の PCR 検査の案内を実施。

(3) 早期対応による重症化防止の強化

- ① 自宅療養者への早期対応体制の強化
- 外来受入医療機関の拡充(15→20 医療機関)。
- ・日中の電話診療、往診の実施に加え、夜間・休日での電話・オンライン 診療、往診の実施。
- ② 宿泊療養施設の強化
- ○入所受入れの拡大

感染拡大に伴い、1月21日より更なる宿泊療養施設の運用を開始(6 施設目)。

○酸素投与設備の設置(設置済)

入所者の入院調整中に酸素投与が必要となった場合に備えて、大きな流量の酸素供給設備を3施設で55名分設置。

○酸素投与が必要な要介護者等の受け入れ施設としての活用 2月5日より、ニチイ神戸ポートアイランドセンターを、酸素投与が 必要な要介護者等を受け入れ、一時的に対処する施設として活用。

4. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院患者を減少させ 医療提供体制を守るための切り札である。

令和3年12月からは、さらなる感染拡大防止及び重症化予防のため、18歳以上の2回目接種完了者に対して追加接種(3回目接種)を開始しており、特に感染が急増している厳しい状況を踏まえ、個別接種医療機関約800機関以上及び集団・大規模接種会場20会場により接種体制を充実させた。

接種券については、国の方針を踏まえ、2回目接種から6ヶ月後となるように、前倒しして順次発送している。

さらには、より一層の接種促進に向け、ノエビアスタジアム会場で「接種券無 し接種」を実施(2月5日~3月7日)するとともに、ハーバーランドセンター ビル会場では「予約無し接種」を実施(2月28日~3月27日)している。

また、3月から開始している5~11 歳への小児接種については、接種場所を 個別接種医療機関約160機関とし、接種券を2月28日及び3月7日の2回に分 けて発送していく。

ワクチン接種の実績(令和4年2月28日時点)

	神戸市人口比	接種対象人口比
2回目接種実績(対象12歳以上)	約 77%	約 85%
3回目接種実績(対象18歳以上)	約 22%	約 30%

11. イベント等

令和4年1月27日から3月21日までの間、上記施設も含めた市内におけるイベント等については、以下の①及び②の条件を満たすほか、業種別ガイドライン等に則した感染防止策や兵庫県・国の方針に基づき対応する。

- ①人数上限
- •5,000 人
- ②収容率
- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の 100%以内
- 大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

なお、参加人数が 5,000 人超のイベントについて、感染防止安全計画を策定し、兵庫県による確認を受けた場合、人数上限は 20,000 人かつ収容率の上限を 100% (「大声なし」が前提)とする。さらに、対象者全員検査を実施した場合は、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。

抜粋

令和3年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」-第6弾(改定)

令和4年1月21日決定令和4年1月26日改定令和4年2月18日改定令和4年3月4日改定令和4年3月18日改定令和4年3月18日改定

新型コロナウイルス感染症について、<mark>兵庫県を含む 18 都道府県において、</mark>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域から除外された。

本市においては、今後も引き続き、変異株を含め感染状況を注視しながら、ワクチン接種の取組みの推進、必要な医療提供体制の確保、感染拡大防止の取り組みの継続など、全庁挙げて感染症対策に取り組んでいく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として3月22日から当面の間、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

3月 17 日現在で病床使用率は 61%、うち重症者用病床使用率は 25% (コロナ受入病床:398床(うち重症病床53床))、自宅療養者数は 5866人、療養先調整中は 1718人となっている。

引き続き、安定的に病床の確保を図るとともに、早期対応による重症化防止の 強化を行う。

- (1) 病床の確保
- 国の病床確保方針を踏まえて、兵庫県と連携し、病床確保を行う。
- (2) 外来医療ひっ迫への対応
 - ①検査キット等でコロナ陽性の結果となった場合の保健所での診断実施 新型コロナウイルス感染症検査キット等で陽性の結果となった場合 は、これまでの医療機関受診による確定診断に加えて、2月16日より、 条件を満たす場合※には神戸市保健所においても確定診断を実施。 ※薬事承認されている検査キット等で検査をし、陽性判定となった 神戸市居住者のうち、症状が軽く重症化リスクの低い方。
 - ②疑似症診断の実施

同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医

師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断を実施。

③外国人検査相談コールセンターの設置

言語のハードルをなくし、症状の相談や検査を受けやすくするため、 日本滞在歴が5年以内の外国人で日本語での電話相談が困難な方を対 象に症状の相談、無料のPCR 検査の案内を実施。

- (3) 早期対応による重症化防止の強化
- ① 自宅療養者への早期対応体制の強化
- 外来受入医療機関の拡充(15→20 医療機関)。
- ・日中の電話診療、往診の実施に加え、夜間・休日での電話・オンライン 診療、往診の実施。
- ② 宿泊療養施設の強化
- 〇入所受入れ体制の確保

引き続き、安定的な受け入れ体制を確保。(6施設)

○酸素投与が必要な要介護者等の受け入れ施設としての活用 2月5日より、ニチイ神戸ポートアイランドセンターを、酸素投与が 必要な要介護者等を受け入れ、一時的に対処する施設として活用。(20 名程度)

2. 保健所業務の重点化

新規感染者が<mark>高止まりしている</mark>中、療養者の重症化防止および適切なフォローアップを行うため、以下の保健所業務について重点化を実施。

①調査の重点化

重症化リスクの高い対象者への支援にさらなる重点化を行うため、積極的 疫学調査は、2月5日から重症化リスクのない方への調査を当面の間、停止。 ②検査の重点化

陽性患者が発生した学校園のクラス全員に対する検査及び感染の疑いのある方が利用した飲食店への検査については、高齢者、障害児・者の施設への検査を重点化するため、1月26日から当面の間、停止。

また、市が実施する濃厚接触者の検査は、重症化リスクの高い対象者への 支援に重点化するため、2月5日から濃厚接触者への検査を当面の間、停止。 ※ただし、有症状者は医療機関を受診いただく。

③健康観察の重点化

自宅療養中に症状が悪化した患者への対応と新規感染者への対応に重点化するため、原則として、症状が悪化した患者本人から連絡があった場合のみ保健所による健康観察を行う。

ただし、高齢者や重症化リスクの高い患者等については、引き続き、健康観察を実施する。

4) 自宅療養フォローアップセンターの設置

区保健センターが重症化リスクのある自宅療養者の健康観察に重点化する とともに、重症化リスクの低い患者への速やかな相談対応を維持するため、 これまで区保健センターで行っていた軽症患者等からの相談を2月4日から 本庁で集約。

4. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院患者を減少させ 医療提供体制を守るための切り札である。

初回(1回目・2回目)接種については、12歳以上の約85%が2回目接種を完了し、5歳~11歳の小児も令和4年3月から個別接種医療機関約160機関で接種を開始したところである。

追加(3回目)接種については、18歳以上を対象に令和3年12月から開始したが、変異株により感染が爆発的に急増した状況を鑑み、個別接種医療機関約800機関以上及び集団・大規模接種会場20会場により接種体制を充実させるとともに、接種券を前倒して発送してきた。

また、接種の促進に向け、ノエビアスタジアム神戸会場で「接種券なし接種」 (2月5日~3月7日)を実施したほか、ハーバーランドセンタービル会場では 「予約なし接種」(2月28日~3月27日)を実施中である。

更には、ノエビアスタジアム神戸会場では、企業、各種団体及び大学等教育施設向けに「団体接種」の予約受付を3月17日(木)より開始し、3月28日(月)から接種を開始する予定である。

追加接種の対象外である 12歳~17歳については、現在、国で検討が行われて おり、その方針が決まり次第、速やかに接種を開始できるよう情報を収集しなが ら準備を進めている。

ワクチン接種の実績(令和4年3月14日時点)

	神戸市人口比	接種対象人口比
2回目接種実績(対象12歳以上)	約 77%	約 85%
3回目接種実績(対象18歳以上)	約 31%	約 36%

5. 感染拡大防止の取り組み

【市民・事業者に対する基本的感染防止対策の呼びかけ】

<基本的感染防止対策>

- ①国及び県の方針に基づき、職場への出勤について、在宅勤務 (テレワーク) や時差出勤の活用等により、柔軟な働き方を推進するほか、事業継続計画の 実施準備及び計画に基づく取組みを行うこと。
- ②市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続き

のオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。

- (3)3つの「密」(密閉、密集、密接)が発生する場所を徹底して避けること。
- ④業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策(換気、人数制限など)がなされていない施設等への出入りを避けること。
- ⑤業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策 を徹底すること。
- ⑥新型コロナウイルスへの感染がもたらす本人・ご家族への負担を正しく理解してもらう工夫を図り、基本的感染防止対策の徹底、感染リスクの高い行動を控えるよう、市民・事業者に呼びかけていくこと。

【最重点感染防止対策の推進】

(1) 新型コロナワクチン接種

新型コロナワクチンの接種は、追加(3回目)接種をした場合の方が接種しない場合よりも新型コロナウイルスに感染する人や重症化する人が少ないことが報告されている。

このようなワクチン接種の効果を踏まえ、接種を希望する場合には出来るだけ早く接種を受けていただくよう市民に要請していく。

(2)「マスク」と「距離」

医療のひっ迫を防ぐためには、引き続き、市民―人ひとりの自覚、感染防止 対策の徹底が必要。

- ○感染者の8割の方が「マスク」と「距離」が徹底できず、
- 同僚とのランチ
- 休憩室、更衣室での会話
- 喫煙所での会話
- ・路上での飲食

などが原因で感染している。

- 〇特に、市民への最重点感染防止対策として、「マスク」と「距離」を強く要 :
 - マスクを外して会話をしない。
 - マスクを外すときは、
 - 1メートル以上距離をとる。 大声を出さない。

※ただし、子どものマスク着用については、一人ひとりの状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクの着用は求めない。子どもたちが十分な距離を保つとともに、こまめな検気を徴底する等の感染対策を要請。

なお、マスクを着用される場合には、子どもが息苦しさを感じていないか十分 に注意し、強い負荷がかかる活動は避けていただく。

6. 市立学校園

感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動 を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。

教育活動を行うにあたっては、感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校していない児童生徒等に対して、1人1台の学習用パソコンを活用したオンラインによる学習支援等を実施する。

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室 等の換気、給食及び昼食時の感染防止対策など、感染拡大防止の取り組みを引き 続き徹底する。

感染者が発生した学校園においては、必要に応じて自宅待機を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

7. 保育所 学童保育施設等

感染経路の遮断(手指消毒、マスク着用、換気の徹底)及び体調不良者について出動・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を 継続する。

感染者が発生した施設においては、必要に応じて自宅待機を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

8. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事 案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、 廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の 使用量を確保すること。
- ③面会については、面会者からの感染を防ぐことと家族等とのつながりや交流が心身の健康に与える影響について考慮すること。具体的には感染の発生状況、面会者及び利用者の体調、ワクチン接種歴、検査結果等を考慮し、直接面会を含めた対応を検討すること。

直接面会を実施する場合は、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底 すること。

④利用者の外泊・外出については、感染拡大防止と家族等とのつながりや交流が心身の健康に与える影響について考慮すること。

外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策を徹底 すること。

⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出

- 271 -

の自粛等を徹底すること。

高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な PCR 検査については、 3回目のワクチン接種終了まで引き続き実施する。

10. 市有施設等の対応

多数利用の市有施設等については、業種別ガイドライン等に即した感染防止策や、 兵庫県・国の方針に基づき対応する。

11. イベント等

上記施設も含めた市内におけるイベント等については、<mark>以下の条件および、</mark>業種 別ガイドライン等に則した感染防止策や兵庫県・国の方針に基づき対応する。

- ○「感染防止安全計画」策定(5,000 人超かつ収容率 50%超)
- 人数上限 収容定員まで
- ■収 容 率 100%(「大声なし」が前提)
- 〇上記以外の催物
- ■人数上限 5,000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方
- ■収容率 大声なし100%、あり50%

(人数上限と収容率のいずれか小さい方)

12. 全庁を挙げた体制整備

コロナウイルス陽性者の発生件数が高止まりしていることやワクチン接種を継続して進めていく必要があることから、新型コロナウイルス感染症対策への応援体制確保を最優先に、引き続き全庁を挙げ、万全の体制を確保するとともに、職員に感染者や濃厚接触者が発生した場合でも市民サービスに支障が生じないよう、必要な業務体制を構築する。また、引き続き在宅勤務やフレックスタイム制等を活用し、接触機会の低減を図る。加えて、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

令和4年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」-第1弾

令和4年5月31日決定

新型コロナウイルス感染症については、引き続き、変異株を含め感染状況を注 視しながら、ワクチン接種の取り組みを推進するとともに、必要な医療提供体制 の確保、感染拡大防止の取り組みの継続など、全庁挙げて感染症対策に取り組ん でいく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として6月1日から当面の間、以下の措置を講ずることとする。

1 医療提供体制の確保

5月30日現在で病床使用率 22%、うち重症者用病床使用率は 11%、自宅療養者数は 2,703人、療養先調整中は 252人となっている。

引き続き、安定的に病床の確保を図るとともに、早期対応による重症化防止の強化を行う。

(1) 病床の確保

- ・兵庫県の医療提供体制にかかるフェーズが「フェーズ皿感染拡大期1」に 移行することに伴い、公的病院の病床減床などにより6月1日から398→ 358 床(うち重症病床53→45 床)に変更。
- 引き続き感染状況を踏まえて、必要な病床確保を行う。

(2) 外来医療への対応

- ①検査キット等でコロナ陽性の結果となった場合の保健所での診断実施 新型コロナウイルス感染症検査キット等で陽性の結果となった場合 は、これまでの医療機関受診による確定診断に加えて、条件を満たす場 合※には神戸市保健所においても確定診断を実施。
- ※薬事承認されている検査キット等で検査をし、陽性判定となった 神戸市居住者のうち、症状が軽く重症化リスクの低い方。
- ②疑似症診断の実施

同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断を実施。

- (3) 早期対応による重症化防止
- ① 自宅療養者への早期対応体制の確保

- 自宅療養フォローアップセンターの設置
- 外来受入医療機関の確保(20 医療機関)
- ・日中の電話診療、往診の実施に加え、夜間・休日での電話・オンライン診療、往診の実施。
- ② 宿泊療養施設の強化
 - ・ニチイ神戸ポートアイランドセンターを、酸素投与が必要な要介護者等を一時的に受け入れ対処する施設として活用。(20 名程度)
- ③ 高齢者施設等への医療提供体制の強化
- 感染制御・業務支援チームの派遣
- ・施設内での経口薬等による治療の早期実施
- ・地域の医療機関との連携による往診体制の構築

2. 変異株ゲノムサーベイランス体制

神戸市健康科学研究所において、ゲノムサーベイランス体制を既に整備しており、市内の医療機関等から収集した陽性検体について、全ゲノム解析を実施し、新たな変異株や変異株の動向を監視し、早期発見・早期対応を行う。

3. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院患者を減少させ 医療提供体制を守るための切り札である。

初回(1回目・2回目)接種については、令和4年5月26日時点で対象者である5歳以上の約81%が2回目接種を完了した。(5歳~11歳の小児は令和4年3月から個別接種医療機関約160機関で接種を開始)

追加(3回目)接種については令和3年12月から開始(18歳以上を対象、令和4年4月から12歳以上に対象を拡大)し、令和4年5月26日時点で、対象者の約68%の方が3回目接種を終えている。

令和4年6月からは、重症化予防を主な目的として、「①60歳以上の方」及び「②18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方やその他重症化リスクが高いと医師が認める方」を対象に4回目接種を始める。

引き続き、新型コロナワクチンの接種を希望される方が、円滑、迅速に接種に接種を受けられるよう関係団体と連携して取り組むとともに、特に3回目接種については、2回目接種を完了した全ての方に対して接種を受けていただくよう呼びかけを継続する。

ワクチン接種の実績(令和4年5月26日時点)

	神戸市人口比	接種対象人口比
2回目接種実績(対象5歳以上)	約 78%	約81%
3回目接種実績(対象12歳以上)	約 53%	約 68%

4. 相談体制の確保

- (1) 長期化する新型コロナウイルス感染症に対し、不安を感じる方への健康相談に引き続き24時間体制で対応するほか、日本語での電話相談が困難な外国人を対象に症状の相談や検査の案内等を引き続き実施する。また、医療従事者や介護従事者のこころの不調に関する相談や、新たな生活様式への対応について健康上の不安を感じている高齢者やその家族の方からの相談に引き続き対応する。
- (2)療養終了後も継続する症状や、感染に伴って生じるこころの不調について の相談に引き続き対応する。

5 感染拡大防止の取り組み

【市民・事業者に対する基本的感染防止対策の呼びかけ】

<基本的感染防止対策>

- ① 3つの密(①密閉、②密集、③密接)の回避、人と人との距離の確保、適切なマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を継続すること。
- ② 国及び県の方針に基づき、職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク) や時差出勤の活用等により、柔軟な働き方を推進するほか、事業継続計画 の実施準備及び計画に基づく取り組みを行うこと。
- ③ 市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続きのオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ④ 業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策(換気、人数制限など)がなされていない施設等への出入りを避けること。
- ⑤ 業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対 策を徹底すること。
- ⑥ 新型コロナウイルスへの感染がもたらす本人・ご家族への負担を正しく理解してもらう工夫を図り、基本的感染防止対策の徹底、感染リスクの高い行動を控えるよう、市民・事業者に呼びかけていくこと。

6. 市立学校園

感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動 を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。

教育活動を行うにあたっては、感染等により登校できない児童生徒や感染不 安等により登校していない児童生徒等に対して、1人1台の学習用パソコンを活 用したオンラインによる学習支援等を実施する。

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室 等の換気、給食及び昼食時の感染防止対策など、感染拡大防止の取り組みを引き 続き徹底する。 - 273 -

感染者が発生した学校園においては、必要に応じて自宅待機を実施すること などにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

7 保育所 学童保育施設等

感染経路の遮断(手指消毒、換気の徹底等)及び体調不良者について出勤・登 園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続する。 感染者が発生した施設においては、必要に応じて自宅待機を実施することな どにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

8 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事 案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、 廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の 使用量を確保すること。
- ③面会については、面会者からの感染を防ぐことと家族等とのつながりや交流が心身の健康に与える影響について考慮すること。具体的には感染の発生状況、面会者及び利用者の体調、ワクチン接種歴、検査結果等を考慮し、直接面会を含めた対応を検討すること。

直接面会を実施する場合は、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。

- ④利用者の外泊・外出については、感染拡大防止と家族等とのつながりや交流が心身の健康に与える影響について考慮すること。
- 外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策を徹底 すること。
- ⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して<mark>感染リスクの高い行動</mark>の自粛等を徹底すること。

高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な PCR 検査については、引き続き実施する。

重症化予防のため、高齢者・障害者施設等におけるワクチンの4回目施設内 接種を進めるとともに、引き続き感染拡大防止に取り組む。

9. 経済対策について

長引くコロナ禍により、市内の幅広い事業者の経営環境に影響が生じている。 このような市内事業者を幅広く支援するため、各種支援策に取り組むととも に、経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を国・県に求めていく。 また、市内事業者の実態把握に努め、国・県の支援策を十分に見極めた上で、 本市として実施すべき経済対策についての検討を進める。

10. 市有施設等の対応

多数利用の市有施設等については、業種別ガイドライン等に即した感染防止策や、 兵庫県・国の方針に基づき対応する。

11 イベント等

上記施設も含めた市内におけるイベント等については、以下の条件および、業種別ガイドライン等に則した感染防止策や兵庫県・国の方針に基づき対応する。

- ○「感染防止安全計画」策定(5,000 人超かつ収容率 50%超)
- 人数上限 収容定員まで
- ・収容率 100%(「大声なし」が前提)
- 〇上記以外の催物
- 人数上限 5.000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方
- •収容率 大声なし100%、あり50%

(人数上限と収容率のいずれか小さい方)

12. 全庁を挙げた体制整備

新型コロナウイルス感染症対策やワクチン接種を継続していく必要があることから、全庁を挙げて応援体制の確保を最優先するとともに、職員に感染者や濃厚接触者が発生した場合でも市民サービスに支障が生じないよう、必要な業務体制を構築する。

また、在宅勤務やフレックスタイム制等を活用し、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

13. 備蓄物資の確保等

感染拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要 数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。

令和4年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」-第1弾(改定)

令和4年5月31日決定令和4年7月7日改定

新型コロナウイルス感染症については、引き続き、変異株を含め感染状況を注 視しながら、ワクチン接種の取り組みを推進するとともに、必要な医療提供体制 の確保、感染拡大防止の取り組みの継続など、全庁挙げて感染症対策に取り組ん でいく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として7月7日から当面の間、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

7月6日現在で病床使用率34%、うち重症者用病床使用率は16%、自宅療養者数は2.414人、療養先調整中は1.114人となっている。

引き続き、安定的に病床の確保を図るとともに、早期対応による重症化防止の強化を行う。

(1) 病床の確保

- ・現在、受入可能な病床は358床(うち重症病床45床)。
- ・病床ひっ迫時には、再度、公的病院で臨時的に病床を拡大するとともに 市民病院において通常医療を制限し、最大 439 床 (うち重症病床 53 床) を確保する。
- (2) 重症化防止対策の強化
- ① 高齢者・障害児者施設への定期的検査・積極的検査
 - 施設職員への定期的な PCR 検査

3回目ワクチン接種まで実施としていたが、9月まで延長 抗原定性検査に切り替え(7月19日~)

(プール (PCR) 検査: 週1回 → 抗原定性検査: 週2回)

- ・施設内で陽性患者が発生した場合に、疫学調査による濃厚接触者の有無にかかわらず、念のためにフロア全員に対し行う積極的検査について、引き続き実施
- ② 自宅療養者への早期対応による重症化防止
 - ・重症化リスクの高い患者への対応の重点化 区保健センターは、重症化リスクのある自宅療養者の健康観察等を

行い、それ以外の方については自宅療養フォローアップセンターで 対応を行うことで、重症化防止の強化を図っている。

- 外来受入医療機関の確保(22 医療機関)
- 電話診療、往診・オンライン診療、往診の実施(24時間)
- ③ 宿泊療養施設の強化 (要介護者の一時的受入体制の強化)
 - ・ニチイ神戸ポートアイランドセンターを、酸素投与が必要な要介護者 等を一時的に受け入れ対処する施設として活用。(定員 20 名程度。病 床ひっ迫時には 30 名程度に拡大予定)
- ④ 高齢者施設等への医療提供体制の強化
 - ・感染制御・業務支援チームの派遣
- 施設内での経口薬等による治療の早期実施
- ・地域の医療機関との連携による往診体制の構築
- 生活支援も含む訪問看護ステーションの確保
- ⑤ 要介護者の入院受入体制等の強化
- ・入院が必要となった要介護者を受け入れる医療機関に対し支援を実施 し、受け入れ体制を強化。

2. 変異株ゲノムサーベイランス体制

神戸市健康科学研究所において、ゲノムサーベイランス体制を既に整備しており、市内の医療機関等から収集した陽性検体について、全ゲノム解析を実施し、 新たな変異株や変異株の動向を監視し、早期発見・早期対応を行う。

3. ワクチン接種促進

追加 (3回目) 接種については令和3年12月から開始(18歳以上を対象、令和4年4月から12歳以上に対象を拡大) し、令和4年7月4日時点で、対象者の約73%の方が3回目接種を終えている。

令和4年6月からは、重症化予防を主な目的として、「①60歳以上の方」及び「②18歳以上 60歳未満で基礎疾患を有する方やその他重症化リスクが高いと医師が認める方」を対象に4回目接種を開始した。

感染者数が再び増加しつつある状況であり、重症化リスクの高い方(高齢者・基礎疾患のある方)については、重症化防止のため、速やかに4回目接種を受けていただくよう呼びかけを強化する。

4. 相談体制の確保

以下について、引き続き相談体制を確保していく。

- 新型コロナウイルス専用健康相談窓口
- ・外国人検査相談コールセンター
- 後遺症相談ダイヤル

・こころの電話相談 等

5. 感染拡大防止の取り組み

【市民・事業者に対する基本的感染防止対策の呼びかけ】

<基本的感染防止対策>

- ① 3つの密(①密閉、②密集、③密接)の回避、人と人との距離の確保、適切なマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を継続すること。
- ② 国及び県の方針に基づき、職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク) や時差出勤の活用等により、柔軟な働き方を推進するほか、事業継続計画 の実施準備及び計画に基づく取り組みを行うこと。
- ③ 市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続きのオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ④ 業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策(換気、人数制限など)がなされていない施設等への出入りを避けること。
- ⑤ 業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対 策を徹底すること。
- ⑥ 新型コロナウイルスへの感染がもたらす本人・ご家族への負担を正しく理解してもらう工夫を図り、基本的感染防止対策の徹底、感染リスクの高い行動を控えるよう、市民・事業者に呼びかけていくこと。

6. 市立学校園

感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動 を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。

教育活動を行うにあたっては、感染等により登校できない児童生徒や感染不 安等により登校していない児童生徒等に対して、1人1台の学習用パソコンを活 用したオンラインによる学習支援等を実施する。

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室 等の換気、給食及び昼食時の感染防止対策など、感染拡大防止の取り組みを引き 続き徹底する。

感染者が発生した学校園においては、必要に応じて自宅待機を実施すること などにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

7 保育所 学童保育施設等

感染経路の遮断(手指消毒、換気の徹底等)及び体調不良者について出勤・登 園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続する。 感染者が発生した施設においては、必要に応じて自宅待機を実施することな どにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

8. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事 案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、 廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の 使用量を確保すること。
- ③面会については、面会者からの感染を防ぐことと家族等とのつながりや交流が心身の健康に与える影響について考慮すること。具体的には感染の発生状況、面会者及び利用者の体調、ワクチン接種歴、検査結果等を考慮し、直接面会を含めた対応を検討すること。

直接面会を実施する場合は、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。

④利用者の外泊・外出については、感染拡大防止と家族等とのつながりや交流 が心身の健康に与える影響について考慮すること。

外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策を徹底 すること。

⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して感染リスクの高い行動の自粛等を徹底すること。

高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な検査については、抗原 定性検査に切り替え引き続き実施する。

重症化予防のため、高齢者・障害者施設等におけるワクチンの4回目施設内 接種を進めるとともに、引き続き感染拡大防止に取り組む。

9. 経済対策について

長引くコロナ禍により、市内の幅広い事業者の経営環境に影響が生じている。 このような市内事業者を幅広く支援するため、各種支援策に取り組むととも に、経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を国・県に求めていく。 また、市内事業者の実態把握に努め、国・県の支援策を十分に見極めた上で、 本市として実施すべき経済対策についての検討を進める。

10. 市有施設等の対応

多数利用の市有施設等については、業種別ガイドライン等に即した感染防止策や、 兵庫県・国の方針に基づき対応する。

- 276

11. イベント等

上記施設も含めた市内におけるイベント等については、以下の条件および、業種別ガイドライン等に則した感染防止策や兵庫県・国の方針に基づき対応する。

- ○「感染防止安全計画 |策定(5,000 人超かつ収容率 50%超)
- 人数上限 収容定員まで
- ・収容率 100%(「大声なし」が前提)
- 〇上記以外の催物
- -人数上限 5,000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方
- 収容率大声なし100%、あり50% (人数上限と収容率のいずれか小さい方)

12. 全庁を挙げた体制整備

新型コロナウイルス感染症対策やワクチン接種を継続していく必要があることから、全庁を挙げて応援体制の確保を最優先するとともに、職員に感染者や濃厚接触者が発生した場合でも市民サービスに支障が生じないよう、必要な業務体制を構築する。

また、在宅勤務やフレックスタイム制等を活用し、発熱がなくともせき等の風 邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

13. 備蓄物資の確保等

感染拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要 数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。

令和4年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」-第1弾(改定)

令和4年5月31日決定令和4年7月7日改定令和4年8月5日改定

新型コロナウイルス感染症については、これまでにない急速な感染拡大への 対応を図るため、引き続き、変異株を含め感染状況を注視しながら、ワクチン接 種の取り組みを推進するとともに、必要な医療提供体制の確保、感染拡大防止の 取り組みの強化など、全庁挙げて感染症対策に取り組んでいく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として8月5日から当面の間、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

8月4日現在で病床使用率 75%、うち重症者用病床使用率は 55%、自宅療養者数は 17,778人、療養先調整中は 7,845人となっている。

引き続き、安定的に病床の確保を図るとともに、早期対応による重症化防止の強化を行う。

(1) 病床の確保

- 現在、受入可能な病床は405 床(うち重症病床53 床)。
- ・病床ひつ迫時には、市民病院において通常医療を制限し、最大 450 床 (うち重症病床 53 床)を確保する。

(2) 外来医療提供体制の確保

新型コロナウイルスを疑う症状のある方が、以下のとおり必要な検査を受けられるようにする。

①重症化リスクの低い 20 歳代・30 歳代の方で、症状がある方への抗原定性 検査キットの配布、陽性者へ薬剤を配布する。

保健所内に「神戸市オンライン確認センター」を設置し、高齢者など重症 化リスクのある方の受診を最優先とするため、重症化リスクの低い 20 歳 代の方を対象に、症状がある方に対し抗原定性検査キットを配布、陽性者 には薬剤を配布することで、医療機関の受診を控えていただく。(20 歳代 の方は8月4日より開始。30 歳代以上の世代にも順次拡大予定。)

- ②20歳代・30歳代以外の年代は、症状があれば医療機関を受診いただく。 医療機関の受診予約が取れない方は、新型コロナウイルス専用健康相談窓 ロ(24時間対応)にて医療機関の紹介・薬剤の案内を行う。
- ※陽性患者の症状や重症化リスクなどを保健所が正確に把握するとともに、 市民へ直近の感染状況を公表するため、抗原定性検査キットによる陽性判 定者にも医師による確定診断を行う。
- (3) 重症化防止対策の強化
- ① 高齢者・障害児者施設への定期的検査・積極的検査

抗原定性検査に切り替え(7月19日~)

・施設職員への定期的な PCR 検査 3回目ワクチン接種まで実施としていたが、9月まで延長

(プール (PCR) 検査: 週1回 → 抗原定性検査: 週2回)

- 施設内で陽性患者が発生した場合に、疫学調査による濃厚接触者の有無にかかわらず、念のためにフロア全員に対し行う積極的検査について、引き続き実施
- ② 自宅療養者への早期対応による重症化防止
 - 重症化リスクの高い患者への対応の重点化 区保健センターは、重症化リスクのある自宅療養者の健康観察等を 行い、それ以外の方については自宅療養フォローアップセンターで 対応を行うことで、重症化防止の強化を図っている。
 - 外来受入医療機関の確保(22 医療機関)
 - 電話診療、往診・オンライン診療、往診の実施(24 時間)
- ③ 宿泊療養施設の強化(要介護者の一時的受入体制の強化)
- ・ニチイ神戸ポートアイランドセンター宿泊棟を施設入所等の要介護者の緊急入院が必要となった場合で、休日・夜間など入院調整に時間を要する場合等に、入院するまでの間の一時的に対処する機能を強化するため、入所定員を7月20日より20名から30名に拡大。
- ・施設の受入数拡大のため、要介護者以外の方についても受入開始(7月 21日より30名から50名に拡大)
- 現在、512 室を確保し新たな療養施設を8月下旬開設予定。
- ④ 高齢者施設等への医療提供体制の強化
- 感染制御・業務支援チームの派遣
- ・施設内での経口薬等による治療の早期実施
- 地域の医療機関との連携による往診体制の構築
- 生活支援も含む訪問看護ステーションの確保
- ⑤ 要介護者の入院受入体制等の強化
- 入院が必要となった要介護者を受け入れる医療機関に対し支援を実施

し、受け入れ体制を強化。

2. 変異株ゲノムサーベイランス体制

神戸市健康科学研究所において、ゲノムサーベイランス体制を既に整備しており、市内の医療機関等から収集した陽性検体について、全ゲノム解析を実施し、 新たな変異株や変異株の動向を監視し、早期発見・早期対応を行う。

3 ワクチン接種促進

追加 (3回目) 接種については令和3年12月から開始(18歳以上を対象、令和4年4月から12歳以上に対象を拡大) し、令和4年8月2日時点で、対象者の約75%の方が3回目接種を終えているが、30歳代以下では、約49%に留まっている。

令和4年6月からは、重症化予防を主な目的として、「①60歳以上の方」及び「②18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方やその他重症化リスクが高いと医師が認める方」を対象に4回目接種を開始。7月には「③医療従事者及び高齢者施設等の従事者」が追加された。

急速に感染が拡大している状況であり、3回目接種を終えていない方及び4回目接種の対象となる方には、速やかに接種を受けていただくよう呼びかけを 強化する。

特に、若年層の接種を進めるため、7月30日から10~30歳代の市民及び市内在勤・在学者を対象に、予約なし・接種券なしで接種可能な「まちなか接種ステーション」を地下鉄三宮・花時計前駅に設置するとともに、8月8日からは市役所24階の集団接種会場において、平日夜間の接種体制を拡充し、12~39歳専用予約枠を新たに設ける。

4. 相談体制の確保

以下について、引き続き相談体制を確保していく。

- 新型コロナウイルス専用健康相談窓口
- 外国人検査相談コールセンター
- ・後遺症相談ダイヤル
- ・こころの電話相談 等

5. 感染拡大防止の取り組み

【市民・事業者に対する基本的感染防止対策の呼びかけ】

<基本的感染防止対策>

① 3つの密(①密閉、②密集、③密接)の回避、人と人との距離の確保、適切なマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を継続すること。

- ② 国及び県の方針に基づき、職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク) や時差出勤の活用等により、柔軟な働き方を推進するほか、事業継続計画 の実施準備及び計画に基づく取り組みを行うこと。
- ③ 市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続きのオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ④ 業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策(換気、人数制限など)がなされていない施設等への出入りを避けること。
- ⑤ 業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対 策を徹底すること。
- ⑥ 新型コロナウイルスへの感染がもたらす本人・ご家族への負担を正しく理解してもらう工夫を図り、基本的感染防止対策の徹底、感染リスクの高い行動を控えるよう、市民・事業者に呼びかけていくこと。

6. 市立学校園

感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動 を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。

教育活動を行うにあたっては、感染等により登校できない児童生徒や感染不 安等により登校していない児童生徒等に対して、1人1台の学習用パソコンを活 用したオンラインによる学習支援等を実施する。

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室 等の換気、給食及び昼食時の感染防止対策など、感染拡大防止の取り組みを引き 続き徹底する。

感染者が発生した学校園においては、必要に応じて自宅待機を実施すること などにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

7 保育所 学童保育施設等

感染経路の遮断(手指消毒、換気の徹底等)及び体調不良者について出勤・登 園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続する。 感染者が発生した施設においては、必要に応じて自宅待機を実施することな どにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

8. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事 案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、 廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の

使用量を確保すること。

③面会については、面会者からの感染を防ぐことと家族等とのつながりや交流が心身の健康に与える影響について考慮すること。具体的には感染の発生状況、面会者及び利用者の体調、ワクチン接種歴、検査結果等を考慮し、オンライン面会などの対応も検討すること。

直接面会を実施する場合は、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底 すること。

④利用者の外泊・外出については、感染拡大防止と家族等とのつながりや交流 が心身の健康に与える影響について考慮すること。

外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策を徹底 すること。

⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して感染リスクの高い行動の自粛等を徹底すること。

高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な検査については、抗原 定性検査に切り替え引き続き実施する。

施設内クラスター防止、入所者の重症化予防の観点から、高齢者・障害者施設等におけるワクチンの4回目接種を進めるとともに、引き続き感染拡大防止に取り組む。

9 経済対策について

長引くコロナ禍により、市内の幅広い事業者の経営環境に影響が生じている。このような市内事業者を幅広く支援するため、各種支援策に取り組むとともに、経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を国・県に求めていく。また、市内事業者の実態把握に努め、国・県の支援策を十分に見極めた上で、本市として実施すべき経済対策についての検討を進める。

10. 市有施設等の対応

多数利用の市有施設等については、業種別ガイドライン等に即した感染防止策や、 兵庫県・国の方針に基づき対応する。

11. イベント等

上記施設も含めた市内におけるイベント等については、以下の条件および、業種別ガイドライン等に則した感染防止策や兵庫県・国の方針に基づき対応する。

- ○「感染防止安全計画」策定(5,000 人超かつ収容率 50%超)
- 人数上限 収容定員まで
- ・収容率 100%(「大声なし」が前提)
- 〇上記以外の催物
- ・人数上限 5,000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方

収容率 大声なし100%、あり50% (人数上限と収容率のいずれか小さい方)

12. 全庁を挙げた体制整備

新型コロナウイルス感染症対策やワクチン接種を継続していく必要があることから、全庁を挙げて応援体制の確保を最優先するとともに、職員に感染者や濃厚接触者が発生した場合でも市民サービスに支障が生じないよう、必要な業務体制を構築する。

また、在宅勤務やフレックスタイム制等を活用し、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

13. 備蓄物資の確保等

感染拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要 数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。

令和4年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」-第1弾(改定)

令和4年5月31日決定令和4年7月7日改定令和4年8月5日改定令和4年9月20日改定

新型コロナウイルス感染症については、引き続き、変異株を含め感染状況を注視し、ワクチン接種の取り組みを推進するとともに、必要な医療提供体制の確保、 感染拡大防止の取り組みなど、全庁挙げて感染症対策に取り組んでいく必要が ある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として9月20日から当面の間、以下の措置を讃ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

9月19日現在で病床使用率 46%、うち重症者用病床使用率は 28%、自宅療養者数は 4,580人、療養先調整中は 1,082人となっている。

引き続き、安定的に病床の確保を図るとともに、早期対応による重症化防止の強化を行う。

(1) 病床の確保

- 現在、受入可能な病床は 450 床(うち重症病床 53 床)。
- ・病床ひっ迫時には、市民病院において通常医療を制限し、最大 495 床 (うち重症病床 53 床)を確保する。

(2) 宿泊療養施設の確保

- ・新たな療養施設を8月下旬に2施設開設し、現在、6施設 703 室を確保。
- (3) 配慮が必要な陽性患者の受入体制強化
- ・陽性妊婦の出産や陽性透析患者を受け入れる医療機関に対し支援を実施 し、受け入れ体制を強化。
- (4) 外来医療提供体制の確保(神戸市オンライン確認センター)
- ・高齢者など重症化リスクのある方の受診を最優先とするために、基礎疾患のない6歳~59歳の方で、症状がある方への抗原定性検査キットの配布、 陽性者へ薬剤を配布する。

- (5) 重症化防止対策の強化
- ① 高齢者・障害児者施設への定期的検査
 - 施設等職員への定期的検査

週2回の抗原定性検査を実施

入所・通所施設に加え、訪問系事業所を対象に拡大(8月22日~)

- ② 重症化リスクの高い患者への重点化及び自宅療養者へのフォローアップの強化
 - ・医療機関の負担軽減を図るため、兵庫県の方針を踏まえ、低リスクの 方に関する発生届の項目削減を実施(9月5日~)
 - ・9月26日からは、国の方針により、全数届出の見直し(重症化リスクの高い方のみ発生届を提出)を実施。
 - ・自宅療養フォローアップセンターの強化を行い、24 時間相談体制及び、 医療機関で陽性診断を受けた低リスクの方からのオンライン登録を 実施。
 - 外来受入医療機関の確保(22 医療機関)
 - ・電話診療、往診・オンライン診療、往診の実施(24 時間)
- ③ 高齢者施設等への医療提供体制の強化
- ・感染制御・業務支援チームの派遣
- 施設内での経口薬等による治療の早期実施
- 地域の医療機関との連携による往診体制の構築
- ・生活支援も含む訪問看護ステーションの確保
- ④ 要介護者の入院受入体制等の強化
- ・入院が必要となった要介護者を受け入れる医療機関に対し支援を実施 し、受け入れ体制を強化。

2. 変異株ゲノムサーベイランス体制

神戸市健康科学研究所において、ゲノムサーベイランス体制を既に整備しており、市内の医療機関等から収集した陽性検体について、全ゲノム解析を実施し、 新たな変異株や変異株の動向を監視し、早期発見・早期対応を行う。

3 ワクチン接種促進

追加(3回目)接種については令和3年12月から開始(18歳以上を対象、令和4年4月から12歳以上に対象を拡大)。

令和4年6月からは、重症化予防を主な目的として、「①60歳以上の方」及び「②18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方やその他重症化リスクが高いと医師が認める方」を対象に4回目接種を開始。7月には「③医療従事者及び高齢者施設等の従事者」が追加された。

また、オミクロン株に対応したワクチンによる接種を9月27日から開始するとともに、接種を希望される方が速やかに接種を受けられるよう、9月30日から大規模接種会場(ハーバーランドセンタービル会場)を再設置する。

4 相談体制の確保

以下について、引き続き相談体制を確保していく。

- 新型コロナウイルス専用健康相談窓口
- 外国人検査相談コールセンター
- 後遺症相談ダイヤル
- こころの電話相談 等

5. 感染拡大防止の取り組み

【市民・事業者に対する基本的感染防止対策の呼びかけ】

<基本的感染防止対策>

- ① 3つの密(①密閉、②密集、③密接)の回避、人と人との距離の確保、適切なマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を継続すること。
- ② 国及び県の方針に基づき、職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク) や時差出勤の活用等により、柔軟な働き方を推進するほか、事業継続計画 の実施準備及び計画に基づく取り組みを行うこと。
- ③ 市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続きのオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ④ 業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策(換気、人数制限など)がなされていない施設等への出入りを避けること。
- ⑤ 業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対 策を徹底すること。
- ⑥ 新型コロナウイルスへの感染がもたらす本人・ご家族への負担を正しく理解してもらう工夫を図り、基本的感染防止対策の徹底、感染リスクの高い行動を控えるよう、市民・事業者に呼びかけていくこと。

6. 市立学校園

感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動 を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。

教育活動を行うにあたっては、感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校していない児童生徒等に対して、1人1台の学習用パソコンを活用したオンラインによる学習支援等を実施する。

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室 等の換気、給食及び昼食時の感染防止対策など、感染拡大防止の取り組みを引き 続き徹底する。

感染者が発生した学校園においては、必要に応じて自宅待機を実施すること などにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

7 保育所 学童保育施設等

感染経路の遮断(手指消毒、換気の徹底等)及び体調不良者について出勤・登 園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続する。 感染者が発生した施設においては、必要に応じて自宅待機を実施することな どにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

8 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事 案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、 廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の 使用量を確保すること。
- ③面会については、面会者からの感染を防ぐことと家族等とのつながりや交流が心身の健康に与える影響について考慮すること。具体的には感染の発生状況、面会者及び利用者の体調、ワクチン接種歴、検査結果等を考慮し、オンライン面会などの対応も検討すること。

直接面会を実施する場合は、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底 すること

④利用者の外泊・外出については、感染拡大防止と家族等とのつながりや交流 が心身の健康に与える影響について考慮すること。

外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策を徹底 すること。

⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して感染リスクの高い行動の自粛等を徹底すること。

高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な検査については、訪問 系事業所を対象に追加し、週2回の抗原定性検査を引き続き実施する。

施設内クラスター防止、入所者の重症化予防の観点から、高齢者・障害者施設等におけるワクチンの4回目接種を進めるとともに、引き続き感染拡大防止に取り組む。

9. 経済対策について

長引くコロナ禍の影響を受けている市内事業者を幅広く支援するため、各種

支援策に取り組むとともに、経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を 国・県に求めていく。

また、市内事業者の実態把握に努め、国・県の支援策を十分に見極めた上で、 本市として実施すべき経済対策についての検討を進める。

10. 市有施設等の対応

多数利用の市有施設等については、業種別ガイドライン等に即した感染防止策や、 兵庫県・国の方針に基づき対応する。

11 イベント等

上記施設も含めた市内におけるイベント等については、以下の条件および、業種別ガイドライン等に則した感染防止策や兵庫県・国の方針に基づき対応する。

- ○「感染防止安全計画」策定(5,000 人超かつ収容率 50%超)
- 人数上限 収容定員まで
- 収容率 100%(基本的に「大声なし」が前提)

※同一イベントにおいて、「大声あり」「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ50%(大声あり)、100%(大声なし)

- 〇上記以外の催物
- 人数上限 5,000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方
- ・収容率 大声なし100%、あり50%

(人数上限と収容率のいずれか小さい方)

12. 全庁を挙げた体制整備

新型コロナウイルス感染症対策やワクチン接種を継続していく必要があることから、全庁を挙げて応援体制の確保を最優先するとともに、職員に感染者や濃厚接触者が発生した場合でも市民サービスに支障が生じないよう、必要な業務体制を構築する。

また、在宅勤務やフレックスタイム制等を活用し、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

13. 備蓄物資の確保等

感染拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をは じめ感染予防の徹底を図る。 令和4年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」-第1弾(改定)

令和4年5月31日決定 令和4年7月7日改定 令和4年8月5日改定 令和4年9月20日改定 令和5年2月3日改定

新型コロナウイルス感染症については、引き続き、変異株を含め感染状況を注視し、ワクチン接種の取り組みを推進するとともに、必要な医療提供体制の確保、 感染拡大防止の取り組みなど、全庁挙げて感染症対策に取り組んでいく必要が ある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として2月3日から当面の間、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

引き続き、安定的に病床の確保を図るとともに、早期対応による重症化防止の強化を行う。

- (1) 病床の確保
- 現在、受入可能な病床は 433 床(うち重症病床 53 床)
- 病床ひつ迫時には、市民病院において通常医療を制限し、最大 465 床 (うち重症病床 53 床)を確保
- (2) 宿泊療養施設の確保
- ■現在、6施設(定員653名)を確保(うち、要介護対応定員56名)
- (3) 外来医療提供体制の確保(神戸市オンライン確認センター)
- ・高齢者など重症化リスクのある方の受診を最優先とするために、基礎疾患のない6歳~64歳の方で、症状がある方への抗原定性検査キットの配布、 陽性者への薬剤の配布
- (4) 重症化防止対策
- ① 高齢者・障害児者施設への定期的検査
 - ・施設等職員(入所・通所施設・訪問系事業所)への定期的検査として 週2回の抗原定性検査の実施
- ② 自宅療養者へのフォローアップ
 - 自宅療養フォローアップセンターでの24時間相談及び医療機関で陽性診断を受けた低リスクの方からのオンライン登録の実施

- 症状悪化時の外来受入医療機関の確保(25 医療機関)
- ・電話診療、往診・オンライン診療、往診の実施(24 時間)
- ③ 高齢者施設等への医療提供体制の強化
- 感染制御 業務支援チームの派遣
- ・施設内での経口薬等による治療の早期実施
- 地域の医療機関との連携による往診体制の構築
- 生活支援も含む訪問看護ステーションの確保
- ④ 要介護者の療養体制の強化
- ・入院調整に時間がかかる場合などの一時的対処のため、ケア体制が整った宿泊療養施設定員 56 名分を確保

2. 変異株ゲノムサーベイランス体制

神戸市健康科学研究所において、ゲノムサーベイランス体制を既に整備しており、市内の医療機関等から収集した陽性検体について、全ゲノム解析を実施し、 新たな変異株や変異株の動向を監視し、早期発見・早期対応を行う。

3 ワクチン接種促進

オミクロン株対応ワクチンの接種を令和4年9月から開始。令和5年2月からは、働く世代の接種促進のために、三宮センタープラザ9階会場で、新たに「予約なし」での夜間接種を始めるなど、引き続き接種の促進に努める。

また、予防接種法に基づく新型コロナワクチン接種の実施期間は、現時点で令和5年3月31日までとされているが、今後の新型コロナワクチン接種の在り方について国において検討が始められており、来年度の方向性が示されれば、円滑に実施できるよう速やかに対応していく。

4. 相談体制の確保

以下について、引き続き相談体制を確保していく。

- 新型コロナウイルス専用健康相談窓口
- 後遺症相談ダイヤル
- ・こころの電話相談 等

5. 感染拡大防止の取り組み

【市民・事業者に対する基本的感染防止対策の呼びかけ】

<基本的感染防止対策>

- ① 3つの密(①密閉、②密集、③密接)の回避、人と人との距離の確保、適切なマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を継続すること。
- ② 国及び県の方針に基づき、職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)

や時差出勤の活用等により、柔軟な働き方を推進するほか、事業継続計画の実施準備及び計画に基づく取り組みを行うこと。

- ③ 市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続きのオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ④ 業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策(換気、人数制限など)がなされていない施設等への出入りを避けること。
- ⑤ 業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対 策を徹底すること。
- ⑥ 新型コロナウイルスへの感染がもたらす本人・ご家族への負担を正しく理解してもらう工夫を図り、基本的感染防止対策の徹底、感染リスクの高い行動を控えるよう、市民・事業者に呼びかけていくこと。

6. 市立学校園

感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動 を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。

教育活動を行うにあたっては、感染等により登校できない児童生徒や感染不 安等により登校していない児童生徒等に対して、1人1台の学習用パソコンを活 用したオンラインによる学習支援等を実施する。

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室 等の換気、給食及び昼食時の感染防止対策など、感染拡大防止の取り組みを引き 続き徹底する。

感染者が発生した学校園においては、必要に応じて自宅待機を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

7 保育所 学童保育施設等

感染経路の遮断(手指消毒、換気の徹底等)及び体調不良者について出勤・登 園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続する。 感染者が発生した施設においては、必要に応じて自宅待機を実施することな どにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

8 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事 案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、 廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の 使用量を確保すること。

③面会については、面会者からの感染を防ぐことと家族等とのつながりや交流が心身の健康に与える影響について考慮すること。具体的には感染の発生状況、面会者及び利用者の体調、ワクチン接種歴、検査結果等を考慮し、オンライン面会などの対応も検討すること。

直接面会を実施する場合は、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底 すること。

④利用者の外泊・外出については、感染拡大防止と家族等とのつながりや交流 が心身の健康に与える影響について考慮すること。

外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策を徹底 すること。

⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して感染リスクの高い行動の自粛等を徹底すること。

高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な検査については、週2回の抗原定性検査を引き続き実施する。

施設内クラスター防止、入所者の重症化予防の観点から、高齢者・障害者施 設等におけるオミクロン株対応ワクチンの接種を進めるとともに、引き続き 感染拡大防止に取り組む。

9. 経済対策について

長引くコロナ禍の影響を受けている市内事業者を幅広く支援するため、各種 支援策に取り組むとともに、経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を 国・県に求めていく。

また、市内事業者の実態把握に努め、国・県の支援策を十分に見極めた上で、 本市として実施すべき経済対策についての検討を進める。

10. 市有施設等の対応

多数利用の市有施設等については、業種別ガイドライン等に即した感染防止策や、 兵庫県・国の方針に基づき対応する。

11 イベント等

上記施設も含めた市内におけるイベント等については、以下の条件および、業種別ガイドライン等に則した感染防止策や兵庫県・国の方針に基づき対応する。

- ○「感染防止安全計画」策定(5,000 人超かつ収容率 50%超)
- 人数上限 収容定員まで
- •収容率 100%
- 〇上記以外の催物
- 人数上限 5.000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方
- ■収容率 100%

- 284 -

(人数上限と収容率のいずれか小さい方)

12. 全庁を挙げた体制整備

新型コロナウイルス感染症対策やワクチン接種を継続していく必要があることから、全庁を挙げて応援体制の確保を最優先するとともに、職員に感染者や濃厚接触者が発生した場合でも市民サービスに支障が生じないよう、必要な業務体制を構築する。

また、在宅勤務やフレックスタイム制等を活用し、発熱がなくともせき等の風 邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

13. 備蓄物資の確保等

感染拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要 数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。

令和4年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」-第1弾(改定)

令和4年5月31日決定 令和4年7月7日改定 令和4年8月5日改定 令和4年9月20日改定 令和5年2月3日改定 令和5年2月24日改定

新型コロナウイルス感染症については、引き続き、変異株を含め感染状況を注視し、ワクチン接種の取り組みを推進するとともに、必要な医療提供体制の確保、 感染拡大防止の取り組みなど、全庁挙げて感染症対策に取り組んでいく必要が ある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として2月24日から当面の間、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

引き続き、安定的に病床の確保を図るとともに、早期対応による重症化防止の 強化を行う。

- (1) 病床の確保
- ・現在、受入可能な病床は 379 床 (うち重症病床 45 床)
- ・病床ひっ迫時には、公的病院で臨時的に病床を拡大するとともに、市民病 院において通常医療を制限し、最大 465 床 (うち重症病床 53 床)を確保
- (2) 宿泊療養施設の確保
- ・現在、6施設(定員653名)を確保(うち、要介護対応定員56名)
- (3) 外来医療提供体制の確保(神戸市オンライン確認センター)
- ・基礎疾患のない6歳~64歳の方で、症状がある方への抗原定性検査キットの配布、陽性者への薬剤の配布
- (4) 重症化防止対策
- ① 高齢者・障害児者施設への定期的検査
 - ・施設等職員(入所・通所施設・訪問系事業所)への定期的検査として 週2回の抗原定性検査の実施
- ② 自宅療養者へのフォローアップ
 - 自宅療養フォローアップセンターでの24時間相談及び医療機関で陽性診断を受けた低リスクの方からのオンライン登録の実施

- 症状悪化時の外来受入医療機関の確保(25 医療機関)
- ・雷話診療、往診・オンライン診療、往診の実施(24 時間)
- ③ 高齢者施設等への医療提供体制の強化
- 感染制御 業務支援チームの派遣
- ・地域の医療機関との連携による往診体制の構築
- (4) 要介護者の療養体制の強化
- ・入院調整に時間がかかる場合などの一時的対処のため、ケア体制が整った宿泊療養施設定員 56 名分を確保

2. 変異株ゲノムサーベイランス体制

神戸市健康科学研究所において、ゲノムサーベイランス体制を既に整備しており、市内の医療機関等から収集した陽性検体について、ゲノム解析を実施し、新たな変異株や変異株の動向を監視し、早期発見・早期対応を行う。

3. ワクチン接種促進

オミクロン株対応ワクチンの接種を令和4年9月から開始。令和5年2月からは、働く世代の接種促進のために、三宮センタープラザ9階会場で、新たに「予約なし」での夜間接種を始めるなど、引き続き接種の促進に努める。

また、予防接種法に基づく新型コロナワクチン接種の実施期間は、現時点で令和5年3月31日までとされているが、今後の新型コロナワクチン接種の在り方について国において検討が始められており、来年度の方向性が示されれば、円滑に実施できるよう速やかに対応していく。

4. 相談体制の確保

以下について、引き続き相談体制を確保していく。

- 新型コロナウイルス専用健康相談窓口
- ・後遺症相談ダイヤル
- こころの電話相談

5. 感染拡大防止の取り組み

【市民・事業者に対する基本的感染防止対策の呼びかけ】

<基本的感染防止対策>

- ① 3つの密(①密閉、②密集、③密接)の回避、人と人との距離の確保、適切なマスクの着用※、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を継続すること。
- ② 国及び県の方針に基づき、職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク) や時差出勤の活用等により、柔軟な働き方を推進するほか、事業継続計画 の実施準備及び計画に基づく取り組みを行うこと。

- ③ 市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続きのオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ④ 業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策(換気、人数制限など)がなされていない施設等への出入りを避けること。
- ⑤ 業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対 策を徹底すること。
- ⑥ 新型コロナウイルスへの感染がもたらす本人・ご家族への負担を正しく理解してもらう工夫を図り、基本的感染防止対策の徹底、感染リスクの高い行動を控えるよう、市民・事業者に呼びかけていくこと。

※マスク着用の考え方

【~令和5年3月12日】

- ・病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情を鑑み、差別等が 生じないよう十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる。
- 屋内で距離が確保でき会話をほとんど行わない場合や、屋外で距離が確保できる又は会話をほとんど行わない場合、一律にマスクの着用を求めない。

【令和5年3月13日~】

- ・個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基 本とする。
- ・高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨する。
- ▶医療機関受診時
- ▶高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ➢通勤ラッシュ時等、混雑した電車やバス(概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除く)に乗車する時(当面の取扱)

6. 市立学校園

感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動 を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。

教育活動を行うにあたっては、感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校していない児童生徒等に対して、1人1台の学習用パソコンを活用したオンラインによる学習支援等を実施する。

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室 等の換気、給食及び昼食時の感染防止対策など、感染拡大防止の取り組みを引き 続き徹底する。

感染者が発生した学校園においては、必要に応じて自宅待機を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

7 保育所 学童保育施設等

感染経路の遮断(手指消毒、換気の徹底等)及び体調不良者について出勤・登 園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続する。 感染者が発生した施設においては、必要に応じて自宅待機を実施することな どにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

8. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事 案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、 廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の 使用量を確保すること。
- ③面会については、面会者からの感染を防ぐことは必要であるが、利用者及び 家族にとって重要なものであることから、家族等とのつながりや交流が心身 の健康に与える影響を重視するとともに、感染の発生状況、面会者及び利用 者の体調、ワクチン接種歴、検査結果等を考慮し、直接面会を含めた対応を 検討すること。

直接面会を実施する場合は、感染防止対策を徹底すること。

④利用者の外泊・外出については、感染拡大防止と家族等とのつながりや交流 が心身の健康に与える影響について考慮すること。

外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策を徹底 すること。

⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して感染リスクの高い行動の自粛等を徹底すること。

高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な検査については、週2回の抗原定性検査を引き続き実施する。

施設内クラスター防止、入所者の重症化予防の観点から、高齢者・障害者施 設等におけるオミクロン株対応ワクチンの接種を進めるとともに、引き続き 感染拡大防止に取り組む。

9. 経済対策について

長引くコロナ禍の影響を受けている市内事業者を幅広く支援するため、各種 支援策に取り組むとともに、経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を 国・県に求めていく。

また、市内事業者の実態把握に努め、国・県の支援策を十分に見極めた上で、 本市として実施すべき経済対策についての検討を進める。

10. 市有施設等の対応

多数利用の市有施設等については、業種別ガイドライン等に即した感染防止策や、 兵庫県・国の方針に基づき対応する。

11 イベント等

上記施設も含めた市内におけるイベント等については、以下の条件および、業種別ガイドライン等に則した感染防止策や兵庫県・国の方針に基づき対応する。

- ○「感染防止安全計画」策定(5,000 人超かつ収容率 50%超)
- 人数上限 収容定員まで
- 収容率 100%
- ○上記以外の催物
- 人数上限 5,000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方
- -収容率 100%

(人数上限と収容率のいずれか小さい方)

12. 全庁を挙げた体制整備

新型コロナウイルス感染症対策やワクチン接種を継続していく必要があることから、全庁を挙げて応援体制の確保を最優先するとともに、職員に感染者や濃厚接触者が発生した場合でも市民サービスに支障が生じないよう、必要な業務体制を構築する。

また、在宅勤務やフレックスタイム制等を活用し、発熱がなくともせき等の風 邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

13. 備蓄物資の確保等

感染拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要 数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をは じめ感染予防の徹底を図る。

時系列で見る神戸市の対応と国・県の動き (第1次検証期間分)

※第1次対応検証結果報告書第1章抜粋

第1次検証期間:令和2年(2020年)1月30日~6月5日

		第 1 次検証期间: 节和 2 年(a	
月日	感染状況 • 医療提供体制	市の対応	国・県の動き
1月6日			国事務連絡「武漢市に
			おける非定型肺炎発生
			に係る注意喚起」
1月7日		市医師会宛に注意喚起文書送付(以降、順	
		次、関係機関に送付)	
1月16日		▶第1回連絡調整会議(庁内課長級)	国内患者発生1例目
1月22日		感染症対策加算1病院宛に、国内患者発生に	
		伴う注意喚起文書送付	
1月28日		➤保健所危機管理対策連絡会議	
1月29日		➤第1回神戸市新型コロナウイルス関連肺炎	
		情報連絡会(市長・副市長・局長級)	
		【市長定例会見】	
		・新型コロナウイルスへの対応	
1月30日	環境保健研究所で検		・新型コロナウイルス
	査体制整備(国立感		感染症対策本部設置
	染症研究所から地方		・WHO「国際的に懸念
	衛生研究所実施に移		される公衆衛生上の
	行)		緊急事態」宣言
1月31日		・新型コロナウイルスに関する経営等相談窓	
		口の設置	
		・神戸港保安委員会を開催	
		(神戸港における 22 機関の連携による保安の	
		向上、入出管理の強化を図るために設置)	
2月1日	健康相談に関する土		・14 日以前に湖北省に
	日・祝日用の電話相		滞在歴がある外国
	談窓口の設置		人、中国旅券所持外
			国人の入国拒否
			・指定感染症法の施行
2月3日			横浜港にダイヤモンド
			プリンセンス入港
2月4日		➤保健福祉局健康危機管理対策連絡会議	
2月6日	神戸市新型コロナウ		
	イルス感染症帰国		
	l .		l .

			1
	者・接触者相談セン		
	ターの設置		
2月7日			指定感染症指定(政令
			施行)
2月14日	環境保健研究所で初	▶第2回神戸市新型コロナウイルス関連肺炎	
	めて新型コロナウイ	にかかる情報連絡会(副市長・局長級)	
	ルス PCR 検査実施(2		
	件、結果は陰性)		
2月16日		・クルーズ船入港(2船とも健康異常なし)	
		ぱしふぃっくびーなす 120 名下船	
		オーシャンドリーム 350 名下船	
2月17日			・相談、受診の目安を
			発表
			・検査対象を拡大
2月19日	ダイヤモンドプリン		
	セス号下船者の健康		
	フォローアップの開		
	始		
2月20日	健康相談に関する専		
	用電話相談窓口を毎		
	日:24 時間に拡充		
2月25日		県市協調融資制度「経営円滑化貸付(新型コ	「新型コロナウイルス
		ロナウイルス対策貸付)」の受付開始	感染症対策の基本方
			針」の策定/新型コロ
			ナウイルスクラスター
			対策班の設置
2月26日		➤第3回神戸市新型コロナウイルス関連肺炎	
		にかかる情報連絡会 (局長級)	
2月27日			首相による学校園休校
			要請
2月28日		 神戸市の対応方針(第1弾)	
		【市長臨時記者会見】	
		- 3月3日より市立学校園休校決定	
		TO SECOND TO SECOND	
3月1日			・兵庫県内患者1例目
			(西宮市在住)
			· 兵庫県対策本部設置
3月2日		➤第1回局室区対策会議	制度融資に関するセー
07, 2 H		・神戸市危機レベル3へ引き上げ	フティネット保証4号
	l	ED TOTAL OF THE TO	- イス・インド・小皿性 ケ

		・海洋博物館を休館	の指定
		・融資に関するセーフティネット保証4号指	
		定市長認定受付開始	
		〈神戸市会〉	
		・新型コロナウイルス感染症対策に関する市	
		会傍聴者への協力依頼	
3月3日	市内1例目の患者発	・神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部	
	<u>生</u>	の設置	
	・12:15 から会見	▶第1回対策本部員会議	
	発生報告と合わ	・神戸市危機レベル4へ引き上げ	
	せ、市民への冷静	予算特別委員会保健福祉局審査の延期	
	な行動、感染予	(対応方針第1弾)	
	防、症状がある場	市内学校園臨時休業	
	合の外出自粛を呼	・保育所等における家庭保育の要請	
	びかけ	・学童保育施設で低学年児童の午前中からの	
	・19:45 から再会見	受け入れ開始	
	2例目として大阪	・放課後等デイサービス事業所等の開設時間	
	府ライブハウス参	延長による受入れ要請	
	加者の陽性確認を	・企業等へ在宅勤務等の緊急要請(以後、継	
	発表(翌日の会見	続して適宜、要請を実施)	
	で、ライブハウス	・ポートオアシス (ホール・会議室) 、ポー	
	参加者に帰国者・	トタワーを休館	
	接触者相談センタ	・地域福祉センター、区民・勤労市民センタ	
	一への相談呼びか	一、地域体育館、ポートアイランドスポー	
	(ナ)	ツセンター、勤労会館、美術館、水族園、	
		青少年会館、こべっこランド 等は3月15	
		日まで閉館	
		・王子動物園、有料公園等は屋内施設部分を	
		閉鎖して開園	
3月5日		【市長定例会見】	
		新型コロナウイルス感染症への対応について	
3月6日	ダイヤモンドプリン	・融資に関するセーフティネット保証5号追	制度融資に関するセー
	セス号下船者の健康	加指定市長認定受付開始	フティネット保証5号
	フォローアップの終	・消費生活センターHP に、新型コロナウイル	における指定業種追加
	了	ス関連情報の専用ページを開設	(以後随時)
3月9日	・兵庫区役所勤務の	兵庫区役所の一時閉鎖(10 日再開)	
	職員に患者発生	➤第2回対策本部員会議	
	・認定こども園勤務		
	職員に患者発生		

3月10日	患者が発生した認定 こども園の休園	・「子ども向け屋外プログラム」募集・活動 助成開始(4月7日まで)	
3月9日 (一部6· 11日)	保健所で大阪府のラ イブハウス参加者の 検査実施 (17名、 うち1名陽性、10 日発表)		
3月11日		➤第3回対策本部員会議神戸市の対応方針(第2弾) ・市立学校園の臨時休業期間の延長を決定・屋外活動を通じた児童の居場所の確保・閉館中の図書館は一部サービスを制限し3月17日から開館・博物館及び美術館は感染防止策講じた上で3月17日から開館・その他の市内施設については、原則としてこれまでと同様の措置を3月25日まで継続・3月25日までの市主催イベント等について、不要不急のものについては開催を延期・中止	〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒
3月13日	市内介護保険通所事 業所内で患者発生の 広報	・学校園臨時休業に伴う放課後等デイサービス事業所等への補助制度(市独自)を創設 〈神戸市会〉 ・新型コロナウイルス感染症対策に関する市会傍聴者への協力依頼の延長について	・新型インフルエンザ 等対策特別措置法の 一部改正公布、翌 14 日施行 ・制度融資に関する危 機関連保証の発動
3月14日	市内介護保険通所事業所のサービス休止		
3月16日		・「子どもの居場所づくり(昼食提供型)プログラム」募集・活動助成開始 ・融資に関する危機関連保証指定市長認定受付開始 ・融資に関する市長認定窓口の拡充(以後、 5月13日まで順次拡大) ・県市協調融資制度「経営円滑化貸付(新型コロナウイルス危機対応貸付)」、「経営活性 化資金(新型コロナウイルス対策)」、「借換 等貸付(新型コロナウイルス対策)」の受付 開始	

3月19日 - ・一般社団法人神戸経済同友会、氏庫県中小企業家同友会との意見交換会 【市長定例会見】・新型コロナウイルス感染症への対応について の状況分析・提言」 (オーバーシュート懸念・3 密を避ける) 国内感染者数 1,000 人 超 3月23日 - ・副市長・関係局長会議神戸市の対応方針 (第3弾)・図書館、博物館、美術館は現行の感染防止策を徹底し開館継続・その他の市有施設は原則、これまでと同様の措置を3月31日まで総絶・3月31日まで総絶・3月31日までの市主催イベント等については、不要不急のものについて開催を延期・中止・ウト・関係の保育再開・対し会計年度任用職員の募集開始 3月26日 3月17日以来の感染者発生(27日発衰、3月18日から25日は感染者無) コ内介護保険通所事業満所のサービス再開・・第条雇用対策 (内定取り消し)会計年度任用職員の募集開始 3月30日 市内介護保険通所事業満所のサービス再開・・関連権は現行の感染防止策を徹底しながら開館を継続・その他の市有施設は、原則これまでと同様の措置を4月13日まで継続・神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場等における5月31日までの利用で、新型コロナ感染症の影響により予約をキャンセルする場合、当該キャンセル料を全額免除	3月17日		神戸商工会議所との意見交換会	
金業家同友会との意見交換会 【市長定例会見】 ・新型コロナウイルス感染症への対応につい て 3月23日 本副市長・関係局長会議 神戸市の対応方針(第3弾) ・図書館、博物館、美術館は現行の感染防止 策を徹底し関略館線 ・その他の市有施設は原則、これまでと同様 の措置を3月31日まで総統 ・3月37日といた認定こ ども園の保育再開 3月17日以来の感 染着発生(27日発 表、3月18日から 25日は感染者無) 3月30日 市内介護保険通所事業所のサービス再開 本部のサービス再開 本部のサービス再開 本部のサービス再開 本部のサービス再開 ・ 次・3年1日以来の感 表者発生(27日発 表、3月18日から 25日は感染者無) 本部のサービス再開 ・ 本部の対応方針(第4弾)・図書館、博物館、美術館は現行の感染防止 策を徹底しながら開館を継続 ・ その他の市有施設は、原則これまでと同様 ・ 本部のサービス再開 ・ 本部の対応を指統 ・ その他の市有施設は、原則これまでと同様 ・ 本部の対応方針(第4弾)・ 本部の対応を継続 ・ オーアルホール、神戸国際会議場、神戸国際表示場等における5月31日までの利用 で、新型コロナ感染症の影響により予約をキャンセル料を全額免除				政府専門家会議「新型
「市長定例会見】	0 /1 10			
・新型コロナウイルス感染症への対応につい (オーバーシュート懸た・3 密を避ける) 3月23日 → 副市長・関係局長会議神戸市の対応力針 (第3弾) ・図書館、博物館、美術館は現行の感染防止策を徹底し開館継続・その他の市有施設は原則、これまでと同様の背置を3月31日までの市主催イベント等については、不要不急のものについて開催を延期・中止・第を離尾していた認定こども園の保育再開・・緊急雇用対策(内定取り消し)会計年度任用職員の募集開始 3月26日 3月17日以来の感染者発生(27日発表、3月18日から25日は感染者無) 3月30日 市内介護保険通所事業所のサービス再開・シ第4回対策本部員会議神戸市の対応力針 (第4弾)・図書館、博物館、美術館は現行の感染防止策を徹底しながら開館を継続・その他の市有施設は、原則これまでと同様の措置を4月13日まで継続・神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場等における5月31日までの利用で、新型コロナ感染症の影響により予約をキャンセルする場合、当該キャンセル料を全額免除				
3月23日			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
国内感染者数 1,000 人 超				
対 副市長・関係局長会議 神戸市の対応方針(第 3 弾)	0 5 01 5			
3月23日	3月21日			
神戸市の対応方針(第3弾) ・図書館、博物館、美術館は現行の感染防止 策を徹底し関館継続 ・その他の市有施設は原則、これまでと同様 の措置を3月31日まで継続 ・3月31日までの市主催イベント等について は、不要不急のものについて開催を延期・ 中止 ・緊急雇用対策(内定取り消し) 会計年度任用職員の募集開始 3月17日以来の感 染者発生(27日発 表、3月18日から 25日は感染者無) 3月30日 市内介護保険通所事 業所のサービス再開 ・図書館、博物館、美術館は現行の感染防止 策を徹底しながら開館を継続 ・その他の市有施設は、原則これまでと同様 の措置を4月13日まで継続 ・神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国 際展示場等における5月31日までの利用 で、新型コロナ感染症の影響により予約を キャンセルする場合、当該キャンセル料を 全額免除			- 1.c	題
- 図書館、博物館、美術館は現行の感染防止 策を徹底し関館継続 - その他の市有施設は原則、これまでと同様 の措置を3月31日まで継続 - 3月31日までの市主催イベント等について は、不要不急のものについて開催を延期・ 中止 - 緊急雇用対策(内定取り消し) 会計年度任用職員の募集開始 3月17日以来の感 染者発生(27日発 表、3月18日から 25日は感染者無) 3月30日 市内介護保険通所事 業所のサービス再開 ・ 図書館、博物館、美術館は現行の感染防止 策を徹底しながら開館を継続 - その他の市有施設は、原則これまでと同様 の措置を4月13日まで継続 - 神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国 際展示場等における5月31日までの利用 で、新型コロナ感染症の影響により予約を キャンセルする場合、当該キャンセル料を 全額免除	3月23日			
策を徹底し関館継続				
- その他の市有施設は原則、これまでと同様 の措置を3月31日まで継続 - 3月31日まで継続 - 3月31日までの市主催イベント等について は、不要不急のものについて開催を延期・ 中止 ・緊急雇用対策(内定取り消し) 会計年度任用職員の募集開始 3月17日以来の感 染者発生(27日発 表、3月18日から 25日は感染者無) 3月30日 市内介護保険通所事 業所のサービス再開 ・図書館、博物館、美術館は現行の感染防止 策を徹底しながら開館を継続 - その他の市有施設は、原則これまでと同様 の措置を4月13日まで継続 - 神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国 際展示場等における5月31日までの利用 で、新型コロナ感染症の影響により予約を キャンセルする場合、当該キャンセル料を 全額免除				
の措置を3月31日まで継続 - 3月31日までの市主催イベント等について は、不要不急のものについて開催を延期・ 中止 - ・緊急雇用対策(内定取り消し) 会計年度任用職員の募集開始 - 3月17日以来の感 染者発生(27日発 表、3月18日から 25日は感染者無) - 3月30日 市内介護保険通所事 業所のサービス再開 - ※新のサービス再開 - ※を徹底しながら開館を継続 - その他の市有施設は、原則これまでと同様 の措置を4月13日まで継続 - 神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国 際展示場等における5月31日までの利用 で、新型コロナ感染症の影響により予約を キャンセルオる場合、当該キャンセル料を 全額免除				
- 3月31日までの市主催イベント等について は、不要不急のものについて開催を延期・中止 - 中止 - ・緊急雇用対策(内定取り消し) - 会計年度任用職員の募集開始 - 3月17日以来の感 - 染者発生(27日発 - 表、3月18日から - 25日は感染者無) - 25日は感染者無) - 3月30日 市内介護保険通所事 - 業所のサービス再開 - 図書館、博物館、美術館は現行の感染防止 策を徹底しながら開館を継続 - その他の市有施設は、原則これまでと同様 の措置を4月13日まで継続 - 神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国 際展示場等における5月31日までの利用 で、新型コロナ感染症の影響により予約を キャンセルする場合、当該キャンセル料を 全額免除				
は、不要不急のものについて開催を延期・中止 ・ 外急雇用対策(内定取り消し) 会計年度任用職員の募集開始 3月 26 日 3月 17 日以来の感 染者発生(27 日発 表、3月 18 日から 25 日は感染者無) 3月 30 日 市内介護保険通所事 業所のサービス再開 ・ 第4 回対策本部員会議 神戸市の対応方針(第4 弾) ・ 図書館、博物館、美術館は現行の感染防止策を徹底しながら開館を継続 ・ その他の市有施設は、原則これまでと同様の措置を4月13日まで継続 ・ 神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場等における5月31日までの利用で、新型コロナ感染症の影響により予約をキャンセルする場合、当該キャンセル料を全額免除				
中止			- 3月31日までの市主催イベント等について	
3月25日 休園していた認定ことも園の保育再開 3月17日以来の感染者生(27日発表、3月18日から25日は感染者無)			は、不要不急のものについて開催を延期・	
ども園の保育再開 会計年度任用職員の募集開始 3月26日 3月17日以来の感染者生(27日発表、3月18日から25日は感染者無) 「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく、政府対策本部員会議権のサービス再開を関係を適所事業所のサービス再開を対象を徹底しながら開館を継続を徹底しながら開館を継続・その他の市有施設は、原則これまでと同様の措置を4月13日まで継続・神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場等における5月31日までの利用で、新型コロナ感染症の影響により予約をキャンセルする場合、当該キャンセル料を全額免除			中止	
3月26日 3月17日以来の感 染者発生 (27日発 表、3月18日から 25日は感染者無) 3月30日 市内介護保険通所事 業所のサービス再開 ・図書館、博物館、美術館は現行の感染防止 策を徹底しながら開館を継続 ・その他の市有施設は、原則これまでと同様 の措置を4月13日まで継続 ・神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国 際展示場等における5月31日までの利用 で、新型コロナ感染症の影響により予約を キャンセルする場合、当該キャンセル料を 全額免除	3月25日	休園していた認定こ	・緊急雇用対策(内定取り消し)	
染者発生 (27 日発表、3月18日から25日は感染者無) ンザ等対策特別措置法」に基づく、政府対策本部員会議策のサービス再開 3月30日 市内介護保険通所事業所のサービス再開 >第4回対策本部員会議準沖戸市の対応方針(第4弾)・図書館、博物館、美術館は現行の感染防止策を徹底しながら開館を継続・その他の市有施設は、原則これまでと同様の措置を4月13日まで継続・神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場等における5月31日までの利用で新型コロナ感染症の影響により予約をキャンセルする場合、当該キャンセル料を全額免除		ども園の保育再開	会計年度任用職員の募集開始	
表、3月18日から 25 日は感染者無) 3月30日 市内介護保険通所事 業所のサービス再開 ・図書館、博物館、美術館は現行の感染防止 策を徹底しながら開館を継続 ・その他の市有施設は、原則これまでと同様 の措置を4月13日まで継続 ・神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国 際展示場等における5月31日までの利用 で、新型コロナ感染症の影響により予約を キャンセルする場合、当該キャンセル料を 全額免除	3月26日	3月17日以来の感		「改正新型インフルエ
25 日は感染者無) 策本部開催 ※第4 回対策本部員会議 ** 神戸市の対応方針(第4 弾) ・図書館、博物館、美術館は現行の感染防止 策を徹底しながら開館を継続 ・その他の市有施設は、原則これまでと同様 の措置を4月13日まで継続 ・神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場等における5月31日までの利用で、新型コロナ感染症の影響により予約をキャンセルする場合、当該キャンセル料を全額免除		染者発生(27日発		ンザ等対策特別措置
3月30日 市内介護保険通所事業所のサービス再開 ・ 第4 回対策本部員会議神戸市の対応方針(第4弾) ・ 図書館、博物館、美術館は現行の感染防止策を徹底しながら開館を継続・その他の市有施設は、原則これまでと同様の措置を4月13日まで継続・神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場等における5月31日までの利用で、新型コロナ感染症の影響により予約をキャンセルする場合、当該キャンセル料を全額免除		表、3月18日から		法」に基づく、政府対
業所のサービス再開 ・図書館、博物館、美術館は現行の感染防止 策を徹底しながら開館を継続 ・その他の市有施設は、原則これまでと同様 の措置を4月13日まで継続 ・神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国 際展示場等における5月31日までの利用 で、新型コロナ感染症の影響により予約を キャンセルする場合、当該キャンセル料を 全額免除		25 日は感染者無)		策本部開催
・図書館、博物館、美術館は現行の感染防止 策を徹底しながら開館を継続 ・その他の市有施設は、原則これまでと同様 の措置を4月13日まで継続 ・神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国 際展示場等における5月31日までの利用 で、新型コロナ感染症の影響により予約を キャンセルする場合、当該キャンセル料を 全額免除	3月30日	市内介護保険通所事	▶第4回対策本部員会議	
策を徹底しながら開館を継続 - その他の市有施設は、原則これまでと同様 の措置を4月13日まで継続 - 神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国 際展示場等における5月31日までの利用 で、新型コロナ感染症の影響により予約を キャンセルする場合、当該キャンセル料を 全額免除		業所のサービス再開	神戸市の対応方針(第4弾)	
・その他の市有施設は、原則これまでと同様 の措置を4月13日まで継続 ・神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国 際展示場等における5月31日までの利用 で、新型コロナ感染症の影響により予約を キャンセルする場合、当該キャンセル料を 全額免除			・図書館、博物館、美術館は現行の感染防止	
の措置を4月13日まで継続 ・神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場等における5月31日までの利用で、新型コロナ感染症の影響により予約をキャンセルする場合、当該キャンセル料を全額免除			策を徹底しながら開館を継続	
・神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国 際展示場等における5月31日までの利用 で、新型コロナ感染症の影響により予約を キャンセルする場合、当該キャンセル料を 全額免除			・その他の市有施設は、原則これまでと同様	
際展示場等における5月31日までの利用 で、新型コロナ感染症の影響により予約を キャンセルする場合、当該キャンセル料を 全額免除			の措置を4月13日まで継続	
で、新型コロナ感染症の影響により予約を キャンセルする場合、当該キャンセル料を 全額免除			・神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国	
キャンセルする場合、当該キャンセル料を 全額免除			際展示場等における5月31日までの利用	
全額免除			で、新型コロナ感染症の影響により予約を	
			キャンセルする場合、当該キャンセル料を	
・4月13日までの市主催イベント等は、不要			全額免除	
			- 4月13日までの市主催イベント等は、不要	
不急のものについて開催を延期・中止			- 不急のものについて開催を延期・中止	
・第50回神戸まつりについては、その開催を				
1 年間延期				
3月31日 ・緊急雇用対策(ひとり親家庭支援) 国内感染者数2,000人	3月31日		・緊急雇用対策 (ひとり親家庭支援)	国内感染者数 2,000 人

		会計年度任用職員の募集開始	超
4月1日			政府専門家会議「新型
			コロナウイルス感染症
			の状況分析・提言」(医
			療供給体制の強化が喫緊の
			課題)
4月3日		➤第5回対策本部員会議(場所を大会議室へ	国内感染者数 3,000 人
		変更、WEB 会議拡大)	超
		神戸市の対応方針(第5弾)	
		「感染確認地域」神戸市の医療体制につい	
		て公表	
		・図書館、博物館、美術館は現行の感染防止	
		策を徹底しながら開館を継続	
		・その他の市有施設は原則としてこれまでと	
		同様の措置を、4月30日まで継続	
		5月31日までの市主催イベント等で不要不	
		急は開催を延期・中止し、屋内に50名以上	
		が集まる会議や集会は開催しない	
		・複数の通所系サービス利用の高齢者、障害	
		者に対し、出来る限り利用先を1か所に限	
		る呼びかけ	
		・港運業界等代表者と副市長との懇談会	
		【市長臨時会見】	
		- ・新型コロナウイルス感染症に対する医療提	
		供体制について	
4月6日		神戸市の対応方針(第5弾追加)	国内感染者数 4,000 人
		教育委員会へ学校園の臨時休業継続の要	超
		請、決定(5月6日まで)	
		【市長臨時会見】	
		・神戸市立学校園の臨時休業等について	
4月7日	市発表感染者数 50	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づ	「改正新型インフルエ
	人超	く「新型コロナウイルス感染症対策木部」設	ンザ等対策特別処置
		置	法」に基づく「緊急事
			態宣言」
			・4月7日から5月6
			日まで兵庫県は緊急
			事態措置をすべき区
			域として公示される
			(東京都・神奈川

			月、
			県・千葉県・埼玉
			県・大阪府・兵庫
			県・福岡県)
4月8日		➤第6回対策本部員会議	
		神戸市の対応方針(第6弾)	
		・新型コロナウイルス感染症対策最優先宣言	
		・不要不急の外出等の自粛要請	
		・感染者数のリアルタイム公表の導入	
		電話相談体制の強化	
		・教育委員会へ入学時説明会・分散登校の見	
		合わせ要請、決定・個別面談の実施	
		・図書館、博物館、美術館、神戸文化ホー	
		ル、神戸国際会議場、神戸国際展示場、市	
		役所展望ロビーなどは5月6日まで閉館	
		・王子動物園、都市公園内のテニスコート、	
		野球場などの運動施設についても閉鎖	
		・その他の市有施設は現行の閉鎖等の措置を	
		5月6日まで延長	
		- ・5月6日までの市主催イベントや会議等に	
		ついては開催を延期・中止	
		・神戸空港ターミナルビル4階展望デッキ閉	
		鎖	
		*** 【市長臨時会見】	
		・神戸市新型コロナウイルス感染症対策にお	
		ける神戸市の対応方針-第6弾-	
4月9日	・神戸市立医療セン	・保健所支援班・広報特命班・データ解析チ	国内感染者数 5,000 人
	ター中央市民病院	一厶発足	超
	の入院中の患者で	- ・都心部への人や車の流れについて可視化	
	感染症患者の発生	【市長臨時会見】	
	・この目から、患者	・軽症者向けの宿泊療養施設の確保について	
	発生の広報を 12	・データ解析 Vol. 1 -行動変容の可視化-	
	時現在の発生速報	・サイトの開設・情報を可視化しわかりやす	
	と、夕方(この日	く提供 -	
	は20時)の追加	V 1000 V V	
	情報提供に切り替		
	え(提供資料の様		
	式を変更)		
4月10日	小之及又/	・子育で応援ダイヤルの開設(24時間3か	東京都、休業要請先を
□ 10 I		・ 子育 C 応接タイ ヤルの開設 (2年時間 3 //・ 所)	東京部、作来安朗元を 公表
		DII	公衣

		 Uber Eats との連携による飲食店・家庭支援策「Uber Eats + KOBE」の発表 (4月13日から実施) 三宮エリア歩行者数の可視化 	
4月11日	・COVID-19 の軽症者向け宿泊療養施設開設 (㈱ニチイランドセンター宿泊棟100名)・中央市民病院の入院患者の感染例について市民病院・牧急・手術を原則や止等の対応・市発表感染者数100人超	・くらし相談電話設置(本庁:土日のみ) ・宿泊療養班発足	
4月12日	・市内医療機関に勤 務する職員の感染 を発表・同医療機関では 13日にも職員4 名の感染を発表 し、以降、外来、 枚急の停止や入退 院を制限		
4月13日	新型コロナウイルス 感染症患者の死亡 (12 日死亡確認)を 発表(以降、5月22 日までに計12件の 死亡例を発表)	・風評被害相談電話の設置 【市長臨時会見】 ・感染拡大防止のための更なる取り組みについて	兵庫県が15日からの 休業制限を要請
4月14日		・保育所、学童保育施設等の特別保育への移行 行 ・学校園における幼児・児童の特別受け入れ への移行(5月6日まで)	

		・市独自の「新型コロナウイルス対策の手引	
		き(障害者(児)施設(入所系・通所系)」	
		を作成し施設、事業所へ通知	
		〈神戸市会〉	
		・緊急事態宣言下における議会対応に関する	
		協議結果公表	
4月16日		医療関係者への感謝を込めた札ightItBlue の	・政府が緊急事態宣言
		取り組み(神戸市内の施設を青い光でライト	の対象地域を7都道
		アップ)を開始	府県から全国に拡大
			(5月6日まで)
			・所得制限を設けず一
			律 10 万円支給公表
4月17日	環境局須磨事業所職	▶第7回対策本部員会議	
	員2名の感染確認	・医療物資の提供協力依頼	
	(18 日発表。以	・市社協に生活福祉資金特例貸付コールセン	
	降、事業所では計	ターを開設	
	17名の感染確認)	・企業等へ緊急事態宣言に伴う外出自粛要請	
		・市営地下鉄の券種別データから、詳細に通	
		勤客動向を可視化	
		新規感染者数の推移を年代別に可視化	
		 ・緊急アンケート調査①	
		(外出自粛状況調査) 実施	
		【市長臨時会見】	
		・感染拡大防止のためのさらなる取り組みに	
		ついて	
4月18日			国内感染者数1万人超
			(クルーズ船除く累計
			数)
4月20日	環境局須磨事業所閉		「新型コロナウイルス
	鎖		感染症緊急経済対策」
			の変更閣議決定
4月21日	市発表感染者数 200	・新型コロナ対応医療機関助成制度創設	=
	人超	港湾関連事業者の賃料及び港湾施設使用料	
		等の納付期限の猶予	
		(令和2年4月1日から9月30日までの賃料	
		等の納付期限を9月30日まで猶予)	
		検査班発足	
		【市長臨時会見】	
		・医療機関等への支援について	
		日本である。 サンダーン・	

		〈神戸市会〉	
		・神戸市会新型コロナウイルス感染症対策会	
		議の開催及び市長への要望の申し入れ	
4月22日		国・県・市が打ち出す施策を一つにまとめた	新型コロナ専門会会議
		サイト「新型コロナ対策神戸市支援総合サイ	「接触8割減への提言
		ト」の公開	など」
4月23日		コロナ対策緊急補正予算案発表(第1弾)(医	
		療体制の強化のほか、店の家賃減額8割補助	
		等)	
		【市長定例会見】	
		・新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正	
		·	
		・神戸発!コロナウイルス感染拡大で浮かび	
		上がる社会課題への挑戦スタートアップ育	
		成プログラム 500 Startups Kobe	
		Accelerator の参加企業6月より募集開始	
4月24日		・出前館との連携による飲食店支援策「KOBE	
		出前シフトサポート」の発表(5月1日か	
		ら実施)	
		【市長臨時会見】	
		・新型コロナウイルス感染症対策~こうべ医	
		療者応援ファンドの創設ほか~	
4月26日	新規陽性患者0件		
	(3月30日以来)		
4月27日		・神戸市と mobimaru の連携による飲食店・家	
		庭・地域支援策 ~住宅団地へのキッチンカ	
		ー提供実験~発表(5月7日から実施)	
		・緊急アンケート調査②	
		(こどもの生活状況調査) 実施	
4月28日		➤第8回対策本部員会議 (WEB 会議を更に拡	休業要請支援金申請受
		大)	付開始
		神戸市の対応方針(第7弾)	
		宿泊療養施設2例目確保、市立学校園の臨	
		時休業延長 (5月31日まで)、経済対策の	
		実施、市営地下鉄・バスの減便、大型公園	
		の駐車場閉鎖等	
		高齢者施設に市作成の感染拡大防止対策に	
		係る対応マニュアルを通知	
		・住宅街の商店街やスーパーなどの状況につ	

		to chart.	
		いて一部可視化	
		【市長臨時会見】	
		・新型コロナウイルス感染症対策について	
4月29日		・かもめりあ休館	
		・須磨海岸及び港湾局所管公園のパトロール	
		を開始(4月29日から5月31日までの土	
		日祝日)	
		・須磨海岸、メリケンパークにおいてはスピ	
		ーカーにて注意喚起	
		 ・駐車場3か所(ポートタワー南、オークラ	
		北、かもめりあ北)閉鎖	
4月30日	・COVID-19 の軽症		10 万円一律給付(特別
	者・無症状向け宿		定額給付金)を含む補
	泊療養施設開設		正予算成立
	(ホテルパールシ		正 7 升/火工
	ティ神戸 200 名)		
	・ 入院前の滞在施設		
	としても活用		
5月1日	PCR 検査件数(市環	・市長メッセージ(家賃の減額を行ったビル	政府専門家会議「新型
	境保健研究所分)累	オーナーへの経済的支援:4・5月の賃料	コロナウイルス感染症
	計 2,000 件超	1/2 以上減額の場合、減額分の8割補助)	の状況分析・提言」
		・特別定額給付金(給付対象者1人につき10	(長丁場を前提とした
		万円)のオンライン申請受付開始	新しい生活様式の提
		・神戸エムケイ株式会社による無償輸送開始	案)
		・COVID-19 対策における児童の一時受入の開	・全国知事会9月入学
		始	議論
		・神戸空港ターミナルビル3階フロア閉鎖	・持続化給付金申請受
		・先払い利用券による飲食店等支援事業開始	付開始
		・緊急アンケート調査③	・制度融資に関するセ
		(買物・公園利用状況調査)実施	ーフティネット保証
		・県市協調融資制度「新型コロナウイルス感	5号における指定業
		染症対応資金」の受付開始	種を全業種に拡充
		【予算】	=
		・新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正	
		予算可決	
5月2日	古内医療機関をり産	市バス、地下鉄の土日・祝日の滅便開始	厚労省レムデシビル特
0,7151	の PCR 検査陰性結果		例申請手続開始

	陽性確認(3 日発		
	表。5月20日まで		
	に再陽性は計5件)		
5月3日	中央市民病院外来患		
971 9 H	者1,000人の血液検		
	有 1,000 人の血液検 査で 3.3%抗体保有		
	(市民4万人相当)		educate Li foto Li dep C BIT for elec
5月4日			政府対策本部「緊急事
			態宣言」5月31日ま
			で延長
			・全都道府県対象(専
			門家会議の今後の提
			言を受け) 5月14
			目を目途に地域ごと
			に医療体制のひっ迫
			状況などを判断
			・政府専門家会議で
			「相談・受診の目安
			の改訂」「PCR 検査件
			数」について議論
5月5日		➤第9回対策本部員会議	大阪府が、自粛解除へ
		【市長臨時会見】	向けた独自3指標「大
		・新型コロナウイルス感染症対策について	阪モデル」の公表
5月6日	須磨環境事業所業務		
	再開		
5月7日		・サンテレビジョンとの連携による「テレビ	新型コロナウイルス治
		授業」の実施	療薬初承認「レムデシ
		・駐車場3か所(ポートタワー南、オークラ	ビル」(特例承認)
		北、かもめりあ北)を再開	
		・中央卸売市場内事業者の事業継続支援策と	
		して、使用料等の納付期限猶予を実施	
5月7日			兵庫県、休業や外出自
			主要請の基準を作成す
			る意向
5月8日		ふるさと神戸ダブル応援基金の創設	相談・受診の目安改訂
		【市長臨時会見】	・「息苦しさ、強いだ
		・新型コロナウイルス感染症対策について	るさ、高熱等」へ
			・37.5 度以上や4日以
			上続く場合の削除
	l		

5月9日		・神戸空港ターミナルビル運営時間の短縮	WHO が 9 日付状況報告
		(6:00~24:00 ⇒9:00~19:00)	世界の感染者数 400 万
			人超
5月10日	市内の医療機関に		政府「特定警戒都道府
	入院中の患者2名		県」以外の34県、5
	及び勤務する職員		月末までの緊急事態宣
	1名、計3名の感		言の解除検討
	染(5月7~9日感		
	染確認)について		
	会見		
	・9日より外来・入		
	院・救急・手術等		
	を中止		
5月11日	中央市民病院一部		
	再開		
	・重症者への看護体		
	制を優先し救急患		
	者の受け入れ、一		
	部手術の再開		
	・新規の一般外来は		
	予約のみ		
5月12日		・令和3年度の保健師の採用枠を当初予定の	
		約20名から約55名増を発表(合格者の一	
		部を前倒し採用)	
		・しあわせの村における市内医療従事者の宿	
		泊受入開始	
		・第1回「こうべ医療者応援ファンド配分委	
		員会」を開催し、1次配分先を決定	
		・COVID-19 に関する事業者向け専門相談窓口	
		(社会保険労務士)の業務開始	
		・神戸市の陽性率、ICU 等の重症病床利用率	
		を算出し公表	
		・緊急アンケート調査④	
		(高齢者の生活状況調査) 実施	
5月13日	この日の速報発表で	「テイクアウトスターターキット」送付によ	厚生労働省コロナ抗原
	3 例の報告以降、再	る飲食店支援×飲食店・市民等への衛生管理	検査キット承認
	陽性等を除き、新規	啓発の取組みの発表 (5月18日から実施)	・診療報酬 6,000 円
	発生はゼロとなる。	【市長臨時会見】	・医師が感染を疑った
		・こうべ医療者応援ファンド 第1回配分結果	場合は患者の自己負

		のお知らせ	担分は公費補助
		・特別定額給付金の申請書発送を開始します!	
5月14日		特別定額給付金の郵送での申請書類 (5月14	「解除の目安」決定
		日から25日)までに各世帯へ送付	・直近1週間の新規感
		【市長定例会見】	染者数の合計が人口
		・店舗家賃負担軽減補助金およびチャレンジ	10 万人あたり 0.5 人
		支援補助金について	以下を目安
		・神戸 里山・農村地域活性化ビジョン〜コロ	・患者急増に対応でき
		ナを踏まえた新たな暮らしのあり方~	る医療体制確保
			・医師が必要とする遅
			滞ない PCR 検査実施
			・39 府県に緊急事態宣
			言の解除(北海道、
			千葉県、埼玉県、東
			京都、神奈川県、京
			都府、大阪府、兵庫
			県は特定警戒都道府
			県に指定)
			・「新型コロナウイル
			ス感染症対策の基本
			的対処方針」の変更
5月15日		▶第 10 回対策本部員会議	・兵庫県、大阪府、京
		神戸市の対応方針(第7弾)改訂	都府の休業要請を一
		・小中高で20日から29日に2回登校日設定	部解除
		・図書館、博物館、各区文化センターの貸会	・18 日から県立高校登
		議室等の一部利用再開の決定	校可能目設定
		・有料都市公園等、屋外運動施設の順次再開	・厚生労働省、1万人
		・社会福祉施設等の介護職員等の確保支援事	規模での抗体検査実
		業開始	施を発表(東京都、
		・ICT を活用した生活困窮者学習支援事業	大阪府、宮城県)
		(中3受講生・大学生講師募集開始)	・世界の死者数 30 万
		・越境 EC 事業支援補助金の申請受付開始	人超
		・リモートワークによるデザイナー等活用促	
		進補助の申請受付開始	
		・政府が示す指標等について神戸市の状況を	
		HP で公開	
		「市長定例会見」	
5 E 40 E	H=+EXA.10	・新型コロナウイルス感染症対策について	188 A 8 8 7 1
5月18日	・神戸市医師会が	・特別定額給付金の給付開始	・内閣府 18 日発表 1

- 1	
Ν.	
Ċ	
4	

	PCR 検査センター	・神戸空港ターミナルビル3階フロアの閉鎖	月から3月期のGDP
	開設を公表(1日	解除	は年率 3.4%減
	最大12人程度)、	・「テイクアウトスターターキット」第1回	・4月から6月期は更
	6月中旬の開設	募集開始(100 店舗)	に落ち込見通し(20
	・市がシスメックス	・ICT 導入支援助成金の申請受付開始	減%を超える戦後最
	などと連携し、	・PCR 検査件数を整理し、全検査数とその内	悪のマイナスを予想
	PCR 検査機関を 6	訳を可視化	する見方も市場では
	月1日に開設と発	【市長臨時会見】	多い)
	表「神戸市新型コ	・神戸医療産業都市における新たな PCR 検査	・兵庫県、大阪府、京
	ロナウイルス警戒	体制の構築に向け、神戸市、シスメック	都府の近畿3府県の
	官民連携による	ス、エスアールエルの三者が合意	緊急事態宣言の一括
	PCR 検査機器の設		解除を検討
	置は全国初」		
	・シスメックスがポ		
	ーアイに持つ検査		
	所で検査		
	・SRL が検体輸送や		
	結果報告を実施		
	市環境保健研究所		
	(実施中) 72 検体		
	(最大 142)		
	・シスメックス(6		
	月から) 50 検体		
	(段階 100)		
	・病院等 (実施中)		
	200 検体		
	・市医師会(6月か		
	ら)12 検体		
5月19日		・「店舗家賃負担軽減補助金」「チャレンジ支	
		援補助金」専門コールセンター設置	
		・「店舗家賃負担軽減補助金」の郵送申請受付	
		開始(オンライン申請は5月29日から)	
5月20日		臨時休校中の神戸市立の学校で20日、希望者	観光庁、日本への訪日
		を対象とした分散登校日開始(3月3日から	外国人客4月前年同月
		の臨時休校を5月末まで延長し、5月20日か	比 99.9%減を発表
		ら29日までで2回の登校日を設け、学習状況	
		を確認)	
5月21日		「しあわせの村保養センターひよどり」にお	・新型コロナウイルス
		いて在宅高齢者及び障害者の一時受入事業開	特措法に基づく緊急
	l .	l .	

	始	事態宣言に関し、大 阪府、兵庫 県の近畿3府県が解 除(44日ぶり) ・新規感染者数の増加 に歯止め、病床数や 検体数に目途がたっ たと判断 ・兵庫県が休業要請を 大幅編小 ・兵庫県がいコロナ病床 を感染状況に応じ、 4段階に分け運用と 発表
5月22日	神戸市の対応方針(第8弾) ・市立学校園を6月1日より再開 ・夏休みを小学校は26日間、中学・高校は17日間に短縮 ・保育所等の特別保育を5月31日まで継続 ・図書館は感染防止のため必要な措置を講じた上、当分の間サービスの一部を制限して5月29日から開館 ・屋外運動施設における更衣室等及び屋内運動施設は5月31日まで閉鎖を継続 ・神戸文化ボール、神戸国際会議場、神戸国際展示場については、感染防止のため必要な措置を講じた上、6月1日から、100人以下、かつ収容人員の半分以下の利用に限って利用を再開 ・その他の市有施設については、感染防止のため必要な措置を講じた上、サービスの一部を制限して5月23日以降、順次再開 ・市主催イベントや会議等は5月31日までの間、開催を延期・中止するとともに、6月1日以降当分の間、人数制限等の開催基準に合致するものに限り実施 ・かもめりあ・ボートオアシス(会議室(夜間除く))再開	衆議院厚生労働委員会 厚労相「感染の有無を 調べる PCR 検査を妊婦 が希望すれば実施」と 述べる

	T		
		ついて可視化	
		【市長臨時会見】	
		・新型コロナウイルス感染症対策にかかる対	
		応方針について	
5月23日		・市立施設 23 日より順次再開	
		・市バス・地下鉄の土日・祝日ダイヤを通常	
		に戻す	
5月24日		・ICT を活用した生活困窮者学習支援事(大	
		学生講師募集締切、260 名うち 56 名選定)	
5月25日	・4月11日より患	商工会議所、一般社団法人神戸経済同友会と	・緊急事態宣言全面解
	者・職員等が感染	の意見交換会	除(首都圏4都道府
	した市内医療機関		県と北海道)、4月
	で1か月ぶりに新		7日以降 49 目ぶり
	規外来、入院、昼		基本対処方針の改訂
	間の救急外来の受		・社会経済活動を段階
	入れ再開。手術も		的に緩和する方針と
	一部再開		医療体制の充実への
	・5月7~9日に患		予算の積増
	者・職員計3名が		
	感染した市内医療		
	機関で外来、救		
	急、新規入院業務		
	再開		
5月26日		・神戸空港ターミナルビル運営時間の短縮を	兵庫県、6月1日より
		解除 (9:00~19:00 ⇒ 6:00~24:00)	全ての業種で休業要請
		・神戸市テイクアウトスターター支援事業に	解除と表明
		係る募集店舗数の増枠および衛生管理啓発	
		用リーフレットのオープンデータ化	
5月27日		新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づ	政府コロナ2次補正に
		く「新型コロナウイルス感染症対策本部」廃	ついて閣議決定、補正
		止	予算としては過去最大
		対策本部を警戒本部に切り替え	・雇用調整助成金の日
		・新型コロナウイルス感染症対策第1次対応	額引上
		検証チームの設置	・医師や看護師等に対
		・熱中症対策の実施	する慰労金など
		・図書館は5月29日から当分の間サービスの	
		一部を制限して開館、6月16日から全館で	
		サービス制限を緩和	
		・屋内運動施設等は感染防止のため必要な措	

	置を講じた上、サービスの一部を制限して	
	6月1日から順次再開	
	・神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国	
	際展示場は感染防止のため必要な措置を講	
	じ6月1日から、100人以下、かつ収容人	
	員の半分以下の利用に限って利用を再開	
	・その他の市有施設は感染防止のため必要な	
	措置を講じた上、サービスの一部を制限し て順次再開	
	・市主催イベントや会議等は6月1日から人	
	数制限等の基準に合致するものに限り実施	
	・令和2年度の須磨海水浴場の開設中止を発	
	表	
	・	
	【市長臨時会見】	
	・新型コロナウイルス感染症対策にかかる対	
	- 応方針について	
	〈神戸市会〉	
	・新型コロナウイルス感染症対策に関する市	
	長への要望の申し入れ	
	大い公会主の中し入れり	
	で、の発生の中 じ八川	
5月28日	「市長定例会見】	
5月28日		
5月28日	【市長定例会見】	
5月28日	【市長定例会見】 ・with コロナの時代における新たな暮らしの	
5月28日	【市長定例会見】 ・with コロナの時代における新たな暮らしの ご提案~「神戸ふるさと再発見」デザイン	
	【市長定例会見】 ・with コロナの時代における新たな暮らしの ご提案~「神戸ふるさと再発見」デザイン コンテストの作品を募集します~	
	【市長定例会見】 ・with コロナの時代における新たな暮らしの ご提案~「神戸ふるさと再発見」デザイン コンテストの作品を募集します~ 【市長臨時会見】	
	【市長定例会見】 ・with コロナの時代における新たな暮らしのご提案~「神戸ふるさと再発見」デザインコンテストの作品を募集します~ 【市長臨時会見】 ・神戸市・神戸市医師会が協力して新型コロ	自民党ワーキングチー
5月29日	【市長定例会見】 ・with コロナの時代における新たな暮らしのご提案~「神戸ふるさと再発見」デザインコンテストの作品を募集します~ 【市長臨時会見】 ・神戸市・神戸市医師会が協力して新型コロナウイルス検査センターを開設します	自民党ワーキングチー ム:9月入学本年度見
5月29日	【市長定例会見】 ・with コロナの時代における新たな暮らしの ご提案~「神戸ふるさと再発見」デザイン コンテストの作品を募集します~ 【市長臨時会見】 ・神戸市・神戸市医師会が協力して新型コロナウイルス検査センターを開設します ・ボートタワー・ボートオアシス(ホール)	
5月29日	【市長定例会見】 ・with コロナの時代における新たな暮らしのご提案~「神戸ふるさと再発見」デザインコンテストの作品を募集します~ 【市長臨時会見】 ・神戸市・神戸市医師会が協力して新型コロナウイルス検査センターを開設します・ボートタワー・ボートオアシス(ホール)再開	ム:9月入学本年度見
5月29日	【市長定例会見】 ・with コロナの時代における新たな暮らしの ご提案~「神戸ふるさと再発見」デザイン コンテストの作品を募集します~ 【市長臨時会見】 ・神戸市・神戸市医師会が協力して新型コロナウイルス検査センターを開設します ・ボートタワー・ボートオアシス(ホール) 再開	ム:9月入学本年度見
5月29日	【市長定例会見】 ・with コロナの時代における新たな暮らしのご提案~「神戸ふるさと再発見」デザインコンテストの作品を募集します~ 【市長臨時会見】・神戸市・神戸市医師会が協力して新型コロナウイルス検査センターを開設します・ボートタワー・ボートオアシス(ホール)再開 ・「テイクアウトスターターキット」第2回募集開始(200 店舗)	ム:9月入学本年度見
5月29日	【市長定例会見】 ・with コロナの時代における新たな暮らしの ご提案~「神戸ふるさと再発見」デザイン コンテストの作品を募集します~ 【市長臨時会見】・神戸市・神戸市医師会が協力して新型コロナウイルス検査センターを開設します・ボートタワー・ボートオアシス (ホール) 再開 ・「テイクアウトスターターキット」第2回 募集開始 (200 店舗) 【市長臨時会見】	ム:9月入学本年度見
5月29日	【市長定例会見】 ・with コロナの時代における新たな暮らしの ご提案~「神戸ふるさと再発見」デザイン コンテストの作品を募集します~ 【市長臨時会見】・神戸市・神戸市医師会が協力して新型コロナウイルス検査センターを開設します・ボートタワー・ボートオアシス (ホール) 再開 ・「テイクアウトスターターキット」第2回 募集開始 (200 店舗) 【市長臨時会見:共同会見】	ム:9月入学本年度見
5月29日	【市長定例会見】 ・with コロナの時代における新たな暮らしの ご提案~「神戸ふるさと再発見」デザイン コンテストの作品を募集します~ 【市長臨時会見】 ・神戸市・神戸市医師会が協力して新型コロナウイルス検査センターを開設します ・ボートタワー・ボートオアシス(ホール) 再開 ・「テイクアウトスターターキット」第2回 募集開始(200 店舗) 【市長臨時会見:共同会見】 ・新型コロナウイルス感染症 感染警戒期に おける戦略的サーベイランスの実施」につ	ム:9月入学本年度見
6月1日	【市長定例会見】 ・with コロナの時代における新たな暮らしの ご提案~「神戸ふるさと再発見」デザイン コンテストの作品を募集します~ 【市長臨時会見】 ・神戸市・神戸市医師会が協力して新型コロナウイルス検査センターを開設します ・ボートタワー・ボートオアシス(ホール) 再開 ・「テイクアウトスターターキット」第2回 募集開始(200 店舗) 【市長臨時会見:共同会見】 ・新型コロナウイルス感染症 感染警戒期に おける戦略的サーベイランスの実施」について	ム:9月入学本年度見
5月29日6月1日	【市長定例会見】 ・with コロナの時代における新たな暮らしの ご提案~「神戸ふるさと再発見」デザイン コンテストの作品を募集します~ 【市長臨時会見】 ・神戸市・神戸市医師会が協力して新型コロナウイルス検査センターを開設します ・ボートタワー・ボートオアシス(ホール) 再開 ・「テイクアウトスターターキット」第2回 募集開始(200 店舗) 【市長臨時会見:共同会見】 ・新型コロナウイルス感染症 感染警戒期に おける戦略的サーベイランスの実施」について ・神戸海洋博物館再開	ム:9月入学本年度見

N
õ
6
i
1

	・「こうべ病院安心サポートプラン」について	
6月3日	【市長臨時会見】 ・神戸市と株式会社メディカロイドの連携に よる新型コロナウイルス感染症対策 ~自動 PCR 検査ロボットシステム等の開発・社会 実装支援について~	
6月1日	実装支援について〜 【市長臨時会見】 ・神戸市と株式会社メディカロイドの連携に よる新型コロナウイルス感染症対策 〜自動 PCR 検査ロボットシステム等の開発・社会 実装支援について〜 ・神戸市と日本マイクロソフト株式会社との 包括連携に関する協定の締結について	

時系列で見る神戸市の対応と国・県の動き (第2次検証期間分)

※第2次対応検証結果報告書第1章抜粋

第2次検証期間: 令和2 (2020年) 年6月1日~令和3年 (2021年) 9月30日

	市の対応・医療提供体制・検査体制	国・県の動き
令和2年	▶市長臨時会見:共同会見	▶県:6月1日より全ての業種で休業
6月1日	・感染警戒期における戦略的サーベイランスの実施	要請解除
	について	
	①PCR 検査を活用した発生動向調査(重症化、院内感	
	染予防のための積極的 PCR 検査)	
	②抗体保有状況に関する調査	
	③抗原検査の積極的活用	
	▶市立学校園再開(分散登校を実施)、中学校給食提	
	供開始、高校部活動段階的再開	
	▶新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少	
	した被保険者等に係る国民健康保険料等減免制度を	
	新設・受付開始	
	▶全国初の官民連携による新たな PCR 検査機関の運用	
	開始(神戸市・シスメックス・エスアールエル)	
	・1 日 50 検体、段階的に 1 日 100 検体まで体制強化	
	予定	
2 日	▶市長臨時会見	▶国:新型コロナウイルス感染症に係
	・こうべ病院安心サポートプランの創設(神戸市医	る行政検査の取扱いについて変更。
	療提供体制の安定的確保プラン)	(PCR 検査の検体として唾液が追加)
	①中央市民病院臨時病棟の整備(36 床)	
	②院内感染対策をサポート	
	③枚急患者受け入れをサポート	
	④コロナ対応に携わる方等への心のサポート	
3 日	▶市長臨時会見:共同会見	
	・株式会社メディカロイドとの連携による自動PCR	
	検査ロボットシステム等の開発・社会実装支援	
	▶中央市民病院の診療体制の変更公表	
	①新型コロナ対応重症・中等症 最大32床,疑い患	
	者用最大 16 床	
	②3次、2次救急とも受入枠拡大し、救急外来を再開	
	③救急外来を6月10日以降段階的に再開	
4日	▶市長臨時会見:共同会見	
	・神戸市と日本マイクロソフト株式会社との協働に	
	よる新型コロナウイルス感染症対策の実施と包括	
	連携に関する協定の締結について	
	①新型コロナウイルス健康相談チャットボット作成	

	②新型コロナウイルス感染症データ公開サイト統合	
	③特別定額給付金申請状況検索サイト作成	
	①音声通話による申請状況等自動案内サービス開始	
	▶兵庫県より兵庫県対処方針における小康期の入院病	
	床の確保について依頼(50 床)	
5 日	▶「第10回神戸マラソン」開催延期	
	· 令和 2 年 11 月 15 日→令和 3 年 11 月頃	
8日	▶中小企業チャレンジ支援補助金申請受付開始	
	▶神戸市・神戸市医師会が協力して新型コロナウイル	
	ス検査センターを開設	
9 日	▶セーフティネット保証等に係る市長認定の郵送申請	
	受付開始	
	▶持続化給付金申請サポート窓口開設	
	▶小学校簡易給食提供開始	
	▶「第 50 回みなとこうべ海上花火大会」開催中止	
10 日	▶市長定例会見	
	・令和2年度 新型コロナウイルス感染症対策補正予	
	算(第2弾)	
	・「神戸市 with コロナ対応戦略」の策定に向けた意見	
	募集	
	・【特別定額給付金】郵送申請分の給付手続を本格的に	
	開始	
	▶市長メッセージ動画の発信	
	・新しい生活様式における熱中症予防	
12 日		▶国:感染症法における新型コロナウ
		イルス感染症患者の退院基準の変
		更。発症日または検体採取日から 14
		日から 10 日に変更
15 日	▶市立学校園通常授業再開(特別支援学校を除く)小	
	学校・特別支援学校通常給食提供、中学校部活動再	
	開	
18 日		▶県:新型コロナウイルス感染症対策
		本部 (第 19 回)
19 日		▶国:都道府県をまたぐ移動制限を解
		k
		 ▶ 国:新型コロナウイルス接触確認ア
		プリ (COCOA) リリース
22 日	▶県市協調融資制度「経営円滑化貸付(新型コロナウ	
	イルス感染症保証料応援貸付)」受付開始	
	▶県市協調融資制度「経営円滑化貸付(新型コロナウ	
	イルス感染症対応資金)」の融資限度額引き上げ	
	ISSUE AND A 1871 - THE A 1872 OF THE A	

	(3,000 万円→4,000 万円)	
24 日	▶市長定例会見	
	・「with コロナ」時代の新たな事業にチャレンジする	
	アーティストや施設を応援します!	
	▶陽性者が発生した場合の対応マニュアル策定(「感	
	染者発生時の初動対応マニュアル」)	
25 日		▶国:新型コロナウイルス感染症に係
		る行政検査の取扱いについて変更
		▶抗原検査として抗原定量検査が追加
26 日	➤医療従事者等の心のケアにかかる電話相談窓口の開	
	設(月曜日から金曜日 15 時 30 分~20 時)	
29 日	▶市立特別支援学校通常授業再開	
7月1日	▶重症化、院内感染予防のための積極的 PCR 検査の開	
	始	
2 日		▶生活福祉資金(特例貸付)貸付期間
		の延長を発表(最長3か月⇒6か
		月)
6日	➤第2回警戒本部員会議	
	▶熱中症に気をつけよう!街頭キャンペーンの実施の	
	公表 (7月10日、11日)	
7日	▶市長定例会見	
	・【特別定額給付金】「申請期限まで残り1か月!」	
	周知キャンペーンを展開します。~申請がお済みで	
	ない方はお早めに~	
	・屋外公共空間での異常高温対策を強化します!	
	▶ 「中小企業チャレンジ支援補助金」、「中小法人等	
	の店舗家賃負担軽減補助金」補正予算の市長専決処	
	分	
9 日		▶県:新型コロナウイルス感染症対策
		本部 (第 20 回)
10 日		▶県:兵庫県コロナ追跡システム運用
		開始
17 日	▶介護サービス事業者等における継続支援事業(経費	▶県:新型コロナウイルス感染症対策
	補助)・リモート面会推進事業の実施	本部 (第 21 回)
	▶兵庫県より兵庫県対処方針における感染警戒期の入	
	院病床の確保について依頼(70床)	
	▶第26回神戸ルミナリエ開催中止を決定	
21 日	▶第3回警戒本部員会議	
	➤妊婦対象の外出時に利用できるタクシークーポン券	

	を配付	
22 日	▶ひとり親世帯臨時特別給付金の支給について	▶国:新型コロナウイルス感染症対策
	▶市立幼稚園夏季休業(~8/23:9日間短縮)	本部 (第 41 回)
		▶国:Go Toトラベルキャンペーン開
		始
23 日	▶市立小学校・特別支援学校夏季休業(8/17 日:15	
	日間短縮)	
	▶兵庫県より兵庫県対処方針における感染増加期の入	
	院病床の確保について依頼(100 床)	
27 日		▶県:新型コロナウイルス感染症対策
	the second bit is seen and the second	本部 (第 22 回)
28 日	▶人権への配慮を呼びかける啓発メッセージとコベル	
	コスティーラーズ選手の「医療従事者への応援メッ	
	セージ」を神戸国際会館デジタルサイネージで放映	
00 17	(~8月末)	ト P . 動魚比焼けむはフルニック
29 日	▶市長定例会見 ・感染拡大期に備えた新型コロナウイルス感染症対	▶国:飲食店等におけるクラスター発生防止に向けた総合的取組について
	策・全国初!!新型コロナに負けずに頑張る学生を「ふ	▶県:新型コロナウイルス感染症対策本部(第23回)
	・生国初:「新空コロナに負けりに頑張る子生を「ふるさと納税」で応援します! ~KOBE 学生サポート	本部 (弟 23 凹)
	市内大学等応援助成~	
	⇒港湾事業者の感染時における消毒業務等に関する協	
	定締結(港湾局一兵庫県ペストコントロール協会)	
	▶兵庫県より兵庫県対処方針における感染拡大期1の	
	入院病床の確保について依頼(120床)	
30 日	▶健康局内にデータ解析班を設置(兼務)	
00 1	▶宿泊療養施設パールシティ神戸閉鎖	
31 日	▶第 12 回対策本部員会議	
	・警戒本部を対策本部へ移行	
	・神戸市の対応方針:第9弾(改定)	
	▶市長メッセージ動画	
	・特別定額給付金申請期限に関する注意喚起	
8月1日	▶市立中学校夏季休業(~8/17:24 日間短縮)、市立	▶国:8月1日以降における催物の開
	高等学校夏季休業(~8/17:25 日間短縮)	催制限等について
	▶兵庫県より兵庫県対処方針における感染拡大期2の	▶県:新型コロナウイルス感染症対策
	入院病床の確保について依頼(160 床)	本部 (第 24 回)
3 日		▶県:兵庫県新型コロナウイルス感染
		症緊急包括支援事業(慰労金等)の
		申請受付開始 (~1/31)
7日	▶新型コロナウイルス感染症抗体保有状況に関する調	▶国:今後の感染状況の変化に対応し
	查結果公表	た対策の実施に関する指標及び目安

	神戸中央市民病院と共同実施	について
	・抗体保有はアボット社製で 0.2%、クラボウ社製で	
	1.8%	
	▶新型コロナウイルス感染症の院内感染に関する報告	
	書公表	
	・中央市民病院での院内感染の経路や原因をまとめ	
	た報告書を公表	
11 日	▶市長臨時会見:共同会見	
	・市内の医療機関における「遠隔 ICU システム」の	
	導入	
	・株式会社 T-ICU が提供する遠隔 ICU システムを市内	
	医療機関に導入し、集中治療医が遠隔地からネット	
	ワークを通じて診療支援	
14 日	▶こうべ市民福祉振興協会 こうべ医療者応援ファン	
	ド第一次配分結果の公表	
	▶令和2年度神戸市保健師(社会人) 採用選考の実施	
	方針公表(通常の6月試験に加え、秋試験を実施)	
17日	▶兵庫県予防医学協会が、ビジネス目的の海外渡航者	
	向けに PCR 検査と陰性証明書の発行を開始	
18 日	▶全校園長を対象とする研修会の実施(~20 日)	
	▶神戸市特別定額給付金の申請締切日	
19 日	➤宿泊療養施設「東横 INN 神戸三ノ宮駅市役所前」	
	(110 室) を新規開設	
20 日	▶with コロナ時代に神戸で支援の輪を広げる~	
	「with コロナ KOBE 応援プラットフォーム」始	
	動!!みなさんの「応援したいこと」を募集	
	▶「KOBE 学生地域貢献スクラム」いよいよスタート	
	~新型コロナに負けずに地域に貢献する学生を応援	
	します~	
	▶酒類を提供する飲食店における唾液での無料 PCR 検	
	査を開始	
25 日	▶政府の分科会が示した感染状況の指標に対する神戸	
	市の状況を可視化し、ホームページに公開	
	▶こうべ市民福祉振興協会 こうべ医療者応援ファン	
	ドの今後の配分方針	
27 日	▶市長定例会見	
	特別定額給付金の新規申請の受付を終了しました	
	~全世帯への給付率は、99.3%	
	▶新型コロナウイルス感染症にかかる保健所からのお	
	願いについて発出	
	①マスクの着用を徹底しましょう (フェイスシール	

	1	
1	>	
ì	ž	
	i	

	ド・マウスシールドでは不十分です) ②熱がなくても、せきなどの症状があれば外出を控え、仕事を休みましょう ③感染患者を特別視しない		2
28 日		 ▶国:新型コロナウイルス感染症対策本部(第42回) ・【事務連絡】「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」について ▶県:新型コロナウイルス感染症対策本部(第25回) 	2
31 日	▶神戸市の対応方針:第9弾(改定)		
9月3日	▶神戸市新型コロナウイルス感染症対策 第1次対応 検証結果報告書に対する意見・提言等募集結果の公		30
	表		10月:
4日		➤国:次のインフルエンザ流行に備え て体制整備について発出	
7日	➤こうべ商店街・小売市場お買物券の事前申込受付開始		:
10日	▶市長定例会見 ・「KOBE 学生地域貢献スクラム」〜新型コロナに負けずに地域に貢献する学生を応援!〜 シコロナ禍を踏まえた自殺予防週間における啓発活動		10
	(~9月16日)		14
11日	▶新型コロナウイルス感染症体験等に基づくメッセージ募集開始(体験に基づくメッセージ、医療従事者等へのメッセージ)	➤国:【事務連絡】11 月末までの催物 の開催制限等について	
15 日		➤国:新型インフルエンザ感染症に関 する検査体制の拡充に向けた指針の	16
		発出	20
17 日		▶県:新型コロナウイルス感染症対策 本部 (第 26 回)	21
18 日	▶神戸市の対応方針:第9弾(改定)	▶国:国交省監修「外航旅客船事業者 の新型コロナウイルス感染予防対策 ガイドライン」(一社)日本外航客	22
		ルコエノコマコ (1五/ 日本/門肌音	

24 日	▶市長定例会見	
21 H	・新型コロナウイルス感染症対策	
	プインフルエンザ予防接種の優先的な接種対象者への	
	呼びかけ	
	・65 歳以上の方、60 歳以上で心臓や呼吸等に障害の	
	ある方は10月1日から	
	・ 基礎疾患のある方(65 歳未満)、乳幼児から小学校	
	2年生、妊婦の方、医療従事者は10月26日から	
	- 1 2 () 2 () 2 () 2 () 2 () 3 (
25 日		▶国:新型コロナウイルス感染症対策
		本部 (第 43 回)
30 日	▶神戸市 with コロナ対応戦略を策定	
10月1日	▶新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少	▶県:Go To Eat サイト予約でのポイ
	している中小企業者・小規模事業者に対して固定資	ント付与開始
	産税・都市計画税の軽減を実施	
2日		▶国:核酸検出検査、抗原定量検査、
		抗原定性検査の検体として鼻腔検体
		が追加
8日	▶市長定例会見	
	・新型コロナウイルス感染症対策	
10 日	▶こうべ商店街・小売市場お買物券利用開始	
14 日	▶兵庫県より兵庫県対処方針における感染警戒期の入	▶県:新型コロナウイルス感染症対策
	院病床の運用に移行する旨通知(70 床)	本部 (第 27 回)
		▶県:Go To Eat 第1期食事券申込開
		始
16 日	▶国内クルーズの再開と神戸港でのクルーズ船の受入	
	再開について	
20 日	▶客船「飛鳥Ⅱ」と神戸市が営業航海前訓練を合同で 	
	実施	
21 日	▶風評被害防止の啓発公表	
	・新型コロナウイルス感染は、特別なことですか?	
22 日	▶市長定例会見	
	・新型コロナウイルス感染症対策	
23 日	▶市長臨時会見:共同会見	
	・インフルエンザ流行期の相談・診療体制について~	
	発熱・せき等があれば、まずは、かかりつけ医に電	
	話を!~	
	・神戸市、神戸市医師会新型コロナウイルス検査セン	
	ターを移転し、ドライブスルー方式へ変更すること	
	により検査可能件数を倍増	

	・介護・障害入所施設の職員に対する PCR 検査の実施	
	を発表(特養、介護付き有料、障害者・児)	
24 日	▶インフルエンザ流行期の相談・診療体制の開始	▶国:新型コロナウイルス感染症を指
	発熱・せき等の診療を行う医療機関(病院・診療	定感染症として定める等の政令の一
	所) を 208 か所確保	部を改正する政令等施行(入院の勧
		告・措置の対象者を限定)
28 日		▶県:「感染警戒期」(10 人以上/日)
		から「感染増加期」(20 人以上/日)
		へ移行
30 日	▶客船「にっぽん丸」と神戸市が営業航海前訓練を合	▶国:新型コロナウイルス感染症対策
	同で実施	本部 (第 44 回)
11月2日	▶客船「にっぽん丸」が営業航海を神戸港から再開	
5日	▶兵庫県より兵庫県対処方針における感染増加期の入	▶県:新型コロナウイルス感染症対策
	院病床の確保について依頼(100 床)	本部 (第 28 回)
6日		▶県:「感染増加期」(20 人以上/日)
		から「感染拡大期1」(30 人以上/
		日) へ移行
8日	▶客船「飛鳥Ⅱ」が営業再開後、神戸港初入港	
9日	▶中央市民病院新型コロナウイルス感染症病棟(臨時	
	病棟) 運用開始(全36床)重症病床14床、中等か	
	ら重症病床 22 床	
10 日		▶国:新型コロナウイルス感染症対策
		本部 (第 45 回)
11 日	▶市長定例会見	▶県:新型コロナウイルス感染症対策
	・新型コロナウイルス感染症対策	本部 (第 29 回)
		「感染拡大期1」(30 人以上/日)か
		ら「感染拡大期2」(40 人以上/日)
		へ移行
12 日		▶国:「来年2月末までの催物の開催
		制限、イベント等における感染拡大
		防止ガイライン遵守徹底に向けた取
16 日	▶オンラインストアによる販売促進事業第1弾販売促	防止ガイライン遵守徹底に向けた取
16 日	進キャンペーン開始	防止ガイライン遵守徹底に向けた取
16日	進キャンペーン開始 ➤兵庫県より兵庫県対処方針における感染拡大期1の	防止ガイライン遵守徹底に向けた取
16日	進キャンペーン開始 ➤兵庫県より兵庫県対処方針における感染拡大期1の 入院病床の確保について依頼(120 床)	防止ガイライン遵守徹底に向けた取 組強化等について」
16日	進キャンペーン開始 ➤兵庫県より兵庫県対処方針における感染拡大期1の	防止ガイライン遵守徹底に向けた取
17日	進キャンペーン開始 ➤兵庫県より兵庫県対処方針における感染拡大期1の 入院病床の確保について依頼(120 床)	防止ガイライン遵守徹底に向けた取 組強化等について」 >国:新型コロナウイルス感染症対策 本部(第46回)
	進キャンペーン開始 ➤兵庫県より兵庫県対処方針における感染拡大期1の 入院病床の確保について依頼(120 床) ➤客船「ばしふぃっく びいなす」と神戸市が営業航	防止ガイライン遵守徹底に向けた取 組強化等について」 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

19 日	▶第13回対策本部員会議	▶国:高齢者施設等への重点的な検査
	神戸市の対応方針:第9弾(改定)	の徹底について発出
	▶兵庫県より兵庫県対処方針における感染拡大期2の	
	入院病床の確保について依頼(160 床)	
	▶新型コロナウイルス感染症にかかる保健所からのお	
	願いについて発出	
	①人の集まる場所では、冬でも窓を開け、換気を心が	
	けましょう	
	②マスクの着用と、きちんと手指消毒	
	③熱がなくても、せきなどの症状があれば外出を控	
	え、仕事を休みましょう	
20 日		▶県:「感染拡大期2(40人以上/日)」
		から「感染拡大特別期」に移行
		▶国:クラスターが複数発生している
		地域における積極的な検査の実施に
		ついて発出
21 日		▶国:新型コロナウイルス感染症対策
		本部 (第 47 回)
24 日	▶KOBE プレミアム宿泊クーポンの抽選販売応募開始	▶県:新型コロナウイルス感染症対策
		本部 (第 31 回)
		(東京・大阪など感染拡大地域への
		不要不急の往来自粛)
25 日	▶市長定例会見	
	新型コロナウイルス感染症対策	
	▶市立幼稚園冬季休業(~1/7:1日間短縮)、オンラ	
	イン授業の実施について(通知)	
	▶介護・障害入所施設の職員に対する PCR 検査の開始	
	(特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、	
	障害児・者入所施設)	
26 日	▶市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校冬季	
	休業(~1/5:小・中・特支1日間短縮、高3日間	
	短縮)	
	▶市長定例会見	
	・緊急事態宣言解除後の人の流れ(戻り具合)を可	
	想化	
	▶新型コロナウイルスの基礎知識と受診・検査のフロ	
	ーチャートの公表	
	▶コロナ離職者の介護業界への参入促進プロジェクト	
	(コウベ de カイゴ:介護人材確保策) スタート	
27 日		▶国:新型コロナウイルス感染症対策
		本部 (第 48 回)

		・冬場の感染予防対策について
30 日	▶医師会新型コロナウイルス検査センターを移転拡充	
	・1 日当たり 20 件→40 件 (ドライブスルー方式)	
	・市内1日当たり PCR 検査体制 662 件→682 件	
12月1日	▶陽性患者発生の高齢・障害者入所施設への重点的な	▶重症心身障害児者の一時受入事業開
	検査の開始	始 (県)
4日	▶ひとり親世帯神戸市臨時給付金(神戸市独自)の支給	
7日	▶新型コロナウイルス感染症にかかる妊産婦支援の実	
	施	
10 日	▶市長定例会見	▶県:新型コロナウイルス感染症対策
	・新型コロナウイルス感染症対策	本部 (第 32 回)
14 日	▶「コウベ de カイゴ」就職祝い金・定着一時金事業	▶国:新型コロナウイルス感染症対策
	の開始(介護・障害)	本部 (第 49 回)
		▶国:Go Toトラベルキャンペーンの
		年末年始における全国一時停止
17日	▶第14回対策本部員会議	
	・神戸市の対応方針:第 10 弾	
	▶市長臨時会見	
	・新型コロナウイルス感染症対策	
	▶年末年始の医療提供体制確保に向けた医療機関支援	
	について公表	
	・12月29日から1月3日に診療を行う医療機関	
	・入院患者の受入 患者 1 人 1 日当たり 48,000 円	
	・外来患者の受入 診療1日当たり10万円	
19 日	▶宿泊療養施設「東横INN神戸三ノ宮I」を新規開	
	設 (88 室)	
22 日	▶市長定例会見	
	・新型コロナウイルス感染症対策	
24 日		▶県:新型コロナウイルス感染症対策
		木部 (第 33 回)
26 日	▶SNS広告の実施	
	・若い世代に向け、年末年始の外出自粛を呼びかけ	
28 日	▶年末年始の発熱等診療の医療提供体制について公表	▶国:新型コロナウイルス感染症対策
	・発熱等の外来患者受入	本部 (第 50 回)
	・新型コロナウイルス感染症患者、発熱等の入院患者	
	受入	
	▶市長メッセージ動画の発信	
	・年末年始における感染症対策の注意喚起	

00 🖽	ト左十左46 (10 日 00 日 - 1 日 2 日) アわけて「白 2M	
29 日	▶年末年始(12月29日~1月3日)における「自殺 スペース・スクの特定の表表もない。 の 500 10 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	
A	予防とこころの健康電話相談」の臨時開設	
令和3年		▶住居確保給付金の給付期間の延長
1月1日		(最長9か月⇒最長12か月)、求職
		活動要件の徹底
7 日		▶国:新型コロナウイルス感染症対策
		本部 (第 51 回)
		・1都3県へ緊急事態宣言の発出
		(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)
		・対象期間:令和3年1月8日から令
		和3年2月7日まで
		▶国:新型コロナウイルス感染症を指
		定感染症として定める等の政令の一
		部を改正する政令等の施行(指定感
		染症としての指定の期間を1年間延
		長)
		▶県:Go To Eat 申込受付・抽選・販
		売(引換)を停止
8日	▶緊急事態宣言発出に伴い特措法に基づく対策本部へ	▶県:新型コロナウイルス感染症対策
	改組	本部 (第 34 回)
	~ ~	・京都府及び大阪府と連携し、政府に
		対して緊急事態宣言の発出を要請
		・特措法24条9項に基づく飲食店等
		への時短要請 (1月12日~)
9日	▶第 15 回対策本部員会議	~5×1/22×16 (1/) 12 1
У Н	・神戸市の対応方針:第11弾	
	・社会福祉施設等に①ガウンや手袋の利用の都度の交	
	換、②原則、利用者の外泊・外出の自粛、③訪問・	
	毎、②原則、利用者の外角・外面の目開、③訪問・ 通所系サービスの提供において、必要不可欠なサー	
	ビスの継続を維持しつつ、感染拡大を防止するた	
10 🖽	め、サービス提供の必要性を十分考慮するよう要請	
12 日	▶知事による神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市に対し	▶県:新型コロナウイルス感染症対策
	て飲食店等への営業時間短縮を要請	本部(第 35 回)
13 日		▶国:新型コロナウイルス感染症対策
		本部(第52回)
		・兵庫県を含む2府5県が新たに緊急
		事態措置を実施すべき区域へ追加
		・追加区域:栃木県、岐阜県、愛知県、
		京都府、大阪府、兵庫県、福岡県
		・対象期間(追加区域):令和3年1
		月14日から令和3年2月7日まで

14 日	▶第 16 回対策本部員会議	
	・神戸市の対応方針:第 12 弾	
	▶市長定例会見	
	・新型コロナウイルス感染症対策	
	▶緊急事態措置の実施	
	・県下全域の飲食店等へ営業時間短縮を要請	
	・緊急事態宣言下における市立学校園の対応につい	
	7	
	・新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言	
	発出に伴う定期券等の取扱い	
	▶市長メッセージ動画の発信	
	・緊急事態宣言発令「助かる命が助かるために」	
15 日	▶新型コロナウイルス感染症に関する兵庫県中小企業	
	家同友会(飲食業経営者)と市長による意見交換会	
	▶医療現場の現状を伝え、助かる命を助けるためのメ	
	ッセージの発信とライトアップの消灯	
	・市内ライトアップ施設の時間短縮	
	・モザイク大観覧車においてメッセージ発信	
18 日	▶新型コロナウイルスワクチン接種対策室の設置	
	・7名(室長1名・係長3名・担当3名)	
20 日	▶ドローンによる三宮の繁華街への外出自粛要請の呼	
	びかけ (1回目)	
	▶令和3年 神戸市成人お祝いの会の延期後の日程	
	(令和3年5月3日、ノエビアスタジアム神戸)	
21 日	▶新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養の実施	
22 日	▶健康局会見	▶国:新型コロナウイルス感染症対策
	・病床ひっ迫による通常医療の制限・受入れ病床の	本部 (第 53 回)
	確保について公表 (160 床→207 床)	▶県:新型コロナウイルス感染症対策
	▶コロナ受入病床の拡大	本部 (第 36 回)
	・160 床→179 床(19 床増)	
	▶メッセージ動画の発信	
	・神戸市立医療センター中央市民病院や保健所で働く	
	職員が医療現場の現状を伝えるメッセージ動画	
	・22 日より YouTube 広告にて配信	
	▶緊急事態宣言を受けた市営地下鉄・市バスの夜間ー	
	部減便の実施	
25 日	▶東灘区職員の新型コロナウイルス感染に伴う窓口業	
	務の一部休止	
	▶こうべ医療者応援ファンドから医療機関への第二次	
	配分	

	▶県市協調融資制度「経営円滑化貸付(新型コロナウ	
	イルス感染症対応資金)」の融資限度額再引き上げ	
	(4,000 万円→6,000 万円)	
26 日	▶SNS 広告の実施	
	・身近な感染リスクに対する注意喚起	
28 日	▶ドローンによる三宮の繁華街への外出自粛要請の呼	
	びかけ (2回目)	
	▶コロナ受入病床の拡大	
	・179 床→184 床(5 床増)	
29 日	▶職員の新型コロナウイルス感染に伴う窓口業務の全	
	面再開 (東灘区)	
	▶神戸市立医療センター中央市民病院でキッチンカー	
	による医療従事者への食事支援を実施	
30 日	▶多忙を極める保健所保健師業務への神戸市看護大学	
	からの協力開始	
2月1日	▶コロナ受入病床の拡大	▶住居確保給付金再支給(3か月間の
	・184 床→200 床(16 床増)	支給)の開始、求職活動要件の緩和
	S AA DEN WAS AR HIS AS COMMENTAL SET A STATE OF	> 127 40 120 1
2 日	▶20 時以降の外出自粛が要請されたことを受け、夜	▶国:新型コロナウイルス感染症対策
	の繁華街の人流を可視化し、ホームページに公開 	本部(第54回)
		・緊急事態宣言の期間延長及び区域変 更(10都府県)
		・対象区域:東京都、埼玉県、千葉県、
		神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、
		大阪府、兵庫県、福岡県(栃木県を除
		外)
		・対象期間:令和3年3月7日まで延
		長
		・生活福祉資金 (特例貸付) 緊急事態官
		言の延長を踏まえ、再貸付の発表
3 日	▶市長臨時会見	▶新型インフルエンザ等対策特措法の
	・家賃支援サポート緊急一時金について	改正法成立
		▶県:新型コロナウイルス感染症対策
		本部 (第 37 回)
		・緊急事態措置延長下における対策
4日	▶「自宅療養者用の健康観察アプリ運用開始	
5日	▶第17回対策本部員会議	
	・神戸市の対応方針:第12 弾(改定)	
	▶市長臨時会見:共同会見	
	・新型コロナワクチン接種連携本部の設置	
	・神戸市、神戸市医師会、神戸市民間病院協会、神戸	

C	نر
(
(ŭ
	ı

	市薬剤師会で連携本部を設置	
	・民間病院(2 病院)で更に入院病床 4 床を確保	
8日	▶自宅療養者に対する食料等の支援開始	▶国:飲食店の時短営業等により影響
	・10 日分の食料、日用品	を受けた事業者への一時金申請受付
	▶高齢者の自宅療養者等訪問事業の開始	開始
	▶県市協調:新型コロナウイルス感染症拡大防止協力	▶県:新型コロナウイルス感染症拡大
	金申請受付開始	防止協力金第1期受付開始
	▶コロナ受入病床の拡大	M111 M21 1 291 X 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	· 200 床→211 床(11 床増)	
0 11		
9日	▶ 令和3年度市民税・県民税の申告期限の延長を発表	
10日	▶ワクチンの接種体制確保や外出自粛等の要請により ■ 100 円	
	影響を受けている市民生活や市内事業者の経済活動	
	支援等のため補正予算を編成	
12 日		▶国:新型コロナウイルス感染症対策
		本部 (第 55 回)
		▶国:新型インフルエンザ等対策特別
		措置法等の一部を改正する法律の施
		行(まん延防止等重点措置の創設、
		新型インフルエンザ等感染症に規定
		等)
15 日	▶新型コロナワクチン接種実施病院・診療所の募集	
	・医療関係団体に所属しない接種実施医療機関等	
	▶医療従事者等への応援メッセージを市内医療機関へ	
	送付	
	▶オンラインストアによる販売促進事業第2弾販売促	
	進キャンペーン開始	
18日	▶県市協調融資制度「経営円滑化貸付(新型コロナウ)	
10 A	イルス感染症対応資金)」の借換制限の緩和	
22 日	17. SERVED NO. 2011 CHANGE OF THE PARTY OF T	▶県:新型コロナウイルス感染症対策
22 H		本部 (第 38 回)
		・緊急事態の解除要請に向けた対策
25 日	▶新型コロナワクチン保管用の超低温冷凍庫を中央区	・糸心ず悠が辨跡女龍に四けた別東
20 日		
	役所、北区役所に配置(順次各区に配置)	
	ン緊急事態宣言の影響を受け売上が減少した中小事業 ************************************	
	者等に対して市独自の支援策として事業所税の減免	
	を公表	

26 日		▶国:新型コロナウイルス感染症対策
		本部 (第 56 回)
		・緊急事態措置を実施すべき区域から
		兵庫県を含む6府県を除外
		(岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、
		兵庫県、福岡県)
3月1日	▶第18回対策本部員会議	
	・神戸市の対応方針:第13弾	
	▶新型コロナワクチン接種コールセンターの開設	
	▶市民病院における通常医療の一部制限解除及び新型	
	コロナウイルス感染症患者受入病床「臨時確保分」	
	の解消について公表(入院病床 解消後 183 床)	
	・西市民病院 43 床→28 床	
	・西神戸医療センター 36 床→23 床	
	▶市長臨時会見	
	・神戸市における変異株サーベイランスの状況の公表	
	(英国型変異株等 1月1日~2月18日)	
	▶新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言	
	発出に伴う定期券等払い戻しの終了	
	▶コロナ受入病床の変更	
	・211 床→189 床(22 床減)	
4 日	▶市長臨時会見:共同会見	▶県:新型コロナウイルス感染症対策
	・JCRファーマ株式会社が神戸サイエンスパーク	本部 (第 39 回)
	に新型コロナウイルスワクチン原液新工場の建設	・感染再拡大防止に向けた要請等につ
	を決定	いて
5 日	➤医療従事者向け優先接種用新型コロナウイルスワク	▶国:新型コロナウイルス感染症対策
	チンが中央区役所へ到着	本部 (第 57 回)
	▶神戸市の対応方針:第13弾(改訂)	埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川
		県の区域とする緊急事態宣言の期間
		を 3 月 21 日まで延長
6 日	▶市長メッセージ動画の発信	
	・変異株への注意喚起	
9日	▶新型コロナワクチンに関するネットモニターアンケ	
	ートの結果公表	
	▶第 50 回神戸まつり開催再延期の決定	
	・令和3年5月16日→令和4年5月	
10 日	▶ふるさと納税を活用した新型コロナ学生支援事業	
	「KOBE 学生サポート 市内大学等応援助成」寄付	
	結果公表	
11 日	▶市長定例会見	
	・新型コロナウイルス感染症対策	

	・神戸市における変異株サーベイランスの状況の公	
	表(英国型変異株等 2月19日~3月4日を追加)	
	▶新型コロナワクチン接種の集団接種会場の公表(全	
	区 12 か所)	
	・各区1箇所(北区・西区は2か所)の接種会場	
	・車での来場(広域アクセス)が便利な接種会場	
12 日	▶新型コロナ患者受入医療機関の医療従事者への「こ	
	うべ医療者応援ファンド」を活用した新たな支援を	
	公表	
	▶事業者に対しての協力金支給や、医療従事者への支	
	援など、追加の財政需要に対応するため,補正予算	
	を編成。	
14 日	▶集団接種シミュレーションを兵庫区役所みなとがわ	
	ホールで実施	
15 日	▶失業者・休業者に向けた合同企業説明会の開催(15	
	日~16 日の 2 日開催)	
18 日		▶国:新型コロナウイルス感染症対策
		本部 (第 58 回)
		・緊急事態宣言の解除を3月21日と
		する
		▶県:新型コロナウイルス感染症対策
		本部 (第 40 回)
		・時短営業、施設使用制限を3月31
		日まで延長を要請
19 日	▶第19回対策本部員会議	
	・神戸市の対応方針:第13弾(改定)	
	▶市長臨時会見	
	・神戸市における変異株サーベイランスの状況の公	
	表(英国型変異株等 3月5日~3月11日を追加)	
	・高齢者施設 2 施設の入所者及び従事者を対象に 4 月	
	12 日にワクチン接種開始を公表	
	・プール検査の活用により1日当たり PCR 検査体制の	
	1,300 件への拡大を公表	
	▶高齢者・障害者施設の職員に対する定期的 PCR 検査	
	の対象施設の拡大、検査期間の短縮を公表(4月1	
	日から)	
	▶民間のプール検査による検査体制の強化(通所施設	
	へ拡充)	
21 日	▶市内宿泊療養施設で療養中の入所者の死亡	▶国:緊急事態宣言の解除
25 日	▶市長定例会見	
	・新型コロナウイルス感染症対策	
	27.22 / / / / / WENNING / / /	

26 日	▶市民病院での通常医療の制限拡大による臨時的コロ	
	ナ受入病床の確保について公表(入院病床 確保後	
	211 床)	
	- 西神戸医療センター13 床追加(追加後 36 床)	
	・西市民病院 15 床追加 (追加後 43 床)	
	▶ワクチン接種実績の状況を可視化し、ホームページ	
	に公開	
29 日		▶県:新型コロナウイルス感染症対策
		本部 (第 41 回)
		・時短営業、施設使用制限を4月21
		日まで延長を要請
30 日	 ▶神戸市の対応方針:第 13 弾(改定)	
31 日	▶市バス夜間減便終了	
4月1日	▶第20回対策本部員会議	▶国:新型コロナウイルス感染症対策
	・令和3年度神戸市の対応方針:第1弾	本部 (第 59 回)
	▶事業者あて文書発出	まん延防止等重点措置実施区域に追
	▶市長臨時会見	加(宮城県・大阪府・兵庫県)
	・新型コロナウイルス感染症対策	・対象期間:令和3年4月5日から令
	・神戸市における変異株サーベイランスの状況の公	和3年5月5日まで
	表(英国型変異株等 3月15日~3月21日を追	▶県:新型コロナウイルス感染症対策
	加)	本部 (第 42 回)
	▶4月19日以降の高齢者へのワクチン接種スケジュ	▶県:新型コロナウイルス感染症拡大
	ールを公表	防止協力金第2期受付開始
	▶ワクチン集中調整センターの設置	
	・神戸名谷ワークラボ AOZORA	
	プール方式の活用により高齢者・障害者施設の職員	
	に対する定期的 PCR 検査の拡大	
	▶県市協調融資制度「伴走型経営支援特別貸付」受付	
	開始	
2 日		▶県:新型コロナウイルス感染症対策
		本部 (第 43 回)
5日	▶令和3年度神戸市の対応方針:第1弾(改定)	
	▶市長メッセージ動画の発信	
	・第4波の到来~「マスク」と「距離」	
	▶西市民病院のさらなる通常医療の制限等によるコロ	
	ナ受入病床の拡大	
	・189 床→196 床(7 床増)	
6 日	▶入院調整のため自宅待機中の患者が死亡(1 例目)	
8日	▶市長定例会見	
	・新型コロナウイルス感染症対策	

	▶神戸市における変異株サーベイランスの状況の公表	
	(英国型変異株等 3月22日~3月28日を追加)	
	▶高齢者入所施設入居者で使用する新型コロナワクチ	
	ン(ファイザー社製)が到着	
9日		▶国:新型コロナウイルス感染症対策
		本部 (第 60 回)
		まん延防止等重点措置区域拡大
		(東京都・京都府・沖縄県)追加
		▶県:新型コロナウイルス感染症対策
		本部 (第 44 回)
10 日	▶ワクチン接種予約受付(集団接種会場・12 か所)	
12 日	▶高齢者施設の入所者及び従事者を対象にワクチン接	
	種開始	
	・ふじの里 (北区)、安田記念緑風苑 (西区))	
	➤KOBE プレミアム宿泊クーポンの利用開始	
15 日	▶市長臨時会見:共同会見	▶県:新型コロナウイルス感染症対策
	・新型コロナワクチン接種の予約受付開始	本部 (第 45 回)
	・学生がインターネットでの新型コロナワクチン接	
	種予約をお手伝い	
	・ゴールデンウィークの医療提供体制確保に向けた	
	医療機関支援について	
	▶神戸市における変異株サーベイランスの状況の公表	
	(英国型変異株等 3月29日~4月4日を追加)	
	▶西神戸医療センターのさらなる通常医療の制限等に	
	よるコロナ受入病床の拡大	
	・196 床→211 床(15 床増)	
16 日		▶国:新型コロナウイルス感染症対策
		本部 (第 61 回)
		・まん延防止等重点措置区域拡大
		(埼玉県・千葉県・神奈川県・愛知
		県)追加
17 日	▶ワクチン接種予約受付(各診療所・病院 734 か所)	
	▶ワクチン接種券発送(75 歳以上)	
19 日	▶75 歳以上へのワクチン接種券発送	
	▶コロナ受入病床の拡大	
	・211 床→229 床(18 床増)	
20 日	▶新型コロナワクチン接種申込お助け隊配置開始	
	▶新型コロナワクチン接種予約受付開始	
	▶入院調整のため自宅待機中の患者が死亡(2 例目)	
21 日	▶市長定例会見	▶県:新型コロナウイルス感染症対策
	・自宅療養者等における健康観察の充実	本部 (第 46 回)

	▶入院調整のため自宅待機中の患者が死亡(3 例目)	
	 プロナ受入病床の拡大 ・229 床→236 床 (7 床増) >新型コロナワクチンの予約受付体制の強化について公表 ①予約サイトネットワーク機器の処理性能の増強・5 月中旬までに処理能力を4~5 管に向上 ②コールセンターの体制強化・4/22 に120 回線→135 回線(15 回線増)・5 月中旬までに段階的に200 回線に増強・5 月下旬までに段階的に300 回線に増強・5 月下旬までに段階的に300 回線に増強・6 月4 日まで延長・各区役所等の体制強化(全60 人→100 人程度) >神戸市における変異株サーベイランスの状況の公表(英国型変異株等 4 月5 日~4 月11 日を追加) 	
23 日	 →市長臨時会見:共同会見 ・市民病院による入院待機者等への往診等の実施について >神戸市医師会・神戸市薬剤師会からの協力による健康観察の充実 >積極的疫学調査の重点化(患者の所属先調査を高齢者・障害者施設に保定など) 	 ➤国:新型コロナウイルス感染症対策本部(第62回) ・緊急事態宣言(東京都・京都府・大阪府・兵庫県) ・対象期間:令和3年4月25日から令和3年5月11日 > 月:新型コロナウイルス感染症対策本部(第47回)
24 日	▶第21回対策本部員会議 ・令和3年度神戸市の対応方針:第2弾	
25 日		▶国:緊急事態措置適用 (東京都・京都府・大阪府・兵庫県)
26 日	 >新型コロナワクチン接種コールセンターの体制強化・120回線→135回線(15回線増) ・5月中旬までに段階的に200回線に増強 ・5月下旬までに段階的に300回線に増強 	
27 日	>市長メッセージ動画の発信・緊急事態宣言~助かる命を助けるために~>ワクチン接種申込お助け隊の新規配置・各図書館(東灘・灘・中央・兵庫)に配置	
28 日	▶市長臨時会見・ゴールデンウィーク期間中の医療提供体制	▶県:新型コロナウイルス感染症対策 本部 (第 48 回)

1
w
\circ
0
1

・ 入院調整中の自宅待機者への医療的支援の充実 ・ 新型コロナワクチン接種申込お助に隊を体育館に ・ 配置	
も配置	
25 H 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
・65 歳以上 75 歳未満の方への接種券の送付スケジュ	
ールを見直し	
>神戸市中小法人等の家賃サポート緊急一時金申請受	
付開始	
▶コロナ受入病床の拡大	
・236 床→244 床(8 床増)	
▶神戸市新型コロナワクチン庁内対策本部を設置	
▶市営地下鉄西神・山手線の終発時刻の繰上げ開始	
29 日 ▶ゴールデンウィークにおけるこころの健康電話相談	
の臨時開設 (4月29日・5月1日~5日)	
▶市営地下鉄西神・山手線の減便拡大・市バス主要系	
統での減便開始	
▶シティー・ループバスの減便開始	
▶ボートライナー・六甲ライナーの終発時刻の繰上げ	
開始	
30 日 ▶ワクチン接種申込お助け隊の配置延長・拡大配置	
・6月4日まで延長	
・各区役所等の体制強化(全 60 人→100 人程度)	
▶ドローンを活用した外出自粛等の呼びかけ	
(神戸国際会館)	
▶ワクチン接種申込お助け隊の新規配置	
・各体育館(王子スポーツセンター、須磨体育館・	
垂水体育館)に配置	
▶市立学校で生理用品配布開始	
・神戸市立学校 264 校、総数 3 万枚	
▶コロナ受入病床の拡大	
・244 床→248 床(4 床増)	
5月1日 >コロナ受入病床の拡大	
・248 庆→259 床(11 床増)	
3日 ▶令和3年 神戸市成人お祝いの会再延期 (時期未	
定)	
▶入院調整のため自宅待機中の患者が死亡(4 例目)	
6日 ▶県:新型コロナウイルス感染症対策	Ę
本部 (第 49 回)	

7日	▶市長臨時会見:共同会見	▶国:新型コロナウイルス感染症対策
	・新型コロナワクチン接種体制を強化します(神戸	本部 (第 63 回)
	市歯科医師会の連携本部への参画・神戸市独自の	緊急事態宣言区域の追加及び期間
	大規模接種会場の設置)	延長
	・新型コロナワクチン副反応に関する受診・相談の	・区域(愛知県・福岡県)追加
	お願い及び神戸市新型コロナワクチン副反応医療	・期間:5月31日まで延長
	相談窓口の開設	▶県:新型コロナウイルス感染症対策
	▶コロナ受入病床の拡大	本部 (第 50 回)
	・259 床→267 床(8 床増)	
9日	▶市バス 25 系統(三宮バスターミナル~森林植物	
	園)減便終了	
	▶入院調整のため自宅待機中の患者が死亡(5 例目)	
10 日	▶第22回対策本部員会議	
	・令和3年度神戸市の対応方針:第2弾(改定)	
	▶事業者あて文書発出	
	▶コロナ受入病床の拡大	
	・267 床→291 床(24 床増)	
	▶ワクチン集団接種会場 (JR灘駅駅舎3階)予約開	
	始	
	▶ワクチン接種申込お助け隊の新規配置開始	
	・西区各出張所(伊川谷・櫨谷・押部谷・平野・神	
	出・岩岡)に配置	
	▶新型コロナワクチン副反応医療相談窓口開設	
	▶福井県より保健師の応援職員の派遣(~15 H)	
	▶ワクチン集団接種会場(11 か所)接種開始	
11 月	▶ワクチン灘区(暫定)集団接種会場(BB プラザ神	
	戸 12 階)予約開始	
	▶ワクチン管理事故の発生(管理温度の逸脱)	
	▶集団接種会場(御影公会堂・三宮 OPA 2・エコール	
	リラ)	
12 日		▶県:新型コロナウイルス感染症対策
		本部(第 51 回)
13 日	▶市長定例会見	
	・神戸市独自の大規模ワクチン接種会場について	
14 日	▶ワクチン灘区(暫定)集団接種会場(BB プラザ神	▶国:新型コロナウイルス感染症対策
	戸12階)接種開始(~6月6日)	本部 (第 64 回)
	▶神戸市独自の「大規模ワクチン接種会場」(歯科医	・緊急事態宣言区域の追加
	師による接種体制)予約開始	(北海道・岡山県・広島県)
	▶ワクチン管理監 (局長級) の設置	
	▶垂水区の集団接種会場(垂水区文化センター)の予	
	約枠拡充	

17 日	▶73 歳・74 歳へのワクチン接種券発送開始	
	▶集団接種会場における濃度が不足するワクチンの接	
	種(須磨区役所)	
18 日	▶市長臨時会見:共同会見	
	・シスメックス PCR 検査センターの移転および、メ	
	ディカロイドが開発した自動 PCR 検査ロボットシ	
	ステムの稼働について	
	▶市長メッセージ動画の発信	
	・神戸市独自の大規模ワクチン接種会場の設置	
19 日	▶集団接種会場におけるワクチンを充填しないままの	▶国:新型コロナウイルス感染症対策
	注射器による注射(北区文化センター)	本部 (第 65 回)
20 日	▶71歳・72歳へのワクチン接種券発送開始	
	▶市内で初めてインド・米国で最初に検出された変	
	異株(L452R変異株)確認	
21 日	▶市長臨時会見:共同会見	▶国:新型コロナウイルス感染症対策
	・産学官の三者連携による神戸市大規模ワクチン接	本部 (第 66 回)
	種会場設置について	・緊急事態宣言区域の追加 (沖縄県)
	▶コロナ受入病床の拡大	
	・291 床→305 床(14 床増)、うち重症病床 46 床→51	
	床 (5 床増)	
	▶低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援	
	特別給付金(ひとり親世帯分)給付開始	
22 日	▶大規模接種会場予約開始(ノエビアスタジアム神	
	戸)	
24 日	▶69歳・70歳へのワクチン接種券発送開始	
	▶集団接種会場の保冷庫電源プラグ脱落によるワクチ	
	ンの廃棄(兵庫区役所)	
25 日	▶神戸市独自の「大規模ワクチン接種会場」(歯科医	▶県:新型コロナウイルス感染症拡大
	師による接種体制)接種開始	防止協力金第3期受付開始
	・神戸ハーバーランドセンタービル	
	▶ワクチン接種会場の運営にご協力いただけるメンバ	
	- 募集(薬剤師・看護師・お助け隊)	
	▶ドローンによるワクチン接種の呼びかけ(神戸ハー	
	バーランド umie)	
26 ⊟	▶市長メッセージ動画の発信	▶県:新型コロナウイルス感染症対策
20 1	・ノエビアスタジアム神戸でワクチン接種	本部(第52回)
	▶67歳・68歳へのワクチン接種券発送開始	AT-HP (NO CO EE)
	ア OT MS OO MS マンノノノノマ IST呈が元公開炉	

27 日	▶65 歳・66 歳へのワクチン接種券発送開始	
	▶集団接種会場における余剰ワクチンの取扱い(ケア	
	マネジャー等、認定こども園・保育所等の職員、特	
	別視年学校・幼稚園等の職員)	
28 日	▶市長定例会見	▶国:新型コロナウイルス感染症対策
	・60~64歳の方や基礎疾患のある方等の優先予約が	本部 (第 67 回)
	始まります	緊急事態宣言期間の延長
	・子育て世代にやさしい接種会場についてーキッズ	6月20日まで
	スペースを開設します!一	▶県:新型コロナウイルス感染症対策
		本部 (第 53 回)
30 日	▶ワクチン集団接種会場におけるワクチン充填済み注	
	射器の紛失、同一人に対する二重接種の疑い(BB	
	プラザ神戸)	
31 日	▶令和3年度神戸市の対応方針:第2弾(改定)	
	▶大規模接種会場(楽天グループ,神戸大学医学部附	
	属病院, 東京慈恵会医科大学などをはじめとした産	
	学官の連携による接種体制)接種開始(ノエビアス	
	タジアム神戸)	
	▶大規模接種会場行き臨時バス運行開始	
	▶「第 10 回神戸マラソン」開催再延期の決定	
	· 令和 3 年 11 月 21 目→令和 4 年 11 月	
	▶県市協調融資制度「経営円滑化貸付(新型コロナウ	
	イルス感染症保証料応援貸付)」終了	
	▶県市協調融資制度「経営円滑化貸付(新型コロナウ	
	イルス感染症対応資金)」終了	
6月1日	▶中央区ワクチン集団接種会場の移転	▶県:新型コロナウイルス感染症拡大
	(三宮 OPA2 3階→サンパル 7階)	防止協力金第4期受付開始
	➤従来の英国型変異株にはなかった変異を持つ変異株	
	(E484Q を持つアルファ株) の確認 (国内初)	
	➤ 医療機関で実習を行う学生等に対する新型コロナウ	
	イルスワクチン優先接種	
	>ひとり親高等職業訓練促進給付金の民間資格対象拡 →型は開始	
4日	大受付開始 ・従来の英国型変異株にはなかった変異を持つ変異株	
4 日	(E484Qを持つアルファ株)の確認(4例)	
	▶ワクチン接種予約の際に各会場の予約空き状況が分	
	かるページを公開	
7日	▶ワクチン集団接種会場 (JR灘駅駅舎3階)接種開	
	始	
8日	▶集団接種会場におけるバイアル数と接種人数の不整	
	合 (サンパル)	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u>I</u>

10 日 >市長定例会見 ・配慮を要する方へのワクチン接種について ・市長メッセージ動画の発信 ・大規模接種会場でキッズルームなどを完備 ・ワクチン接種の呼びかけ (ワクチン予約の空き状	1
 ▶市長メッセージ動画の発信 ・大規模接種会場でキッズルームなどを完備 ・ ワクチン接種の呼びかけ (ワクチン予約の空き状況が・目でわかるページの公開) ・ 期間: 令和3年4月20~6月20日 区域: (埼玉県・千葉県・神奈川県) ・ 期間: 令和3年5月9~6月20日 区域: (岐阜県・三重県) 	1
・大規模接種会場でキッズルームなどを完備 ・ワクチン接種の呼びかけ(ワクチン予約の空き状況が・目でわかるページの公開) トDV 被害者等への新型コロナウイルスワクチン接種 券送付 ・規間:令和3年4月20~6月20日 区域:(埼玉県・千葉県・神奈川県) ・期間:令和3年5月9~6月20日 区域:(岐阜県・三重県)	1.
・ワクチン接種の呼びかけ (ワクチン予約の空き状 況が : 日でわかるページの公開)	1.
況が・目でわかるページの公開) → DV 被害者等への新型コロナウイルスワクチン接種 券送付 ・ 期間: 令和3年5月9~6月20日 区域: (岐阜県・三重県)	1
➤DV 被害者等への新型コロナウイルスワクチン接種 区域:(岐阜県・三重県) 券送付	1
券送付	1
7.2.1	1
11 月 >市長臨時全員	1
TER PROPERTY	1
・新型コロナワクチン接種集団接種会場を拡充	1
・働く世代や子育て世代もワクチン接種しやすい環	
境へ	
・神戸市看護大学で新型コロナワクチン職域接種開	
始	2
▶65 歳未満へのワクチン接種券発送開始(~6/24)	
①優先予約	
・60 歳以上 6ō 歳未満の方、60 歳未満の方のうち	
基礎疾患のある方など→種券到着から6月29日	
まで	
②一般予約	
・保育所・幼稚園・特別支援学校等の保育士・教職	2
員等→6月30日(水)以降	
・59 歳以下の方→7月5日以降順次	
▶大規模接種会場等で当日の予約枠に空きが生じた際	
の対応(保育所・幼稚園・特別支援学校等の保育	
士・教職員等、小学校の教職員、児童館・学童保育	2
施設等の職員)	
>コロナ禍での熱中症予防の取り組みを発表	
14日 >インドで最初に検出された変異株(デルタ株)の	
市内初確認 (2 例)	
▶コロナ禍長期化に伴う「家賃サポート緊急一時金」	
の拡充を発表	
▶こうべ商店街・小売市場お買物券(第2弾)事前申込	
受付開始	
16 日 ▶市内の医療機関でのワクチンの再冷凍及び再冷凍さ ▶県:新型コロナウイルス感染症対策	
れたワクチンを用いた接種(西区に特別養護老人ホ 本部 (第54回)	
-A)	
17日 >通常の接種会場では接種が難しい方のための接種会 >国:新型コロナウイルス感染症対策	
場の電話予約受付開始 本部 (第69回)	
▶大規模接種会場2か所にキッズスペースをオープン ・緊急事態措置を実施すべき区域から	
兵庫県を含む7都道府県を除外(北	2

			海道・東京都・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県) ・まル延防止重点措置実施区域及び期間の変更 (北海道・東京都・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県)追加 ・期間:令和3年6月21日~7月1 1日まで ・県:新型コロナウイルス感染症対策 本部(第55回)
ŀ	18 日	▶第 23 回対策本部員会議	THE OF SET
	10 н	・令和3年度神戸市の対応方針:第3弾	
		▶市営地下鉄終発時刻繰上げ終了	
	21 日	▶ボートライナー・六甲ライナー終発時刻繰上げを継	▶国:まん延防止等重点措置適用
	21 H	統	(北海道・東京都・愛知県・京都府・
		・	大阪府・兵庫県・福岡県)
		床の確保	八阪川・宍阜州・田岡州/
		・305 床→282 床(23 床減)	
		▶神戸市看護大学での新型コロナワクチン接種(職域	
		接種)開始	
i	22 日	▶平日・土曜日の午前中の予約枠を設けたコロナワク	
		チン集団接種会場を拡充(5か所)	
		▶配慮を要する方へのワクチン巡回接種チームによる	
		訪問接種開始	
		▶「令和3年度神戸ルミナリエ開催中止を決定」	
İ	24 日	▶市長定例会見	
		・一般予約開始日の前倒し、および優先予約の対象	
		拡大	
		▶西区ワクチン集団接種会場の移転に伴う JA 兵庫六	
		甲酉神文化センター会場の予約開始	
		▶新型コロナウイルスワクチン接種券発送完了(全市	
		民)	
		▶新型コロナワクチン接種の一般予約開始日の前倒	
		し、優先接種の対象拡大	
		・7月10日以降開始予定を2~5日前倒し	
		・マスクなどの感染防護対策が難しい方と直接、接	
		する業務に従事する方を優先接種	
		▶神戸市における新型コロナウイルス変異株の確認状	
		況公表(デルタ株等疑い等 以降原則毎週木曜日に	
		公表)	
	26 日	▶集団接種会場での余剰ワクチンの市職員ボランティ	

	アへの接種開始	
28 日	▶緊急雇用対策(子育て世帯支援)会計年度任用職員	
	募集開始(~7月9日)	
30 日	▶ワクチン接種の優先予約の対象拡大(公共交通機関	
	職員)	
7月1日	▶配慮が必要な人のためのワクチン接種会場開設	
	(東横 INN 神戸三ノ宮 I)	
	▶障害者施設での接種開始	
	▶ワクチン接種申込お助け隊の延長配置(~7月30	
	目)	
	・各区役所・須磨パティオ健康館・北須磨支所・西	
	神出張所	
	▶コロナ禍の夏の熱中症予防「水を飲もうキャンペー	
	ン」 (~9/30)	
2 日	▶市長臨時会見	
	・新規予約の受付停止 全ての接種会場 7/2 から	
	・1回目の接種予約の取り消し	
	集団接種会場、大規模接種会場 7/6 予約分から	
	個別接種機関 7/12 予約分から	
5日	▶ワクチン接種優先予約開始(教職員・公共交通機関	
	職員等)	
6 日	▶ファイザー社製ワクチンの1回日接種予約をすべて	
	キャンセル(集団・大規模)	
	・7月6日~8日の予約者全員に直接電話連絡を実施	
	【約 6, 200 人】	der Will I have a service and the service and
8日	▶市長定例会見	▶国:新型コロナウイルス感染症対策
	・新型コロナワクチン接種状況とキャンセル対応に	木部(第70回)
	ついて	・緊急事態措置区域の追加
	▶ファイザー社製ワクチンの不足により1回目接種予	(東京都)
	約をキャンセルした 65 歳以上の方を対象とした予	・6都道府県をまん延防止等重点措置
	約振替開始(モデルナを使用した会場への振替)	実施区域から除外
		(北海道・東京都・愛知県・京都府・
		兵庫県・福岡県) ▶県:新型コロナウイルス感染症対策
		本部 (第 56 回)
0.0	▶令和3年度神戸市の対応方針:第3弾(改定)	今郎 (第 00 <u>間</u>)
9 目	▶ 宇	
	▶ KOBE アート緊急支援事業(映画館支援)受付開始	
10 日	▶DV 等やむを得ない事情があり接種券が手元に届か	
10 日	ない方に対し居住地に接種券送付を開始	
	ない 刀に刈 し血 圧地に攻性矛 込刊 を 開知	

11日	▶まん延防止等重点措置実施区域から除外		
▶ポートライナー・六甲ライナー終発時刻繰上げ終了			
12 日		→国・事業再構築補助金のサポート窓	
		口を開設	
		→県:新型コロナウイルス感染症拡大	
		防止協力金第5期受付開始	
15 日	▶市長臨時会見		
	・新型コロナワクチン接種の予約受付順次再開		
	・神戸市役所 1 号館 24 階における夜間接種開始		
16 日	▶ワクチン接種の予約受付を再開(65歳以上)		
	・モデルナ社製のワクチンを使用する集団接種会場		
21 日 ▶市長定例会見			
	・基礎疾患がある方の新型コロナワクチン接種予約		
	受付再開		
	・ファイザー社製ワクチンを使用する集団接種会場		
	での接種前倒し		
	・スマート申請による新型コロナウイルス感染症予		
	防接種証明書(ワクチンパスポート)交付申請受付開		
	始		
	▶市立幼稚園・高等学校夏季休業(~8/31:短縮な		
	L)		
22 日	▶基礎疾患がある方のワクチン接種の予約受付再開		
	・モデルナ社製ワクチンを使用する集団・大規模接		
	種会場		
	▶市立小学校・中学校・特別支援学校夏季休業(~		
	8/31:短縮なし)		
24 日	▶こうべ商店街・小売市場お買物券(第2弾)利用開始		
00 1	> ±40.7 • 1 M o 180 - 1 1 4 7 1 2 7 1 2 7 1 2 7 1 4 7 1		
26 日	▶市役所1号館24階における平日夜間のワクチン接		
	■ 種予約開始		
	アクラフ 接種の 下列支刊 を再開 (04 歳以上キャン セル対象者)		
	・個別接種医療機関		
	・ファイザー社製ワクチンを使用する集団接種会場		
	▶基礎疾患がある方のワクチン接種の予約受付再開		
	・個別接種医療機関・ファイザー社製ワクチンを使		
	- 個別接種医療機関・ファイリー社製ワクテンを使用する集団接種会場		
	→ → → → → → → → → →		
	種証明書の交付申請受付開始		
	型記明音の交流中間支流 対対 ▶低所得者の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援		
	特別給付金(ひとり親世帯以外分)給付開始		
	かかかい 立 (いこり秋 匡市 8人下カナ 海内 用知		

	▶失業者・休業者に向けた合同企業説明会の開催(26		
	~27 日の 2 日開催)		
27 日 ト西区ワクチン集団接種会場の移転			
	・西水環境センター玉津処理場→JA 兵庫六甲 西神		
	文化センター		
28 日		▶県:新型コロナウイルス感染症対策	
		本部 (第 57 回)	
29 日	>市長臨時会見		
	 ・優先予約対象者の新型コロナワクチン接種予約受		
	付再開		
30 日	▶令和3年度神戸市の対応方針:第3弾(改定)	▶国:新型コロナウイルス感染症対策	
50 д	▶優先予約対象者(60~64歳の方、高齢・障害施設の	本部(第71回)	
	従事者、医療実習生等)の予約再開	・緊急事態措置区域の追加(埼玉県・	
	▶母子生活支援施設・児童家庭支援センター・児童養	千葉県・神奈川県・大阪府)	
	護施設の職員の優先予約受付開始	・まん延防止等重点措置実施区域の追	
		加(北海道・石川県・京都府・兵庫	
		県・福岡県)	
		▶県:新型コロナウイルス感染症対策	
		本部 (第 58 回)	
31 日	▶JR 難駅舎会場、大規模接種会場(ハーバーランド		
	センタービル)閉鎖		
8月1日	▶配慮が必要な人のためのワクチン接種会場の移転	▶県:新型コロナウイルス感染症対策	
	 ・東横 INN 神戸三ノ宮 I →ニチイ学館 研修棟	 庁内連絡会議	
	 ▶キャッシュレスポイント還元事業第1弾(飲食店)		
	 開始		
3 日	▶ひとり親家庭の就労自立を促進するため、SNS アプ		
	リ「LINE」でチャットボットや AI の技術を活用し		
	た、キャリアコンサルタントがオンライン上で就労		
	相談を行うサービスを開始		
4.0			
4日	▶市長臨時会見		
	・40歳以上の方の新型コロナワクチン接種予約受付		
開始			
・配慮を要する方へのワクチン接種会場予約再開お			
	よび接種会場新設		
5 日 ➤配慮が必要な人のためのワクチン接種会場予約 F		▶国:新型コロナウイルス感染症対策	
	▶40 歳~59 歳の方への人規模接種会場(ノエビアスタ	本部 (第 72 回)	
	ジアム神戸) での予約開始	・まん延防止等重点措置実施区域の追	
		加	
		(福島県・茨城県・栃木県・群馬県・	
		静岡県・愛知県・滋賀県・熊本県)	

9日	▶連節バスがワクチン接種会場へ	
	・神戸学院大学ポートアイランド第2キャンパス会	
	場	
10 日	▶ファイザー社製ワクチン接種の再開(64歳以上キ	
	ャンセル対象者)	
	・個別接種医療機関、集団接種会場	
	・優先予約対象者(保育所、学校園、児童館等の職員	
	等) の予約再開	
	▶北区ワクチン集団接種会場の移転	
	・北区文化センター(本館) →すずらんホール	
12 日		▶県:新型コロナウイルス感染症対策
		本部 (第 59 回)
13 日	▶with コロナ時代の子育て世帯を応援〜おうちで外	
	食・海外旅行気分が味わえるレシピを配信	
	>悪天候時における集団接種会場・大規模接種会場で	
	の接種中止の対応方針(神戸市域に気象に関する	
	「特別警報」が発表された場合は原則接種中止)	
14 日	▶市民余剰ワクチンボランティアの募集開始	
16 日	▶市長臨時会見	▶県:まん延防止等重点措置区域を拡
	・接種対象となる全ての市民の新型コロナワクチン	大
	接種予約受付開始	・(15 市町 →36 市町)
	▶市長メッセージ動画の発信	
	・若い世代へのワクチン接種呼びかけ	
	▶神戸市役所1号館24階における夜間接種の開始	
	▶宿泊療養施設の医療的ケア体制の拡充(ニチイ神戸	
	ポートアイランドセンター宿泊棟)	
17 日	▶市民余剰ワクチンボランティアの運用開始	▶国:新型コロナウイルス感染症対策
	▶40 歳以上の方のワクチン接種予約開始	本部 (第73回)
	・ファイザー・モデルナ社製のワクチンを使用する	・緊急事態措置実施区域の追加
	集団接種会場、個別接種医療機関	(茨城県・栃木県・群馬県・静岡県・
	▶19~39 歳の方のワクチン接種予約開始	京都府・兵庫県・福岡県)
	・ノエビアスタジアム神戸	・期間:令和3年8月20日~9月12
	➤宿泊療養施設の医療的ケア体制の拡充(東横 INN 神	Ħ
	戸三ノ宮駅市役所前、神戸三ノ宮【)	まん延防止等重点措置実施区域追加
	▶キャッシュレスポイント還元事業第1弾(飲食店)	(宮城県・富山県・山梨県・岐阜県・
	終了 (感染拡大のため)	三重県・岡山県・広島県・香川県・
		愛媛県・鹿児島県)
		▶県:新型コロナウイルス感染症対策
		本部 (第60回)
18 日	▶市長定例会見	
	・第5波の感染急拡大に対する神戸市の対応	

19 日	▶「医療現場からの声」として中央市民病院救急科医	
	長からのメッセージ配信	
	▶市民病院での通常医療の制限によるコロナ受入病床	
	の拡大	
	・282 床→321 床(39 床増)(9/1 より順次拡大)	
20 日	▶第24回対策本部員会議	
	・令和3年度神戸市の対応方針:第4弾	
	▶宿泊療養施設の新規開設	
	・サンルートソプラ神戸アネッサ(138 室)	
	▶各保健センターに自宅療養者フォローアップチーム	
	を設置(看護師等による合計 15 名体制)	
21 日	▶配慮が必要な人のためのワクチン接種会場追加	
	・神戸市医師会北部休日急病診療所	
23 日	▶市営地下鉄西神・山手線終発時刻繰上げ開始	
	▶市立小学校・中学校・特別支援学校の夏季授業日	
	(8月25日~8月31日のうち3日間)を実施しな	
	いことを発表	
24 日 ▶19~39 歳の方のワクチン接種予約開始		▶国:新型コロナウイルス感染症対策
ファイザー・モデルナ社製のワクチンを使用する		本部 (第74回)・水際対策にかかる
	団接種会場、個別接種医療機関	措置
	▶令和3年度9月補正予算案の発表(ワクチン接種体)	
	制の強化、疫学調査・検査体制等の充実、医療提供	
	体制の強化、市民・医療従事者に対する相談体制の	
	強化、生活困窮者対策、公共交通事業者に対する運	
	行継続支援)	
25 日	▶神戸医療産業都市及びポートアイランドの企業・団	▶国:新型コロナウイルス感染症対策
	体に対する新型コロナウイルスワクチンの職域接種	本部 (第 75 回)
の再開を発表		緊急事態措置実施区域の追加
		(北海道・宮城県・岐阜県・愛知県・
		三重県・滋賀県・岡山県・広島県)
		・まん延防止等重点措置実施区域追加
00.5	\	(高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県)
26 日	▶市長臨時会見 ・妊娠中の大いなの大・ペートナーの無利コロカロ	
	・妊娠中の方とその夫・パートナーの新型コロナワ クチン接種優先予約受付開始	
	クテン族種優元丁科文刊開始 ・第5波の感染急拡大に対する神戸市の対応	
27 日	・ 第3級の感染忌私人に対する神戸田の利心 ▶抗体カクテル療法センターの設置(中央市民病院)	
21 日	▶妊婦中の方とその夫・パートナーの「ワクチン優先」	
	接種 予約開始	
	15個 17mmm	
	して神戸市看護大学長からのメッセージ配信	
	して作尸中有酸八子区からのインヒーン配信	

30 日	▶ワクチン接種券発送(12歳~15歳)	▶県:新型コロナウイルス感染症拡大
▶新型コロナワクチンこども健康相談窓口(コールセ		防止協力金第6・7期受付開始
	ンター)の開設	
31 日 ▶12 歳~18 歳の方のワクチン接種予約開始。		
	▶新型コロナワクチン接種申込お助け隊の配置終了	
9月1日	▶市立学校園(小学校・中学校・特別支援学校・幼稚	
園・高等学校)始業式(ただし、9月1日~		
	日は午前中のみの授業)	
2 日 ▶集団接種会場における急変時対応用医薬品(ボスミ		
	ン)の紛失(キャンパススクエア)	
4日	▶ワクチン接種に関する不安や疑問にお答えするテレ	
	ビ番組の放送予定(サンテレビ)(~9/25)	
8日	▶市民余剰ワクチンボランティアの対象年齢の拡大	
	(20 歳以上→16 歳以上)	
9日	▶市長定例会見	▶国:新型コロナウイルス感染症対策
	・第5波の感染急拡大に対する神戸市の対応	本部 (第 76 回)
	▶保健所内に自宅療養者フォローアップチーム本部を	緊急事態措置実施区域の変更及び期
	設置(職員 15 名体制)	間延長
▶自宅療養者フォコーアップチームの強化		(宮城県・岡山県) 除外
▶コロナ受入病床の確保について (321 床→344 床)		・期間: 令和3年9月30日まで延長
		▶県:新型コロナウイルス感染症対策
		本部 (第 61 回)
10 日	▶令和3年度神戸市の対応方針:第4弾(改定)	
13 日 ▶市長臨時会見		
	・若年層と 11 歳以下のこどもの親を対象とする新型	
	コロナワクチン接種優先予約枠設置	
14 日	▶若年層向けワクチン接種優先予約の開始(16歳以	
	上 39 歳以下の神戸市民(市内通勤・通学の市外在住	
	者含む))	
	・ノエビアスタジアム神戸(200 人/日)	
▶11 歳以下のこどもの親向けワクチン接種優先予約		
の開始		
	・市役所1号館(24 人/日)	
・ノエビアスタジアム神戸 (100 人/日)		
15 日	▶市長臨時会見:共同会見	
	・新型コロナワクチン接種促進策に関する兵庫県・	
	楽天・神戸市の共同記者会見	
17日	▶失業者・休業者に向けた合同企業説明会の開催(17	
	日~18 日の 2 日開催)	
	s also to the African of the Institution.	
18 日	▶宿泊療養施設の新規開設・神戸ポートタワーホテル (148 室)	

20 日	▶若年層向け優先予約ワクチン接種の開始(16歳以	
	上 39 歳以下の神戸市民(市内通勤・通学の市外在住	
	者含む))	
21 日	▶集団接種会場における濃度が不足するワクチンの接	
	種(垂水区文化センター)	
22 日	▶市長定例会見	
	・新型コロナウイルス感染症対策	
	▶市長メッセージ動画の発信	
	・若年層向けワクチンの優先接種会場の開設	
	▶10 月補正予算案の発表(医療提供体制の安定的確	
	保、コロナ禍に直面する市民・市内事業者への対	
	応)	
	・キャッシュレスポイント還元事業(小売業・サー	
	ビス業)	
	・近場旅 KOBE キャンペーン事業	
	・転職・再就職支援事業	
	・KOBE アート緊急支援事業 (第 2 弾)	
	・公共交通事業者等の感染防止対策支援)	
	▶コロナ禍長期化に伴う「家賃サポート緊急一時金」	
	の再拡充を発表	
28 日		▶国:新型コロナウイルス感染症対策
		本部(第77回)
		・9月30日をもって緊急事態措置及
		びまん延防止等重点措置を終了
		▶県:新型コロナウイルス感染症対策
	A man of control and the contr	本部 (第 62 回)
29 日	▶令和3年度神戸市の対応方針:第5弾	
30 日	▶市長メッセージ動画の発信	
	・若年層向けワクチン接種呼びかけ	
	▶ポートライナー・六甲ライナー終発時刻繰上げ終了	



参考資料

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の 感染症法上の位置づけの変更について

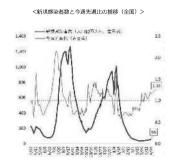


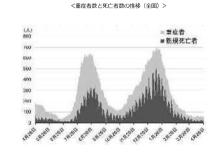
感染状況と今後の見通し

厚生科学審議会感染症部会での最終確認

全国の新規感染者数は、1月27日以降、減少傾向が続いた後下げ止まり、 足元で増加傾向。

■ 夏に向けて、一定程度の感染拡大を想定する必要がある。





新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染症法上の位置づけについて

厚生科学審議会感染症部会での最終確認

病原性が大きく異なる変異株の発生など、 科学的前提が変わるような特段の事情は生じていない。

- ▶ 予定どおり5月7日をもって、感染症法における「新型インフルエンザ等感染症」には該当しないものとし、5月8日以降は、「5類感染症」とする。
- ▶ オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、 科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに対応を見直す。

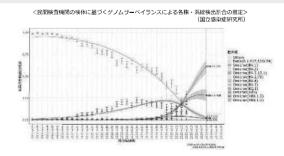
変異株

厚生科学審議会感染症部会での最終確認

国立感染症研究所によれば

- 世界では、オミクロン株が支配的な状況が継続。
- 国内では、オミクロン株の亜系統であるXBB.1.5系統、XBB.1.9系統が 占める割合が上昇と推計。

病原性が大きく異なる変異株の発生など、特段の事情は生じていない。



- 2

3

「個人の選択を尊重し、国民の皆さまの自主的な 取組をベースとしたもの」へ。

1発生動向

②医療体制

③患者対応

4.感染対策

⑤ワクチン

①発生動向

新型インフルエンザ等感染症

- 法律に基づく届出等から、 感染者数や死亡者数の総数を 毎日把握・公表
- 医療提供の状況は自治体報告で把握

5 類 感 染 症

- ▶ 定点医療機関からの報告に 基づき、毎週月曜日から 日曜日までの患者数を公表
- ➤ G-MISを用いた新規入院者 数や病床の状況等を用いて 監視を継続
- 様々な手法を組み合わせた 重層的サーベイランス (抗体保育率問意、下水サーベイランス研究等)
- > 空港で呼吸器感染症の海外 からの流入を平時から監視

5

感染症法上の位置づけ変更に向けた対策の全体像

②医療体制

新型インフルエンザ等感染症

- > 入院措置等、行政の強い関与
- 限られた医療機関による特別 な対応

5 類 感 染 症

- 幅広い医療機関による 自律的な通常の対応
- これまで対応してきた医療 機関に加えて、新たな医療 機関に参画を促す
- 入院に関して、すべての 都道府県で9月末までの 「移行計画」を策定
- ⇒ 夏や冬に一定の感染拡大が 生じることも想定して準備

感染症法上の位置づけ変更に向けた対策の全体像

移行計画の概要 すべての都道府県で移行計画を策定いただき、提出いただいた内容をとりまとめたもの

入院体制

【直近のオミクロン株流行時の体制】

最大入院者数 約5.3万人

確保病床での受入 約3.1万人 (最大確保病床数 約5.1万床)

> 確保病床外での受入 約2.2万人

※ 各都道府県の最大入院者数等を合計したもの

【移行計画での体制】

(令和5年5月8日~9月末まで)

約8,300の医療機関

(約7,300病院 (全病院 約8,200 の約9割) ・約1,000有床診療所) 最大約5.8万人の入院患者の受入

<重症・中等症Ⅱの患者受入に重点化を目指す>

① 確保病床を有する医療機関での受入(見込み) 約2.3万人

(最大確保病床数 約3.1万床)

<軽症・中等症 I の患者中心に積極的に受入>

② 受入経験がある医療機関での受入(見込み) 約3.0万人

③ 受入経験がない医療機関での受入(見込み) 約0.4万人

②・③のうち、地域包括ケア病棟・地域一般病棟での受入 約1.0万人 (見込み)

入院調整体制

> **入院調整**については、行政による調整の対象を「重症患者」や「医療機関間での調整が困難となった患者」等のみとし、原則、医療機関間で調整を行う方針(G-MISなど病床情報を共有するシステムを活用等)

今後、移行計画の進捗を定期的に確認し、必要に応じて内容を見直しながら取組を推進

【参考】外来対応医療機関については、令和5年5月8日時点で、約4.2万機関から約4.4万機関に増加。 (うち、かかりつけ患者に限定しない医療機関は、約2.3万機関から約2.8万機関に増加。)

314 -

7

新型インフルエンザ等感染症

- 法律に基づく行政による患者 の入院措置・勧告や外出自粛 (自宅待機)要請
- 入院・外来医療費の自己負担 分を公費支援



5 類 感 染 症

- ▶ 政府として一律に外出自粛はせず
- 外出を控えるかどうかは、政府の情報を参考に個人で判断
- ▶ 医療費や検査費用の1割~3割を 自己負担
- 入院医療費や新型コロナ治療薬の 費用を期限を区切り軽減 (A際原費は原則2万円・新型コロナ治療率は全額補助)
- ➢ 受診相談機能や宿泊療養施設の 一部は期限を区切り継続

4.感染対策

新型インフルエンザ等感染症

- ▶ 法律に基づき行政が様々な 要請・関与をしていく仕組み
- ▶ 基本的対処方針や業種別ガイ ドラインによる感染対策

5 類 感 染 症

- 国民の皆様の主体的な選択を 尊重し、個人や事業者の判断 に委ねる
- 基本的対処方針等は廃止。行政は個人や事業者の 判断に資する情報を提供

9

感染症法上の位置づけ変更に向けた対策の全体像

⑤ワクチン

新型インフルエンザ等感染症

予防接種法に基づき、 特例臨時接種として 自己負担なく接種



5 類 感 染 症

- 令和5年度においても、引き続き、自己負担なく接種
 - ●高齢者など重症化リスクが高い方等: 年2回(5月~、9月~)
 - ●上記以外の5歳以上のすべての方: 年1回(9月~)
 - ※ 重症化リスクが高い方は接種を推奨

罹患後症状(いわゆる後遺症)への対応

医療提供体制

- 罹患後症状に悩まれる方の診療をしている医療機関を、都道府県のウェブサイトに掲載依頼。厚生労働省で5月頭に取りまとめて公表。
- ▶ 5月8日から、これらの医療機関において罹患後症状に悩まれる方への診療を診療報酬上特例的に評価。
- 研究成果や国内外の知見等が医療に 適切に反映されるよう、引き続き 「診療の手引き」に反映して、医療 機関等に幅広く情報提供。

研究

- ▶ 厚生労働科学研究において、 実態を把握するため、入院 患者や自治体の協力を得て、 軽症の患者も含む住民を 対象とした調査を実施。
- ➤ 日本医療研究開発機構 (AMED)において、 コロナの病態解明等につい て研究を実施。

315 -